

金武町 地域防災計画

2019年3月

金武町防災会議

総 合 目 次

第 1 編 基本編

第 1 章 総 則	1
第 1 節 目 的.....	1
第 2 節 金武町の概要.....	4
第 3 節 災害の想定.....	8
第 4 節 防災関係機関等の処理に関する業務の大綱.....	25
第 5 節 町民等の責務（平常時及び災害時の心得）.....	33
第 2 章 基本方針	35
第 1 節 災害の想定と防災計画の基本的考え方.....	35
第 2 節 防災対策の基本理念及び施策の概要.....	37
第 3 節 本町の特性等を考慮した重要事項.....	41
第 4 節 防災計画の見直しと推進.....	43
第 5 節 減災の視点で各課が取り組む防災対策.....	45

第 2 編 地震・津波編（災害予防計画）

第 1 節 地震・津波災害予防計画の基本方針.....	53
第 1 款 災害予防計画の基本的な考え方.....	53
第 2 款 災害予防計画の推進.....	54
第 2 節 地震・津波に強い町民（ひとづくり）ための計画.....	55
第 1 款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画.....	55
第 2 款 自主防災組織の育成計画.....	58
第 3 款 防災訓練計画.....	59
第 4 款 消防力の充実.....	62
第 5 款 企業防災の促進.....	62
第 6 款 地区防災計画の普及等.....	63
第 3 節 地震・津波に強い集落構造（まちづくり）のための計画.....	64
第 1 款 地震被害の未然防止計画.....	64
第 2 款 津波被害の防止計画.....	74
第 3 款 防災環境の整備計画.....	77

第4款	建築物の対策	80
第5款	危険物施設等の対策	80
第4節	地震・津波災害応急対策活動の準備	84
第1款	町の初動体制の強化	84
第2款	活動体制の確立	86
第3款	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	90
第4款	災害ボランティアの活動環境の整備	96
第5款	要配慮者安全確保計画	97
第6款	観光客・旅行者・外国人等の安全確保	100
第5節	津波避難体制等の整備	103
第1款	津波避難体制等の強化計画	103
第2款	孤立化対策の強化	107

第3編 風水害等編（災害予防計画）

第1節	風水害等予防計画の基本方針	109
第1章	風水害等に強い町民（ひとつづくり）	110
第1節	台風・大雨等の防災知識の普及計画	110
第2節	自主防災組織の育成計画	112
第3節	防災訓練実施計画	113
第4節	要配慮者安全確保体制整備計画	114
第5節	災害ボランティア計画	114
第6節	竜巻災害予防計画	115
第2章	風水害等に強い集落構造（まちづくり）	116
第1節	治山・治水対策計画	116
第2節	土砂災害予防計画	119
第3節	高潮等災害予防計画	121
第4節	建築物等災害予防計画	122
第5節	火災予防計画	123
第6節	危険物施設等の災害予防計画	125
第7節	林野火災予防計画	127
第8節	上・下水道施設災害予防計画	128
第9節	農林業災害予防計画	129
第10節	文化財災害予防計画	130

第 11 節	不発弾災害予防計画	131
第 12 節	道路事故予防計画	134
第 3 章	迅速かつ円滑な応急対策活動のための事前準備	135
第 1 節	避難誘導等計画	135
第 2 節	水防、消防及び救助施設等整備計画	137
第 3 節	食料等備蓄計画	138
第 4 節	気象観測体制の整備計画	140
第 5 節	災害通信施設整備計画	141
第 6 節	交通確保・緊急輸送計画	142
第 7 節	基地災害及び米軍との相互応援計画	144
第 8 節	海上災害予防計画	145
第 9 節	業務継続計画策定の推進	146

第4編 災害応急対策編

第 1 章	災害応急対策計画	155
第 1 節	組織動員計画	155
第 2 節	予報・警報等の伝達計画	165
第 3 節	災害通信計画	184
第 4 節	災害状況等情報収集・伝達計画	186
第 5 節	災害広報計画	192
第 6 節	避難計画	194
第 7 節	観光客対策計画	209
第 8 節	要配慮者対策計画	210
第 9 節	救出計画	211
第 10 節	広域応援要請計画	213
第 11 節	自衛隊派遣要請計画	215
第 12 節	水防計画	224
第 13 節	土砂災害応急対策計画	226
第 14 節	消防計画	228
第 15 節	危険物等災害応急対策計画	232
第 16 節	災害救助法の適用計画	234
第 17 節	医療救護計画	236
第 18 節	給水計画	241
第 19 節	食糧供給計画	242
第 20 節	生活必需品供給計画	246

第 21 節	交通輸送計画	248
第 22 節	感染症対策、清掃、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	256
第 23 節	行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理及び埋葬計画	261
第 24 節	障害物の除去計画及び災害廃棄物の処理計画	264
第 25 節	住宅応急対策計画	266
第 26 節	二次災害の防止計画	270
第 27 節	労務供給計画	271
第 28 節	民間団体協力計画	276
第 29 節	ボランティア協力受入れ計画	277
第 30 節	教育対策計画	279
第 31 節	治安警備計画	282
第 32 節	ライフライン（公益事業等施設）応急対策計画	283
第 33 節	農林水産物応急対策計画	287
第 34 節	公共土木施設応急対策計画	289
第 35 節	海上災害応急対策計画	292
第 36 節	航空機事故対策計画	302
第 37 節	米軍との相互応援	307
第 38 節	林野火災応急対策計画	307
第 39 節	台風災害応急対策計画	308

第 5 編 災害復旧復興編

第 1 章	災害復旧復興計画	311
第 1 節	公共施設災害復旧計画	311
第 2 節	被災者生活への支援計画	313
第 1 款	災害相談	313
第 2 款	り災証明の発行	313
第 3 款	住宅復旧計画	314
第 4 款	生業資金の貸付	315
第 5 款	被災者生活再建支援	319
第 3 節	農林漁業及び中小企業等への支援計画	322
第 4 節	復興の基本方針	323

資 料 編

第1編 基本編（総則）

第1編 基本編

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び金武町防災会議条例（昭和59年条例第31号）の規定に基づき、金武町防災会議によって策定するものであり、町・国・県・防災関係機関や公共的団体、町民が有する役割・機能を発揮して、町域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

1. 計画の構成

（1）基本編（総則）

金武町の概況及び地域にかかる防災に関し、関係公共機関及び団体、その防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱を記し、本町の防災理念を掲げるものである。

（2）災害予防計画（地震・津波編、風水害等編）

大規模な地震・津波や火災、台風等の風水害による災害の発生を未然に防ぐとともに、災害による被害の拡大防止のために、治山治水事業等による町土の保全、防災教育及び訓練、災害用食糧・物資及び資材の備蓄、救助施設、防災施設等の整備、その他の災害についての予防実施を図る計画である。

（3）災害応急計画

災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、応急救助を行うための防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教、交通輸送、その他の災害応急対策の計画である。

（4）災害復旧計画

災害からの復旧・復興に関する計画である。

（5）参考資料

その他、防災上必要な資料

2. 用語の解説

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- | | |
|---------|---------------------------|
| ① 町 | 金武町 |
| ② 町防災会議 | 金武町防災会議 |
| ③ 町本部 | 金武町災害対策本部 |
| ④ 町本部長 | 金武町災害対策本部長 |
| ⑤ 県 | 沖縄県 |
| ⑥ 県本部 | 沖縄県災害対策本部 |
| ⑦ 県本部長 | 沖縄県災害対策本部長 |
| ⑧ 町防災計画 | 金武町地域防災計画 |
| ⑨ 県防災計画 | 沖縄県地域防災計画 |
| ⑩ 基本法 | 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) |
| ⑪ 救助法 | 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号) |

<その他の用語について>

- ①要配慮者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等である。
- ②避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。
- ③要配慮者利用施設：高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等が利用する社会福祉施設や医療関係施設、学校施設等（老人福祉関係、障害者支援施設、保護施設、児童福祉施設、母子・父子福祉施設、医療施設、幼稚園、小学校、中学校など）のことである。
- ④自主防災組織：災害対策基本法に規定されている自然災害から地域を守るための住民による任意組織である。自治会や行政区などの組織単位でつくられることが多い。

第2節 金武町の概要

1. 位置

本町は、沖縄本島のほぼ中央部東海岸側（北緯 26 度 27 分、東経 127 度 56 分）にあって、東西に 12.7km、南北 8 km、総面積 37.88km²（うるま市との境界埋立地先部分未確定箇所の 0.18 km²の半分を含む）を擁し、北東に宜野座村、北西には恩納村、南西にはうるま市と接し、南東部は太平洋に面している。

また、本町は県都那覇市から約 48km、沖縄市から約 30km、名護市から約 28km の位置にあり、本島北部地域と中南部地域とを結ぶ接点地となっている。

2. 地質・土壌

本町の地質は、東西で分布状況が異なっており、東部（字金武と伊芸の境界）は、嘉陽層と呼ばれる古代三系の砂岩と第四系の琉球石灰岩・石灰岩質砂岩の礫岩からなっている。また、伊芸及び屋嘉の西部は、名護層と呼ばれる中世代の千枚岩（粘版岩質）が多く見られ、その他新世代第四紀の石灰岩質砂岩・礫岩、砂礫堆積物が台地面に分布している。

土壌の分布は、山間部や一部の海岸低地には、国頭マーヅと呼ばれる赤色や黄色の酸性土壌、そして、字金武・並里の台地には琉球石灰岩を母材とする島尻マーヅ（暗赤色土壌）が広く分布している。また、屋嘉や伊芸集落付近には褐色を呈する沖積土壌、そして、億首川流域や伊芸には水田に利用されているグライ層からなる沖積土壌が分布している。

（資料：土地分類基本調査）

3. 気象・気候

沖縄県の気候の特徴は、年平均気温が 22℃以上と暖かく、年降水量も 2,000mm を超えて多い。また、湿度が年間を通して高く、亜熱帯海洋性気候と呼ばれている。

夏は太平洋高気圧に支配され晴れの日が多く、連日真夏日と熱帯夜が続く。冬は太平洋高気圧が張り出して周期的に北または北東の季節風が吹き、小雨の降る肌寒い日が多くなる。

沖縄県の過去 10 年間の気象状況をみると、年平均気温 22℃以上で、最高気温の極値の平均が 33.9℃、最低気温の極値の平均は 9.7℃、年平均降水量は 2,159.2mm となっている。

	気温(°C)						
	平均	最高			最低		
		気温	月	日	気温	月	日
平成20年	23.4	33.8	7	6	10.7	2/16、3/2	
平成21年	23.4	34.6	9	12	9.3	1 26	
平成22年	23.1	33.2	7	14	9.1	1 15	
平成23年	22.9	32.9	7/24、8/2		8.7	2 1	
平成24年	23.0	33.3	7	18	11.6	1 26	
平成25年	23.3	34.8	8	2	10.3	12 28	
平成26年	23.1	33.9	7	6	10.6	1 2	
平成27年	23.6	33.8	7	5	9.6	2 11	
平成28年	24.1	33.9	8	2	6.1	1 24	
平成29年	23.6	35.1	7	16	10.7	2 12	
10年平均*	23.4	33.9			9.7		

	降水量(mm)					
	総量	最大日量	月		1時間最大	
			日	日	月	日
平成20年	1,621.0	138.5	3	30	64.0	10 10
平成21年	1,864.5	155.0	6	15	53.0	6 15
平成22年	2,895.5	131.5	5	16	58.0	11 13
平成23年	2,122.0	225.0	8	6	62.5	5 16
平成24年	2,733.0	174.0	8	27	50.0	6 19
平成25年	2,071.0	204.0	5	23	68.5	8 14
平成26年	2,584.5	251.5	10	11	79.0	7 9
平成27年	1,425.0	157.5	7	10	64.0	7 20
平成28年	2,368.0	137.5	9	7	43.0	4 10
平成29年	1,907.0	206.5	6	19	60.0	9 3
10年平均*	2,159.2	178.6			60.2	

4. 人 口

国勢調査による人口及び世帯数は、平成 27 年には 11,232 人、4,611 世帯で 1 世帯あたり人員は 2.44 人となっている。昭和 45 年からの推移をみると、人口は増減があるものの、平成 7 年以降は増加傾向となっており、世帯数は一貫した増加を示している。1 世帯あたり人員は、平成 12 年から 3 人を下回っており、核家族化が進行していることが伺える。

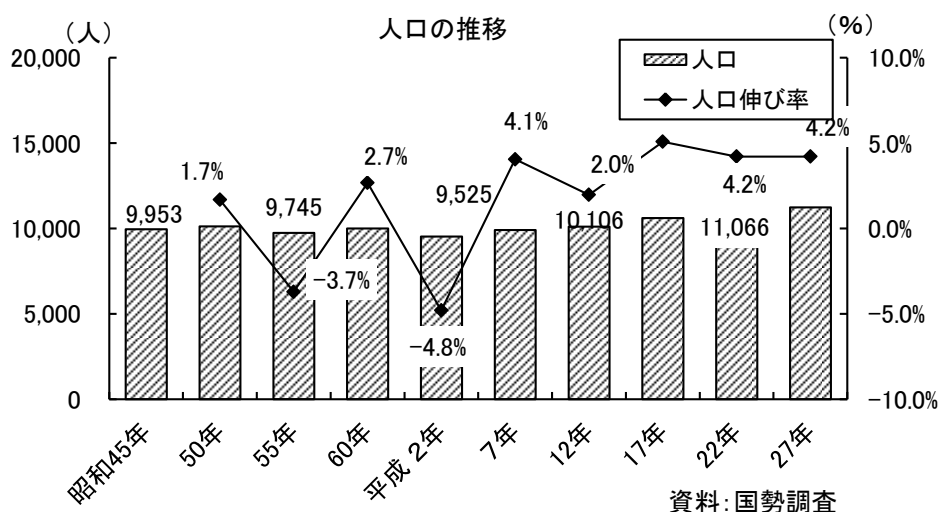
住民基本台帳による行政区別（平成 29 年 3 月末）の人口は、「中川区」905 人、「並里区」2,770 人、「金武区」4,768 人、「伊芸区」1,088 人、「屋嘉区」1,921 人となっている。世帯数は、「中川区」365 世帯、「並里区」1,199 世帯、「金武区」2,373 世帯、「伊芸区」500 世帯、「屋嘉区」830 世帯となっている。

人口及び世帯の状況

単位：人、世帯、%

	総人口	対前年 伸び率	性別		世帯数	対前年 伸び率	1世帯あ たり人員
			男性	女性			
昭和45年	9,953		4,454	5,499	2,641		3.77
50年	10,120	1.7%	4,772	5,348	2,676	1.3%	3.78
55年	9,745	-3.7%	4,585	5,160	2,756	3.0%	3.54
60年	10,005	2.7%	4,751	5,254	3,009	9.2%	3.33
平成 2年	9,525	-4.8%	4,463	5,062	3,104	3.2%	3.07
7年	9,911	4.1%	4,716	5,195	3,216	3.6%	3.08
12年	10,106	2.0%	4,933	5,173	3,378	5.0%	2.99
17年	10,619	5.1%	5,162	5,457	4,056	20.1%	2.62
22年	11,066	4.2%	5,440	5,626	4,373	7.8%	2.53
27年	11,232	1.5%	5,565	5,667	4,611	5.4%	2.44

資料：国勢調査



行政区別人口・世帯数(平成29年3月)

	人口			世帯数
	男性	女性	計	
金武区	2,381	2,387	4,768	2,373
並里区	1,380	1,390	2,770	1,199
中川区	440	465	905	365
伊芸区	522	566	1,088	500
屋嘉区	991	930	1,921	830
計	5,714	5,738	11,452	5,267

資料: 統計きん

人口動態についてみると、平成29年度の自然動態は出生数147人、死亡数107人で40人の自然増となっている。社会動態は、転入者数413人、転出者数387人で26人の社会増となっており、全体で66人の人口増加となっている。

平成20年度からの推移をみると、自然動態は一貫した自然増の傾向となっており、おおむね100人以上/年度で、死亡数も同様に90~130人程度で推移している。

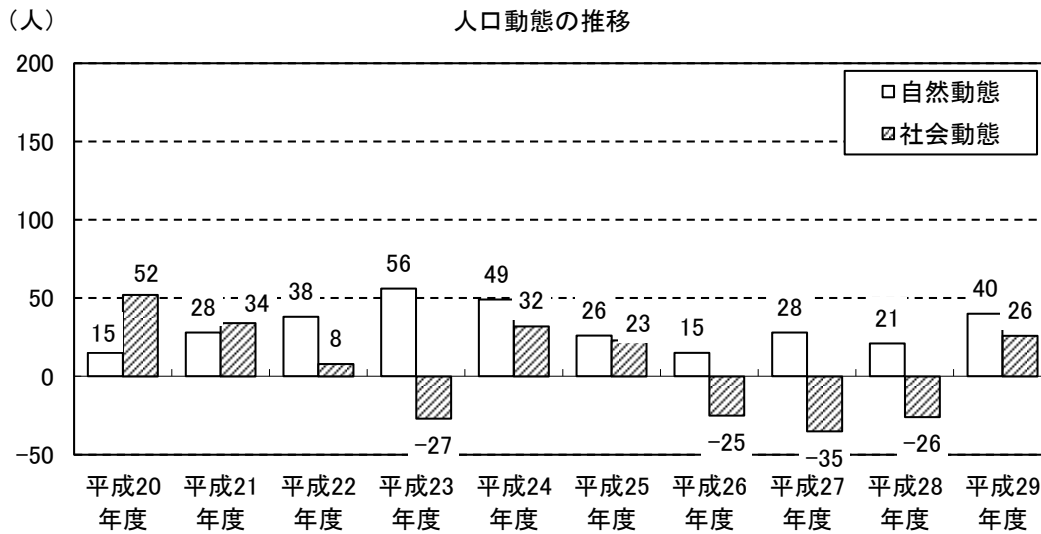
社会動態については、転入者数が転出者数を上回る社会増、その逆の社会減を繰り返している。

人口動態

単位: 人

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	
平成20年度	119	104	15	531	479	52	67
平成21年度	138	110	28	513	479	34	62
平成22年度	153	115	38	480	472	8	46
平成23年度	159	103	56	470	497	-27	29
平成24年度	141	92	49	521	489	32	81
平成25年度	154	128	26	512	489	23	49
平成26年度	145	130	15	487	512	-25	-10
平成27年度	146	118	28	434	469	-35	-7
平成28年度	141	120	21	483	509	-26	-5
平成29年度	147	107	40	413	387	26	66

資料: 住民基本台帳人口の概況



資料:住民基本台帳人口の概況

5. 道路交通

本町には、町内の中央部を南北に縦断する広域幹線道路の沖縄自動車道、東海岸沿いの国道 329 号が縦貫し、交通の要衝となっている。また、本町と恩納村とを結ぶ県道 104 号線及び 88 号線、町道の 359 路線で道路網が構成されている。

さらに、国道 329 号の交通量の増大及び交通安全上の見地から国道バイパスの建設が進められたとともに、災害時の避難路としても期待できる町道についても整備が検討されている。

6. 河川

本町の河川は、県管理の億首川と町管理河川の名古川、石川川、加武川、美德川、山田川、渡久比那川、前田川、クラ川の 9 河川があり、それらの河川はティーツ岳、ブトゥ岳、ジャフン岳等の国頭山系を源として金武湾に注いでいる。

億首川は上流に県企業局管理の金武ダムがあり、沖縄県東部河川開発事業による金武ダムとしての再開発計画が進められている。また、億首川下流域はマングローブを主とした植物群が広がっており、小動物や水鳥の生息地となっていることから県内でも有数の観察地として知られている。

第3節 災害の想定

本町における気象条件、地形・地勢等の自然条件や住宅の立地状況等の社会的条件から起こりうる災害（台風、地震、津波）を重点に災害救助法適用程度の災害を想定し、大規模な災害による被害の軽減を図る。

1. 風水害被害想定

(1) 台風被害想定

沖縄県が大規模な被害を受けた台風を事例に、本町においても同規模の災害を想定するものとする。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

<事例想定1>昭和32年 台風第14号 フェイ

来襲年月日	昭和32年(1957年)9月25、26日
最大風速	47.0 m/s
最大瞬間風速	61.4 m/s
降水量	70.7 mm
死傷者・行方不明者	193名
住宅全半壊	16,091戸

(那覇の観測データ)

<事例想定2>平成15年 台風14号 マエミー

来襲年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s
最大瞬間風速	74.1m/s
降水量	470.0mm
死傷者	96名(うち死者1名)
住宅全半壊	105棟(うち全壊19棟)

(宮古島の観測データ)

[被害状況]

平成15年台風14号の被害は、人的被害が死者1名、負傷者95名で負傷者の多くはガラスなどによる裂傷であった。住家被害は、家屋の全壊19棟、半壊86棟、一部損壊1,206棟であり、電柱倒壊が882本など、甚大な被害に見舞われた。(宮古支庁調べ)
(資料：県-平成15年台風14号に関する資料)

＜事例想定3＞平成24年 台風17号 ジェラワット

来襲年月日	平成24年9月29日
最大風速	32.2m/s（名護）
最大瞬間風速	57.4m/s（名護）
降水量	97.5mm（名護）
死傷者（県全体）	89名（金武町：なし）
住宅全半壊（県全体）	253棟（金武町：一部損壊1棟）

（10月2日18時30分現在の内閣府資料）

（2）台風による高潮の被害想定

県土木建築部海岸防災課の調査報告書（「沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託」平成19年3月）から、高潮による建物被害の想定結果を示す。

■高潮被害

	床上浸水	床下浸水
構造物あり	365	165
構造物なし	365	165

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

（3）土砂災害

本町に関して、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土砂災害警戒区域は以下のとおりです。

■本町で想定される土砂災害（危険箇所・区域）

県の調査結果等から急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）が1箇所、土石流危険渓流（Ⅱ）が1箇所である。

また「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（※1以下「土砂法」とする）」における「土砂災害警戒区域」を受けている。

＜危険箇所の状況＞

No	箇所名 （所在地）	主な位置	土砂法による 土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域の指定 年月日
1	急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ） （金武浜田原）	金武浜田原の浜田保育園近くの傾斜地	急傾斜地	平成26年 11月25日
2	土石流危険渓流（Ⅱ） （喜瀬武原）	喜瀬武原多目的ホール 近く	土石流	平成26年 11月25日

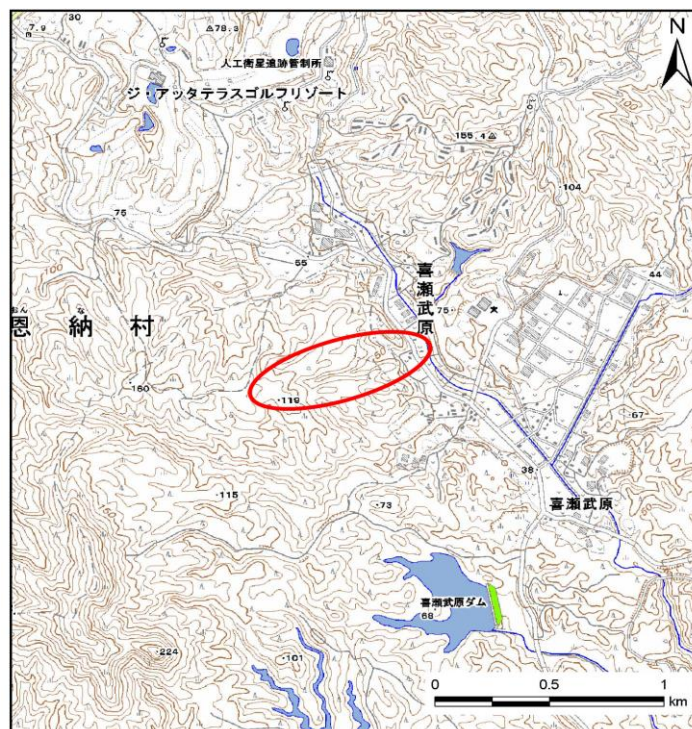
【土砂災害警戒区域位置図】

金武浜田原（急傾斜地）と喜瀬武原（土石流）の位置については、以下のとおりである。

<金武浜田原>

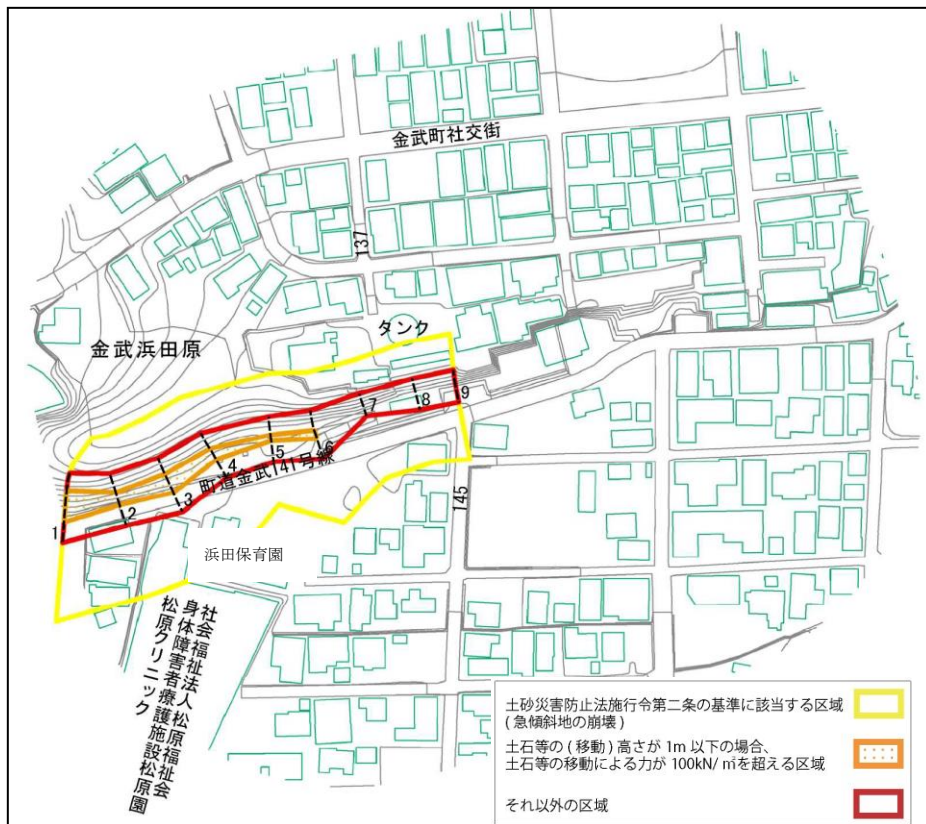


<喜瀬武原>



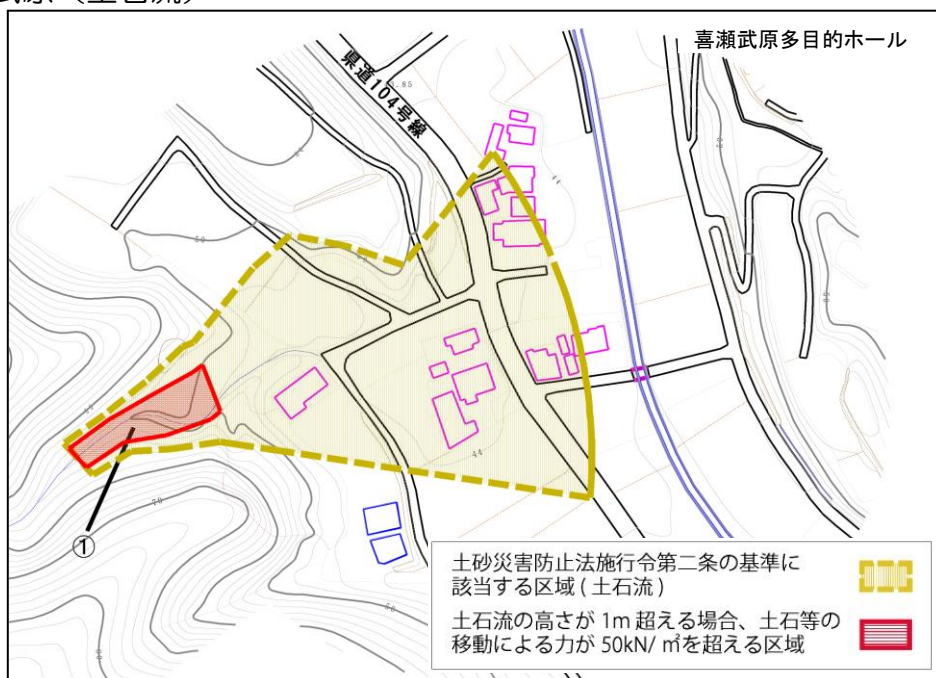
【土砂災害警戒区域】

①金武浜田原（急傾斜地）



出典：土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書

②喜瀬武原（土石流）



出典：土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書

2. 地震被害想定

「沖縄県地震被害想定調査概要報告書（平成 22 年 3 月）」による被害想定調査結果及び「平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査（H26.3）」による被害想定調査結果を参考に、本町において被害の大きい以下の地震を想定する。

< 予測項目・条件 >

予測している主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、住民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の 12 時、冬の 18 時の 3 シーンとなっている。

■ 地震・津波被害予測想定地震一覧

想定地震	マグニチュード	ゆれ等の特徴(予測最大震度)	備考
沖縄本島南部断層系	7.0	沖縄本島南部において震度が大きい(7)	前回調査 (平成 21 年度)より
伊祖断層	6.9	那覇市周辺において震度が大きい(7)	
石川-具志川断層系	6.9	沖縄本島中南部において震度が大きい(7)	
沖縄本島南部スラブ内	7.8	沖縄本島南～中部において震度が大きい(6強)	
宮古島断層	7.3	宮古島において震度が大きい(7)	
八重山諸島南西沖地震	8.7	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	平成 23・24 年度津波 被害想定 調査より
八重山諸島南方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
八重山諸島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
沖縄本島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
沖縄本島東方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
石垣島南方沖地震	7.8	黒島において震度が大きい(6弱)	
石垣島東方沖地震	8.0	石垣島において震度が大きい(6強)	
石垣島北方沖地震	8.1	西表島、多良間島において震度が大きい(6強)	
久米島北方沖地震	8.1	久米島、栗国島において震度が大きい(6強)	
沖縄本島北西沖地震	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が大きい(6弱)	
沖縄本島南東沖地震 3連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が大きい(6強)	
八重山諸島南方沖地震 3連動	9.0	先島諸島広域において震度が大きい(6強)	
沖縄本島北部スラブ内	7.8	沖縄本島中～北部において震度が大きい(6強)	
宮古島スラブ内	7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が大きい(6強)	
石垣島スラブ内	7.8	石垣島市街地において震度が大きい(6強)	

(1) 沖縄本島南東沖地震 3 連動の想定

金武町に甚大な被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南東沖地震 3 連動を震源とする地震を想定する。

(資料：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査 H26.3)

① 想定地震

沖縄本島南東沖地震 3 連動地震が発生し、本町で震度 6 弱程度の地震動が生じること想定した被害予測結果を参考とする。

② 予測結果の概要

ア) 地震動の予測

マグニチュード 9.0 で沖縄本島を中心に震度 5 強から震度 6 弱程度の揺れが予想される。

イ) 地震の揺れ・液状化・土砂災害・地震火災の危険度の予測 (建物被害)

ウ) 人的被害の予測

建物倒壊による人的被害 (沖縄本島南東沖地震 3 連動)

市町村	死者数 (人)	負傷者数 (人)		
		負傷者計 (人)	重傷者数 (人)	軽傷者数 (人)
金武町	3	154	25	129

資料：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査

地震の揺れによる建物被害 (沖縄本島南東沖地震 3 連動)

市町村	木造建物 (棟)		非木造建物 (棟)		合計 (棟)	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
金武町	21	151	227	462	248	613

資料：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査

液状化による建物被害 (沖縄本島南東沖地震 3 連動)

市町村	木造建物 (棟)		非木造建物 (棟)		合計 (棟)	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
金武町	1	0	33	14	34	14

資料：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査

土砂災害による建物被害 (沖縄本島南東沖地震 3 連動)

市町村	急傾斜地崩壊危険箇所		
	保全人家数 (棟)	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)
金武町	9	0	0

資料：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査

地震火災による建物被害（沖縄本島南東沖地震3連動）

市町村	出火件数（件）			焼失棟数（棟）
	出火	消防力鎮火	残出火	
金武町	4	0	4	4

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

建物倒壊による人的被害（沖縄本島南東沖地震3連動）

市町村	死者数（人）	負傷者数（人）		
		負傷者計（人）	重傷者数（人）	軽傷者数（人）
金武町	3	154	25	129

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

(2) 直下型地震の想定

ある特定の断層モデルに基づいて被害想定を実施すると、どの断層からも離れている市町村では、比較的軽微な被害しか想定されない。しかし現実には、どの市町村も直下型地震の震源になる可能性は否定できない。

そこで、県下各市町村の直下で地震が発生し、良好な地盤で震度5強程度の地震動が生じることを想定し、その場合に生じる市町村ごとの被害を予測する。

（資料：「沖縄県地震被害想定調査概要報告書」）

①想定地震（沖縄本島直下プレート内地震）

本町の直下で地震が発生し、本島の大部分で震度6弱程度の地震動が生じることを想定した被害予測結果を参考とする。

②予測結果の概要

ア) 地震動の予測

マグニチュード7.8、断層上端の深さ30km、良好な地盤で大部分で震度6弱程度を想定する。

イ) 地震動・液状化による建物被害の予測

全壊：260棟、半壊：694棟

ウ) 出火・延焼被害

出火件数：2件、焼失棟数：2棟

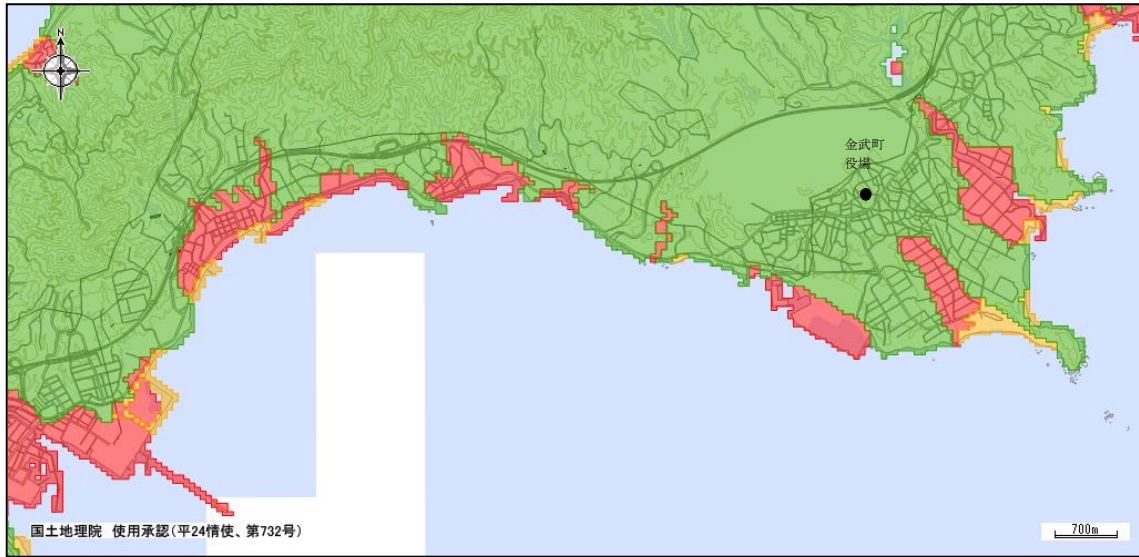
エ) 人的被害の予測

死者数：7人、負傷者数：499人（うち重症者25人）

オ) ライフライン被害の予測




断水人口：10,286人、停電戸数：1,308戸、電話支障：600回線

■液状化危険度分布図



出典：沖縄県地図情報システム

<液状化の危険度の凡例>

凡例	危険度
	液状化の危険度はかなり低い
	液状化の危険度が高い
	液状化の危険度が極めて高い

本町において、上記のように沿岸部の「液状化危険度」が高くなる地震は主に以下の3つである。

- 沖縄本島南部スラブ内地震
- 沖縄本島北部スラブ内地震
- 沖縄本島南東沖地震3連動

3. 津波想定

地震及び津波の浸水想定について、「沖縄県津波・高潮被害想定調査（沖縄本島沿岸域）報告書（概要版）」（平成19年3月）の結果から、発生確率の高い津波災害として本町における津波被害を想定するものとする。また、東日本大震災を踏まえた甚大な被害をもたらす最大クラスの津波及び津波防災まちづくりに関する法律に基づき設定をした津波を想定するものとする。

①本町の災害想定結果

想定結果については、条件によって以下の想定を超える場合もあることに留意するものとする。

ア 切迫性の高い津波

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測された「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

想定される被害としては、「沖縄県津波・高潮被害想定調査（沖縄本島沿岸域）報告書（概要版）」（平成19年3月）では、床上・床下浸水をはじめ、5人未満の死傷者がでると想定される。また、伊芸区において地震発生後34分で津波が到達し、最大遡上高2.7mにまで達する。

■想定モデル

	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	沖縄本島北方沖（C01）	80km	40km	4m	7.8
②	沖縄本島南東沖（D01W）	80km	40km	4m	
③	沖縄本島南西沖（H9RF）	80km	40km	4m	
④	久米島北方沖（B04E）	80km	40km	4m	
⑤	久米島南東沖（C02）	80km	40km	4m	
⑥	宮古島東方沖（C04W）	80km	40km	4m	7.8
⑦	宮古島南東沖（D06N）	80km	40km	4m	7.8
⑧	宮古島西方沖（C05E）	80km	40km	4m	7.8
⑨	石垣島東方沖1（C06W）	80km	40km	4m	7.8
⑩	石垣島東方沖2（NM11）	60km	30km	20m	7.8
		40km	20km	20m	7.7
⑪	石垣島南方沖（IM00）	15km	10km	90m	(※2)
⑫	石垣島北西沖（A03N）	80km	40km	4m	7.8
⑬	与那国島北方沖（A01N）	80km	40km	4m	7.8
⑭	与那国島南方沖（GYAK）	100km	50km	5m	7.9

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ⑩下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

<被害想定>

【建物被害】

■津波被害想定結果（全ケース最大の抽出）

	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
構造物あり	0	1	29	23
構造物なし	0	2	59	25

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

【津波人的被害】

■死者数

	意識高・冬夜	意識高・夏昼	意識低・冬夜	意識低・夏昼
構造物あり	1	2	1	3
構造物なし	1	3	1	3

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

■負傷者

	重傷者（冬）	重傷者（夏）	中等傷者（冬）	中等傷者（夏）
構造物あり	1	1	1	3
構造物なし	1	2	2	5

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

■津波遡上高及び到達時間等（発生確率の高い津波）

	代表地点	沿岸の津波水位（m）	最大遡上高（m）	津波到達時間（分）
金武町	伊芸	1.7	2.7	34

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

イ 甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

東日本大震災を踏まえて発生確率は低いものの甚大な被害をもたらす津波として、「沖縄県津波被害想定検討結果」（平成25年1月）で想定される津波は、マグニチュード9.0とし、伊芸区において地震発生後28分で津波が到達し、最大遡上高8.4mにまで達するほか、屋嘉区においては一部で11.0mにまで遡上することが予想される。

■津波遡上高及び到達時間等（最大級の津波）

	代表地点	沿岸の津波最大水位（m）	最大遡上高（m）	津波到達時間（分）
金武町	伊芸	8.7	8.4	28
金武町	屋嘉	6.8	11.0	32

資料：沖縄県津波被害想定検討結果（平成25年1月28日）

また、昭和35年、日本列島の太平洋沿岸および沖縄本島を襲ったチリ地震津波に相当する規模の津波においては、被害は本島沿岸に多く、その他は軽微であった。

本島では名護市（旧久志村、旧羽地村）、うるま市（旧石川市等）で24日5時半頃から数回わたり津波があり、大浦湾に臨む杉田で332cm（推算潮位上）に達し

た。県全体の被害概況は死者3名、負傷者2名、住家・非住家全壊28戸、同半壊109戸、住家床上浸水602戸、同床下浸水813戸、橋梁破壊9箇所、道路決壊11箇所、田畑の冠水436町歩、船舶（5トン未満）8隻となっている。

（資料：「沖縄県津波・高潮被害想定調査（沖縄本島沿岸域）報告書（概要版）」、「沖縄県災害誌」）

■想定モデル（平成24年度）

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震 (※2)		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震 (※2)		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8 m	8.1
⑭	3連動	沖縄本島 南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ② ⑥ ⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

【津波による建物被害】

津波による建物被害（沖縄本島南東沖地震3連動）

市町村	木造建物（棟）		非木造建物（棟）		合計（棟）	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
金武町	33	5	574	177	607	182

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

【津波による人的被害】

津波による人的被害（沖縄本島南東沖地震3連動）

市町村	死者数（人）	負傷者数（人）		
		負傷者計（人）	重傷者数（人）	軽傷者数（人）
金武町	126	1,795	614	1,181

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

ウ 発生確率は低いものの甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

(津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定)

平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震により想像をはるかに越えた津波被害が発生した事を踏まえて、「沖縄県津波浸水想定について(平成 27 年 3 月)～津波防災地域づくり」を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測された。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。

<浸水想定>

■津波遡上高及び到達時間等(津波防災まちづくりに関する法律にもとづく設定)

	代表地点	沿岸の津波最大水位(m)	最大遡上高(m)	津波到達時間(分)
金武町	屋嘉	4.6	5.7	33
	伊芸	5.5	6.6	29

資料：沖縄県津波浸水想定について(平成27年3月)

■想定モデル(平成 26 年度)

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震(※2)		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震(※4)		100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震(※2)		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震(※2)		60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑯	3連動	八重山諸島南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

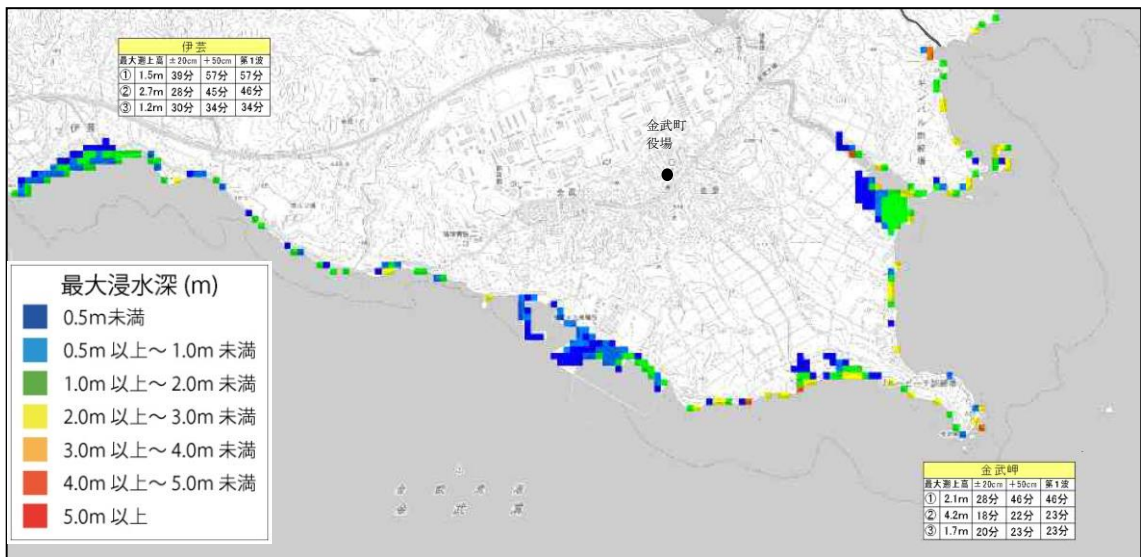
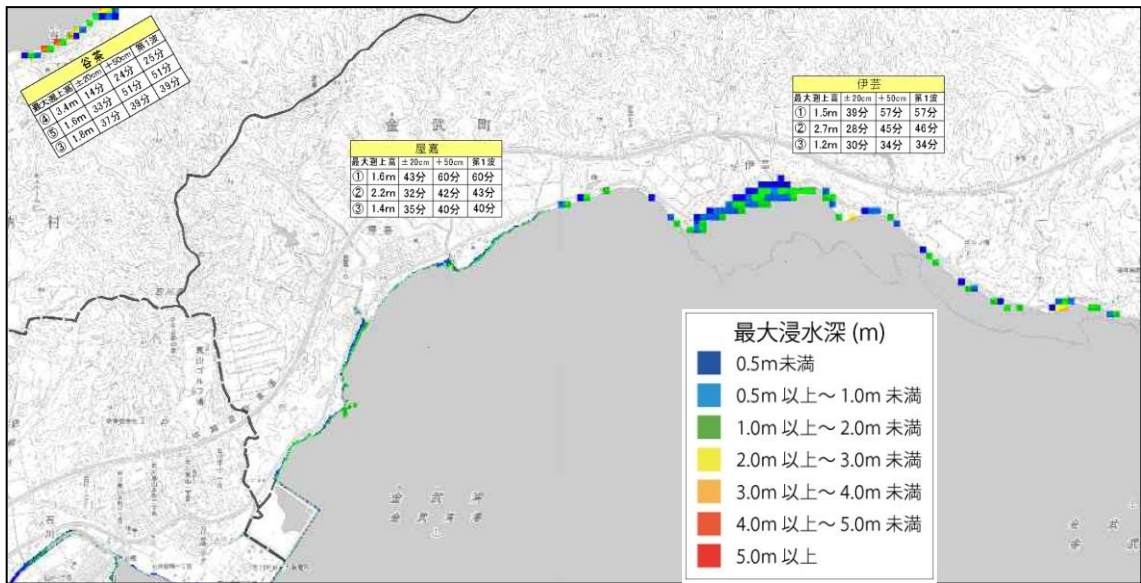
※2：1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

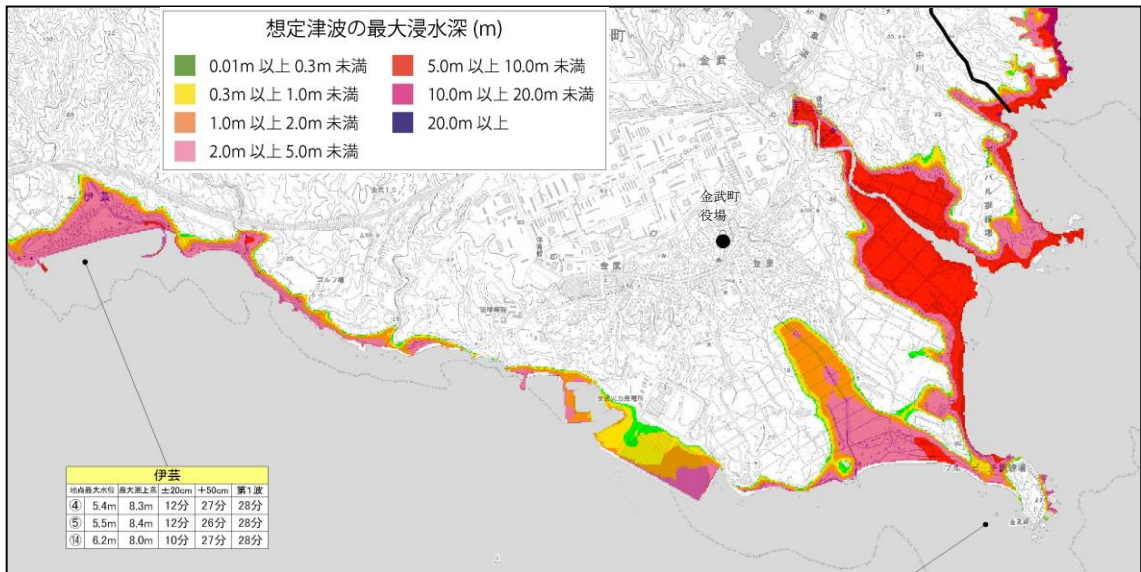
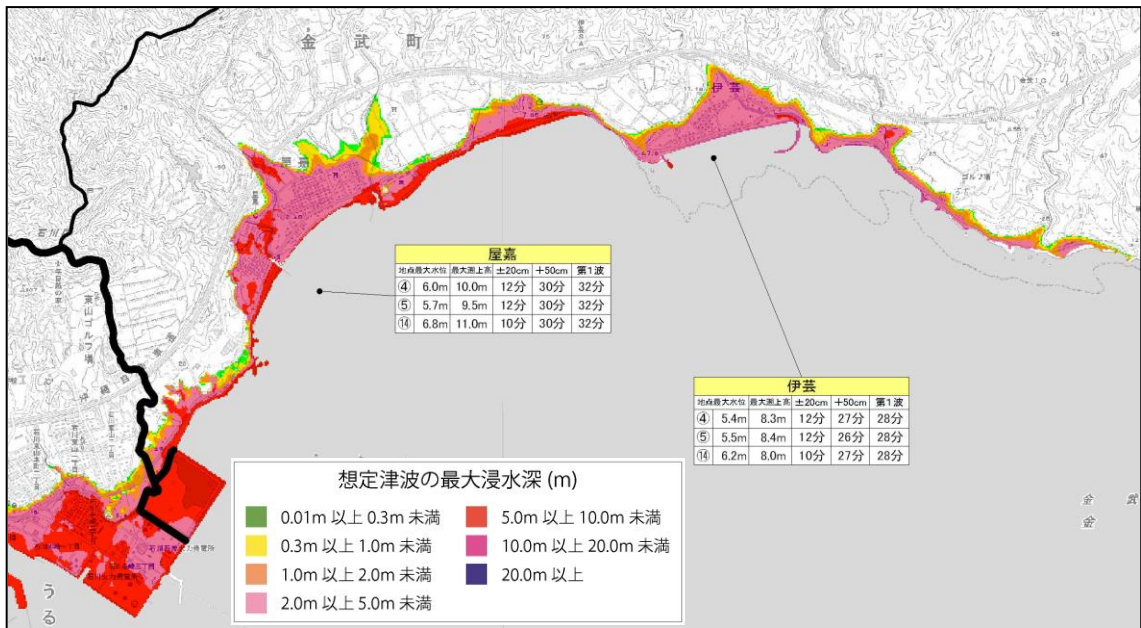
※4：1791年の地震の再現モデル。

■津波浸水想定図

①切迫性の高い津波（H18、19年調査）



②本町に甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

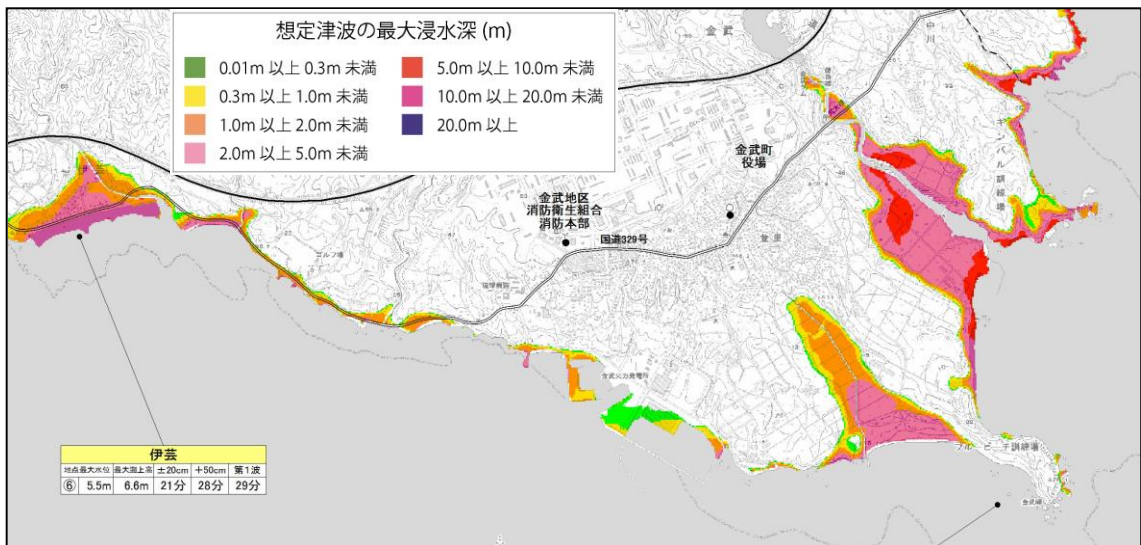
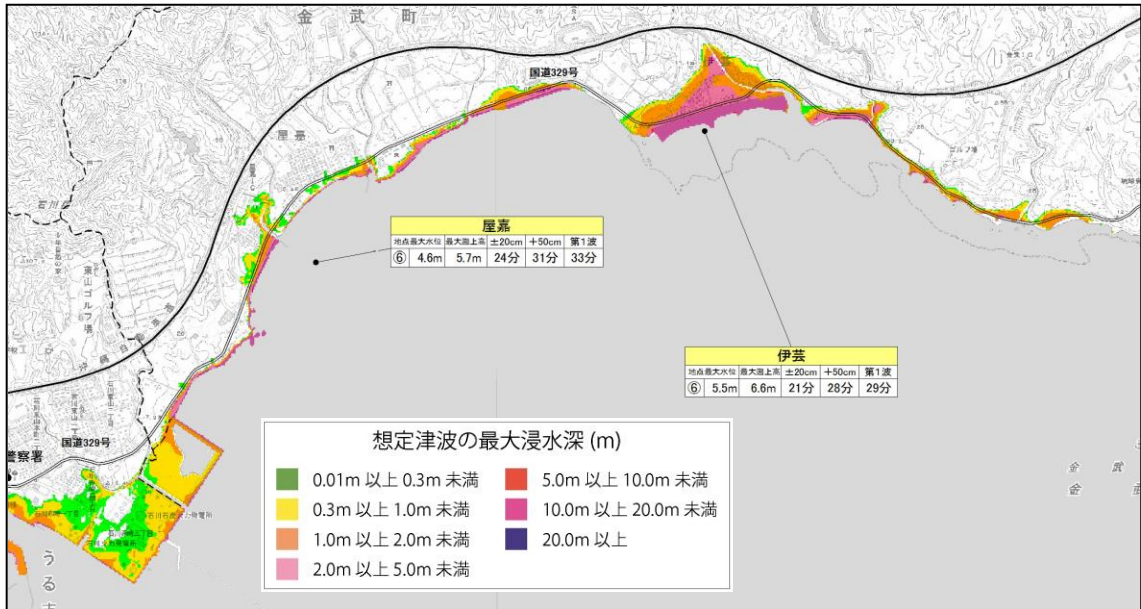


出典：沖縄県津波被害想定調査（平成 24 年度）

③本町に甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

(津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定)

下図の浸水想定区域が、概ね「津波災害警戒区域」として指定されている。



出典：沖縄県津波被害想定調査（平成 26 年度）

第4節 防災関係機関等の処理に関する業務の大綱

1. 町・消防本部

(1) 金武町

- ① 町防災会議及び町災害対策本部に関する業務
- ② 防災に関する教育訓練の実施
- ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備・点検
- ④ 防災に関する施設及び設備の整備・点検
- ⑤ 災害に関する警報の発令・伝達及び避難措置
- ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- ⑦ 住民等への災害時の広報及び災害相談の実施
- ⑧ 水防、消防、救助、その他の応急措置
- ⑨ 災害時における保健衛生及び文教対策
- ⑩ 災害時における交通輸送の確保
- ⑪ 被災施設の復旧
- ⑫ 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- ⑬ 各区及び関係団体、防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- ⑭ 公共団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
- ⑮ その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置

(2) 金武地区消防衛生組合消防本部

- ① 救助、救出活動及び避難の誘導に関すること
- ② 消防、水防及び応急措置に関すること
- ③ 住民への予報の伝達に関すること
- ④ 社会公共施設、危険物取扱所等の災害防止のための誘導、監督に関すること
- ⑤ 米軍との相互協定に関すること

2. 沖縄県・県出先機関等

(1) 沖縄県

- ① 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- ② 防災に関する教育訓練の実施
- ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- ④ 防災に関する施設及び設備の整備
- ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- ⑦ 水防、消防、救助、その他の応急措置

- ⑧ 災害時の衛生、文教対策
- ⑨ 災害時における交通輸送手段の確保
- ⑩ 被災施設の災害復旧
- ⑪ 被災者に対する融資等対策
- ⑫ 町が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- ⑬ 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
- ⑭ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

(2) 県立北部病院

- ① 災害時における医療、助産、看護活動の実施
- ② 被災者の応急対策

(3) 中部保健所

- ① 災害時における管内の保健衛生対策及び指導

(4) 北部土木事務所

- ① 管内市町村の被害状況の収集及び県災害対策本部への報告等の総括に関すること
- ② 所管に係わる施設（道路、橋梁、河川、海岸保全施設等）の災害予防、災害時における応急対策や災害復旧対策並びにこれらの指導

(5) 北部農林水産振興センター農業水産整備課

- ① 所管に係わる施設（農道、農地、排水、耕地護岸等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導

(6) 北部農林水産振興センター農業改良普及課

- ① 農作物の災害応急対策及び指導
- ② 町が行う被害調査及び応急対策への協力
- ③ 災害時における被災農家の再生産及び生活指導等
- ④ その他所管業務についての被災対策

(7) 県企業局石川浄水管理事務所

- ① 災害時における給水の確保
- ② 所管水道施設の被害調査及び災害復旧

(8) 沖縄県警察・石川警察署

- ① 災害警備計画に関すること
- ② 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- ③ 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること
- ④ 交通規制・交通管制に関すること
- ⑤ 死体の見分・検視に関すること
- ⑥ 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること

3. 指定地方行政機関（国）

(1) 九州管区警察局

- ① 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
- ② 災害時における他管区警察局との連携に関すること
- ③ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
- ④ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
- ⑤ 災害時における警察通信の運用に関すること
- ⑥ 津波警報等の伝達に関すること

(2) 内閣府沖縄総合事務局

①総務部

- ア) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること
- イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること

②財務部

- ア) 地方公共団体に対する災害融資
- イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
- ウ) 公共土木等被災施設の査定の立会
- エ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定

③農林水産部

- ア) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
- イ) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
- ウ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
- エ) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

④経済産業部

- ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
- イ) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務

⑤開発建設部

- ア) 直轄国道に対する災害応急対策
- イ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策

- ウ) 直轄港湾災害復旧事業に関する災害対策
- エ) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
- オ) 大規模土砂災害における緊急調査

⑥運輸部

- ア) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策
- イ) 災害時における自動車運送業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
- ウ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整

(3) 沖縄防衛局

- ① 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
- ② 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
- ③ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
- ④ 日米地位協定等に基づく損害賠償
- ⑤ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等

(4) 沖縄気象台

- ① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- ④ 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(5) 那覇産業保安監督事務所

- ① 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保

(6) 第十一管区海上保安本部

- ① 警報等の伝達に関すること。
- ② 情報の収集に関すること。
- ③ 海難救助等に関すること。
- ④ 緊急輸送に関すること。
- ⑤ 物資の無償貸与又は譲与に関すること。
- ⑥ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
- ⑦ 流出油等の防除に関すること。

- ⑧ 海上交通安全の確保に関する事。
- ⑨ 警戒区域の設定に関する事。
- ⑩ 治安の維持に関する事、
- ⑪ 危険物の保安措置に関する事

(7) 沖縄総合通信事務所

- ① 非常の場合の電気通信の監理
- ② 災害時における非常通信の確保
- ③ 災害対策用移動通信機器の貸出
- ④ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整

(8) 沖縄森林管理署

- ① 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備
- ② 災害応急復旧用材の需給対策

(9) 沖縄労働局

- ① 災害時における労働災害防止対策
- ② 災害に関連した失業者の雇用対策

(10) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所

- ① 災害廃棄物等の処理対策に関する事
- ② 環境監視体制の支援に関する事
- ③ 飼育動物の保護等に係る支援に関する事

4. 自衛隊

- ① 災害派遣の準備
- ② 災害派遣の実施

5. 指定公共機関

(1) NTT西日本(株)沖縄支店、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株)

- ① 電信電話施設の保全と重要通信の確保

(2) (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)

- ① 移動通信施設の保全と重要通信の確保

(3) 日本銀行那覇支店

- ① 銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する。

(4) 日本赤十字社沖縄県支部

- ① 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること
- ② 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力ボランティア活動の連絡調整に関すること
- ③ 義援金品の募集及び配分の協力に関すること
- ④ 災害時における血液製剤の供給に関すること

(5) 日本放送協会沖縄放送局（NHK）

- ① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(6) 沖縄電力(株)

- ① 電力施設の整備と防災管理
- ② 災害時における電力供給の確保

(7) 西日本高速道路株式会社沖縄管理事務所

- ① 同社管理道路の防災管理
- ② 被災道路の復旧

(8) 日本郵便（株）沖縄支社（各郵便局）

- ① 災害時における郵便事業運営の確保
- ② 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱
- ③ 災害時における窓口業務の確保

6. 指定地方公共機関

(1) (一社) 沖縄県医師会（北部地区医師会）

- ① 災害時における医療、助産の実施

(2) (公社) 沖縄県看護協会

- ① 災害時における医療及び看護活動（助産を含む）への協力

(3) (一社) 沖縄県バス協会

- ① 災害時においてバスによる被災者及び一般利用者等の輸送協力に関する連絡調整

- ② 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整

- (4) 琉球海運(株)
 - ① 災害時における船舶による救助物資等の輸送確保

- (5) (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
 - ① 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援

- (6) (一社) 沖縄県婦人連合会
 - ① 災害時における女性の福祉の増進

- (7) 沖縄セルラー電話(株)
 - ① 電気通信の疎通の確保と重要通信の確保

- (8) (一社) 沖縄県薬剤師会
 - ① 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること

- (9) (社福) 沖縄県社会福祉協議会
 - ① 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること
 - ② 生活福祉資金の貸付に関すること
 - ③ 社会福祉施設との連絡調整に関すること

- (10) (一財) 沖縄観光コンベンションビューロー
 - ① 観光危機への対応に関すること
 - ② 観光・宿泊客の安全の確保に関すること

- (11) (公社) 沖縄県トラック協会
 - ① 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること

7. 公共的団体（機関）及びその他防災上重要な施設の管理者

- (1) 金武町社会福祉協議会
 - ① 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること
 - ② 生活福祉資金の貸付に関すること

- ③ 社会福祉施設との連絡調整に関すること

(2) 金武地区清掃センター

- ① 災害時のごみ・し尿等の処分に関すること

(3) 各行政区（町民）

- ① 避難誘導、避難所内の世話業務の協力に関すること
- ② り災者に対する炊き出し、救助物資の配分等
- ③ その他被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関すること

以下の団体等については、「公共的団体（機関）及びその他防災上重要な施設の管理者」として災害時の業務などについて了承を得るものとする。

- ・（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団
- ・沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
- ・沖縄県歯科医師会
- ・沖縄県農業協同組合（JA おきなわ金武支店）、沖縄県漁業組合連合会（金武漁業協同組合）、沖縄県森林組合連合会
- ・沖縄県商工会連合会（金武町商工会）
- ・（一社）沖縄県ハイヤー・タクシー協会
- ・（公財）沖縄県交通安全協会連合会（石川地区交通安全協会）
- ・沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合
- ・上下水道指定工事店
- ・危険物等取扱事業者
- ・社会福祉施設管理者
- ・病院管理者
- ・学校法人
- ・金融機関
- ・報道機関
- ・金武町内事業所等

第5節 町民等の責務（平常時及び災害時の心得）

金武町民及び各区、自主防災組織をはじめ町内の事業者の防災上の基本的責務（平常時及び災害時の心得）は次のとおりとする。

（1）町民

＜平常時＞

- ① 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
（避難場所及び経路の確認等）
- ② 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- ③ 食糧、飲料水、その他生活用品等の備蓄と点検（7日分以上）
- ④ 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動の協力

＜災害時＞

- ① 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- ② 家族及び近所の避難行動要支援者の避難支援
- ③ 災害廃棄物の分別
- ④ その他自ら災害に備えるために必要な行動

（2）各区・自主防災組織

＜平常時＞

- ① 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- ② 自主防災活動マニュアル及び資機材の整備及び点検
- ③ 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- ④ 各区の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- ⑤ 各区の孤立化対策（通信機器・食糧備蓄等）
- ⑥ 自主防災リーダーの育成（各区班単位）
- ⑦ 自主防災活動及び訓練の実施（各区班単位）

＜災害時＞

- ① 気象情報等の収集及び伝達
- ② 災害時の避難所の自主運営
- ③ 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

（3）事業者

＜平常時＞

- ① 従業員の防災教育及び訓練
- ② 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- ③ 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討

- ④ 従業員等の食糧、飲料水、その他生活用品等の備蓄と点検
- ⑤ 自衛消防活動・訓練
- ⑥ 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力

<災害時>

- ① 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- ② 要配慮者の避難支援
- ③ 災害廃棄物の分別
- ④ その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

(4) 指定管理者

<平常時>

- ① 職員の防災教育及び訓練
- ② 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討（行政と協力して各施設の災害対応マニュアルの作成）
- ③ 職員等の食糧、飲料水、その他生活用品等の備蓄と点検
- ④ 自衛消防活動・訓練
- ⑤ 地域の防災活動などへの参加及び活動への協力

<災害時>

- ① 気象情報等の収集、職員及び施設利用者等への伝達及び避難誘導
- ② 要配慮者等の避難支援
- ③ 災害廃棄物の分別
- ④ その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力
- ⑤ 指定管理施設が避難所になっている場合には、避難者及び行政と協力した避難所運営

※本町における指定管理者が管理している施設（2019年1月時点）は、49施設あり、そのうち21施設は、指定緊急避難場所及び指定避難所である（各区公民館、運動場など）。

【資料編参照：指定管理者が管理している施設】

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1. 災害想定・被害想定の方

(1) 地震・津波

地震・津波の想定については、これまでの「沖縄県地震被害想定調査」による発生確率が高いと考えられる地震・津波に加え、東日本大震災の教訓を踏まえて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定するものとする。

一つは、「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）の想定モデルである切迫性が高いと考えられる地震・津波である。

もう一つは、平成 23 年（2011 年）の東北地方太平洋沖地震や明和 8 年（1771 年）八重山地震による大津波（明和の大津波）など歴史的・科学的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものである。また、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震により想像をはるかに越えた津波被害が発生した事を踏まえて、「沖縄県津波浸水想定について（平成 27 年 3 月）～津波防災地域づくり～」の地震・津波である。

(2) 風水害等

近年、地球温暖化に伴う気候変動等により、集中豪雨をはじめ台風が大型化するなど、土砂災害、暴風・高潮による大きな被害が発生している。また、洪水や土砂災害について水防法や土砂災害警戒区域等に基づいて危険区域を想定するが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性も考慮するものとする。また、本町においては米軍用地や火力発電所があることから、それらに関連する大規模事故災害についても考慮し、各機関からの情報収集及び協力体制の構築を検討する。

2. 町防災計画の方

町防災計画においては、切迫性の高い災害の被害想定及び発生頻度は低いものの最大クラス災害の被害想定の結果を踏まえた対策を検討する必要がある。

防災対策を検討する上で、自然災害を完全に封することは困難であるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立ち、災害想定レベルや本町の特性に応じて次の点に留意して効果的で実行性の高い計画にするものとする。

(1) 想定する災害レベルへの対応

- ア 最大クラスの災害に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、町民等の避難を中心として、防災意識の向上、災害想定結果を踏まえた避難場所等を検討するとともに、必要に応じて防災施設や避難施設等の整備を検討するものとし、町民等の生命及び経済被害の軽減などを考慮した総合的な対策を検討する。
- イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、町民財産の保護、経済活動の安定化の観点から、防災施設や避難施設等の整備を検討する。

(2) 社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在及び高齢化やライフスタイルの多様化等への対応

- ①本町は、町域が南北に長く、また5割以上が米軍用地となっており、限られた土地に町民が居住しているほか、海拔が低く河川に囲まれた集落もあることから町民の居住地区における災害に強いまちの構造の構築や防災を考慮した土地利用の誘導等の安全確保対策が必要である。
 - ②高齢者や障害者等の要配慮者（※1）が増加している。
防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。
また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。
さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。
 - ③経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。
災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本県の経済力や観光立県の信用力を強化する観点からも、県と協力し、防災体制を強化する必要がある。
 - ④生活者の多様な視点への配慮が求められている。
防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
 - ⑤ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。
これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。
 - ⑥住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。
コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。
- イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、

トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

- ※1 要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。
- ※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による役場庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していくものとする。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事態が考えられることから、発生可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的な対応ができるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第 2 節 防災対策の基本理念及び施策の概要

本町の防災対策の基本理念は、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的被害が出来るだけ少なくなるよう「減災」の考え方にに基づき、本町の特性に応じた地震・津波対策及び風水害等の対策を講ずるものとする。

このため、災害対策の実施に当たっては、本町をはじめ、国、県及び指定公共機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、本町、国、県を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、本町、国、県、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

なお、災害時には行政及び消防等の防災関係機関による対応には限界があることや避難に際して 1 分 1 秒が生死を分ける場面も考えられることから、「自分の身は自分で守る（自助）」ということを基本に、要配慮者などについては「地域の協力による被害の

軽減（共助）」等が円滑に行えるよう、災害に対する住民の意識の醸成や防災訓練の充実などのソフト対策による「災害に強い町民」及び「行政による防災体制・施設の整備（公助）」による「災害に強いまちの構造の構築」の実現を目指すものとする。

また、東日本大震災の教訓を生かし、平時からの防災教育の取組みについても重点的に取り組むものとする。

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において本町をはじめ、国や県、公共機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりである。

1. 周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

（1）基本理念

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

（2）施策の概要

ア 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保

イ 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実

ウ 町民の防災活動を促進するための防災教育等による住民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による県民の防災活動環境の整備等

エ 防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的、社会的分野を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用

オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、情報伝達体制の食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的

な防災訓練の実施等

2. 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

(1) 基本理念

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 施策の概要

- ア 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- イ 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- エ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動
- オ 被災者等への的確かつわかりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応
- カ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- キ 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- ク 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等
- ケ 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急

復旧及び二次災害の防止のための危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び
応急対策の実施

コ ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

3. 適切かつ速やかな復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

(1) 基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対し
て適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

(2) 施策の概要

- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興の基本方向の早
急な決定と事業の計画的推進
- イ 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧
- ウ 再度災害の防止と、より快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- エ 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処
理による迅速かつ適切な廃棄物処理
- オ 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- カ 被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

4. その他

近隣市町村や県及び公共機関等と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の
基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、町民等の同士及び町民
等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3節 本町の特性等を考慮した重要事項

本町は、南北に長く交通網は国道329号が中心となっており、災害時に寸断された場合、孤立することも考えられる。なお、災害時に消防機関が駆けつけられない場合も考えられることから、地域での対応の強化も必要である。

また、沿岸部の海拔が低く、さらに河川沿いの地区もあることから津波等の対策も必要である。

これらのことから、道路等の基盤整備の改善をはじめ、津波災害が発生した場合の避難施設の整備についても早急に検討するものとする。

さらに、本県は年間900万人を超える観光客が訪れ、本町においても観光施設が立地することから、観光客等に対する対策を講ずる必要がある。

1. 道路等の基盤整備をはじめ消防・防災体制の強化

大規模災害時には、本町への応援が到着するまでの間を自力でのりきれぬ防災資源やネットワークの充実・強化が必要であり、県をはじめ関係機関と協力し以下の防災体制・対策の充実・強化を推進する。

ア 避難路となる町道の整備の検討

イ 近隣市町村との応援体制の充実・強化

ウ 消防団の強化の促進

エ 自主防災組織の組織化促進、資機材等の整備

オ 防災マップの更新をはじめ、津波避難計画、避難行動要支援者避難支援プラン^{※1}の作成等、避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備

※1 避難行動要支援者避難支援プランとは、自身で避難することが難しい避難行動要支援者の避難支援を目的として、支援者とのマッチングを行うものである。

2. 沿岸部の海拔が低い地区住民等への防災対策

本町の沿岸部地区においては、海拔5m程度の箇所があり、発生頻度の高い津波の想定結果では地震発生から34分程度で標高2.7mの場所まで津波が遡上することが予測されている。また、最大クラスの津波については、地震発生後28分～30分で到達し、最大遡上高は伊芸で8.4m、屋嘉では11.0mと予測されていることから、少なくとも10m以上の高台（屋嘉の一部は11m以上）へ避難するものとし、余裕がある場合はさらに高い場所へ避難するものとする。

ア 最大クラスの津波を想定したハザードマップの整備、町民及び学校等における防災教育及び津波避難訓練の実施

イ 津波避難計画の作成をはじめ、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成支援

ウ 津波避難ビルの確保をはじめ、必要に応じて津波避難タワーや避難路、がけ地の

避難階段の整備

エ 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標高設置

オ 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

3. 観光客及び外国人の避難誘導

災害が発生した場合、町内在住の外国人をはじめ、町内の海岸や商業施設及び観光施設等に滞在する観光客の避難誘導が必要となるほか、交通機関が停止した場合には町内に滞留することが予想されることから、観光客等の安全を確保するため、県、商業施設及び観光・宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、土地勘のない観光客においても最大クラスの津波を想定し、海拔 10m 以上（屋嘉の一部は 11m 以上）のより高い場所へ津波到達時間内に避難できるように、津波避難対策を進めるものとする。

ア 商業施設及び観光・宿泊施設等における観光客等の避難誘導體制の整備

イ 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置

ウ 滞留旅客の待機施設等の検討・確保

第4節 防災計画の見直しと推進

1. 防災計画の効果的推進

- (1) 本計画に基づき、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。
- (2) 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して町内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。計画を見直すに当たっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。
- (3) 防災担当事務局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部署または関係機関との連携を図り、以下の対策を実施する。

<p>ア 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底</p> <p>イ 本計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映</p> <p>ウ 他の計画（総合計画、福祉関係計画、施設整備計画等）の防災の観点からのチェック</p>

- (4) 本計画に基づく防災対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。
- (5) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。
- 個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開する。
- また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。
- (6) 本町、県及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。また、本町は県や他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

(7) 本計画は、金武町の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。

金武町防災会議は、本計画の実施状況を定期的に把握するとともに、国や県をはじめ、防災関係機関による防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていくものとする。

(8) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

2. 防災計画の整合性の確保

(1) 防災計画間の整合

本町、県及び指定地方公共機関は、防災計画間の必要な調整、本町への県からの助言等を通じて、本計画、その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。

また、その他の計画（総合計画、マスタープラン等）についても、防災の観点から必要なチェックを行うものとする。

(2) 防災関係法令との整合

防災計画には、大規模地震対策特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づけることとする。

第5節 減災の視点で各課が取組む防災対策

1. 本計画に位置付けられている各計画の主な担当課

金武町地域防災計画は、「総則」「予防計画」「応急対策計画」「復旧・復興計画」の大きく4編で構成されている。

「総則」及び「復旧・復興計画」については、町としての取り組み方針を中心として全庁的に取り組みが必要なものであることから、主に各課の事務分掌に応じて取り組みを行う必要のある「予防計画」「応急対策計画」で構成されている計画の主な担当課は以下のとおりである。

編	計画名	主な担当課	計画書 ページ
予防計画 (地震・津波編)	地震・津波知識の普及計画に関する計画	総務課	
	自主防災組織の育成計画	総務課	
	防災訓練計画	総務課	
	消防力の充実	総務課	
	企業防災の促進	総務課、商工観光課	
	地区防災計画の普及等	総務課	
	地震被害の未然防止計画	建設課	
	津波被害の防止計画	総務課、建設課	
	都市基盤の整備	建設課	
	建築物の地震対策	建設課	
	危険物施設等の対策	総務課	
	初動体制の強化	総務課、各課	
	活動体制の確立	総務課、各課	
	応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	総務課、各課	
	災害ボランティアの活動環境の整備	社会福祉協議会	
	要配慮者の安全確保計画	保健福祉課	
	観光客・旅行者・外国人等の安全確保	商工観光課、総務課	
	津波避難体制等の強化計画	総務課	
	孤立化対策の強化	総務課、各課	
	予防計画 (風水害等編)	台風・大雨等の防災知識の普及計画	総務課
自主防災組織の育成計画		総務課	
防災訓練実施計画		総務課	
要配慮者安全確保体制整備計画		保健福祉課	
災害ボランティア計画		社会福祉協議会	
竜巻災害予防計画		総務課	
治山・治水対策計画		建設課	
土砂災害予防計画		建設課	
高潮災害予防計画		建設課	

(つづき)

編	計画名	主な担当課	計画書 ページ
予防計画 (風水害等編)	建築物等災害予防計画	建設課	
	火災予防計画	総務課	
	危険物施設等災害予防計画	総務課	
	林野火災予防計画	農林水産課、総務課	
	上・下水道施設災害予防計画	上下水道課	
	農林業災害予防計画	農林水産課	
	文化財災害予防計画	教育委員会	
	不発弾災害予防計画	総務課	
	道路事故予防計画	建設課	
	避難誘導等計画	総務課	
	水防、消防及び救助施設等整備計画	総務課	
	食料等備蓄計画	総務課、企画課	
	気象観測体制の整備計画	総務課、企画課	
	災害通信施設整備計画	総務課	
	交通確保・緊急輸送計画	総務課、建設課	
	基地災害及び米軍との相互応援計画	企画課、総務課	
	海上災害予防計画	総務課	
	業務継続計画	総務課	
応急対策計画	組織動員計画	総務課	
	予報・警報等の伝達計画	総務課	
	災害通信計画	総務課	
	災害状況等情報収集・伝達計画	総務課	
	災害広報計画	企画課、総務課	
	避難計画	総務課	
	観光客等対策計画	商工観光課	
	要配慮者対策計画	保健福祉課	
	救出計画	各課	
	広域応援要請計画	災害対策本部	
	自衛隊派遣要請計画	災害対策本部	
	水防計画	総務課	
	土砂災害応急対策計画	建設課	
	消防計画	金武地区消防衛生組合、総務課	
	危険物等災害応急対策計画	総務課	
	災害救助法の適用計画	総務課	
	医療救護計画	保健福祉課	
	給水計画	上下水道課	
	食糧供給計画	総務課、農林水産課	
	生活必需品供給計画	総務課、商工観光課	
交通輸送計画	総務課、建設課		
感染症対策及び食品衛生監視対策計画	保健福祉課、住民生活課		

(つづき)

編	計画名	主な担当課	計画書 ページ
応急対策計画	行方不明者の捜索並びに死体の収容処理及び火葬・埋葬計画	住民生活課	
	障害物の除去計画及び災害廃棄物の処理計画	建設課、住民生活課	
	住宅応急対策計画	建設課	
	二次災害の防止計画	総務課、各課	
	労務供給計画	商工観光課、農林水産課	
	民間団体協力計画	社会福祉協議会	
	ボランティア受入れ計画	社会福祉協議会	
	教育対策計画	教育委員会	
	治安警備計画	石川警察署、総務課	
	ライフライン（公益事業等施設）応急対策計画	総務課、上下水道課	
	農林水産物応急対策計画	農林水産課	
	公共土木施設応急対策計画	建設課	
	海上災害応急対策計画	総務課	
	航空機事故対策計画	総務課、企画課	
	米軍との相互応援計画	企画課、総務課	
	林野火災応急対策計画	金武地区消防衛生組合、総務課	
	台風災害応急対策計画	総務課、各課	

2. 今後、重点的に取り組む防災対策

本町において、計画的に取り組む主な予防的な防災対策及び担当する主管課を整理している。

なお、地域防災計画等の見直し時など、定期的に取り組む状況を確認・検証し、計画的に取り組むのである。

(1) 今後、重点的に取り組む防災対策

予防的な防災対策には、主に「ソフト的な対策」「ハード的な対策」の2つに分けられ、どちらの対策についても重要であり、計画的に対策を進めて行かなければならないものである。

本町において、今後重点的に行う取り組みは、以下のとおりである。

<ソフト的な取り組み（普及啓発、訓練、計画づくりなど）>

- ①職員及び町民及び防災知識の普及啓発（勉強会、講演会、訓練の実施）
- ②自主防災組織の組織化・育成
- ③学校における防災教育の推進
- ④避難所運営における関係団体との調整・連携強化
- ⑤各種マニュアル作成等（避難所運営マニュアルなど）

<ハード的な取り組み（施設、設備、資機材など）>

- ①通信機器の充実（現行防災行政無線の追加拡充、衛星携帯電話等の導入等の検討など）
- ②停電時に備えた電力の確保方策
- ③福祉避難所の指定に向けた取り組み（調査、協定締結）
- ④食料品・物資等の備蓄及び適切な管理
- ⑤行政データのバックアップ機能の強化

(2) 主な取り組み

①ソフト的な取り組み（普及啓発、訓練、計画づくりなど）

No	取り組み項目	取り組み内容	主な担当課
1	防災研究の推進	防災に関する最新の知見や先進的な事例の収集をはじめ、県や防災関係機関が実施する講演会や研修等へ参加し、防災研究に努める。	総務課
2	町職員における防災知識の普及・啓発	収集した防災に関する最新知見や先進的な事例について、職員に対する勉強会や定期的な訓練の実施	総務課
3	住民への防災知識の普及・啓発	本町で起こり得る災害に関する勉強会をはじめ、講演会、訓練の実施	総務課
4	学校における防災教育の推進	定期的に行われている避難訓練の実施をはじめ、東日本大震災等での教訓を伝承し、活かす仕組み等の防災教育の推進。	学校教育課
5	自主防災組織の組織化・育成	現在、渡慶頭原地区、伊芸区・屋嘉地区自主防災会が発足している。自主防災組織のない地区について、設立に向けた支援をはじめ、設立後の活動に対する協力を行う。	総務課
6	各種防災訓練の実施	防災の日などや県や国が実施する防災訓練に積極的に参加・実施する。（点検・評価を含む）	総務課
7	消防団員の充実・高度化	町民等を中心とした新たな団員のなり手を確保に努めるとともに、団員の知識・技術の向上に資する研修等への参加を支援する。	総務課
8	事業者の防災対策への支援	事業所における業務継続計画の必要性及び計画策定に関する情報提供をはじめ、町及び地区で開催する防災訓練への積極的参加を促す。	総務課 各課
9	地区防災計画の策定支援	渡慶頭原地区など、自主防災組織が設立された地区における地区防災計画の策定の支援を行うとともに、他の地区においても自主防災組織の設立とあわせて支援する。	総務課
10	災害対策本部設置マニュアルの作成	大規模災害が発生し、災害対策本部が速やかに設置、機能できるよう、災害対策本部設置に関するマニュアルを作成する。	総務課
11	業務継続計画の策定	災害時でも必要な行政業務が継続できるよう、非常時優先業務等を整理した業務継続計画を策定する。	総務課
12	近隣市町村との連携強化	広域一時滞在に係る応援協定の締結など近隣市町村との連携を強化する。	総務課
13	災害廃棄物処理計画の策定	災害廃棄物の一時保管場所の選定をはじめ、町内で処理が行えるのか等を検討した計画を策定する。	住民生活課、総務課
14	ボランティアの育成	社協と連携し、ボランティア活動の相談や講習会の開催等を行い、ボランティアの育成に努める。また、外国語通訳に精通した人材の把握、協力体制の構築。	社会福祉協議会
15	ボランティア団体の把握、登録、連絡体制の確保	町内のボランティア団体等の状況を把握はじめ、ボランティア登録を行うなど連携体制を構築する。	社会福祉協議会
16	避難行動要支援者の避難支援プランの作成	避難行動要支援者名簿情報の定期的な更新をはじめ、避難支援を必要とする方に対する支援者とのマッチング（避難支援プランの作成）を行う。	保健福祉課

(ソフト的な取組みのつづき)

No	取組み項目	取組み内容	主な担当課
17	観光客等の避難誘導・帰宅支援体制の確保	観光客が訪れる施設と来訪者の避難誘導等に関する取組みの検討はじめ、避難訓練等の支援を行う。	商工観光課、総務課
18	避難所運営に関する関係団体との調整・連携強化	大規模災害時に避難所となる学校施設を中心として、行政、学校、各行政区等の関係機関と調整・確認を行い、各避難所別の運営マニュアルを作成する。	総務課、住民生活課、保健福祉課、税務課
19	津波避難計画の策定等	津波浸水想定区域を中心とした、避難経路や避難できそうな場所の選定等の基礎調査をはじめ、津波避難計画の策定を行う。また、浸水想定区域周辺で指定の可能性のある施設については、津波避難ビルの指定等を行う。	総務課
20	福祉避難所の指定に向けた取組み(調査、協定締結)	福祉避難所の指定に向けて、指定避難所での共同生活が難しいと想定されるよう配慮者数の想定をはじめ、指定可能性のある施設の把握等の調査を実施し、選定した施設を指定するとともに、民間施設の指定においては協定を締結する。	保健福祉課、総務課

②ハード的な取組み(施設、設備、資機材など)

No	取組み項目	取組み内容	主な担当課
1	土砂災害警戒区域等の定期巡回の実施	町内の急傾斜地や大雨時に冠水する道路等の危険箇所の把握に努めるとともに、定期的に巡回を行うなど警戒活動等を実施する。必要に応じて、整備の検討も行う。	建設課
2	河川の定期巡回の実施	大雨時における河川水位上昇などの危険の把握に努めるとともに、定期的に巡回を行うなど警戒活動等を実施する。町管理の河川においては必要に応じて、整備の検討も行う。	建設課
3	水道及び下水道施設の維持・管理	町内の水道及び下水道施設の適切な維持・管理を実施するとともに、老朽化した設備等の計画的な更新を行う。	上下水道課
4	通信機器の充実等	現行防災行政無線の設備更新・拡充をはじめ、衛星携帯電話等の新たな通信機器の導入の検討を行い整備する。	総務課
5	停電時に備えた電力の確保	学校等の大規模災害時の指定避難所における発電機等の整備による必要な電力の確保に努める。	総務課
6	道路・公園等の都市基盤施設の防災対策	道路の安全性の確保をはじめ、火災時の延焼防止や緊急避難場所の機能をもつ公園・緑地の保全及び整備に努める。	建設課
7	町営住宅の不燃化等の推進	公営住宅の建替え時等において、不燃化など災害時の安全性を重視した取組みを実施する。	住民生活課、建設課
8	町有施設等の耐震化の現況把握	新耐震基準の施行以前の施設の状況確認をはじめ、その他の町有施設における建物の亀裂の有無などの状況把握に努める。必要に応じて、耐震診断等を実施する。	総務課、各課
9	庁舎内の安全確保の徹底	庁舎の安全確保を徹底するため、書棚の転倒防止、ガラスの飛散防止等の対策をはじめ、日頃からの整理整頓を実施する。	総務課、各課

(ハード的な取組みつづき)

No	取組み項目	取組み内容	主な担当課
10	食料品・物資等の備蓄及び適切な管理	防災計画に定められている住民等への供給用の食料等の備蓄は達成されていることから、適切な管理を行うとともに、生活物資（被服、生理用品）の備蓄の充実に努める。	総務課
11	輸送拠点等の確保	本町と近隣市町村とを結ぶ主要道路が寸断された場合等を想定し、物資・人員の輸送拠点及び外部からの応援に来る者の拠点の選定をはじめ、臨時のヘリポートとして活用できる場所の選定を行う。	総務課、建設課
12	行政データのバックアップ機能の強化	基幹系行政情報について、庁舎外の施設の活用をはじめ、クラウド化によるバックアップなどの機能強化方策を検討し、本町の状況に即したバックアップ機能強化を図る。	総務課

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

第1節 地震・津波災害予防計画の基本方針

第1款 災害予防計画の基本的な考え方

地震・津波災害に対して町民の生命・財産の安全を確保する為の予防対策は、「地震・津波に強い町民（ひとづくり）」、「地震・津波に強い集落構造（まちづくり）」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」、「津波避難体制等の整備」の4つに区分する。

1. 地震・津波に強い町民（ひとづくり）

- (1) 地震・津波知識の普及計画に関する計画
- (2) 自主防災組織の育成計画
- (3) 防災訓練計画
- (4) 消防力の充実
- (5) 企業防災の促進
- (6) 地区防災計画の普及等

2. 地震・津波に強い集落構造（まちづくり）

- (1) 地震被害の未然防止計画
- (2) 津波被害の防止計画
- (3) 都市基盤の整備
- (4) 建築物の対策
- (5) 危険物施設等の対策

3. 地震・津波災害応急対策活動の準備

- (1) 初動体制の強化
- (2) 活動体制の確立
- (3) 応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
- (4) 災害ボランティアの活動環境の整備
- (5) 要配慮者の安全確保計画
- (6) 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

4. 津波避難体制等の整備

- (1) 津波避難体制等の強化計画
- (2) 孤立化対策の強化

第2款 災害予防計画の推進

国などの防災事業を積極的に活用し、本町の防災対策を強力に推進する。

1. 減災目標

本町は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

2. 緊急防災事業の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードから効果的、効率的に推進する。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

3. 防災研究の推進

本町の防災対策を効果的、効率的に進めるため、地震・津波災害の危険性や防災対策の効果、問題点等を科学的に把握する。

(1) 防災研究の推進

国や県、大学等の調査研究成果や本町に関連する過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生メカニズムと被害発生原因等と、対応する防災対策の課題及び方策を明確にしていく。また、工学的分野のほか、災害時の町民等の行動形態や情報伝達等に関する社会的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究を推進し、地域防災計画の見直しに反映させる。

地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、町民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

(2) 調査研究体制の確保等

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第2節 地震・津波に強い町民（ひとづくり）のための計画

第1款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

地震・津波災害を念頭においた本町及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、この節に定めるところによって実施するものとする。

1. 町の役割等

(1) 町の役割

地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する金武町防災マップの更新とともに、災害時行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するように努める。

(2) 県の役割

沖縄県地域防災計画の概要や地震津波の知識並びに地震災害時の心得などについて普及・啓発を行い、沖縄県における防災対策について住民の理解と認識を深めるように努める。

(3) 気象台の役割

県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

また、地震及び津波に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達する。さらに、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

(4) 防災関係機関の役割

防災知識の普及は、日頃からあらゆる機会に広く一般大衆に呼びかけることが重要であるため、各防災関係機関が実施する各種の災害安全運動において防災関連事項を多く取り入れるよう、積極的に働きかけ、住民自身のために推進する防災活動であるよう努めるものとする。

(5) その他

ア 普及・啓発時期や内容等

「防災週間」「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定結果等を示しながら、危険性や次の対策を住民等に周知する。

- ① 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・プロ

ック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防安全対策

- ② 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- ③ 災害時の家族内の連絡体制の確保
- ④ 緊急地震速報受信時の対応行動
- ⑤ 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

イ 効果的な普及・啓発方法

報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々なデータをわかりやすく提供するように努める。

2. 防災教育の推進

各防災機関は、地域住民や災害対策関係職員の地震災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的として以下の防災知識の徹底を図るものとする。

また、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。防災教育を実施するに際しては、必要に応じて教育機関の協力を得るものとする。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令及び他の法令の防災関係の各項の説明、研究を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、地震災害時の防災活動要領の習得を図るための研修会を行う。

講習参加者の属性を考慮した防災講習会を実施し、災害の原因、対策等の科学的、専門的知識の高揚を図る。

(2) 防火管理者教育

消防法第8条に定める施設（学校、公民館、病院、福祉施設、工場・事務所、共同住宅、宿泊施設等、その他多数の者が出入りまたは勤務、居住する防火対象物）の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督を履行させるものとする。

また、その他防火管理上必要な業務を行うにあたって、その関係者への教育を実施し、地震火災予防対策の効果をあげるものとする。

(3) 学校教育、社会教育

地震や津波に関する基礎的な知識や災害の原因及び避難、救助方法等について学校教育や社会教育にその内容を組み入れ、防災教育に努めるものとする。

防災教育を行う際には、学校教育では児童や生徒の発育段階に合わせることで、社会教育においては各々の属性（年齢や性別等）にあった教育を実施するものとする。

なお、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を県と協力して整備し、地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

(4) その他

消防団や事業所等の自主的な防災組織である自衛消防組織、各区、青年会や婦人会等を基礎とした自主防災組織が育成された場合を含め、これらの組織をとおした地震活動及び地震発生原因についての知識の向上、普及を図るものとする。

また、防災知識の普及・啓発や各種訓練を実施の際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方視点に十分に配慮する。

3. 災害教訓の伝承

県と協力し、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。また、町民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努める。

第2款 自主防災組織の育成計画

地震災害に対処するには、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という精神と連帯感に基づくことが重要であり、町民及び地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より有効な防災対策となることから、本町においては地域住民による自主防災組織の組織化を促し、育成・強化を図るものとする。

1. 組織づくり

組織づくりにあたっては、協力して行動しやすい各区の班単位による自主防災組織のモデルケースをつくり、そのノウハウを活かしながら町内各地区に自主防災組織の結成を進めるものとする。

①各区・各班

各区・各班の活動の一環として、防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

②地域活動団体

婦人会、青年会、PTA等の地域活動を行っている団体・組織を活用して、自主防災組織として育成する。

2. 活動内容

(1) 平常時の活動	(2) 災害時の活動
①防災に関する知識の普及	①出火防止、初期消火
②防災訓練の実施	②災害情報の収集、伝達
③防災資機材の備蓄・点検	③責任者等による避難誘導
④防災リーダーの育成	④要配慮者の安全確保
	⑤給食・給水

3. 資機材及び活動拠点の整備

町は、自主防災組織が災害時において消火、救助、救護等に必要な防災資機材の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

また、平常時においては、自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難・備蓄の機能を有し、活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

第3款 防災訓練計画

地震発生時に円滑に防災活動が行えるよう、防災体制の確立並びに防災思想の普及を図るために、本町をはじめ防災関係機関、住民、事業所等団体が一体となって防災訓練を実施するものとする。

1. 防災訓練の基本方針

①実践的な防災活動（専門的知識・技術の習得）

訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指した訓練とすることを最重要課題とする。

②シミュレーションに基づいた訓練

地震災害がおこった際に想定される状況に基づき、生じうる問題点・課題を明確にし、関係機関相互の連携のあり方等を習得することを目指した防災訓練を実施する。

③訓練の内容の具体化 <目的・内容・方法（時期、場所、要領等）>

訓練の種類毎に想定される災害状況等を踏まえ、具体化した訓練とする。

④多様な主体の参加

住民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県及び防災関係機関と連携して、多数の住民や事業所等が参加するよう努める。また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活動に必要となる多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2. 個別防災訓練の実施

訓練対象の状況に応じて個別の目標を設けた訓練を実施するものとする。

①様々な地震発生時刻、規模等の設定状況下での初動体制の確立、通信・連絡、組織間の連携、被災現場派遣等、テーマ別の訓練。

②広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練。

③傷病者等を念頭においた救出・医療訓練。

④避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練

⑤ 物資集配拠点における集配訓練

⑥民間企業・ボランティア等の活用訓練。

⑦避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

3. 総合防災訓練の内容

(1) 総合防災訓練

広域的に実施する総合訓練を基本に、訓練の実施内容、目標設定を具体化するなど訓練の活性化を図るものとする。また、地域特性を踏まえ、多くの住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

ア 訓練時期：毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）

イ 実施場所：過去の災害状況等を考慮し、関係機関と協議の上決定

ウ 参加機関：関係市町村、県、防災関係機関

エ 訓練の種目

①避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練、②水防訓練、③救出及び救護訓練、④炊き出し訓練、⑤感染症対策訓練、⑥輸送訓練、⑦通信訓練、⑧流出油等防除訓練、⑨広域応援要請訓練（情報伝達訓練）、⑩その他

(2) 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

(3) 広域津波避難訓練

本町は、県と連携し、津波避難行動に特化した県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題

イ 津波避難困難区域の把握

ウ 米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

(4) 災害対策本部運営訓練

災害対策本部員及び各班の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは以下のとおりとする。

「①災害想定、各班の所掌事務、リソースの理解促進」「②本部会議及び各班の実践力の向上」「③防災計画・マニュアルの検証」

(5) 複合災害訓練

県及び防災関係機関と協力し、本県及び本町の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。また、発生の可能性の高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練に努める。

4. 防災訓練の成果の点検・評価

防災訓練の実施後は、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき、今後の防災施策に生かすようなシステム及び体制を確立する。

今後は、地震についてシミュレーションによる防災訓練を最重要課題として行い、訓練実施時の社会的要請等に合わせた訓練の対象、規模、内容を設定し、その成果を防災施策に反映する仕組みを確立する。

5. 地域防災訓練等の促進

学校や職場等で実践的な防災訓練が行われるように、事業者、各区、自主防災組織等に対し教育や支援を実施し、地震・津波防災マニュアルの策定等を促進する。

第4款 消防力の充実

1. 消防職員及び消防団員の充実

本町における消防防災機関は、本町をはじめ恩納村、宜野座村の1町2村を管轄している金武地区消防衛生組合消防本部が担っている。消防職員は、町民の安心と安全を守る重要な役割を果たしているが、近年災害も大規模化するなど、その役割がより重要になっていることから、職員のスキルアップなどの検討を促すものとする。

消防団員も同様に、地域の防災リーダーとして平常時・災害時を問わず各区に密着して住民の安心と安全を守る活動を担っている。大規模災害時には、消防職員と連携して住民の避難支援を行うことが期待されることから、消防団員の充実を図るための検討を促すものとする。

第5款 企業防災の促進

1. 事業者における防災対策の強化

本町内の各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化等の推進、予想される被害からの復旧・復興計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不測への対応計画の策定及び取引先との供給網の確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、本町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

2. 町の支援

金武町は、企業防災の取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に答えられるよう、条件整備に取り組むものとする。さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災向上の促進を図るものとする。また、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第6款 地区防災計画の普及等

「自助、共助」による自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、本町の各区単位・事業所等からの提案による、「地区防災計画」の策定について定める。

1 地区防災計画の位置づけ

本町の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づき一定の地区内の居住者及び事業者等が防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で市町村防災会議に提案した場合、金武町防災会議は地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を地域防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2 地区防災計画の普及

本町は、町内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

3 計画の内容

(1) 計画の内容

地区防災計画には、以下の内容を定めるものとする。

- ①計画の対象範囲（行政区単位等）
- ②地区の活動体制
- ③防災訓練の内容
- ④物資備蓄の内容
- ⑤相互支援の方法等
- ⑥その他必要な事項

※地区防災計画は、地域住民等の自主性により策定されるものである。本町では、渡慶頭原地区等において、自主防災組織も設立し活動を行っていることから、地区防災計画の提案を促すとともに、互いに協力して計画策定を行い、それをモデルケースとして他の地区等へ自主防災組織の設立と併せて取り組みを促していくものとする。

第3節 地震・津波に強い集落構造（まちづくり）のための計画

第1款 地震被害の未然防止計画

1. 地盤災害防止事業

(1) 現況・危険区域

本町の海側の集落の屋嘉及び伊芸、億首川流域においては、軟弱な沖積層による地盤が形成されていることから、その周辺では液状化による危険性が高いものと予想されている。

（「沖縄県地震被害想定調査概要報告書」等参考）

(2) 計 画

本町において危険性が指摘されている箇所については、各種の開発・整備等に伴う地盤改良による液状化対策により、災害回避を図るものとする。

液状化被害への技術的対応については、学術的にも研究途上分野であることから、本町においては、その成果について積極的な周知・広報を町民及び各関係機関への実施に努めるものとする。また、法令に適した既存の構造物の液状化被害は少ない予測（阪神・淡路大震災より）から、今後更に建築法令等自体の遵守の徹底を図る。

2. 土砂災害防止事業

(1) 地すべり防止対策

①危険区域

本町においては、地すべり危険区域の指定はないが、字金武の国道 329 号から海側に向けては傾斜地が多いことから、地すべりが発生する恐れのある危険箇所を調査把握するとともに、総合的な地すべり対策に努めるものとする。

②計 画

地すべりの発生概況及び発生の危険性のある箇所について整理・把握し、今後危険性のある箇所については早急に地すべり防止区域の指定を促進し、県と調整を図りながら行為の制限及び原因究明の調査研究を行い適切な地すべり防止策を実施するものとする。

(2) 急傾斜地崩壊防止対策

①現況・危険区域

本町においては、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域はないものの、災害時に危険性のある斜面地が浜田原に1箇所ある。

今後は、危険度調査などを適時実施し、危険度の高くなると予想される箇所の把握に努め、災害の未然防止事業及び対策を図るものとする。

②計 画

県の事業指定区域はないが、本町における危険度の高い箇所を調査把握し、災害未然防止のための対策工事等を実施する。また、各区による警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(3) 砂防対策

①現況・危険区域

本町は、字屋嘉のクラ川流域において2箇所が砂防指定を受けている。

そのほか「沖縄県水防計画書」より、億首川流域（喜瀬武原）において土石流危険渓流Ⅱが指定されている。また、字金武の国道329号から海岸線に向けて傾斜地が多いなど土砂災害の危険が懸念される。

②事業・対策等

危険度の高い区域においては、県による砂防事業の促進を図るものとする。本町は、警戒避難体制の整備を推進するとともに、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について住民への周知を図る。

なお、土石流の危険が想定される箇所については、土石流防止事業を推進するものとする。

3. 土砂災害警戒区域指定（警戒避難体制の整備）

警戒区域が指定されている地区ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項、災害対策基本法48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、地域防災計画に定め、住民に周知するよう努めるものとする。

本町において、現在指定されている2箇所の土砂災害警戒区域（浜田保育園、喜

瀬武原多目的ホール)の周辺住民等へ危険性や避難に関する周知をこれまで通り行うものとする。

〈町における土砂災害警戒区域における警戒体制の整備に向けた主な取り組み〉

- ・土砂災害においても防災マップ更新による町民への周知と啓発活動の推進
- ・気象庁から発表される土砂災害警戒メッシュ情報の危険度等を参考に迅速に避難勧告等の判断を行うものとする。
- ・土砂災害警戒区域周辺の住民への避難訓練の実施による自主避難の意識醸成
- ・土砂災害時の避難経路及び避難場所等の設定

4. 河川災害防止事業

(1) 現況・危険区域

本町には、二級河川の億首川をはじめ、町管理の7河川があり、一定規模の風水害等の防災整備がなされている。しかし、重要防災区域外での危険が予想される河川としてクラ川があり、地震による護岸の被害が生じた際には家屋18戸、耕地及び道路の浸水被害が想定されている。

(2) 計 画

地震による河川堤防及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。

5. 道路施設整備事業

(1) 現況・危険区域

町内の中央部を南北に縦断する広域幹線道路の沖縄自動車道、東海岸沿いの国道329号が縦貫し、また、本町と西海岸地区とを結ぶ県道104号線及び229号線、町道の359路線で道路網が構成されており、さらに、国道バイパスの建設が進められている。

今後、本町管理分における地震災害時における交通途絶が予想される道路区域の調査及び現状把握を行い、啓発や対策工事等の事業を推進する必要がある。

(2) 計 画

①道路施設の整備

地震災害時における交通途絶が予想される道路区域の調査及び現状把握を行い、今後とも未然防止に努めるものとする。橋梁については、耐震点検等を行い、調査結果により補修等が必要な橋梁について架替え、補強、落橋防止等を図る。

②緊急輸送の道路ネットワークの推進

消防、救急・救助、災害輸送活動等を迅速かつ円滑に実施するため、県全体で実施される緊急輸送路としての道路幅員の拡幅、改良等の推進へ協力するものとする。

本町においては、これら緊急輸送道路にアクセスする町管理の道路において、適切な管理・整備に努めるものとする。

③道路啓開用資機材の確保

本町内での事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を確保できるよう消防・その他関係機関と連携し、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保体制に努める。

6. 港湾等整備事業

(1) 現 況

本町には、国土交通省水管理・国土保全局、港湾局及び農林水産省農村振興局所管により海岸保全区域が指定されている箇所があり、港湾・漁港等の防災対策として、台風・高潮対策を重点に施設整備が実施されている。

(2) 計 画

港湾等は、海上交通による避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果すものであり、地震・津波による機能マヒを生じないよう、耐震性の強化、港湾緑地や背後道路等の整備など、震災後の物資輸送拠点としての機能が確保されるよう、本町は定期的な巡視を行うとともに、必要に応じて管理する県へ改修・整備を要請する。

7. 農地防災事業の促進

(1) 現 況

本町の主な農作物は、田芋を始め、さとうきび、水稻、花き、果樹など作目はバラエティに富んでおり、県内でも有数の農業どころである。農業は、地域経済を支える地場産業として重要であることから、特に農地の防災対策を推進するものとする。

(2) 計 画

地震発生時の農地被害としては、液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊による二次被害として表面化することから、地震に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努めるものとする。

8. 海岸保全施設対策

本町の海岸保全施設については、定期的な巡視を行うとともに、必要に応じて管理者である県へ海岸法第2条の二に規定する海岸保全基本方針に基づく以下の内容について要請する。

- (1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。
- (2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。
- (3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- (4) 水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。
- (5) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

9. ライフライン施設災害予防計画

(1) 水道施設災害予防対策

対 策 別	実 施 内 容
①施設の耐震性強化	水道施設の施工、新設、拡張改良等に際しては、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。 施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。 水供給機能がマヒしたときを想定し、供給システム自体の耐震性の強化を図る。
②広域応援体制の整備	水道事業管理者及び水道用水供給事業者は、災害時における応急給水の円滑な実施を図るため、他の水道事業管理者等に対する広域的な応援体制の整備に努める。

(2) 下水道施設災害予防対策

対 策 別	実 施 内 容
①施設の耐震性強化及びバックアップ施設の整備	下水道施設の施工にあたっては、十分な耐震性を有するように努め、停電対策として自家発電装置の整備や設備の二元化等、災害に強い下水道の整備を図る。
②広域応援体制の整備	町は、県とともにあらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。

(3) 高圧ガス災害予防計画

町は、県や各関係機関との連絡を密にし、保安体制の強化、各規定法に準ずる適正維持を講じることで、保安管理の徹底を図るものとする。

対 策 別	実 施 内 容
①高圧ガス消費先保安対策	消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
②高圧ガス防災月間運動、高圧ガス危害予防週間の実施	高圧ガス防災月間及び高圧ガス危害予防週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

(4) 電力施設災害予防計画（実施主体：沖縄電力株）

災害に伴う電力施設被害の防止について、沖縄電力が定める恒久的設備の対策計画への協力体制を推進する。また、電力会社による電力施設の耐震性確保及び被害を軽減するための施策を町は把握するとともに、震災被害の縮小を図り、万全の予防措置を講ずる。

＜沖縄電力株の主な災害予防事業＞

対 策 別	実 施 内 容
①防災訓練の実施	年 1 回以上の防災訓練を実施し、町及び県、国が実施する防災訓練に積極的参加することで、災害対策・活動を円滑にする。
②火力発電設備	機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域の予想地震動等の特性を勘案した上で、技術基準法に基づいた設計を行う。 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。
③送配電設備	a 架空電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 b 地中電線路 終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。 また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
④変電設備	変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。
⑤配電設備	a 架空配電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 b 地中配電線路 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
⑥通信設備	屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。①～⑥について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないように必要に応じて設計する。

10. 通信施設・設備の災害予防及び優先利用計画

(1) 町における措置事項

対 策 別	実 施 内 容
①災害用通信手段の確保	<p>(ア) 代替手段等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用 ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保(アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮) <p>(イ) 冗長性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携 ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化 <p>(ウ) 電源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等 ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策 <p>(エ) 確実な運用への準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検 ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検 ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟 ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練 ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練(通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等) ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策 <p>(オ) その他の通信の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保

対 策 別	実 施 内 容
②通信機器の充実	<p>災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星携帯電話の導入をはじめ、情報通信機器の充実に向けた検討を行い、地上系のバックアップを図る。 ・防災行政無線等については、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。 ・J-ALERT（全国瞬時警報システム）及びLアラート（災害情報共有システム）の整備
③通信設備等の不足時	<p>災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で、災害時の協力に関する協定等の締結を図る。</p>
④停電時の備え及び平常時の備え	<p>本町及び県は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。</p>

（２）各電気通信事業者による措置事項

対 策 別	実 施 内 容
a 電気通信設備等の予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震及び耐火対策を図る。 ・予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。
b 伝送路の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・主要都市間に多ルート伝送路を整備。 ・主要区間伝送路の有線及び無線による２ルート化。
c 回線の非常措置計画	<p><災害発生時における通信確保の非常措置対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回線の設置切替え方法 ・可搬無線機、工事車両無線機等による非常用回線の確保。 ・孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保。 ・災害救助法適用時の非難場所、現地対策本部機関等への貸出し携帯電話の確保。 ・可搬型基地局装置による電話回線確保。

(3) 通信設備の優先利用計画

①優先利用の手続き

町は、県又は関係機関とともに、通信設備の優先利用（基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について、各電気通信事業者、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

②放送施設の利用

町長は、防災上緊急かつ特別の必要があるとき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

第2款 津波被害の防止計画

本町は金武湾に接しており、その海沿いに国道 329 号が縦断し、その沿道の海浜地域には住宅及び宿泊施設、事業所等が立地しており、津波等による災害の影響が大きいものと予想される。

今後、本町における地域環境を踏まえ、津波被害から人命及び財産を守るための被害未然防止策、被害の拡大防止等、さらに必要な体制・手段への強化整備に努めるものとする。

1. 津波危険に関する啓発

区 分	実 施 事 項
(1) 住民等への啓発事項	①津波危険予想区域の周知 ②津波危険への対処方法 ③過去の津波災害事例
(2) 啓発の手段・機会の活用実施	①学校、幼稚園、保育施設での職員、生徒、児童、園児、保護者を対象とした啓発 ②漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会 ③津波危険地域に立地する施設関係者を対象とした説明会 ④津波危険地域の各区単位での説明会 ⑤防災訓練 ⑥広報誌

2. 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

区 分	実 施 事 項
(1) 住民等に対する情報伝達体制の整備	本町における津波危険地域及び住家に対し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。
(2) 監視警戒体制等の整備	津波危険に対し、予報・警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。
(3) 避難ルート及び避難ビル・タワーの整備	①避難距離の長い避難ルートの見直し ②避難ルート・避難場所案内板の設置 ③津波危険予想区域外の公民館等の公共施設に、津波避難に有効な機能の付加整備を推進するとともに、民間建築物等の活用及び個別住宅等における避難機能の付加について検討を図る。また、海抜低い地区においては、避難タワーの整備を検討する。

3. 海岸保全事業

(1) 現 況

本町には、国土交通省水管理・国土保全局、港湾局及び農林水産省農村振興局所管により海岸保全区域が指定されている箇所があり、港湾等の防災対策として、台風・高潮対策を重点に施設整備が実施されている。

(2) 計 画

本町の海岸においては、従来の津波、台風、高潮等を想定した海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を必要に応じて管理者である県に要請し計画的に推進する。

なお、事業の実施にあたっては、自然環境の保護に十分配慮するものとする。

4. 津波に強いまちの形成

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及びまちづくり等を県と協力して実施する。

ア 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

イ 津波による浸水想定区域を掲載した防災マップを公表し、防災マップによる情報提供の推進をはじめ、津波災害警戒区域で新規に開発相談がある場合については、危険性の周知を行うとともに、避難の安全性を高める取組みを推進するなど、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

ウ 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い場合では、おおむね5分程度の避難を可能とする。

ただし、津波災害警戒区域等における沿岸の低地部の住宅地や短時間での避難が難しい地形の高低差のある住宅地等の避難が困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

エ 金武町と県の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、県庁関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対して防災マップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

オ 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、最大クラスの津波に対しては、港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

カ 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、浸水が想定される町管理の道路において、多重防御対策として盛土等による道路の嵩上げも検討する。

キ 河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

ク 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

ケ 社会福祉施設及び医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

コ 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、県と協力し緊急輸送道路や輸送拠点（港湾、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

第3款 防災環境の整備計画

防災環境を整備するため、基盤施設の整備を進め、災害の拡大を防止し、被害の軽減を目指す「防災強化町」を推進するため、関係各課や関係機関においての個別事業について総合調整を図り実施する。

1. 防災対策に係る土地利用の推進

(1) 防災的土地利用に関する事業の基本方針

本町における地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な生活環境の整備を促進する。

区 分	実 施 事 項
①新規開発に伴う指導・誘導	新規開発等の事業に際し、防災の観点から総合的見地に立って調整・指導を行うとともに、新規住宅地においては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に実施する。
②都市計画区域指定の検討	本町の起伏が激しい地理的条件から、住宅建設用地が限られており、住宅、商業、工業等が混在した集落や市街地が形成されてきた経緯があり、防災上危険な地区もあることから、都市計画区域の指定による土地利用の規制に向けて調査・研究を行い、防災に配慮した土地利用への検討をおこなう。

2. 都市基盤施設の防災対策に係る整備

(1) 町の防災構造化に関する基本方針

町の防災構造化を推進するため、建築物の不燃化・耐震化等により、防災空間を確保・拡充し、道路・公園・河川・港湾・砂防等の都市基盤施設の整備や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等について必要に応じた整備事業の計画を策定し、防災化対策に努める。

(2) 町の防災構造化に関する事業実施

区 分	実 施 事 項
① 防災上重要な道路の整備	<p>避難路、緊急輸送路、消防活動困難区域の解消等としての機能を有する道路整備を推進する。</p> <p>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p>
② 緑地の整備・保全	<p>土砂災害の危険性が高い急傾斜や軟弱地盤等について、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図り、土砂災害防止及び延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。</p>
③ 避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置	<p>学校グラウンドを活用した広域避難地、住区単位とした街区公園等の一時避難地を計画的に配置・整備するとともに、避難路を確保し、避難誘導標識等の設置を図りながら消防・避難活動等の対策強化を推進する。</p>
④ ライフライン共同溝等の整備	<p>災害時におけるライフラインの途絶被害を最小限に止めるため、電線、水道管等の公益物件を収容するための共同溝等、地震に強い施設整備を推進する。</p> <p>また、本町、県及び各ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>さらに、大規模な地震・津波が発生した場合の被害想定結果に基づいて主要設備の耐震化、耐浪化、液状化対策、地震後の復旧体制の整備及び資機材の備蓄等を行う。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める。</p> <p>その他、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等に努めるほか、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。</p>
⑤ 防災拠点機能の確保	<p>広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。</p>

3. 地震火災の予防

(1) 地震火災予防の基本方針

今後予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア 不燃化の推進

地震被害想定等により、地震火災の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

イ 消火活動困難区域の解消

1、2に記した事業のほか、都市防災構造総合推進事業や街路整備事業等により消火活動の困難な区域を解消する。

ウ 延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

エ 地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震火災の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 防火・準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を地震火災の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ 公営住宅の不燃化推進

町営住宅等の公営住宅については、市街地特性、地震火災の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。

ウ 耐震性貯水槽等・消防水利の整備

地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、耐震性貯水槽や自然水利・プール等の活用体制の整備を推進する。

第4款 建築物の対策

1. 建築物の耐震化の促進

「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、町有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

その他、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

2. ブロック塀対策

本町においては、昔ながらの集落構造を形成している地区が多く、建築年数の古い建物が残るところについては、石垣やブロック塀等の老朽化がみられる箇所もあり、震災時には倒壊の危険性が高いことが予測されることから、このような箇所については、倒壊等の防止策を実施していくものとする。

区 分	実 施 事 項
①調査及び改修指導	各地域におけるブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造替えや生垣等を奨励する。
②指導及び啓発普及	町は、県による建築物の防災週間等を通じた建築基準法の遵守について、指導及びブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及・啓発を行う。

第5款 危険物施設等の対策

危険物等による災害を未然に防止するため、対策を実施するものとする。

1. 危険物災害予防計画

(1) 危険物施設等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 保安教育の実施

危険物施設等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を工事災害の予防に万全を期する。

● 予防対策

① 火災、爆発物の防止対策

取扱う危険物の性質、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

② 危険物施設の管理、点検

危険物施設の維持管理が適正に出来るよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

③ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に関わる保安又は防災設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

④ 保安体制の整備、確立

危険物施設等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と本町及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

⑤ 従事者に対する教育訓練

危険物施設等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5) 化学消防機材の整備

消防本部において、化学車等の配置・整備を図る。

また、事業所における化学消化剤の備蓄を行わせる。

2. 高圧ガス災害予防対策

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、本町は国、県、公安委員

会、(社) 沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にし、保安体制の強化を図り、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る。

(1) 高圧ガス消費先保安対策

消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス防災月間運動、高圧ガス危害予防習慣の実施

高圧ガス防災月間及び高圧ガス危害予防週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

3. 毒物劇物災害予防計画予防対策

(1) 方針

地震・津波災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等の不測の事態に備えて、以下について徹底を図る。

ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握

イ 毒物及び劇物の地震津波発生時の危害防止規定の策定

ウ 耐震等の定期点検及び補修の実施

エ 防災教育及び訓練の実施

オ 災害対策組織の確立

(2) 対策

本町は、地震・津波災害時における毒物劇物による危害を防止するため、県が実施する毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対する指導に対し協力するものとする。

4. 有害化学物質等漏出災害予防計画

事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、町民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

(1) 「PRTR 法」に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者における取扱状況把握及び情報提供体制の整備

PRTR 法第 5 条第 2 項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が主務大臣に届け出る内容（第一種指定化学物質及び事業所ごとの排出量及び移動量）を把握するとともに、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

※PRTR 法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(2)「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。

ア 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理

イ 地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

町及び防災関係機関は、地震に強いひとづくり、まちづくりと同時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するための事前措置を推進していく必要がある。

本町の応急対策計画による対応が、災害発生時において実効性のあるものとするため、事前措置の規定及び推進する。

第1款 町の初動体制の強化

1. 職員の動員配備対策の充実

突発的に発生する災害への対応として、迅速な情報の把握及び対策体制の確立が必要となることから、初動体制の強化を図るものとする。なお、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたって、公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

(1) 職員の配備対策の充実

災害対策職員及び要員の招集確保を整え、早期に所掌事務に従事・専念できる体制づくりが必要となるため、その対策を図るものとする。

区 分	実 施 事 項
①職員の家庭における安全確保対策の徹底	災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員をはじめ、その家庭・家族への防災対策を徹底し、被害の最小限化を目指す。
②災害対策職員の緊急呼出し体制等の整備	甚大な災害発生時に、災害対策職員自身が認識・把握できない場合を想定し、災害対策本部長をはじめ各部署との連絡体制及び動員を確立するため、常時呼出し可能な体制づくりを図る。
③24 時間体制の整備	勤務時間の内外を問わず発生のある可能性がある災害に対処するため、24時間体制の対策要員の待機により、迅速な初動体制を確保可能とするよう、強化・整備に努めるものとする。
④庁舎執務室等の安全確保の徹底	災害対応への執務室及び対策本部設置場所である町役場庁舎内において、備品の倒壊による負傷等が無いよう、備品の固定化、危険物の撤去等防災対策を整えて安全確保を徹底する。

(2) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

区 分	実 施 事 項
①代替施設の耐震診断	金武町災害対策本部を設置する予定である町役場庁舎が万が一被災した場合の代替施設の耐震診断を実施し、対策遂行が確保できる体制を整備する。
②災害対策本部の設置マニュアルの作成	対策本部の設置が、誰にでも迅速に確立できるよう、情報通信機器の設置方法や設置マニュアル等を早急に整備する。
③災害対策本部職員用物資の確保	災害対策本部の職員がその職務に専念・遂行できるよう、最低3日分の水・食糧と下着や毛布等の生活必需品の備蓄について検討する。

(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実

災害発生後、迅速に情報を把握するための対策を図るものとする。

区 分	実 施 事 項
①情報通信機器等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町防災行政無線の整備を推進するとともに、あらゆるメディアへ情報を配信できるよう先進的な防災システムの構築を検討する。 ・県と協力し、防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）の導入等について支援する。 ・エリアメールをはじめ、登録制のメール、緊急通報システムの活用、戸別受信機の整備など本町にあった情報通信機器の整備を検討し、多様な情報通信システムの構築を推進する。 ・地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。
②通信設備の不足時の備え	災害発生時において、通信設備等の不足が生ずる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
③連絡体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保 ・防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討
④情報収集要領の作成	被災した場合、県への被災状況の報告ができない場合における、県調査隊等を活用した情報収集・伝達内容等を検討し、情報収集・伝達要領としてまとめるものとする。

(4) 情報分析体制の充実

収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

(5) 災害対策実施方針の備え

収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておくものとする。

(6) 複合災害への備え

本町をはじめ、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2款 活動体制の確立

(1) 職員の防災能力の向上

区 分	実 施 事 項
①職員を対象とした 防災研修の実施	職員を対象とした防災研修会を定期的を開催し、職員の資質向上を図る。また、防災に関する記事・レポート等を全課に配布する等、職員への防災知識の普及・理解を深めるものとする。
②防災担当職員、災 害対策要員の育成	・国や県が主催する防災研修会、防災関係学会等へ積極的に職員を派遣する。 ・災害を体験した都道府県への視察、意見交換会の開催等を行う。
③民間等の人材確保	緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

(2) 物資、資機材の確保体制の充実

災害応急対策実施には、膨大な数の救出用資機材等が必要となることから、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量を備蓄し、又は災害時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。

①救出・救助用資機材の確保体制の充実

災害発生時に緊急度の高い救出・救助用資機材は、住民が身近に確保できるよう整備に努める。

- ・各区の班単位での自主防災組織の育成に伴い、各組織への救出救助用資機材の補助
- ・各家庭、事業所等に対する救出・救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ・救助工作車等の拡充及び更新整備の促進
- ・資機材を保有する建設業者等と町との協定等締結の促進
- ・各公共施設における救出・救助用資機材の整備促進

②消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時の緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるよう、整備する。

- ・各自主防災組織用の消火用資機材の補助
- ・家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ・消防自動車等、公的消防力の整備拡充の促進

③医薬品・衛生材料の確保体制の充実

県立病院までは距離にあることから、医薬品・衛生材料の確保の他、本町において想定被災者数を考慮した量を目標とした確保に努める。

④生活必需品の確保体制の充実

水・食糧・被服寝具等の生活必需品について、本町の規模を考慮したうえ、災害発生後3日以内に調達体制を確立することを目標とし、それまでの間は家庭及び地域における確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、地震被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

また、災害対策用食料等の備蓄に関する計画及び現況は資料編に示す。

- ・家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等への水・食糧・被服寝具等の生活必需品の7日以上備蓄に関する啓発
- ・町における食糧、飲料水、被服・寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充を促進
- ・飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄
- ・本町内には立地していない、大手取扱業者（大型小売店舗、生活共同組合、問屋等）との協定等の締結を近隣市町村とともに促進

⑤輸送手段の確保

本計画の「風水害等編交通確保・緊急輸送計画」の対策に基づき、車両、船舶、空輸機等、あらゆる輸送手段の確保を念頭に事前協議を図るなどの対策を講じることとする。

(3) 応援体制の強化

本町における被害が甚大で、応急対策・対応が困難である場合、外部からの相互応援を行える体制を整える必要があることから、県の指導・助言を受けながら以下の対策を講じることとする。

- ①近隣市町村間及び県内関係業者、民間団体等との間で相互応援協力協定の締結を促進するとともに、応援の要求手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、周知を徹底する。また、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備に努める。
- ②災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等の連携のもと対策を講じていく。

- ・専門ボランティア（資格・技術を要する）やボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備促進。
- ・ボランティアコーディネーターの養成を図る為、災害時のボランティアのあり方や求められるマンパワーの要件、活動支援・調整等の研修会を実施する。

③応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

④自衛隊との連携の充実

被害想定結果を踏まえて、災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

⑤在日米軍との協力体制の充実

災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について検討し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。

⑥応援・受援の備え

災害の規模に応じて、円滑に応援又は受援できるように以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・ 応援先・受援先の指定
- ・ 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- ・ 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等

(4) 交通確保・緊急輸送体制の充実

交通確保・緊急輸送体制の確保については、以下の対策を講じるものとする。

ア 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。また、協議会の設置等により、道路管理者相互の連携の下で道路啓開等を迅速に実施する計画の策定に努める。

イ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、「災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

ウ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、町の管内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

エ 運送事業者との連携確保

本町及び県は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・ 被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- ・ 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・ 輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

(5) 広報・広聴体制の充実

被災地での噂やデマなどによるパニック等の二次被害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報を発信し、災害応急対策を円滑に進めるための対策を講じるものとする。

- ① プレスルーム（報道機関室）の設置準備
- ② 報道機関を通じた広報体制の事前協議
- ③ 有線放送の活用、並びにパソコン通信・インターネット等での情報発信の検討
- ④ 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

(6) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、更には防災資機材や物資の備蓄の場であり、災害時には避難場所や応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプとなる。

このため、各区等の単位別にコミュニティ防災拠点、学校区別には地域防災拠点としての確保が重要であることから、本町において必要な整備を促進するものとする。

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

本町は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- ア 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
- イ 不動産登記の保全等

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

各個別の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するために、各々の活動に対応した事前措置の対策を図るものとする。また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めていくものとする。

(1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置

①地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

余震による被害をより効果的に防止するため、余震情報に関する情報を住民に迅速に知らせる体制を整える。

②津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波危険予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

③避難誘導対策の充実

危険な建物や場所から安全な場所に避難させるためには、避難誘導に関する対策を各機関、施設等において各々確立する必要があることから、各対策を図るものとする。

- ・ 公共・公益施設の耐震補強と避難体制の再点検
- ・ 社会福祉法人、宿泊施設等の経営者に対する避難体制の再点検の指導
- ・ 高齢者、障がい者、外国人等要配慮者の避難マニュアルを作成
- ・ 耐震性のある国や県、民間施設の避難所指定に関する調整
- ・ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及びマップ作成の検討

④救出・救助対策の充実

建物や土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等を迅速に救出・救助できるような対策を行うこととする。

- ・ 県、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出・救助訓練の実施（総合防災訓練を含む）
- ・ 各自治会に対する自主防災組織用の救出・救助用資機材の補助

⑤緊急医療対策の充実

行政機関と医師会等の医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。県として以下の対策を推進することとなっている。

- ・初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療機関の医療従事者による緊急医療活動訓練の実施（総合訓練を含む）
- ・第2次、3次救急医療施設へ軽傷患者の集中過多の防止対策
- ・医療機関の被災状況、稼動状況、医薬品に関する情報、その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化するとともに提供を行うための対策
- ・地震・津波の危険性、被害想定 of 予測負傷者を踏まえた国立病院機構、災害拠点病院等における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療用資機材・非常用電源燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備
- ・災害時に国の非常本部等が選定する広域後方医療施設への傷病者の搬送を中継する広域搬送拠点を県内の既存の飛行場、自衛隊基地、大規模空地等から選定する。また、広域搬送拠点には、傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うSCUの機能整備、SCUの設置・運営に協力する医療機関の指定、協力する医療機関へのSCU設置に必要な医療資機材等の整備等を推進する。

※SCUとは、広域搬送拠点に隣接して設置する臨時医療施設のこと。

- ・災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握できる広域災害・救急医療情報システムの整備及びシステム操作等の研修・訓練の推進。
- ・DMATが中期的に医療活動を展開できる体制の確立（DMATから中長期的な医療を担うチームへの引き継ぎ調整スキームの策定等）
- ・慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む）

⑥消防対策の充実

同時多発火災の発生を想定し、迅速に対処するため対策を講じるものとする。

- ・消防本部、自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練を含む）
- ・耐震性貯水槽や消防用車両・設備の充実
- ・各区への自主防災組織用の初期消火用資機材の補助

⑦建築物の応急危険度判定体制の整備

町民の安全を確保するため、建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次被害を防止し、被災建築物の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(2) 被災者の保護・救援のための事前措置

①学校防災拠点化の促進（地域の避難所等としての拠点）

- 無線設備の整備
- 教職員の役割の事前規定
- 調理場の調理機能の強化
- 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- 避難生活を想定したシャワー室、和室、簡易ベッドの整備
- 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- 給水用・消火用井戸・貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備

②緊急避難場所・避難所の指定・整備

ア 緊急避難場所・避難所の指定

本町は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

イ 避難場所・避難所の整備

本町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を参考に指定避難所の環境整備に努める。

また、学校を避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

③福祉避難所のリストアップ

本町は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等を専用に受け入れる福祉避難所の指定に向けて取り組むものとする。なお、指定に向けて以下の取り組みを進めていく。

<福祉避難所の指定に向けた取り組み>

福祉避難所の指定に向けて、避難対象者の把握をはじめ、指定候補施設の選定、候補施設との調整・指定（民間施設においては協定を締結）などを総合的に取り組むものとする（福祉避難所の指定に向けた調査の実施）。調査にあつ

ては、以下の内容を整理するものとする。

- 福祉避難所への避難対象者の概数把握
- 指定候補施設の選定
- 候補施設の概況把握（施設、設備、人員体制、受入れ可能人数など）
- 候補施設における必要な整備、資機材等の把握
- 民間施設の指定における、調整事項、協定内容（案）の整理

④家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する水や食糧等の生活必需品により生活の確保を図る体制が重要であり、物資調達体制が確立するまでの備蓄体制に努めるよう啓発を行う。

⑤応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

震災により住家を失った人に対し、迅速に応急仮設住宅を提供できるようにプレハブ建築協会等との間での協定締結を図る。また、供給可能量を把握し、調達供給体制を整備しておく。さらに、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体と協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

⑥物価の安定等の事前措置

災害発生時において物価の安定を図るため、小売店及びガソリンスタンド等の営業状況について把握し、迅速な対応を図る。

- 災害発生時の価格監視する物品リストの作成及び監視方法の検討
- 災害発生時の営業状況を把握するための事業所リストの作成

⑦文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うための措置を図る。

- 学校等の教育施設が避難所として使用される場合、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討を図る。
- 学校時間外の災害発生時の児童、生徒並びに教職員の被災状況の把握方法の検討
- 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制を確立させるための指導並びに文化財の耐震調査の指導

⑧児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護

者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

⑨広域一時滞在等の事前措置

大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置を実施する。

- ・ 他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結
- ・ 災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成
- ・ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- ・ 総務省の全国避難者情報システムを活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備
- ・ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

⑩家屋被害調査の迅速化

県が実施する家屋の被害認定の担当者のための研修等を受講し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要なり災証明の発行を迅速化する。

なお、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

⑪災害廃棄物処理計画の策定

本町は、国の災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）に基づき、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

⑫非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第 86 条の 2 及び第 86 条の 3 により、消防法第 17 条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、本町及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第4款 災害ボランティアの活動環境の整備

(1) ボランティア意識の醸成

①学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、本町は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

②生涯学習を通じた取組

本町及び金武町社会福祉協議会は、社会活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

(2) ボランティアの育成等

①ボランティアの育成

本町は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び金武町社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努める。

②専門ボランティアの登録等

(ア) 本町は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者(以下「専門ボランティア」という。)を平時から登録し、把握に努めるものとする。

(イ) 本町は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

③ボランティアコーディネーターの養成

本町は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び金武町社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

(3) ボランティア支援対策

①本町は、県・金武町社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。

②本町及び金武町社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

③本町及び金武町社会福祉協議会は、ボランティア(団体)を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワーク

を確保するものとする。

④本町は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

第5款 要配慮者の安全確保計画

高齢者、病弱者、障害者、児童（乳児含む）、妊婦、外国人、観光客等の災害に比較的弱いと想定される者に対し、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面での配慮が必要である。

このため、平常時から地域における要配慮者への支援体制が整備されるよう努めるとともに、災害・地震時には避難誘導はもとより、高齢者、障害者等の避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を推進するものとする。

特に、避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

1 社会福祉施設等における安全確保

災害時に、自力で避難できない人々（日常生活が困難な高齢者や障害者（児）、乳幼児等が入所又は通所している社会福祉施設、保育施設等において、安全を図るための十分な防災対策を日頃から講じておくものとする。

（1）地域防災計画への位置づけ

災害発生時の要配慮者の避難対策等について、施設管理者及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の福祉施設等については、警報等の伝達体制や避難場所等を明記しておく。

（2）施設、設備等の整備及び安全点検

要配慮者の災害時における安全及び避難の確保を図るため、施設管理者は施設自体の崩壊、火災発生等が起こらないように施設の整備を図るとともに、点検を常時行う。

（3）地域との連携

災害発生時における避難は、施設職員のみでは不十分であることが予測されることから、施設周辺地域の住民との協力体制が得られるよう、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、避難体制の強化を図るものとする。

（4）緊急連絡先の整備

要配慮者の保護者又は家族等が、災害時において確実な連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(5) 災害用備蓄の推進

災害時に要配慮者が最低限必要な食糧及び物資を確保するため、災害用備蓄対策を図るものとし、乳幼児の長時間保護を担う施設には、ミルク等の必要最低限の非常用食糧確保に努める。

また、必要に応じて近隣市町村や民間業者との応援協定を結び、災害時に生活物資が避難所等に十分に届けられる流通システムを検討する。

2 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者等のように災害発生時には自力で避難することが困難な避難行動要支援者が多く出入りしていることから、安全確保のため日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設、設備等の整備

施設管理者は、特に要配慮者が安全に避難できるように施設・設備の整備に努め、迅速に対応できる体制も合わせて図るものとする。

(2) 施設、設備等の安全点検及び指導

本町内の不特定多数者が利用する施設を把握し、消防機関と連携した付属設備の安全点検に常時努めるとともに、施設管理者への指導を行うものとする。

3 在宅で介護を必要とする町民の安全確保

障害者（児）、寝たきり高齢者、認知症を有する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難等、災害時の安全確保が困難であることから防災上の特別の対策及び体制の整備を図るものとする。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者等についても生活環境の面から防災上の特別な配慮を必要とする。

(1) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定

防災関係機関及び、社会福祉協議会や民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の平常時から要配慮者と接している福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するよう努める。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者名簿等の情報を共有し、かつ、本人の同意を得て自主防災組織等に提供し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画策定に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月 内閣府）に基づくものとする。

(2) 防災についての指導・啓発

広報誌、広報活動等、関連施設・機関を通じ、要配慮者及び家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

対象者	内 容
①要配慮者及びその保護者・家族	<ul style="list-style-type: none">・日常生活において常に防災に対する理解を深めるとともに、日頃から防災対策を講じておくこと。・地域において防災訓練等が実施される場合には、積極的に参加すること。
②地域住民	<ul style="list-style-type: none">・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を整えておくこと。・災害発生時において、要配慮者の安全確保に協力すること。

(3) 緊急通報システムの整備

要配慮者の安全を確保するため、迅速な災害情報の伝達が行えるように検討し、必要な整備が図れるよう努めるものとする。

4 避難行動要支援者の名簿作成・活用

高齢者や障害者等の災害時に 1 人で避難することから困難な避難行動要支援者について、必要な避難支援が行えるよう避難行動要支援者の名簿の作成等について以下のとおりとする。

(1) 名簿作成の方法

役場をはじめ、警察・消防等の関係機関が保有する情報を基に災害時に避難する際、支援が必要と考えられる方をリストアップするとともに、支援を希望される方が申請書を提出することにより、金武町避難行動要支援者名簿に登録するものとする。

ただし、避難行動要支援者本人による申請が困難な場合は、同居者、親族、自治会、民生委員児童委員、介護支援専門員及び相談支援専門員等が代理申請を行うこともできる。

また、名簿登録に際しては、避難を支援する方等への個人情報情報の提供について同意が必要である。

(2) 避難行動要支援者の対象

避難行動要支援者の対象は以下のとおりとする。

- ① 75歳以上の方（ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方）
- ② 要介護3以上の認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方（1級又は2級）
- ④ 療育手帳の交付を受けている方（A判定）
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級）
- ⑥ その他災害時等の避難に支援を要し、町長が必要と認める方（妊婦、外国人等）

※在宅の方を対象とし、施設や病院などに長期入所・入院されている方は対象外とする。

(3) 名簿の使用及び個人情報の保護

名簿の使用方法は、「地域支援者（隣近所）」「自治会、自主防災組織」「社会福祉協議会、民生委員児童委員」等と避難行動要支援者の情報を共有し、避難支援に関することや日頃からの声かけ・見守り活動に活用するものとする。

また、避難行動要支援者の個人情報については、適正に管理するとともに、上記の目的以外の使用は行わないものとする。

第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

本町に来訪した地理に不案内な観光客・旅行者等が、災害に遭遇した場合を想定した安全確保等の事前対策を図るものとする。

1. 観光客・旅行者の安全確保

(1) 避難標識等の整備、普及

本町は、県が作成する避難場所・避難路の誘導標識について観光客・旅行者・外国人等にも容易に判別できる統一的な図記号を商工会、観光・宿泊施設等に普及する。

観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行

者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

本町は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

本町は、県及び観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2. 外国人の安全確保

米軍基地が所在する町という地域特性や国際化の進展に伴い、言語・文化・生活環境の異なる多くの外国人に対し、災害時の被害を最小限にとどめ的確な行動が取れるよう、県とともに本町における防災環境づくりに努めるものとする。

(1) 外国人への防災知識の普及

① 多言語による災害情報の提供

テレビ・ラジオなどのメディアと連携し、災害などの緊急時に多言語で災害情報を伝達できるよう、体制を整備する。

また、多言語の防災パンフレットを作成・配布するなどの方法により、外国人に対し防災知識の普及を図るものとする。

② 避難誘導及び災害情報伝達のための看板等の設置

外国人が避難場所に円滑に移動できるよう、多言語の看板や国際的に共通した絵文字表記（ピクトグラム）の設置・活用を進める。

(2) 地域の防災訓練等への参加促進

在住外国人が、火災や地震などの災害発生時に対応できるよう、地域の消防団や防災訓練等への積極的な参加を促す。

(3) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

3. 観光危機管理体制の整備

ア 観光危機管理の普及、対策の促進

本町は、県及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

イ 観光危機情報提供体制の整備

本町は、国、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、県、本町、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第5節 津波避難体制等の整備

第1款 津波避難体制等の強化計画

1. 津波避難計画の策定・推進

(1) 金武町における対策

県が策定する津波避難計画策定指針その他各自でさだめる避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等をもとに、本町の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

(2) 避難計画の留意点

ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者者の避難支援者等で、避難所要時間が5分または大津波到達予測時間（28分）を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。この場合、警察機関との十分な調整を図るとともに、各区での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防団員、警察官、金武町職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

2. 津波危険に関する啓発

(1) 金武町における対策

ア 住民等を対象に以下の項目について繰り返し、普及・啓発を行う。

- ①津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む）
- ②津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
- ③過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）
- ④津波の特性（波の押し・引きなど）

イ 普及啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

- ①学校、幼稚園、保育施設での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
- ②漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- ③津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- ④津波危険地域の各自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- ⑤広報誌
- ⑥防災訓練
- ⑦防災マップの更新、避難行動要支援者避難支援プラン及び災害時行動マニュアル等の作成と周知活動の推進
- ⑧統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
- ⑨電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

(2) 広報・教育・訓練の強化

ア 防災マップの普及促進

津波避難計画を反映した防災マップの更新・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

イ 津波避難訓練の実施

津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、町民、防災リーダー及び避難行動要支援者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

ウ 津波防災教育の推進

教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、町民の津波防災への理解向上に努める。

3. 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

(1) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、避難行動要支援者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく

ものとする。また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）及びワンセグ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

（2）監視警戒体制等の整備

津波危険に対し、警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

（3）避難ルート及び避難ビルの整備

ア 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では、概ね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は、甚大な被害をもたらす大津波到達時間の目安とする。また、避難に際しては、徒歩を原則とする。避難路、避難階段を整備し、町民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

イ 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置（県のガイドブックに準ずる）する。

ウ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造避難スペースが確保されるように努める。なお、周辺に高台や町の施設がない場所で国や県の施設がある場合は、一時避難場所としての使用について協議するものとする。また、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

エ 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔15m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つための設備の整備に努める。やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、町民への周知と理解を促進する。

オ 津波避難困難区域の解消

県の津波避難困難区域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難区域を設定する。また、津波避難困難区域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

(4) その他

水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

4. 津波災害警戒区域等の指定等

津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について県と連携し検討する。

なお、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。

- (1) 計画に当該区域ごとに津波に関する情報、予報、警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- (2) 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。
- (3) 津波災害警戒区域を含む場合は、金武町地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について町民に周知させるため、これら事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- (4) 津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言または勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第2款 孤立化対策の強化

本町においては、災害により主要道路である国道329号が寸断された場合をはじめ、通信施設が被災し、長時間外部からの救援が不能となる事態も予想される。

また、高台や中高層ビルがない地区もあることから大津波から、避難できない事態も予想される。

このような防災上の不利性を踏まえて、地震・津波による孤立化や津波避難に必要な以下の対策を推進する。

1. 孤立化等に強い人づくり

(1) 孤立想定訓練

地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入れ、漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。

(2) 知識の普及

地震・津波による長時間の孤立化を想定し、受援までの間を地域内でしのぐ自活体制の必要性を普及する。各家庭での飲料水、食糧、生活必需品等について少なくとも3日分以上の備蓄を促進する。

(3) 自主防災組織の育成

初期消火、避難対策、救助・救護等を地域の組織力で自主的に対処できるよう、自主防災組織力パー率100%を目指す。

このため、県と連携して自主防災リーダーの育成や自主防災資機材の整備等を行う。

(4) 消防団の高度化

県と連携して、本町の消防団員を対象に、教育・研修や消防資機材等の整備を行う。

2. 孤立化等に強い施設整備

(1) 港湾・漁港対策

港湾管理者及び漁港管理者は、孤立化防止に重要な港湾及び漁港について、耐震強化岸壁や背後港湾・漁港等施設の整備を推進する。また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。

(2) 道路対策

道路管理者は、本町の重要な港湾、漁港や中山間部の孤立予想地区と災害対策拠

点（避難所、救護所、物資輸送拠点等）を結ぶ重要な道路区間について、耐震性の確保及び土砂災害対策等を推進する。

（3）通信施設対策

金武町及び県、通信事業者は、孤立化が予想される地区について所管の通信施設の耐震性等を確保するほか、長時間の孤立を想定した非常電源をはじめ代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話の配備等）を確保するなど、総合的な防災システムの構築を推進する。

3. 地震・津波災害応急対策活動の準備

（1）備蓄拠点の確保等

救援物資の搬送が数日間途絶する状況を想定し、各区ごとに十分な量の備蓄を検討するほか、物資の性格、地震・津波の危険性、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄及び備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

（2）臨時ヘリポートの確保

津波浸水及び土砂崩れ等の危険箇所を考慮した臨時ヘリポートを検討・確保し、ヘリポートの開設・運用に必要な体制や資機材等の整備を推進する。

4. 津波避難体制の整備

（1）津波に対する啓発

過去に大きな被害をもたらした、チリ地震津波や八重山地方大津波等（明和の大津波）の教訓の伝承を推進する。

（2）津波警戒避難体制・手段の整備

沿岸地区で海拔の低い地区や高台に避難するには安全な避難経路を確保できない（河川沿い及び沿岸の道路を通らなければならない場合）地区においては、短時間での避難津波避難に必要な津波避難タワーの整備等を検討し、津波避難対策の強化を図る。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

第3編 風水害等編（災害予防計画）

第1節 風水害等予防計画の基本方針

風水害に対して町民の生命・財産の安全を確保する為の予防対策は、「風水害等に強い町民（ひとづくり）」、「風水害等に強い集落構造（まちづくり）」、「風水害等災害応急対策活動の準備」の3つに区分する。

1. 風水害等に強い町民（ひとづくり）
 - (1) 台風・大雨等の防災知識の普及計画
 - (2) 自主防災組織の育成計画
 - (3) 防災訓練実施計画
 - (4) 要配慮者安全確保体制整備計画
 - (5) 災害ボランティア計画
 - (6) 竜巻災害予防計画
2. 風水害等に強い集落構造（まちづくり）
 - (1) 治山・治水対策計画
 - (2) 土砂災害予防計画
 - (3) 高潮災害予防計画
 - (4) 建築物等災害予防計画
 - (5) 火災予防計画
 - (6) 危険物施設等災害予防計画
 - (7) 林野火災予防計画
 - (8) 上・下水道施設災害予防計画
 - (9) 農林業災害予防計画
 - (10) 文化財災害予防計画
 - (11) 不発弾災害予防計画
 - (12) 道路事故予防計画
3. 迅速かつ円滑な災害応急対策の事前措置
 - (1) 避難誘導等計画
 - (2) 水防、消防及び救助施設等整備計画
 - (3) 食糧等備蓄計画
 - (4) 気象観測体制の整備計画
 - (5) 災害通信施設整備計画
 - (6) 交通確保・緊急輸送計画
 - (7) 基地災害及び米軍との相互応援計画
 - (8) 海上災害予防計画
 - (9) 業務継続計画策定の推進

第1章 風水害等に強い町民（ひとづくり）

第1節 台風・大雨等の防災知識の普及計画

近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられる。このため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

1. 台風教育

（1）講演会

気象台、県と協力し、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に行い、町民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民のとりべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

（2）防災教育

金武町及び県は、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

（3）災害教訓の伝承

ア 台風災害の蓄積と公開

県内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、町民への災害記録や教訓等の周知に努めるとともに、災害発生箇所の保存等の設置を検討する。

イ 台風災害の経験・教訓等の伝承

県と協力し、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的に行い、災害等の教訓を後世に伝える。

2. 職員に対する防災教育

（1）防災担当者研修

本町における防災担当者は、県や防災機関・団体が行う防災に関する知識及び活動についての研修等に積極的に参加し、本町の防災対策に反映するよう資質の向上に努めるものとする。

（2）防災関係機関職員の教育

本町における防災関係機関・団体は、防災に関して、その所属職員の教育を計画的に行うものとする。

（3）消防教育

消防教育は、消防職員・団員等に対し、消防学校において行う専門教育及び本町において各々所要の教育計画を定めて実施する一般教育とする。

3. 防災上重要な施設の管理者の教育

(1) 危険物取扱施設の管理者

防火管理に関する有識者を増やすため、県が法令に基づいた指導・講習等を実施し、本町においても周知及び協力体制を図るとともに、防火管理体制の強化・拡充を促進するものとする。

(2) 避難時の拠点施設となる管理者等

避難計画に定めた避難所等の防災拠点施設において、その管理者等に対する防災教育の徹底を図るものとする。

4. 町民への防災意識の普及

(1) 防災訓練による防災知識の普及・教育

防災関係機関の協力等により総合防災訓練を行い、防災関係者及び住民の参加を促進させ、災害に対する知識や教育を深めるものとする。

(2) 防災マップの配布及び標識による防災知識・対策の普及

防災知識や安全対策のほか、各行政区別になど地区単位における避難所や避難路、災害危険予想区域等を明示した防災マップを作成し、住民及び滞在者に配布することで防災知識の普及を図る。また、各地域毎において明確な避難場所等の防災標識を設置することにより、防災に対する意識の向上を図るものとする。

- ・ 防災マップの作成・配布
- ・ 地域別に防災標識を設置

第2節 自主防災組織の育成計画

地震・津波編に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、町内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

第3節 防災訓練実施計画

訓練実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、加えて要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1. 訓練実施の種類

訓練種別	実施内容
①総合防災訓練	危険地域を対象にして地域ぐるみ（防災機関も含む）の防災訓練を実施するものとする。実施にあたっては、関係機関が緊密な連携を図り、必要に応じて他の関係機関と合同で行うものとする。 訓練内容の中には、避難、救出・救護、炊き出し、防疫訓練等の実施から、情報の収集、応急対策の指示・伝達等、災害時の通信や広域応援要請（情報伝達）が円滑かつ迅速に行えるよう訓練していく。 また、初動体制の確立と迅速化及び各防災機関、住民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。
②消防訓練	役場をはじめ、学校、公民館、郵便局、診療所及び福祉施設等の公共・公益施設、宿泊施設や飲食・商店等の多くの人が集まる場所を対象として、消防機材を利用した消火訓練等（避難を含めた総合訓練）を実施するものとする。
③水防訓練	本計画により危険と予想された箇所周辺地域において、洪水や浸水、高潮等の水害に対する避難等の訓練を実施する。

2. 訓練実施の要領及び実施時期

訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成して各関係機関に周知するものとする。

また、訓練の実施時期については、関係機関と調整を図り、本町の実情を勘案し適切と思われる時期を選択指定する。

3. 訓練の参加機関・団体及び対象者

訓練の参加対象は、町、県をはじめ、防災関係機関及び社会教育関係団体とし、さらに一般住民の参加を促進するものとする。

4. 訓練のための交通規制

町は県公安委員会と協議の上、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施上最小限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者及び車両の道路通行を禁止又は制限することが出来るものとする。

5. 訓練後の評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討するものとする。

第4節 要配慮者安全確保体制整備計画

地震・津波編に定める対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障害者等の避難支援体制を整備し、風水害等時にも要配慮者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

第5節 災害ボランティア計画

地震・津波編 第4節の第4款に定める地震・津波対策のほか、本町及び金武町社会福祉協議会等の関係機関は、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておくものとする。

第6節 竜巻災害予防計画

全国でも近年に多発し、竜巻による人的被害や建物被害などがあることから、竜巻災害に関する対応について以下のとおりとする。

(1) 竜巻に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生し、特に海面が暖かく上昇気流が発生しやすい沿岸部で多く発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、現在の科学技術では台風のように進路を予測するのは困難である。現在、気象庁では竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに「竜巻注意情報」を発表するが、竜巻は発現時間が短く、場所も狭い範囲に限られるため、情報の伝達が重要となる。

そのため、竜巻発生に関する情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

①住民への啓発

町及び防災関係機関は、気象庁が発表する「竜巻注意情報」をはじめ、竜巻災害のメカニズムと過去の被害実績を広報し、住民への啓発を図る。

②安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻とは認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

③安全な場所の周知徹底

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所へ避難することの周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関との連絡体制の確保

竜巻の発生を予測することは難しいことから、町及び気象台、防災関係機関は平常時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の確保に努める。

(3) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずるものとする。

(4) 海上における竜巻

海上において竜巻が発生した場合、船舶はこれを避けて航行するとともに、気象情報などを確認し、安全な航行に努める。

第2章 風水害等に強い集落構造（まちづくり）

第1節 治山・治水対策計画

1. 構築物その他の風水害予防措置

看板や広告物等の構築物について、台風等による破損・落下・飛散のおそれがないか、定期的に調査を行い、危険と判断されるものについては直ちに所有者又は管理者に通報し、改善若しくは撤去を行うよう指導する。

2. 農作物の風水害予防対策

風水害による農作物の被害防止策として、農家及び農業従事者に次の事項を重点に指導するものとする。

●指導事項

- ①暴風網の整備
- ②かん水、排水施設の整備
- ③病害虫の防除

3. 治山対策

（1）現況・危険区域

山林を多く占める本町において、台風や集中豪雨等による山腹崩壊の対策は、防災上重要な事項である。

「沖縄県山地災害危険地区」では、本町において石川岳周辺（うるま市石川との境界付近）の一部が山腹崩壊危険地区になっており、また、屋嘉IC周辺（恩納村側にかけて）で崩壊土砂流出危険地区となっている。

（2）計画

県は、森林法（昭和26年法律第249号）第4条第5項の規定により、平成16年度から平成25年度までの地域森林計画を定め計画的に事業を推進してきているところであり、下記（①～④）の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施するとしている。

- ①保安林の侵食防止及び強化
- ②森林水源かん養機能の強化
- ③山地災害危険地対策
- ④生活環境保全林の整備強化

町は、独自に危険が予想される箇所についての調査及び対応策の検討を行い、必要な整備措置等の事業を推進するものとする。

4. 治水対策

(1) 危険区域

本町の億首川水系の億首川と幸地川の2つが二級河川に指定されており、そのうち億首川（喜瀬武原～河口の5.7km）が「重要水防区域内で溢水が危険と予想される区域（河川）」となっている。

また、金武湾港（伊芸地区、村内原地区の2,109m）が「重要水防区域内で越波が危険と予想される区域（海岸）」となっている。

【資料：沖縄県水防計画】

(2) 河川水統制又は河川改修に関する治水事業

金武ダム建設により、洪水調節や下流河川流量の安定化等が図られている。

また、町内を流れる河川及び海岸等（所轄・管理含め）、公有水面の調査を実施し、災害が想定される場合については、本町で適時巡視する。

また、危険箇所の改修については、町管理の河川においては緊急かつ計画的に実施するとともに、町管理以外の河川については県などの管理者へ改修の要請を行う。

(3) 浸水想定区域の指定の周知

① 浸水想定区域指定の対策

町は、浸水想定区域の指定があったときは、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

② 洪水予報等の伝達方法を明記

町は、要配慮者の利用施設等において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設利用者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

③ 避難確保の事前周知・広報対策

本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者等利用施設で、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、町長はこれら事項を記載した印刷物の配布、その他の必要な措置を講じるものとする。

5. 地すべり、がけ崩れ等土砂災害防止対策

本町においては、地すべり防止区域に指定されているところはない。しかし、急傾斜地崩壊危険箇所には浜田原の斜面地が指定されている。今後も危険が予想される箇所について調査把握し、大雨注意報・警報の発表時及び台風時に巡回・監視するものとする。安全施設の整備については、土地条件に応じた施設整備又は措置を逐次実施するものとする。

6. 道路、橋梁の維持・補修事業

道路管理者は所管、所轄する道路、橋梁を常時補修するものとする。なお、早急に補修が不可能な危険箇所については、立て札によって表示し、通行又は重量の制限を行う。

第2節 土砂災害予防計画

1. 砂防対策

(1) 現況・危険区域

本町は、字屋嘉のクラ川流域において2箇所が砂防指定を受けている。

そのほか「沖縄県水防計画書」より、億首川流域（喜瀬武原）において土石流の危険が予想（土石流危険溪流Ⅱ）されている。また、字金武の国道329号から海岸線に向けて傾斜地が多いなど土砂災害の危険が懸念される。

(2) 事業・対策等

危険度の高い区域においては、県による砂防事業の促進を図るものとする。また、警戒避難体制の整備を推進するとともに、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について住民への周知を図る。

＜主な対策＞

- ・土砂災害においても防災マップの更新による町民への周知と啓発活動の推進
- ・気象庁から発表される土砂災害警戒メッシュ情報の危険度等を参考に迅速に避難勧告等の判断を行うものとする。
- ・土砂災害警戒区域周辺の住民への避難訓練の実施による自主避難の意識醸成
- ・土砂災害時の避難経路及び避難場所等の設定

2. 地すべり防止対策

(1) 現況・危険区域

本町においては、地すべり危険区域の指定箇所はないものの、字金武の国道329号から海側に向けては傾斜地が多いことから、地すべりが発生する恐れのある危険箇所を調査把握するとともに、その対策に努めるものとする。

(2) 事業・対策等

地すべりの発生概況及び発生予想を整理・把握し、今後危険性のある箇所については早急に地すべり防止区域の指定を促進し、県と調整を図りながら行為の制限及び原因究明の調査研究を行い、適切な地すべり防止策を実施するものとする。

3. 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 現況・危険区域

本町においては、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰとして浜田原の斜面地が指定されているため、今後も危険度調査などを適時実施し、危険性の把握に努め、災害の未然防

止事業及び対策を図るものとする。その箇所において「土砂災害警戒区域」が指定されている。

(2) 事業・対策等

●今後の対策

- ①町内の傾斜地における危険度の調査・現状把握
- ②警戒避難体制の整備

4. 土砂災害対策

本町の2箇所の土砂災害警戒区域においては、町民等へ当該区域に関する情報提供・周知を図るとともに、防災訓練等を実施し適切に避難ができるよう努めるものとする。

第3節 高潮等災害予防計画

本町の西の国道329号沿線から東側の海岸地区の浜田海岸(国土交通省河川局)、金武(農林水産省農村振興局)及び金武湾港(国土交通省港湾局)の海岸保全区域が指定されている。

住宅域及び国道沿道、農耕地では高潮等の災害に対する堤防、海岸護岸等の保全施設が既設されているが、今後、安全面における改良の必要性が予想されることから、災害予防としての整備強化とともに海岸保全事業の促進に努める。

1. 港湾・漁港等整備事業

港湾等は、町として適時巡視を行うとともに、危険性が高い箇所が発見された場合は管理者である県へ高潮、津波等による災害予防施設の整備強化を要請する。

2. 流出防止

流木等による海上交通の障害防止のため、災害時に備え荷役や荷揚げ場所等において集積及び固縛等の状況を調査し、災害が予想される場合は港湾管理者である県と協議の上、所有者等に対し指導を行っていく。

第4節 建築物等災害予防計画

1. 防災的土地利用の推進

本町には防災・消防面で弱い昔ながらの集落形態が残っている地区があるため、土地利用計画及び各々の用途区分に沿った土地の合理的かつ健全な高度利用を推進し、災害の防止を図るものとする。

2. 不燃、耐風耐震性建築物の促進対策

公共物、一般住宅の新築、改築、増築等における建築物の耐震化及び不燃化等について、各種制度の説明を行い、技術的相談に応ずるとともに、指導・啓発等の促進に努めるものとする。

3. 公共建築物の耐風、耐震、耐火対策

公共建築物のうち、老朽化施設については、建替え又は補強等による耐風、耐震耐火対策を推進するものとする。

また、今後建築される公共建築物に対する設計段階での不燃堅牢な施設となるよう図るものとする。

4. 公共建築物の定期点検及び定期検査

公共建築物については、定期的に点検及び検査を実施するものとする。

第5節 火災予防計画

【実施主体：金武地区消防衛生組合消防本部】

1. 消防力・消防体制等の拡充強化

(1) 消防教育・訓練の充実強化

消防本部による「消防教育訓練計画」に基づき、消防職員及び消防団員、消防関係者の資質向上を図るものとする。

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

(3) 消防体制の充実・指導

消防体制の拡充及び消防団の体制強化を図るものとする。また、多くの人が入り又は勤務する施設（学校、宿泊施設、事業所等、危険物関係施設等）において、自衛消防組織の結成にむけて指導する。また、消防・訓練計画、消防用設備の指導を行うとともに、訓練の実施を図るものとする。

住民への防火意識の向上を図るため、春と秋の防火運動期間に消防訓練及び避難訓練の実施に努める。また、防火ピラの配布、講習会、その他防火行事を通じて防火思想の普及・高揚を図る。

(4) 消防施設・設備の整備促進

消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

2. 火災予防査察・防火診断

本町においては、消防用設備（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水、消火活動上必要な施設）等及び防火管理体制の査察を実施し、火災の発生拡大を抑制・防止するとともに避難を確実なものとする。

(1) 特殊対象物（公共的な施設等）に対する査察

●対象施設

①学校、官公署

防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等について、夏期休暇や年度末等の時期を利用した重点的な査察を実施するものとする。

②宿泊・娯楽施設

消火設備、避難設備、防火管理体制等について、消防計画に基づいた定期的な査察を実施するものとする。

③商店・小売業施設

消火設備、避難設備、防火管理体制等について、消防計画に基づいた定期的な査察を実施するものとする。

④危険物等関連施設

年間立入検査を通じ、施設の構造設備取扱い要領及び防火管理体制等を重点的に査察し、取扱い従業員の防火意識の向上を図るため、防火指導を行う。

(2) 一般住宅

火災の多発期となる秋季を控えた時期及び3月の春季火災予防運動週間を通じ、一般住宅における火を取扱う器具等について、防火診断を行うよう指導に努めるものとする。また、火災報知器の設置の指導にも努めるものとする。

3. 消防施設の整備拡充

(1) 消防水利の多様化等

本町における防火水槽、耐震性貯水槽の整備をはじめ、海水・河川水等の自然水利や町内の水泳プール、ため池等が活用できるような消防水利の多様化を図る。

また、防火水槽、耐震性貯水槽の整備が不十分である地域においては、重点的に整備を推進するものとする。

(2) 伝達系統の整備

消防無線及び防災行政無線、戸別型有線放送等の通信施設を含む情報収集機器・体制等、伝達系統の整備・拡充を図る。

第6節 危険物施設等の災害予防計画

【実施主体：金武地区消防衛生組合消防本部】

1. 危険物災害予防計画

危険物施設（危険物製造所、貯蔵所、危険物取扱所）による災害の発生及び拡大を防止するため、県防災危機管理課、隣接市町村消防本部及び関係機関と連絡を密にし、住民の安全確保を図るものとする。

なお、危険物施設等の規制及び保安措置に関する指示等については、危険物の規制に関する政令等、適応する法令に基づき行うものとする。

（1）危険物施設等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

（2）危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

（3）保安教育の実施

危険物施設等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

（4）危険物施設等の予防対策

危険物施設等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を工事災害の予防に万全を期する。

●予防対策

①火災、爆発物の防止対策

取扱う危険物の性質、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

②危険物施設の管理、点検

危険物施設の維持管理が適正にできるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

③保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に関わる保安又は防災設備について、定期的

に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

④保安体制の整備、確立

危険物施設等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と本町及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

⑤従事者に対する教育訓練

危険物施設等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5) 化学消防機材の整備

消防本部において、化学消防車等の配置・整備を図る。

また、事業所における化学消化剤の備蓄を行わせる。

2. 高圧ガス災害予防対策

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、本町は国、県、公安委員会、(社)沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にし、保安体制の強化を図り、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る。

(1) 高圧ガス消費先保安対策

消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス防災月間運動、高圧ガス危害予防週間の実施

高圧ガス防災月間及び高圧ガス危害予防週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

3. 毒物劇物災害予防計画

(1) 方針

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不足の事態に備えて、以下の事項の徹底を図る。

- ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- イ 毒物及び劇物危害防止規定の策定
- ウ 定期点検及び補修の実施
- エ 安全教育及び訓練の実施
- オ 事故対策組織の確立

(2) 対策

本町は、災害時における毒物劇物による危害を防止するため、県が実施する毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者への指導に対し協力するものとする。

第7節 林野火災予防計画

本町においては、総面積の約半分が森林地域でその大半が米軍基地施設で占められている。しかし、山林火災の発生から災害が拡大した場合、特に住宅地域への被害が懸念されるため、町が実施する対策も検討する必要がある。

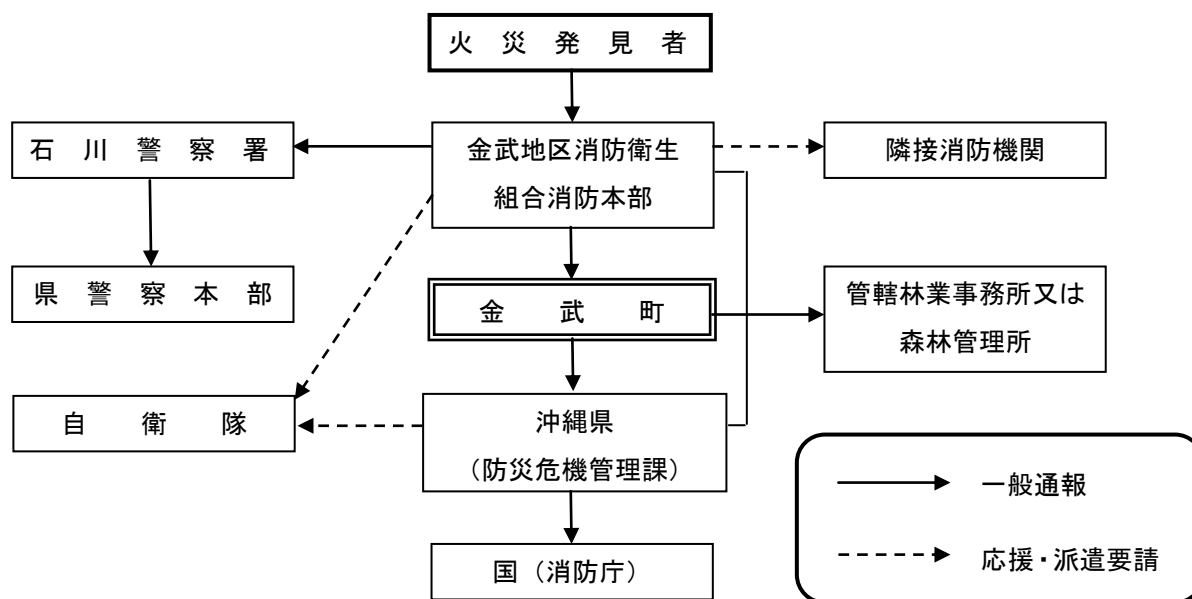
1. 山林火災対策の推進

県の指導に従い、消防機関及び林野行政機関、自衛隊、警察、その他関係機関の間で総合的な山林火災対策が行えるよう連絡調整を図るものとする。

また、山林火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡は以下のとおりとする。

<通報連絡系統図>

通報連絡内容：火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、対応措置の概況等



第8節 上・下水道施設災害予防計画

上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

1. 上水道施設災害予防計画

(1) 施設の防災性の強化

各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。

(2) 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

2. 下水道施設災害予防計画

(1) 施設の強化及びバックアップ施設の整備

県及び金武町は、下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

第9節 農林業災害予防計画

農林業災害予防のため、農林地・農林業用施設の保全及び防災営農の推進を図る。

1. 土砂崩壊防止整備事業等

農林地及び農林業用施設、その他に被害を及ぼす恐れのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

2. 農林地保全整備事業

風雨などによって侵食を受けやすい性質の特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農林地の侵食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

3. 地すべり対策事業

地すべりによる被害を除去又は軽減し、農林地及び農林業用施設等を未然に防止する事業として、県による指定事業だけでなく、本町においても必要に応じて、その対策事業を検討・推進していく。

4. 防災営農の確立

(1) 指導体制の確立

農業及び林業に対する各種の災害を回避克服し、農林業生産力や農林業所得の向上を図るため、本町は県及び関係機関、団体の一体的な指導体制の確立を図るものとする。また、保険加入の促進について努めるものとする。

①指導体制の統一並びに陣容の強化

本町、県及び関係機関における指導機構の調整、連携、強化を図るものとする。

②指導力の向上

各種防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

③防災施設の拡充

防災実証展示施設等の整備拡充及び広報により、防災の普及・啓発を図る。

(2) 営農方式の確立

「沖縄振興計画」に沿った県の対応及び営農技術、また試験研究機関による病害虫、風水害に強い抵抗品種の育成及び栽培技術等の指導を受けるとともに、本町における防災営農の確立を図る。

第10節 文化財災害予防計画

本町の財産であり、文化資源である貴重な文化財を災害から守るための予防対策を図るものとする。

- ①県による教育委員会への指導を受け、所管の文化財防災計画を策定し、警察及び消防機関と常時連携を密にして、災害予防の確立を図る。
- ②文化財の所有者及び管理責任者、又は管理団体の防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るよう勧奨する。
- ③文化財の指定地内に居住する所有者に、火気使用の制限を指導する。
- ④防災施設の必要な文化財は、補助事業等により完備を図るとともに、県指定及び未指定の文化財を含め、本町における防災施設の設置を促進する。
- ⑤県の主催する各市町村文化財担当職員講習会等により、文化財災害対策について指導を受けるなど、適切な防災措置が図れるようにする。
- ⑥地震による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

第 11 節 不発弾災害予防計画

不発弾の処理については、発見から処理に至るまでの体制に万全を期し、不発弾の爆発による災害の発生及び拡大を防止する。そのためには、住民及び建築工事関係者などの不発弾等の関係事業者に対する不発弾等に対する防災知識の周知徹底を図るとともに、関係機関との連絡調整を密にし、不発弾等の処理の円滑化を図る。

1. 不発弾の処理体制

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

- ①発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄の警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- ②県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第 15 旅団長（第 101 不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ③第 101 不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- ④小型砲弾等の比較的危険度が低いため、移動可能な弾種は第 101 不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ⑤爆弾等、危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

<信管離脱作業>

信管離脱作業は、非常に危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

- a 本町で発見された場合、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を行い、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。
- b 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
- c 町長等を本部長とした現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

- ①発見者は、所轄海上保安部署へ通報し、それを受けて第 11 管区海上保安本部、県知事、所轄市町村長又は港湾管理者から海上自衛隊沖縄基地隊司令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行う。
- ②沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- ③危険度が少なく、移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ④危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

＜爆破処理作業＞

爆破処理作業は、非常に危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

- a 発見された箇所の所轄が本町の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議し、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。
- b 危険範囲を定め、その区域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
- c 町長等を本部長とした現地対策本部を設置する。

2. 関係機関の協力体制の確立

国、県、町や各関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

3. 不発弾に関する防災知識の普及指導

(1) 講習会

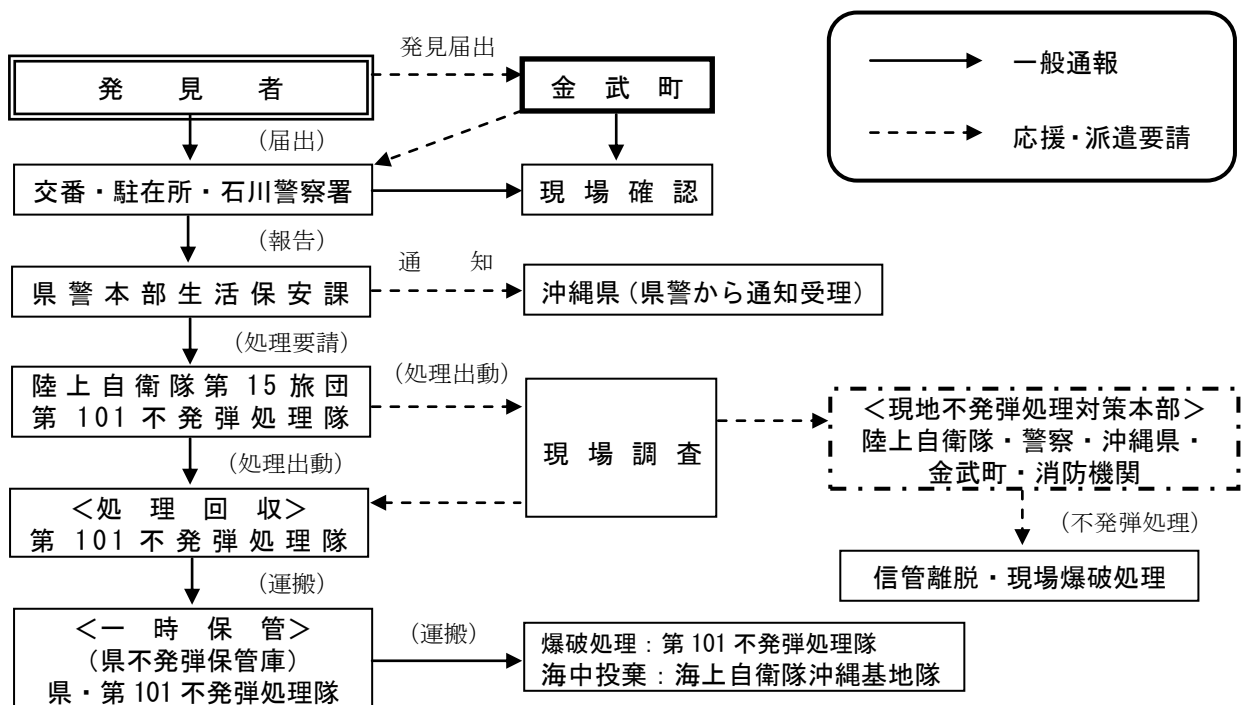
町及び消防機関、不発弾磁気探査事業者等の関係機関に対し、県等が開催する講習会や研修への参加、勉強会等を通して不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得する。

(2) 広報活動

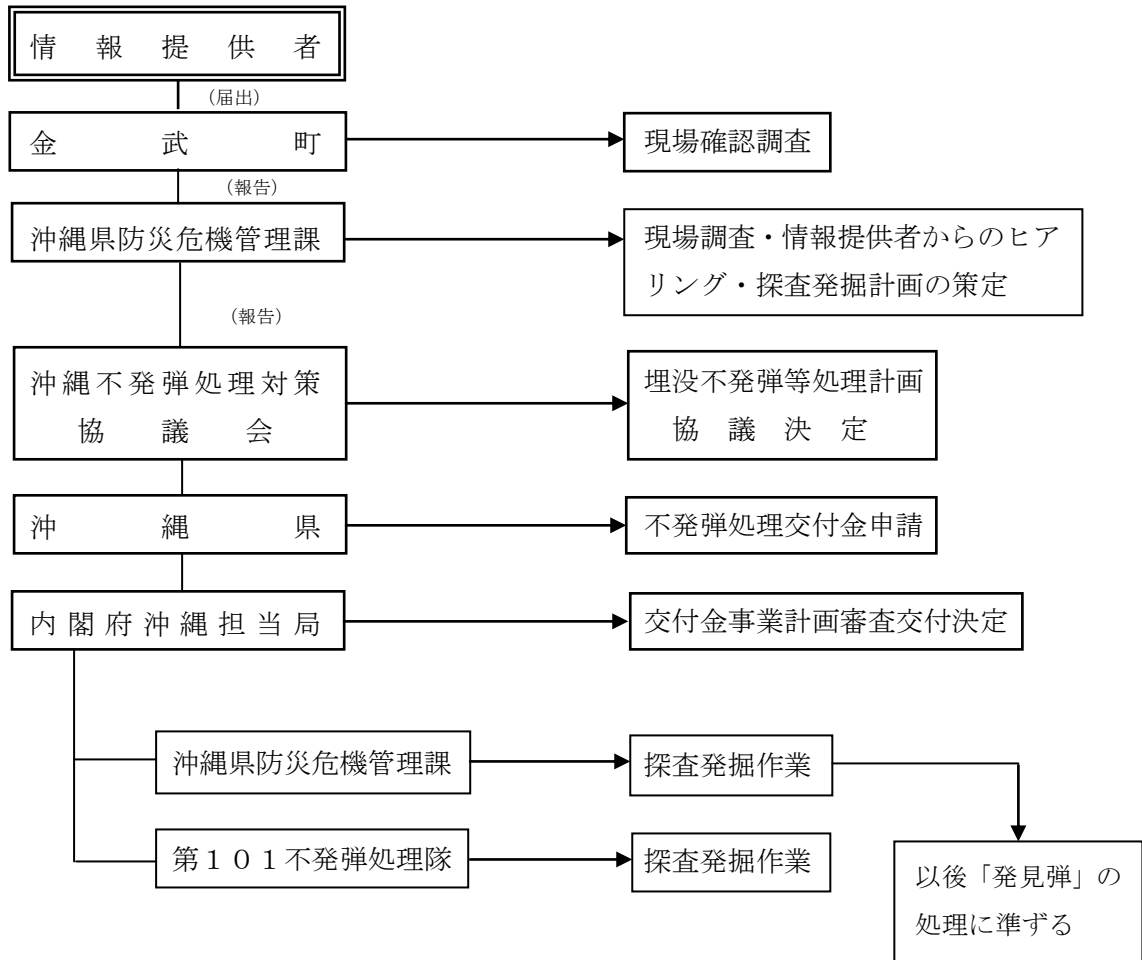
住民一般に対して、不発弾の危険性について周知・広報活動を実施する。

【不発弾処理の流れ】

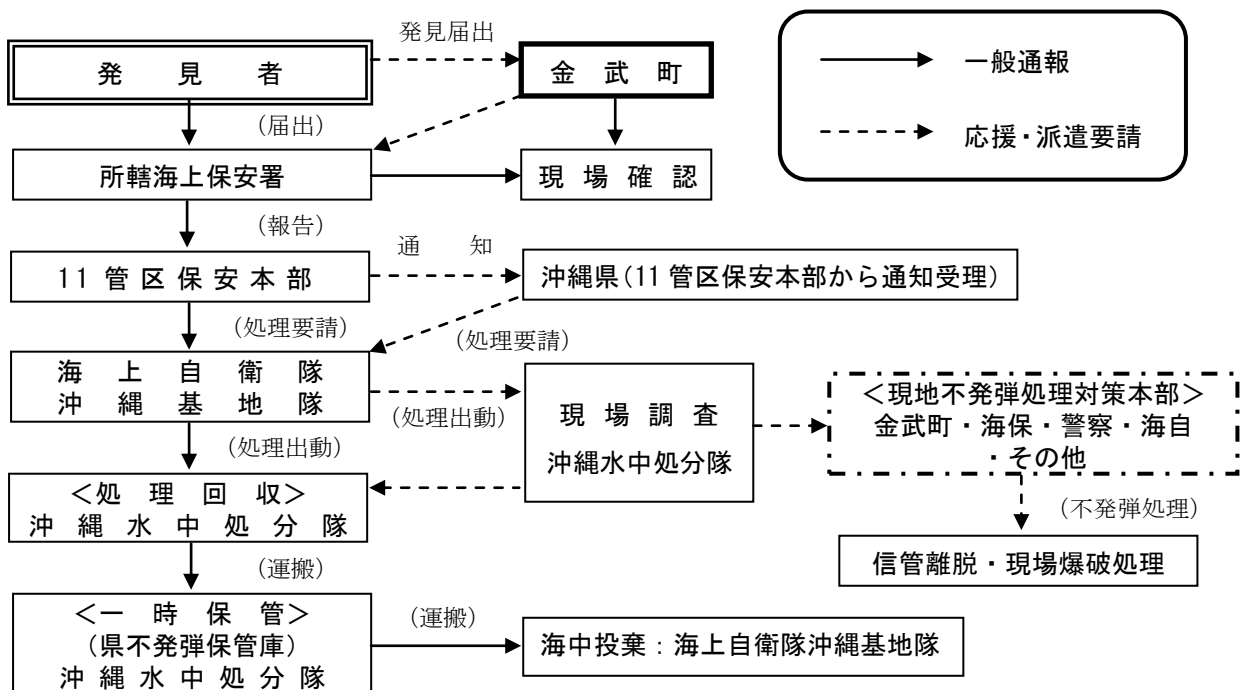
①陸上部分（発見弾）



(埋没弾)



②海上部分（発見弾）



第12節 道路事故予防計画

【担当：町、県、沖縄総合事務局、消防機関】

1. 道路事故災害予防

(1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常個所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

(2) 体制・資機材の整備等

道路管理者及び警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第3章 迅速かつ円滑な応急対策活動のための事前準備

第1節 避難誘導等計画

1. 避難所の整備

災害時の避難に備えた避難所の整備を行う。

- ①避難所は、学校、公民館等の公共施設とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を応急的に整備して使用するものとする。
- ②避難所として使用する建物は、定期的にその現況を調査するものとする。
- ③避難所に適する施設がない地区については、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。
- ④町内に適当な場所が無い場合は、県及び隣接市町村と協議し、避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。
- ⑤避難所の予定施設又は場所について、あらかじめ土地、建物所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。

2. 避難場所等の指定

(1) 広域避難場所の指定

災害等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な避難場所として公園等のスペースを指定しておくものとする。

【避難場所指定の基準】

- ①住宅密集地等の大火による輻射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- ②災害時に避難者の安全を著しく損なう恐れのある施設が避難場所内部に存在しないこと。
- ③避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。
- ④避難場所毎の地区割計画の作成にあたっては、各区及び小学校通学区域を考慮する。

(2) 避難所の指定

避難所の指定は、避難所の整備における施設を基点とし、人口及び地域バランス並びに広域避難場所の位置を考慮しながら、町長が指定するものとする。

3. 危険が想定される箇所等における町長の避難立退き先の指定

指 定 区 分	実 施 内 容
(1) 危険箇所等	洪水、津波、高潮又は地すべり等による危険が予想される箇所等（警戒区域）を指定しておくものとする。
(2) 避難場所及び避難経路	危険の予想される各区域において、具体的な避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。
(3) 住宅密集地における避難場所及び避難経路	火災等における住家の密集地は災害の拡大が予想されるため、住民等の避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

4. 避難誘導計画

実 施 主 体	実 施 対 策
(1) 沖 縄 県	①社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導
(2) 金 武 町	①避難所の選定 ②避難所の開設及び運営方法 ③避難所の安全確保 ④住民への周知徹底 ⑤警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備 ⑥避難の勧告等の基準の設定、国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備 ⑦高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成 ⑧避難経路の点検及びマップの作成 ⑨避難心得の周知（携帯品、その他の心得含む）
(3) 社会福祉施設、学校、不特定多数者が出入する施設等の管理者	①避難計画の作成 ②避難誘導體制の整備

第2節 水防、消防及び救助施設等整備計画

水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

1 水防施設等

水防法の規定により、水防管理団体は、管内における水防を十分に果たす責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

2 消防施設等

本町の消防施設等については、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)及び関係法令等に基づき、国庫補助等で整備拡充することとする。

※県は、国庫補助対象施設以外の施設等について、予算の範囲内で県費補助を行うなど、市町村の支援を行う。

3 救助施設等

救助用施設及び救助用資機材についても、大規模災害等の対策必要な資機材等について適宜整備するものとする。

4 流出危険物防除資機材

本町、県、船舶関係者及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

- ア 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- イ 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バースジ等
- ウ 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- エ 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第3節 食糧等備蓄計画

1. 食糧・飲料水等（平成27年国勢調査人口：11,232人）

（1）食糧の備蓄

本町及びその周辺又は広域にわたる大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食糧の備蓄整備を検討・推進するものとする。

備蓄の目安としては、沖縄県における調査結果を踏まえ大規模災害時の避難者数としての想定（人口の23.5%）を上回る人口の25%の3日分とし、備蓄倉庫を含めた整備に努めるものとする。

●備蓄量の目安

$$\text{町人口：11,232人} \times 25\% \times 3\text{食} \times 3\text{日} = 25,272\text{食以上}$$

※備蓄量の目安については、町単独の備蓄だけでなく、民間企業との物資等の提供に関する協定の締結等による確保を図るものとする。また、今後も最新の知見に基づき、適切な目安での備蓄に努めるものとする。

（2）災害対策用食糧の確保

本町は、県とともに食糧販売業者等と十分協議し、その協力を得た上で必要に応じて食糧の調達に努めるものとする。

（3）要配慮者に配慮した食糧の確保

要配慮者に配慮した食糧（アレルギーへの配慮など）の確保に努めるとともに、優先配分の措置を図るものとする。

（4）個人備蓄の推進

平常時から、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水7日以上を目安に各世帯で備蓄しておくよう、住民への啓発・広報を実施していくものとする。

（5）飲料水の確保

①飲料水備蓄計画

大規模な災害時に一時的な断水が想定されるため、本町の管理する配水池については緊急遮断弁で流出をストップし、災害対策用水として確保するとともに、飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄を推進していくものとする。また、災害時の協定を結んでいる事業者からの供給を行うとともに、他の事業者においても災害時応援協定の締結を進めていくものとする。

なお、阪神・淡路大震災の教訓を活かし、大規模な地震による火災などの緊急時の消火用水や生活水の確保のため、階段護岸や取水用ピット等の整備を検討する。

②給水用資機材の整備

町及び水道管理者は必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図るものとする。

2. 医薬品、衛生材料の備蓄

町内診療機関では不足が予想される医薬・衛生品等について、本町の初動期における救援活動に供するため、医薬品及び衛生材料の備蓄について確保するよう努めるものとする。

3. 生活必需品物資の備蓄

災害により、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を必要としている者に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分・提供をするため必要な物資を備蓄するものとする。

4. 備蓄倉庫等の整備

町において食糧及び医薬品、衛生材料、生活必需物資等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るものとする。特に海拔の低い伊芸区及び屋嘉区においては、最大級の津波想定を考慮し、整備を検討する。

5. 職員の緊急招集用資機材の整備

災害が発生した場合など緊急招集職員への連絡を密にするため、防災用携帯電話等の所持により、勤務時間外の所在及び召集状況が確認把握できるよう、資機材の整備を図るものとする。

6. 資機材等の整備・点検計画

備蓄倉庫等の整備とともに、町内における災害対策に際し、災害対策基本法第 49 条に定めるところにより、必要な資機材等を整備し点検を図ることとする。

なお、資機材の点検整備等は、災害応急対策を実施する機関が行うものとする。

また、必要に応じて電気工事業協同組合との協定に基づき支援を要請する。

(1) 救助用資機材の整備

災害による倒壊家屋からの救助等にあつて、消防機関のみならず、役場や各区（各公民館等）において救助用資機材を配備しておくことが効果的であるため、町は救助用資機材の整備点検を行えるよう推進する。

(2) 給水車、救急車、災害救助用機械器具、その他救護用機械器具の現況

本町における救急車、救護・救助用機械器具等の現況及び整備方針は、消防計画によるものとする。

(3) 流出危険物防除資機材

町や県、船舶関係者及び石油等危険物取扱者は、大量に流出した危険物による災害の拡大防止等に必要な資機材等の整備を図るものとする。

- ①流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- ②流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着並びに吸引ポンプ、バージ等
- ③流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- ④流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知器及び通信機器等

7. 救急体制及び資機材整備等の確立

本町の救急業務は、金武地区消防衛生組合消防本部により実施されているが、今後十分な対応や災害時における不測の事態等に備えるため、県の指導等により市町村間の相互応援協定の締結を推進するものとする。

また、救急医療体制の整った県立病院等まで距離があることから、さらに高規格救急車の購入及び救急救命士の育成・確保等に努めるものとする。

第4節 気象観測体制の整備計画

1 気象観測体制の整備

県や沖縄気象台等の関係機関における観測施設の整備は年々充実しており、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）及び水位計（自記、テレメータ等）の整備充実が図られることとなっている。

本町においては、沖縄気象台や県などの関係機関から寄せられる風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、迅速に住民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

第5節 災害通信施設整備計画

第1款 通信施設災害予防計画

本町、県、医療機関、通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期するものとする。

1 本町における予防計画

本町は、地震・津波編で定めた地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した防災行政無線等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

2 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

(1) 通信手段の確保

本町、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

本町、県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

3 通信事業者における予防計画

各通信事業者は、地震・津波編に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第2款 放送施設災害予防計画

各放送機関等は、地震・津波編に定めた地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備、放送施設の予防措置を実施する。

第3款 通信・放送設備の優先利用等

本町、県、通信事業者及び放送機関等は、地震・津波編 第3節 第1款の(3)に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備及び放送設備の優先利用手続き等を整備しておく。

第6節 交通確保・緊急輸送計画

大規模災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等、多様かつ大量の輸送需要が生じ、輸送手段を確保することが困難になることが予想されることから、事前措置として、輸送を円滑に行うための対策を今後推進していくこととする。

1. 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、国道や県道の管理者等と相談し、重要路線等の交通規制計画を作成する。それに合わせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

2. 重要道路啓開のための体制整備

道路管理者は、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に支障のある場合、直ちに啓開できる体制を国や県、関係団体の協力を得ながら整備する。

3. 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うため、本町は県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、緊急輸送基地を選定（確保）し、整備していくこととする。

4. 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、本町域内に臨時ヘリポートの指定や整備を行うものとする。

5. 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保をはかるため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる必要がある。この場合、事前に届出を行い、届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。そこで、本計画の災害応急対策計画に基づいて使用する可能性の高い車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

6. 運送事業者との連携確保

県と協力し、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用含む）について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置支援
- 輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- 輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

7. 国道329号が寸断された場合の輸送体制等の確保

本町においては、大規模な地震発生に伴って津波が発生した場合、渡慶頭原から屋嘉区にかけての国道329号が通行不能となることが想定されることから、災害時の避難立ち入りの協定を結んでいる米軍施設への避難をはじめ、沖縄自動車道を活用した輸送体制について具体的な検討を関係機関と協議していくものとする。

第7節 基地災害及び米軍との相互応援計画

本町には、「キャンプハンセン」「金武レッドビーチ訓練場」「金武ブルービーチ訓練場」の3つの米軍施設がある。それぞれの施設では種々の訓練が行われており、訓練によって発生した突発的事故が町民の安全を損なう災害となることも考えられることから、国や県と連携を図りながら米軍との安全確保体制の確保に努めることが重要である。

また、大規模災害時には、米軍施設内への避難が有効であることから、基地立入りに関する協定を結んでいる。

1. 基地立入りに関する協定

「都道府県又は地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への限定された立入りについて」（平成19年4月27日）の日米合意に基づき、災害時における住民等の避難誘導等における米軍施設及び区域への立入りについてキャンプハンセンと「災害時準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りについての現地実施協定」を締結していることから、協定に基づいた区域への避難を実施する。

【協定内容及び立入区域は資料編参照】

2. 緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定

消防機関は、「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入りについて」（平成13年1月11日）の協定をもとに消防本部と米軍が締結した、消防車両等の米軍施設・区域の通過についての協定に基づき、必要に応じて在日米軍施設・区域内への緊急車両等の立入を行う。

3. 消防相互援助協約

本町は現在、米軍貯油タンク等、危険物の周辺地域への災害対策として、在沖米軍（海兵隊）所属のキャンプ・パトラー基地との「消防相互援助協約」（火災）を締結していることから、今後とも協約に基づく協力体制による防災対策に努めるものとする。

第8節 海上災害予防計画

1. 災害応急対策への備え

(1) 情報連絡体制の整備

町は、県及び第十一管区海上保安本部と協力し、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防救助体制の整備

町は警察と協力し、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

町は県と協力し、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、町は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第9節 業務継続計画策定の推進

大規模な災害の発生時においては、予期しない事態が発生することが想定されるほか、直ちに参集できる職員は限られるものと考えられることから、災害対応及び行政サービスの遅れや中断が町民に与える影響が大きい。そのため、災害時においても速やかに通常業務を再開・開始させる体制を整え、行政サービスを維持することが求められている。

1. 業務継続計画の策定

国が示すガイドラインに基づいて、災害時においても通常業務に支障をきたすことのないよう、業務継続計画（BCP）の策定に努めるものとする。

2. 業務継続計画の基本方針

災害時においては、災害対応業務を最優先で取り組むとともに、通常業務においても優先度を踏まえ、できる限り中断することがないように全庁的に対策に取り組むとともに、中断した場合においても速やかに業務を再開させることができるよう検討していくものとする。

策定するにあたっては、以下の項目に留意するものとする。

【業務継続計画の基本的な考え方】

- (1) 非常時優先業務の特定（選定）
- (2) ヒト・モノ、情報及びライフライン等、業務継続に必要な資源の確保及び配分
- (3) 手続きの簡素化
- (4) 指揮命令系統の明確化
- (5) 業務立ち上げ時間の短縮
- (6) 発災直後の業務レベルの向上

3. 事業所の防災体制について

災害は、住民生活をはじめ企業活動にも大きな影響を与えるものであるため、災害発生後も企業活動が迅速に復旧できる体制について検討するよう、以下のことについて企業に周知するものとする。

- (1) 事業所による事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 事業所による被害予想から復旧計画の策定
- (3) 事業所と地域防災ネットワークの形成

【業務継続計画に位置付ける6項目について】

(1) 首長（町長）不在時の代行順位及び職員の参集体制

①首長の職務代行の順位

応急対策編の「第1節 組織動員計画」で整理されているとおり、職務代行の順位は以下のとおりとする。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	総務課長	企画課長
※上記の第3順位以降の代行の決め方は建制順とする。		

②参集体制

参集体制については、応急対策編の「第1節 組織動員計画」に基づいた参集体制を確保するものとし、災害の状況に柔軟に対応できる体制をとるものとする。

③今後の検討事項

- ・参集体制については、業務継続計画の策定の際に精査する。
- ・正規職員以外の職員（臨時など）についての参集のあり方についても、同様に検討を行うものとする。

(2) 役場庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定

現時点の状況

役場庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の候補としては、以下の施設が挙げられる。

- ①金武町総合保健福祉センター
- ②金武町立中央公民館
- ③並里地区公民館

今後の検討事項

①～③はいずれも指定避難所になっている。災害拠点となる施設と避難所は一緒にして良いのか要検討

(3) 電気、水、食糧等の確保

①現時点の状況

ア 非常用発電機と燃料の確保

非常用発電機	3台
燃料備蓄	72時間分(3日分)
電力供給先	<電力供給先> ・金武町役場 ・金武町立中央公民館 ・金武町総合保健福祉センター

イ 水、食糧等の備蓄

水	3日分
食糧	3日分
仮設トイレ	0機
消耗品等	<ul style="list-style-type: none"> ・電池 3日分 ・トイレットペーパー 0日分 ・紙オムツ 0日分 ・生理用品 0日分 ・マスク 3日分 ・アルコール消毒 3日分

□今後の検討課題

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ、トイレットペーパー、紙オムツ、生理用品、その他必要と考えられるものを備蓄するか要検討(優先順位をつける) |
|---|

(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

現時点の状況

通信機器	数等及び状況
①防災無線	46機
②衛星携帯電話	1台
③災害時優先電話	2回線
④その他通信機器	1台
<p><現在の通信機器の確保状況> 災害時優先電話→携帯電話1台、スマートフォン1台 その他通信機器→沖縄県総合行政情報通信ネットワークホットラインIP電話</p>	

今後の検討事項

自主防災会と連絡をとる手段がないので必要か要検討

(5) 重要な行政データのバックアップ

現時点の状況

現在、バックアップできるような処置は行っていない。

今後の検討課題

今後、行政データ（個人情報等）をバックアップできるような方法を要検討（予算なども含めて）
※優先順位をつけて特に重要なデータのみバックアップするやり方等の検討

(6) 非常時優先業務の整理

非常時の優先業務については、以下の「(ア) 非常時優先業務の概要」を基本とした活動を行うものである。

なお、「主な業務」詳細については、次ページの「(イ) 主な業務の内容等」を参照。

(ア) 非常時優先業務の概要

時間	業務の考え方	主な業務
発災～1日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の安全確保 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設及び運営支援 ・応急活動の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策本部の立ち上げ業務（参集人員、通信状況、情報収集） ②災害対策本部の業務 ③被害状況の把握 ④災害応急対応（消火、警戒、避難誘導など） ⑤救助・救急体制の確立（部隊編成、応援要請など） ⑥避難所の開設及び運営支援業務（受入れ、食糧等の供給、仮設トイレの設置など） ⑦二次被害予防業務（主要道路における障害物の除去、危険区域の確認など） ⑧外部からの応援受入れ体制の確保 ⑨行方不明者の確認及び遺体の取扱い
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援の開始 ・行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ①避難者の支援 ②災害対応に必要な経費の確保に係る業務 ③業務システムの再開に向けた準備
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の準備 ・窓口行政機能の回復準備 	<ul style="list-style-type: none"> ①生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法に関する業務、住宅の確保等） ②産業の復旧・復興に係る業務 ③教育再開に係る業務 ④金銭の支払い、支給に係る業務 ⑤窓口業務の準備

(イ) 主な業務の内容等

主な業務の内容について、「発災～1日」「3日以内」「1週間以内」の3つの時系列に区分し整理するものである。下表に示している「主担当課」は、所掌事務を勘案して記載しているが、非常時には、参集している他の課をはじめ、全職員で対応にあたるものである。

【発災～1日】

業務項目	業務内容	主担当課
①災害対策本部の立ち上げ業務	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の安否・参集状況の確認（町長、副町長はじめ幹部職員の状況確認も含む） ○災害状況の情報収集・把握（県及び消防、警察等の関係機関、メディア等） ○庁舎の被災状況の確認（建物の被災状況、水道、電気等の使用、利用できる情報通信機器等） <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の状況及び設備等の状況調査（車両も含む） ・庁舎の使用の可否を判断（代替施設の使用も含む） ○災害対策本部の設置準備 <ul style="list-style-type: none"> ・会場設営及び必要な資機材の準備（地域防災計画書及び関連マニュアル、パソコン、情報通信機器、ホワイトボード、地図、筆記用具、その他必要なもの） ○備蓄食糧及び資機材の確認（災害対策本部へ報告） <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎で備蓄している食糧及び飲料水の確認 ・被害状況調査や避難者誘導などの緊急現場対応に必要な資機材の準備・確認（情報端末、懐中電灯、拡声器、規制ロープ、ヘルメット、その他現場対応に必要な資機材） 	<ul style="list-style-type: none"> →各課（総務課へ報告） →総務課 →総務課 →総務課 →総務課 →総務課、各課
②災害対策本部の業務	<ul style="list-style-type: none"> ○職員参集状況の確認及び災害状況の把握・取りまとめ（各課からの情報の取りまとめ） ○各課所掌事務による配備体制の検討・指示 ○住民等への情報提供内容の検討・指示 ○被害状況の取りまとめ、県への報告（第1報など） ○優先する所掌事務の部隊編成の検討・指示（各課からの報告をもとに編成） ○開設する指定避難所の指示 ○危険区域の検討・規制指示 ○応援要請の検討（県、関係機関、協定締結事業所等） 	<ul style="list-style-type: none"> →総務課、各課

業務項目	業務内容	主担当課
③被害状況の把握	○被害状況の確認・災害対策本部への報告 ・各課所管施設の被害状況の確認（庁舎、車両含む） ・関係機関からの情報収集 ・各区の状況確認 ○保育・教育施設等の現場確認・報告（敷地、建物の状況など） ○主要道路の現場確認・報告（道路被害・障害物の状況など）	→総務課、各課 →教育委員会、こども支援課 →建設課
④災害応急対応 (情報伝達、対応)	○住民等への情報伝達の実施 ・防災行政無線 ・町のホームページ ・マスコミ対応 ○庁舎への避難者への対応 ○住民等からの問合せへの対応	→企画課、総務課 →各課 →企画課
⑤救助・救急体制の確立	○災害対応に必要な人員を確認・災害対策本部への報告 ○災害対策本部の指示により、救助・避難者誘導等の災害対応の実施	→総務課 →総務課
⑥避難所の開設及び運営支援業務	○指定避難所の開設準備 ・各指定避難所の開設準備の実施（指定避難所の被災状況の確認、必要な人員の確保など） ・避難者の確認・報告 ・食糧及び飲料水、必要な資機材（仮設トイレなど）の確認・報告など（設置、食糧等の提供含む） ○指定避難所の運営支援 ・避難者名簿の作成 ・避難者への食糧等の供給及び仮設トイレ等の設置 ・避難者を中心とした運営会議の開催（避難所運営の班編成など） ・避難所における各種情報の確認・報告（避難者数、必要な物資など） ・在宅避難者の状況の確認・報告	→住民生活課、各課 →住民生活課、各課
⑦二次被害予防業務	○道路の障害物の除去の実施（事業所への協力依頼含む） ○危険区域の確認・規制（立入規制が必要な箇所など） ○応急危険度判定の実施に向けた準備（県との調整等含む）	→建設課 →建設課 →建設課

業務項目	業務内容	主担当課
⑧外部からの応援受入れ体制の確保	○応急対応に必要な人員の確認・報告 ○災害ボランティアの受入れ準備（ボランティアセンター） ○その他外部応援の受入れ準備（収容場所など）	→総務課、各課 →社会福祉協議会 →社会福祉協議会
⑨行方不明者の確認及び遺体の取扱い	○行方不明者の確認 ・各避難所の避難者の確認、行方不明者情報の収集整理 ・警察及び消防等の関係機関からの情報確認 ・避難所等への問合せへの対応 ○遺体の取扱い ・警察及び消防等の関係機関からの情報確認 ・遺体収容場所及び移送方法の確認・準備（移送人員含む） ・関係機関と協力して移送・管理	→住民生活課、各課 →住民生活課

【3日以内】

業務項目	業務内容	主担当課
①避難者の支援	○各避難所の運営状況及び必要な物資等の確認・報告 ○避難者の健康状況の確認 ○要配慮者や体調を崩した避難者への対応 ・病院及び要援護者優先避難所への移送の検討・実施	→住民生活課 →保健福祉課 →保健福祉課
②災害対応に必要な経費の確保に係る業務	○各課の災害対応に必要な経費の概算把握 ○町の支出できる財政状況の確認 ○国の支援の活用に向けた手続きの確認	→企画課、総務課 →会計管理者 →企画課、総務課
③業務システムの再開に向けた準備	○基幹系行政情報データの確認・報告 ・データの状況の確認・報告（データの損壊状況など） ・データが損壊していた場合の対応の検討・報告	→総務課

【1週間以内】

業務項目	業務内容	主担当課
①住民の生活再建に係る業務	○応急危険度判定の実施 ○判定結果の整理・報告	→建設課 →建設課
②産業の復旧・復興に係る業務	○産業関係団体（商工会、漁業組合、JA等）からの被害状況及び必要な支援の確認 ○各被害状況と復旧・復興に必要な支援の整理	→農林水産課、商工観光課 →農林水産課、商工観光課

業務項目	業務内容	主担当課
③保育・教育再開に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ○教育再開に必要な事項の検討・報告 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の確保及び再開方法の検討 ・教員の確保 ・教科書や筆記用具等の必要な資材の確認 ○保育等再開に必要な事項の検討・報告 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の確保及び再開方法の検討 ・施設職員の状況確認 ・必要な資材の確認 	<p>→教育委員会</p> <p>→こども支援課</p>
④金銭の支払い、支給に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ○応急対策等にかかった経費の整理 ○住民の生活再建や産業の復旧復興等に係る経費の確認 ○見舞金等の支給に関する町条例や要綱の確認 ○生業資金等の貸付制度など各種制度の確認 ○各種制度の支給金額等の想定 ○受付開始時期等の検討、実施に向けた準備 	<p>→会計管理者</p> <p>→企画課</p> <p>→企画課</p> <p>→農林水産課</p> <p>→企画課</p> <p>→会計管理者、企画課、総務課</p>
⑤窓口業務の準備	<ul style="list-style-type: none"> ○再開する窓口業務の確認・検討 ○業務再開に使用する施設の選定 ○各業務別のレイアウトの検討 ○必要な資機材の確認 ○配置する人員の検討 	<p>→総務課、各課</p> <p>→総務課、各課</p> <p>→総務課</p> <p>→各課</p> <p>→各課</p>

第4編 災害応急対策編

第4編 災害応急対策編

第1章 災害応急対策計画

第1節 組織動員計画

1. 金武町災害体制の設置規模及び基準

(1) 災害準備体制（第1配備）

災害対策本部の設置前における初動体制、又は設置に至らない災害規模の発生及び発生が予想される場合に、防災担当事務局により災害準備体制をとり、警戒にあたるものとする。

《設置規準》

- ① 本町域における震度4を沖縄気象台が観測した場合。
- ② 沖縄気象台が沖縄本島地方に、津波注意報を発表したとき。
- ③ 沖縄気象台から恩納・金武地区に大雨・洪水及び高潮注意報が発表されるなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないとき。

(2) 災害警戒本部（第2配備）

災害対策本部の設置に至らない災害規模の発生又は発生するおそれの場合、必要に応じ、災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の要員は、情報、連絡を担当する少数の人数をもってあて、「金武町災害対策組織体制及び所掌事務」における配備要員によるものとする。

また、設置基準は次のとおりとする。

《設置規準》

- ① 強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、町長が必要と認める場合。
- ② 本町域において震度5弱を沖縄気象台が観測した場合。
- ③ 恩納・金武地区に、気象業務法に基づく暴風、大雨、又は洪水、津波、その他の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。
- ④ 暴風、豪雨、地震、津波、その他の異常な自然現象により、町の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- ⑤ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要のあるとき。

(3) 災害対策本部（第3 配備）

災害警戒本部までの災害規模及び対応策を上回り、町全組織における応急対策の実施が必要なとき、町長を本部長として全職員をもって組織する災害対策本部を設置する。設置基準は次の通りとする。

《設置基準》

- ① 町全域にわたって風水害等などにより大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合。
- ② 沖縄本島地方に大津波警報が発表された場合
- ③ 町域内において震度5強以上及び隣接市町村において震度6弱以上の地震を観測した場合
- ④ 動員可能な職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。

2. 金武町災害対策本部〔災害対策本部（第3 配備）の設置要綱〕

災害対策基本法第23条及び金武町災害対策本部条例の規定に基づき、町長を本部長として組織される。

防災会議と緊密な連携のもと、地域防災計画の定める町域に関わる災害の予防及び応急対策を実施する。

(1) 組織及び所掌事務

《設置事項》

- ① 本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は町長を、副本部長には副町長及び教育長をもって充てる。
- ② 本部に本部会議をおき、本部長、副本部長、災害対策本部の各部長、その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。
- ③ 本部長（町長）が、出張、休暇等による不在又は連絡不能で特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者に報告し、その承認を得るものとする。

1. 町長 ⇒ 2. 副町長 ⇒ 3. 総務課長 ⇒ 4. 企画課長

- ④ 本部会議において協議すべき事項は、災害応急対策の基本的事項とする。

ア) 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項
イ) その他本部長が必要と認める事項

- ⑤ 本部の組織編成及び所掌事務は、別掲《金武町災害対策組織体制及び所掌事務》によるものとする。
- ⑥ 各部は原則として、本部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種別等により、本部長が指示した部は、設置されないものとする。

(2) 本部の設置及び閉鎖

実施事項	実施内容
本部の設置	<p>災害対策基本法第23条第1項の規定により、次のような場合において町長が設置する。</p> <p>ア) 町内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。</p> <p>イ) 町域内において震度5以上及び隣接市町村において震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>ウ) 沖縄本島地方に大津波警報が発表された場合。</p> <p>エ) 町内に災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部設置による対策を要すると認められるとき。</p> <p>オ) 県本部が設置された場合において、町対策本部の設置の必要を認めたとき。</p>
本部の閉鎖	<p>本部の閉鎖について、次の事項に従い町長が閉鎖するものとする。</p> <p>ア) 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。</p> <p>イ) 災害発生における応急措置が概ね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき。</p>

(3) 本部設置・閉鎖における通知及び公表

本部を設置又は閉鎖したときは、県、関係機関及び住民に対し、次の通りに通知公表するものとする。

《通知又は公表先・通知又は公表の方法》

通知又は公表先	通知又は公表の方法
各班への通知・公表	庁内放送、電話、その他迅速な方法
地域住民への公表	テレビ、ラジオ、有線放送、広報車、その他迅速な方法
報道機関への通知・公表	電話・FAX、その他迅速な方法
県への通知	電話・FAX、その他迅速な方法
石川警察署	//
その他関係機関	//

(4) 本部の設置場所

本部の設置場所は町役場庁舎とし、本庁舎が大規模地震等の影響を受け使用できない場合は、他の公共施設を使用するものとする。

なお、その他の施設が必要な場合その使用可能性を調査し、可能な場所に設置する。

3. 災害対策の動員計画

(1) 配備の指定及び区分

災害対策への体制を迅速に整えるため、体制基準にともない、対策本部長（町長）は直ちに配備の規模を指定する。

(2) 災害対策体制配備基準

災害準備体制をはじめ、災害対策本部の配備までの基準を定めるものとする。

《災害対策体制配備》

体制区分	配備区分	気象情報・災害の種類		配備・体制内容
		災害全般	地震・津波	
災害準備体制	第1配備 (初動配置)	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄気象台から各種注意報の発表があり、災害の発生が予想されるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本町域内において震度4の地震を観測した場合。 ・沖縄気象台が沖縄本島地方に津波注意報の発表をした場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報の収集・連絡等における担当配置。 ・その他職員は自宅待機。
災害警戒本部	第2配備 (警戒配置)	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄気象台が恩納・金武地区に各種警報を発表するなど災害発生のおそれがあり、警戒を要するとともに情報収集・伝達の必要があるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4以上の地震を観測したときや、弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで町長が必要と認める場合。 ・当町域において震度5弱の地震を観測した場合。 ・沖縄本島地方に津波警報が発表された場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて対策本部開設の即時設置可能な警戒体制。 ・災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。数人の人員をもってあてる。
災害対策本部	第3配備 (全配備)	<ul style="list-style-type: none"> ・町全域にわたって風水害等などにより大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄本島地方に大津波警報が発表された場合 ・町域内において震度5強以上及び隣接市町村において震度6弱以上の地震を観測した場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動員可能な全職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。

(3) 配備人員及び指名

- ① 各部の配備要員は配備体制・担当及び金武町災害対策本部の所掌事務及び組織機構によるものとする。ただし、この配備要員は災害の実情により、所属長において増減することができる。
- ② 各部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名し、配備要員名簿を作成しておくものとする。
- ③ 各部長は、配備要員名簿を総務対策部長へ提出し、人事異動等においてはその都度報告しておくものとする。

(4) 動員方法

- ① 対策本部長は、気象予報・警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定その他、応急対策に必要な事項を決定するものとする。
- ② 本部会議の招集に関する事務は、災害対策事務局（総務課）が行う。
- ③ 災害対策事務局長（総務課長）は、本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各部長に通知するものとする。
- ④ 通知を受けた各部長は、直ちに部内の配備要員に対し、その旨通知するものとする。
- ⑤ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備に就くものとする。
- ⑥ 各部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。

(5) 非常登庁

職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

自主参集の基準については、台風時の参集状況等を参考にしつつ、災害状況に合わせた柔軟な参集を行うものとする。

金武町災害対策組織体制及び所掌事務

対策部	部長	班	所掌事務
総務対策部	総務課長	総務班	1.本部及び本部会議に関する事。
			2.本部の設置及び廃止に関する事。
			3.本部の庶務に関する事。
			4.災害対策本部長及び副本部長の秘書に関する事。
			5.災害非常配備体制の指示、伝達に関する事。
			6.防災会議及び防災関係機関との連絡に関する事。
			7.広域応援要請に関する事。
			8.町庁舎等の防災及び保全に関する事。
			9.各部の連絡及び分掌事務の調整に関する事。
			10.災害対策に必要な経費の予算措置に関する事。
			11.災害対策費の資金計画に関する事。
			12.罹災証明の発行に関する事。
			13.災害応急対策用諸物資等の購入に関する事。
			14.その他本部の事務に必要な器具等の整備及び設営に関する事。
			15.職員の動員及び服務に関する事。
			16.災害従事職員の公務災害に関する事。
			17.罹災職員の福利厚生に関する事。
			18.被災職員に対する諸給与金及び貸付に関する事。
			19.被害状況の総括に関する事。
			20.町有財産の被害状況の調査に関する事。
			21.その他本部長が指示する事項に関する事。
			22.関係機関との連絡に関する事。
			23.車両の確保及び管理等に関する事。
			24.機材及び物品の調達に関する事。
			25.災害時における交通安全対策に関する事。
			26.災害救助法の適用に関する事。
			27.災害見舞金に関する事。
			28.自主防災組織に関する事。
	企画課長	広報班・基地対策・総務対策支援班	1.災害に関する広報、広聴及び報道機関との連絡に関する事。
			2.災害情報等の収集及び伝達に関する事。
			3.被害調査書の作成及び配布に関する事。
			4.災害に関するテレビ放送、ラジオ放送、新聞発表、その他広報に関する事。
5.記者発表に関する事。			
6.災害現地視察調査に関する事。			
7.災害見舞い及び視察者の応接に関する事。			
8.避難命令等の伝達に関する事。			
9.災害情報の広報に関する事。			
10.非常通信の運用に関する事。			
11.災害に関する情報の総括に関する事。			
12.気象情報の受理及び総務課長への伝達に関する事。			
13.災害写真等災害記録の収集に関する事。			

対策部	部長	班	所掌事務
総務対策部	企画課長	広報班・基地対策・総務対策支援班	14.災害時における無線電話通信の確保に関すること。
			15.災害情報の総務課長への報告に関すること。
			16.災害時における交通運輸の連絡調整に関すること。
			17.米軍基地に関すること。
			18.外国人対応に関すること。
			19.災害応急対策及び復旧対策の財源措置に関すること。
			20.ダム管理に関すること。
			21.被災地における特別交付税及び災害復旧資金に関すること。
			22.部内各班の応援に関すること。
	会計管理者	経理出納班	1.災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。
			2.災害対策本部の歳入歳出外現金の出納に関すること。
			3.義援金及び見舞金の保管及び出納に関すること。
住民生活対策部	調達班	1.応急食糧その他生活必需品の調達及び管理に関すること。	
		2.義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関すること。	
	收容班	1.避難所の設置及び管理に関すること。	
		2.避難所における炊き出しに関すること。	
		3.避難所における被災者の介護に関すること。	
	援護班	1.住民の窓口相談に関すること。	
		2.災害時における消費生活の総合調整に関すること。	
		3.器材及び物品の配分に関すること。	
		4.応急食糧、その他生活必需品の配分に関すること。	
		5.災害時の食品衛生に関すること。	
		6.被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与に関すること。	
		7.被災者に対する税の徴収猶予及び減税に関すること。	
	生活環境班	1.災害時における危険物、高圧ガス、火薬類等の保安に関すること。	
		2.LPガス等の調達の調整に関すること。	
		3.公害の調査及び対策に関すること。	
		4.廃棄物による被害調査及び災害廃棄物対策に関すること。	
		5.部内各班の応援に関すること。	
		6.死体の埋火葬に関すること。	
		7.死体の收容及びこれに必要な処置に関すること。	
		8.災害時のび動物の保護・収用に関すること。	
		9.環境衛生施設の災害対策及び被害調査に関すること。	
		10.ごみ処理に関すること。	
		11.災害時の清掃に関すること。	
	12.被災者の公営住宅への入居あっせんに関すること。		

対策部	部長	班	所掌事務
保健福祉対策部	保健福祉課長	保健福祉対策班	1.避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の避難対策に関する事。 ・障がい者→社会福祉係 ・高齢者、介護保険における認定者→高齢者福祉係 ・妊婦→保健予防係 ・乳幼児→児童対策班
			2.町関係福祉施設(要配慮者避難所含む)の災害対策に関する事。
3.地域組織(自治会等)における自主防疫の応急助成に関する事。			
4.防疫に関する県関係機関との連絡調整に関する事。			
5.伝染病患者の治療に関する事。			
6.災害時における感染症の発生及びまん延防止に関する事。			
7.災害時における医療及び助産に関する事。			
8.救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関する事。			
9.医療関係施設の災害対策及び被害調査、応急復旧措置に関する事。			
10.医療関係機関・団体との連絡に関する事。			
11.保険医療機関及び療養取扱機関の災害対策及び被害調査に関する事。			
12.災害時における医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関する事。			
13.応急措置を実施するための施設衛生管理に関する事。			
14.被災地域の環境衛生にかかる防疫に関する事。			
15.避難所施設の防疫に関する事。			
16.福祉施設の災害対策及び被害調査に関する事。			
17.災害時における老人福祉に関する事。			
18.福祉避難所の設置及び管理に関する事。			
19.その他災害に関する調査報告及び援護に関する事。			
こども支援課長	児童対策班	1.児童福祉施設の災害対策及び被害調査に関する事。	
		2.町内保育施設との連絡に関する事。	
		3.給食調理場との連絡に関する事。	
		4.保育施設備品の被害調査及び災害対策に関する事。	
		5.こども用具等の災害に関する事。	
		6.保育施設職員の災害補償に関する事。	
		7.町立保育施設の災害時における保育施設職員の管理に関する事。	
		8.町内保育施設の臨時休園に関する事。	
		9.児童の避難に関する事。	
		10.災害時の保育施設における保育衛生に関する事。	
		11.乳幼児対応に関する事。	
		12.母子福祉施設の災害対応及び被害調査に関する事。	

対策部	部長	班	所掌事務
産業対策部	農林水産課長	農政班	1.農業・農作物関係の災害対策及び被害調査に関すること。
			2.農地及び農業施設の災害対策並びに被害調査に関すること。
			3.林産物及び林業施設の災害対策並びに被害調査に関すること。
			4.農業施設等の復旧に関すること。
			5.農作物の病虫害防除に関すること。
			6.被害農作物の技術対策及び指導に関すること。
			7.主食の確保及び主食配給の特別措置に関すること。
			8.被害農家等に対する災害資金に関すること。
			9.災害時における農業災害補償に関すること。
			10.被災農家に対する生活指導に関すること。
			11.民有林野及び林業施設の被害調査及び被害復旧事業に関すること。
			12.森林及び林産物の被害調査に関すること。
			13.山林関係災害に対する金融に関すること。
			14.災害救助に要する木材の確保に関すること。
			15.森林の病虫害防除に関すること。
	畜産・水産班	1.家畜伝染病の防疫に関すること。	
		2.家畜飼料及び家畜飲用水の補給対策に関すること。	
		3.水産関係の災害対策及び被害調査に関すること。	
		4.漁港施設の警戒及び応急対策に関すること。	
		5.水産施設等の復旧に関すること。	
		6.被害漁業者に対する災害資金に関すること。	
		7.災害時における水産物の流通対策に関すること。	
		8.漁業基本施設及び漁業区域内海岸保全施設の被害調査及び災害復旧事業に関すること。	
		9.部内各班の応援に関すること。	
	商工観光課長	商工観光班	1.商工観光関係の災害対策及び被害調査に関すること。
			2.被災商工業者に対する金融に関すること。
3.観光施設の災害対策及び被害調査に関すること。			
4.観光客の対応に関すること。			
5.災害時の雇用行政に関すること。			
6.災害時における駐留軍従業員の安全衛生及び福利厚生に関すること。			
7.労働者の雇用に関すること。			
8.部内各班の応援に関すること。			
建設対策部	建設課長	建設対策班	1.土木施設災害復旧工事に関すること。
			2.建築関係施設に対する災害対策及び被害調査に関すること。
			3.道路、橋梁等の警戒巡視、被害調査及び災害対策、使用に関すること。
			4.地滑り等防止対策及び急傾斜地の災害対策に関すること。
			5.障害物の除去(一時保管を含む)に関すること。
			6.交通対策に関すること。
			7.交通不通箇所及び通行路線に関すること。
			8.水防活動の総括に関すること。
			9.河川並びに水路の水位測定及び河川域の警戒巡視、災害応急復旧措置及び被害調査に関すること。
			10.港湾の災害応急復旧措置及び被害調査に関すること。

対策部	部長	班	所掌事務
建設対策部	建設課長	建設対策班	11.高潮対策に関する事。
			12.被災建築物の応急危険度判定に関する事。
			13.応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に関する事。
			14.災害救助法適用の被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に関する事。
			15.災害時における公共工事の施工に伴う損失補償基準に関する事。
			16.資材及び機材の調達に関する事。
水道対策課	上下水道課長	水道対策班	1.災害時における給水に関する事。
			2.災害時における水質検査に関する事。
			3.水道施設の災害応急復旧措置及び被害調査に関する事。
			4.し尿処理に関する事。
教育対策部	学校教育課長	学校教育班	1.教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。
			2.各学校との連絡に関する事。
			3.給食調理場との連絡に関する事。
			4.教育関係の被害状況及び災害対策計画の総括に関する事。
			5.教材等学校備品の被害調査及び災害対策に関する事。
			6.学用品等の災害に関する事。
			7.学校施設の被害調査及び災害対策に関する事。
			8.学校職員の災害補償に関する事。
			9.町立学校の災害時における学校職員の管理に関する事。
			10.町立学校の児童生徒の臨時休校に関する事。
	社会教育課長	社会教育班	1.社会教育施設及び社会体育施設設備の災害対策及び被害調査に関する事。
			2.文化財の被害状況の収集及びその対策に関する事。
			3.災害救助活動に協力する婦人会、青年会等との連絡調整に関する事。
			4.部内各班の応援に関する事。
支援対策部	各事務局長	支援対策班	1.他の班の支援に関する事。

第2節 予報・警報等の伝達計画

災害の発生あるいは拡大を未然に防御するため、気象注意報・警報及び情報等迅速かつ的確に伝達し、警報等の発表基準、伝達体制の町民に対する周知徹底及び異常現象発見時の措置等について定める。

1. 地震・津波に関する警報等

(1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 地震情報等の種類及び基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

1) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。

2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

3) 震源・震度に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき等に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、津波の影響に関して、おおむね30分以内に発表する。

6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

7) 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

※地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

○地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

○管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

(3) 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

1) 津波警報等

地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表。〔発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照〕
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（※2）

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や

推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

○津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

○津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

○津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

○津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

○場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

○津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

○津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(4) 津波予報区


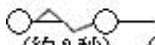





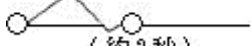
日本の沿岸は 66 の津波予報区に分かれている。その内、沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

沖縄県が属する津波予報区

津波予報区	区 域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）
大東島地方	沖縄県（島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。）
宮古島・八重山地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡に限る。）

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音	備考
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)	
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)	
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	
津波注意報及び津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	

(4) 津波警報等の伝達

情報の発表を知り得た場合、本町をはじめ、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する震度緊急地震速報（6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して直ちに町民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

(5) 近地地震津波に対する自衛処置

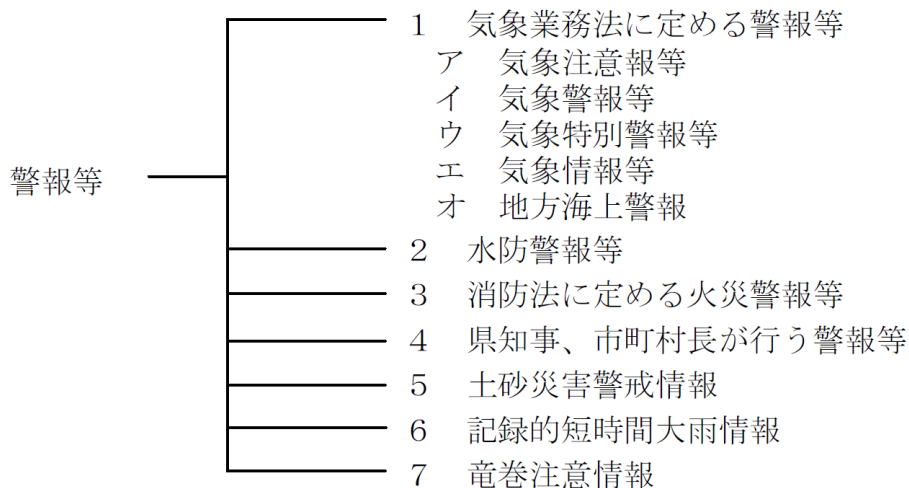
町長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう勧告・指示するものとする。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

2. 風水害等に関する警報等

風水害等の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

(1) 警報等の種類及び発表基準



1) 気象業務法に定める警報等

ア 気象注意報等

本町における気象注意報等の基準は以下のとおりである。

金武町における気象注意報等の基準

発表官署	沖縄気象台	
担当区域	沖縄本島地方	
一次細分区域	本島北部	
市町村をまとめた地域	恩納・金武地区	
注意報	大雨	【雨量基準】1時間雨量 40mm 以上 【※1：表面雨量指数基準】12 【※2：土壌雨量指数基準】156
	洪水	【雨量基準】1時間雨量 40 mm 以上 【※3：流域雨量指数基準】億首川流域=5.4
	強風（平均風速）	陸上：15m/S、海上 15m/S
	波浪（有義波高）	2.5m
	高潮（潮位：標高）	1.3m
	雷	落雷等により被害が予測される場合
	乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 60%
	濃霧（視程）	陸上：100m、海上：500m

資料：沖縄気象台（平成 30 年 5 月現在）

- ※1 表面雨量指数基準：表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。表面雨量指数そのものは相対的な浸水危険度を示した指標ですが、表面雨量指数を大雨警報（浸水害）等の基準値と比較することで浸水害発生危険度（重大な浸水害が発生するおそれがあるかどうかなど）を判断することができます。
- ※2 土壌雨量指数基準：土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。土壌雨量指数そのものは相対的な土砂災害危険度を示した指標ですが、土壌雨量指数を大雨警報等の判断基準と比較することで土砂災害発生危険度（重大な土砂災害が発生するおそれがあるかどうかなど）を判断することができます。
- ※3 流域雨量指数基準：流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。流域雨量指数そのものは相対的な洪水危険度を示した指標ですが、流域雨量指数を洪水警報等の基準値と比較することで洪水害発生危険度（重大な洪水害が発生するおそれがあるかどうかなど）を判断することができます。

イ 気象警報等

本町における気象注意報等の基準は以下のとおりである。

金武町における気象警報等の基準

発表官署	沖縄气象台	
担当区域	沖縄本島地方	
一次細分区域	本島北部	
市町村をまとめた地域	恩納・金武地区	
警報	大雨	【雨量基準】1時間雨量 60mm 以上 【※1：表面雨量指数基準】20 【※2：土壌雨量指数基準】224
	洪水	【雨量基準】1時間雨量 60 mm 以上 【※3：流域雨量指数基準】億首川流域=6.8
	暴風（平均風速）	陸上：25m/S、海上 25m/S
	波浪（有義波高）	6.0m
	高潮（潮位：標高）	2.0m
記録的短時間大雨情報	1時間雨量：110mm	

資料：沖縄气象台（平成 30 年 5 月現在）

※1、2、3については、「ア 気象注意報等」と同様である。

ウ 気象特別警報

気象によって、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、最大限の警戒を呼びかけて行う。

エ 気象情報等

気象の予報等に関し、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ (風速 15m/S以上の半径)	台風の強さ (最大風速)
大型 : 500km 以上 800km 未満 超大型 : 800km 以上	強い : 33m/s 以上 44m/s 未満 非常に強い : 44m/s 以上 54m/s 未満 猛烈な : 54m/s 以上

オ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24 時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

(ア) 地方海上予報区の範囲と細分名称

- ・ 沖縄気象台担当地方海上予報区
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）
- ・ 細分名称
沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA ）
東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA ）
沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

(イ) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カシヨウケイホウシ 海上警報なし (英文 NO WARNING)	警報をする現象が予想されない場合 又は継続中の警報を解除する場合
カシヨウノウムケイホウ 海上濃霧警報 (英文 WARNING)	濃霧により視程が 500m 未満 (0.3 カリ 未満)
カシヨウカセケイホウ 海上風警報 (英文 WARNING)	最大風速が 13.9～17.1m/s (28 ノット以上～34 ノット未満)
カシヨウキョウフウケイホウ 海上強風警報 (英文 GALE WARNING)	最大風速が 17.2～24.4m/s (34 ノット以上～48 ノット未満)
カシヨウホウフウケイホウ 海上暴風警報 (英文 STORM WARNING)	最大風速が 24.5～32.6m/s (48 ノット以上～64 ノット未満)
カシヨウタイフウケイホウ 海上台風警報 (英文 TYPHOON WARNING)	最大風速が 32.7m/s 以上 (64 ノット以上)

2) 水防警報等

ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行われる水防活動用の警報・注意報は(1)のア・イ・ウに定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ 水防警報

水防警報とは、洪水波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

ウ 氾濫警戒情報

本町は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。また、地域防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、住民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

3) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

本町の区域を対象として、町長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

この場合、警報を発する具体的な基準は、地域的特性を加味してそれぞれの市町村の火災予防条例施行規則においてこれを定める。

イ 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

4) 町長が行う警報等

町長は、県や沖縄気象台その他の関係機関からの災害に関する予報もしくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する予報もしくは警報を知ったとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報もしくは警報、又は通知にかかわる事項を関係機関及び住民その他の関係あるあらゆる団体に伝達しなければならない。

この場合において、必要があると認めるとき、町長は住民その他の関係あるあらゆる団体に対し予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置等について必要な通知または警告を行うものとする。

5) 土砂災害警戒情報

本町は、県及び気象台が発表する土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

また、現時点（平成30年時点）で2箇所の土砂災害警戒区域のある行政区及び自主防災組織、要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

① 作成・発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により、沖縄県と気象台が共同で作成・発表される。

② 発表及び解除の基準

ア) 発表基準

大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視

基準に達したとき、県と気象台が協議の上、土砂災害警戒情報を発表する。

イ) 解除基準

所定の監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないとき。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、所定観測の状況や危険箇所の点検結果等を鑑み、県と気象台が協議の上、警戒が解除できるものとする。

③ 情報利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意すること。

④ 町の対応

町長は、土砂災害情報を参考にしつつ、個別の土砂危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

6) 記録的短時間大雨情報

気象台は、県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

7) 竜巻注意情報

気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、各気象台が受け持つ予報区単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(2) 警報等の発表及び解除等の発表機関

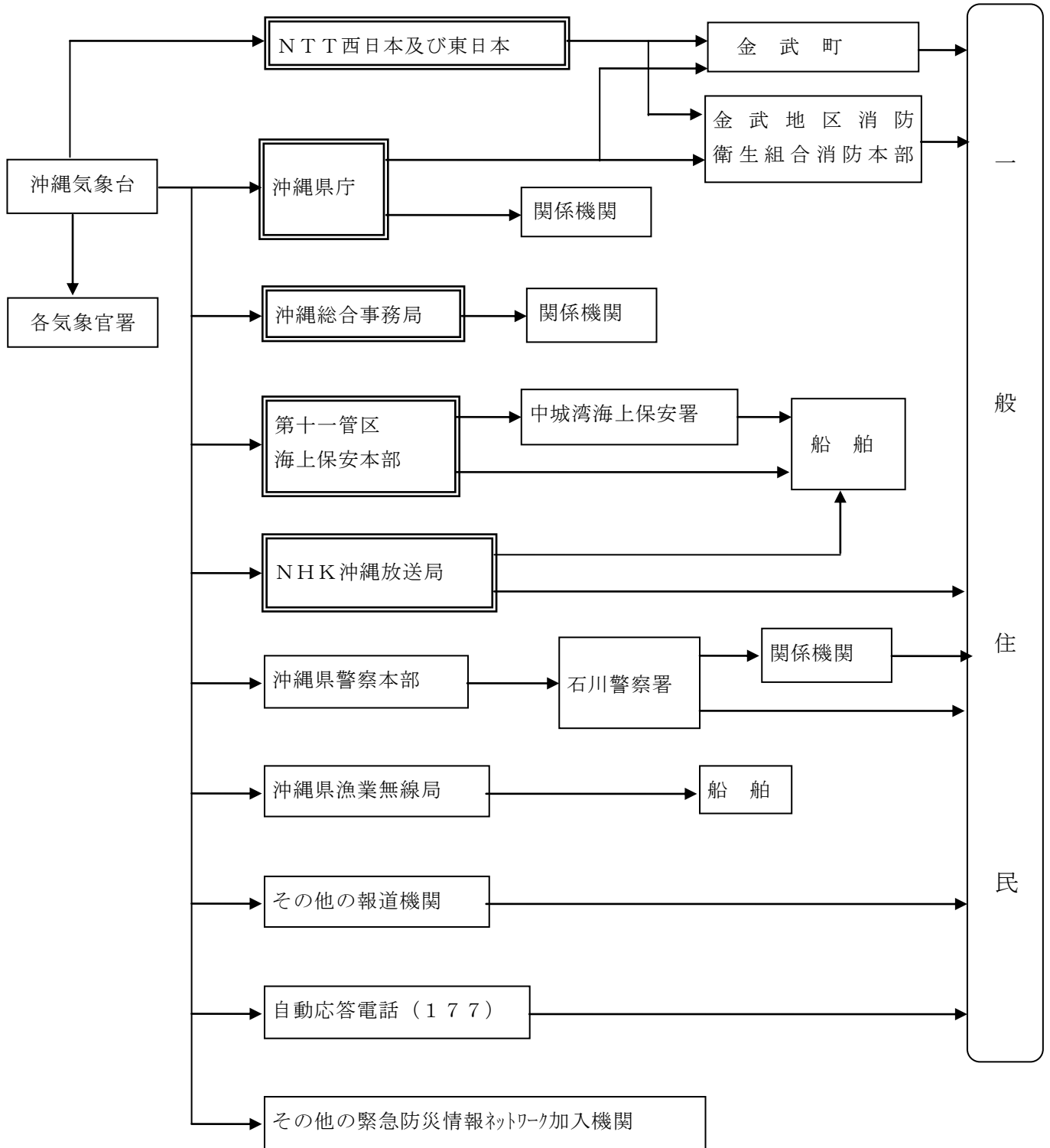
警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報の種類	発表機関	対象区域
大雨注意報	沖縄気象台	恩納・金武地区
洪水 //		
強風 //		
波浪 //		
高潮 //		
濃霧 //		
雷 //		
乾燥 //		
霧 //		
低温 //		

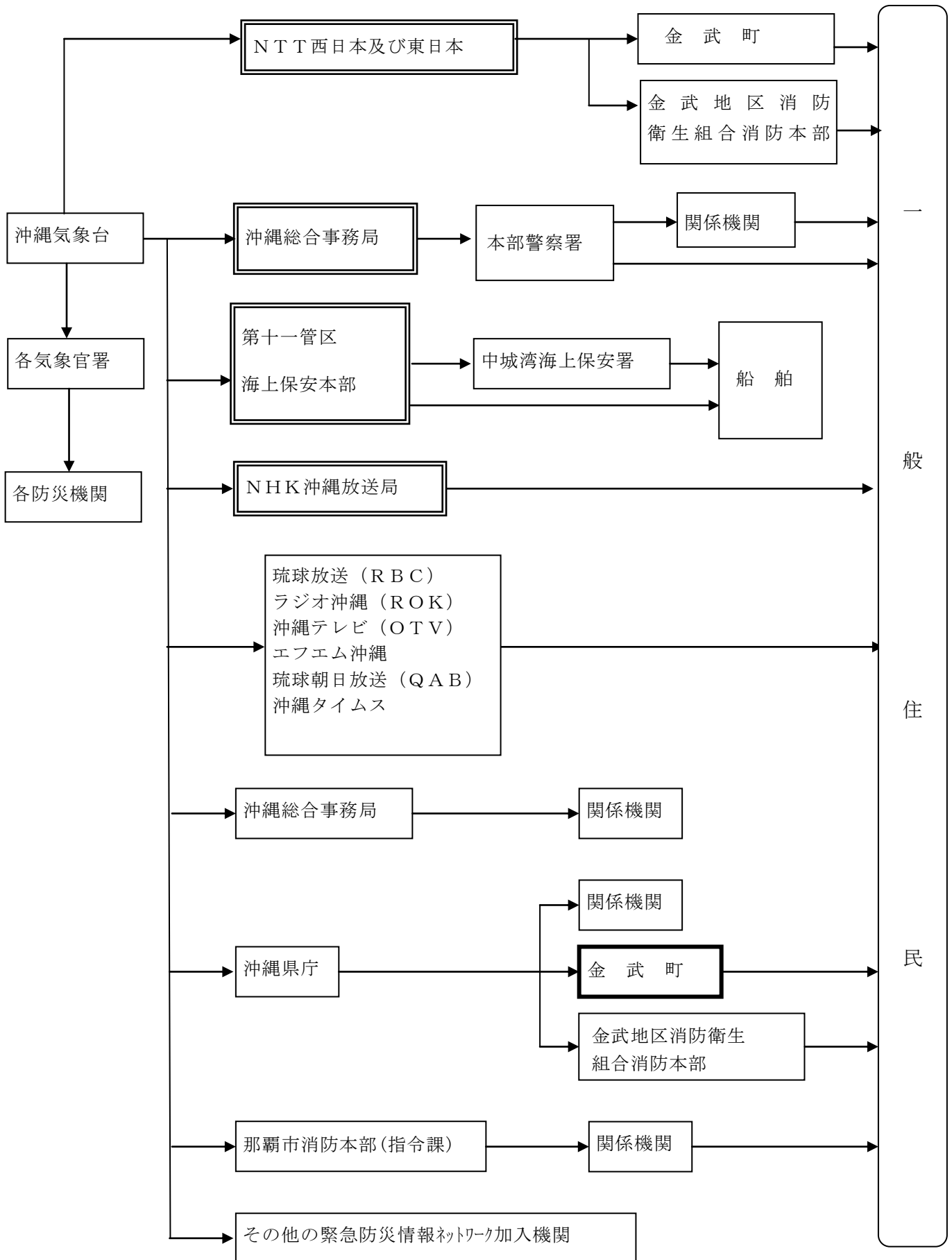
大雨（土砂災害、浸水害）警報 洪水 // 暴風 // 波浪 // 高潮 // 大雨特別警報 暴風 // 波浪 // 高潮 // 記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報		
火災警報	金武町長	金武町
水防警報	県知事	指定した河川等
土砂災害警戒情報	県及び气象台（南大東 島地方气象台を除く）	各市町村別（伊是名村、栗 国村、渡名喜村、多良間村、 南大東村、北大東村を除 く）

■ 警報等の伝達

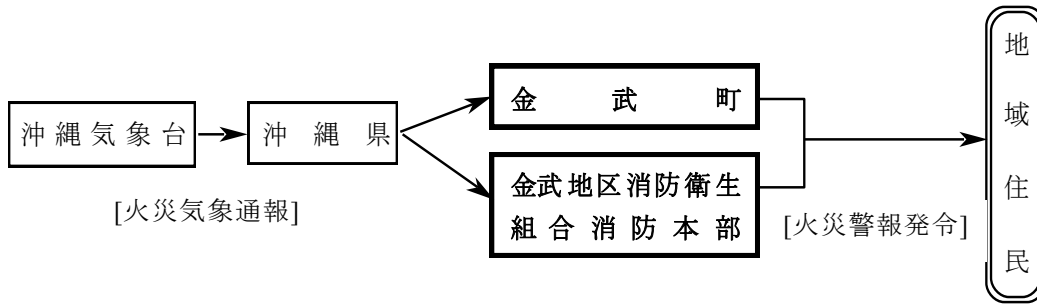
《① 気象（水防を含む）警報等の伝達系統図》



《② 津波警報等の伝達系統図》



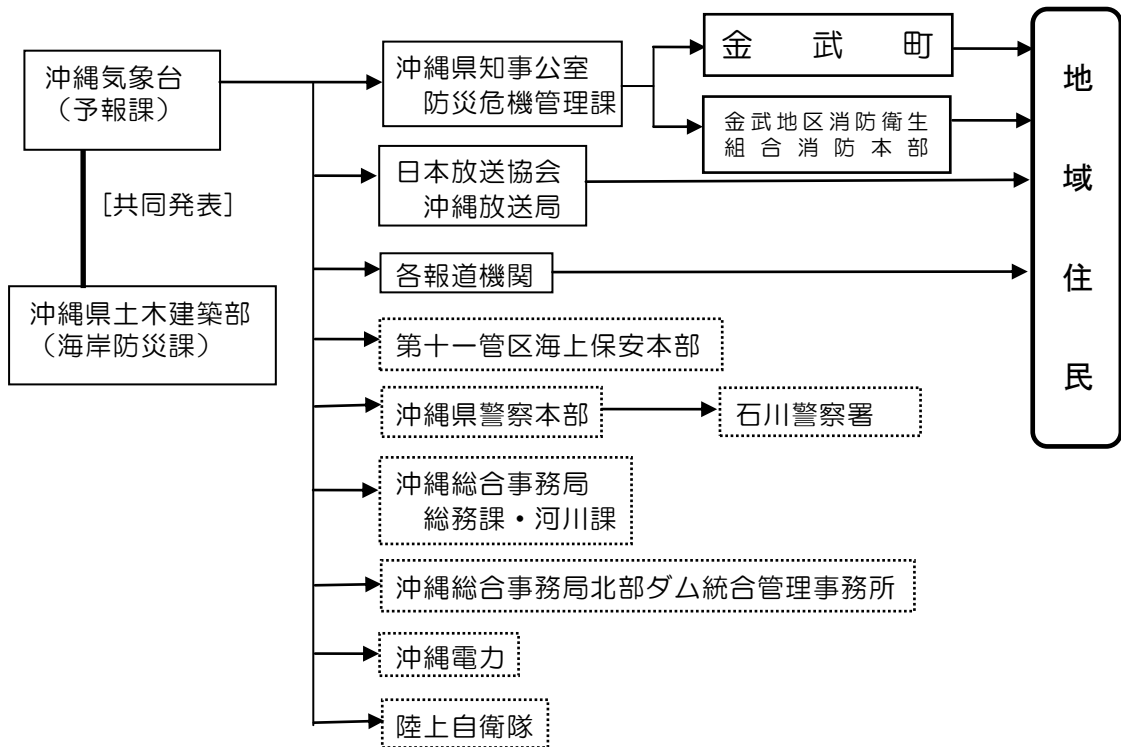
《③ 火災警報等の伝達系統図》



《④ 地方海上予警報等の伝達系統図》



《⑤ 土砂災害警戒情報の伝達系統図》



(3) 災害が発生するおそれのある異常気象発見時の措置

気象、水象、地象において異常な現象を発見した者は、災害の拡大を防止するため、通報場所、状況、経過等の具体的な情報を次のように速やかに通報しなくてはならない。

1) 通報を要する異常現象

《異常現象の事象例》

事 項	現 象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

2) 異常現象発見時の通報要領

① 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町（町長）又は警察官もしくは、海上保安官に通報するものとする。

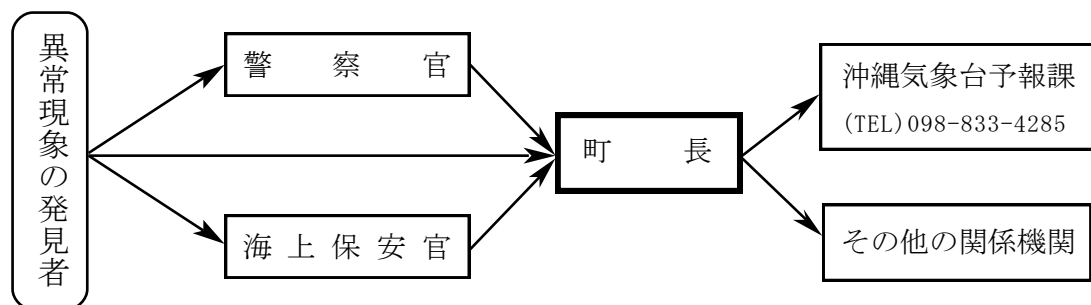
② 警察官、海上保安官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官等は、直ちに町長に通報するものとする。

③ 町長の通報

①及び②により通報を受けた町長は、直ちに沖縄気象台及び関係機関に通報するとともにその現象を確認するなど事態の把握に努め、住民に対する周知を図るものとする。

《通報系統図》



(4) 警報等の受領責任及び伝達方法

- 1) 関係機関から通報される警報等は、本町及び消防において受領し、これを迅速、確実に収集を行うものとする。
- 2) 関係機関から警報等を受領した本町及び消防本部は、直ちにその旨を総務班長（総務課長）に伝達するものとする。
- 3) 「2)」により伝達を受けた総務班長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときまたは、発生したことを知ったときは、直ちに町長へ報告するものとする。
- 4) 消防本部から伝達される警報等の受領にあたっては、次の事項について文書をもって記録するものとする。
 - ア 警報等または災害の種類
 - イ 発表または発生の日時
 - ウ 警報等または災害の内容
 - エ 送信者及び受領者の職名
 - オ その他必要な事項

防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について、携帯電話、トランジスタラジオ等を常備して積極的に収集するものとする。

〈気象庁震度階級関連解説表〉 資料編参照

第3節 災害通信計画

災害に関する予報・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して万全の通信体制を図る。

1. 通信の協力体制

通信施設の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

2. 各種通信施設の利用

災害情報等の伝達、報告、災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況により異なるが、実情に即した方法で行うものとし、固有の通信施設を持っている機関についてはこれを利用する。

なお、他の機関における通信施設の利用については、事前に管理者と利用方法等必要な手続きを定めて災害時に利用するものとする。

(1) 電気通信業務用電気通信施設・設備の利用方法

《通信施設・設備の利用方法》

利用設備	利用方法
① 普通電話による通信	一時的には加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用が制限される場合は「非常電話」の取り扱いを受け、通話の優先利用を図るものとする。 なお、臨時電話が設置できる状況にあっては、被害地及避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図るものとする。
② 非常電話 (災害時優先指定電話)	災害時において非常電話を優先利用するため、平常時からNTT等電話取扱局との調整により「災害時優先指定電話」の指定を受けておくものとする。 また、災害時等における非常通話を利用する場合、102番をダイヤルし「非常」をもって呼び出し、非常通話であることを表明する。
③ 電報による通信	災害対策のため、特に緊急を要する電報は「非常電報」と取り扱いを受け、電報の優先利用を図るものとする。非常電報を申し込むにあたっては頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常である旨を告げて頼信する。

(2) 専用通信設備の利用

業務用電気通信設備の利用ができなくなった場合、また緊急通信にその必要がある場合には、専用通信設備の利用をあらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

「沖縄地方非常通信協議会の主な構成機関」等、その他の機関における専用通信設備の利用については、事前協議を図っておくものとする。

《通信施設・設備の通信方法》

専用通信施設	通 信 方 法
① 町有線放送 (戸別受信)	町有線放送は、日常生活の情報伝達に用いられているが、併せて各種災害で非常事態が発生、または発生のおそれがある場合において通信連絡を行なうものとする。
② 消防無線電話	消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じ通信連絡を行うものとする。
③ 警察電話	沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡する。
④ 警察無線電話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、③(警察電話)に準じて通信連絡する。
⑤ その他非常通信 の利用	その他の非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、または発生のおそれがある場合で町の専用通信施設の利用ができないか、または利用することが著しく困難であるためその非常通報の目的を達成することができない時に、非常通信設備を利用して通信連絡する。

(3) 通信設備優先利用の協定

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について、町が必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(4) 放送要請の依頼

町が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県(広報班)に放送の要請を依頼する。同様に、ポータルサイト・サーバー事業者への放送についても、県に要請を依頼する。

ただし、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県(広報班)にその旨を報告するものとする。

第4節 災害状況等情報収集・伝達計画

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、関係機関等の協力を得て、本町の地域に関する災害の被害状況等を迅速かつ的確に情報収集及び報告伝達するため、必要な対策事項を定めるものとする。

1. 災害状況等の収集報告

災害に伴う災害情報、被害状況の収集及び報告については、法令等に特別の定めがある場合のほか、この計画に定めるところによる。

各対策部長はあらゆる手段を用いて状況情報を収集把握し、被害状況が確定するまで、災害対策本部に報告するものとする。

なお、これらの収集及び報告は災害対策の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に実施することを要する。なお、情報の収集にあたっては、地理空間情報の活用や他の機関と情報を共有し連携に努める。

- ① 人的被害・住家被害・火災に関する情報
- ② 避難の勧告・指示の状況、警戒区域の指定状況
- ③ 避難者数、避難所の場所等に関する情報
- ④ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
- ⑤ 道路の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報
- ⑥ 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ⑦ 港湾の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ⑧ 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

2. 災害発生直後の第1次情報の報告

- ① 報告すべき災害発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で国（消防庁）へその一方を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- ② 被害の有無に関わらず、地震が発生し、本町の区域内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。
- ③ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- ④ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

3. 災害状況等の報告要領

《報告要領事項》

報告事項	報告内容
① 災害時の報告	災害発生時、短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は直ちに被害の態様を通報するとともに、災害に対してとられた措置を報告するものとする。
② 被害程度の事項別の報告	緊急を要するものは電話、口頭等の方法によって行い、事後速やかに指定の報告書によって行う。
③ 被害報告	被害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害者を優先させるものとする。

4. 報告の種類

被害発生の時間的経過にともない、3段階（災害概況報告、被害状況即報、災害確定報告）に区分する。報告は電話等により行うが、最終報告及び特に指示のあるものについては記入要領に基づいた文書により報告する。（県の様式に基づく）

《報告区分事項》

報告段階	報告期間
① 災害概況報告（発生報告）	災害が発生したとき、直ちにその概況を報告する。
② 被害状況速報（中間報告）	被害状況との全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間、逐次その状況を報告する。
③ 災害確定報告（最終報告）	災害応急対策の措置が終了し、その被害が確定したとき報告する。

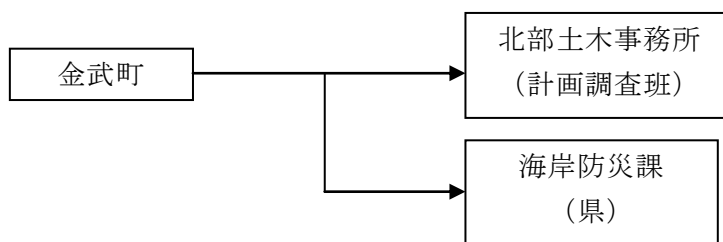
5. 防災関係機関の災害情報等の通報

防災関係機関は所管事項に関し、収集した災害情報（被害状況及び応急対策、救助対策を含む）実施状況のうち、町の災害対策と密接に関係があると思われるものについては金武町災害対策本部に通報し、また、町は各関係機関の長に対し、災害情報の調査・収集・報告を求めるものとする。

6. 県及び国への報告

町長は、本町において災害対策本部を設置した場合、又は報告の必要があると認められる災害の場合、被害状況を県知事に報告するものとする。

また、土砂災害が発生した場合は、県へ情報提供を行うものとし、災害報告の流れは、以下のとおりである。



<情報提供の主な内容>

「発生日時・場所」 「災害形態」 「災害規模」 「被害状況」 「気象状況」 「避難状況」	など
---	----

《報告要領》

報告種別	報告要領
① 災害概況即報	災害の初期的な報告で、その状況を県防災行政無線又は加入電話等で災害発生後、直ちに報告する。
② 被害状況即報	被害状況が判明次第逐次、県地方本部(県北部土木事務所)又は県防災危機管理課へ報告する。なお、報告にあたっては、石川警察署と密接な連絡を保つものとする。
③ 中間報告	県災害対策本部等から特に求められたときに行う。
④ 災害確定報告	当該災害の応急対策が終了した後、20日以内に行う。
⑤ 災害年報	毎年1月1日から12月31日までの災害の被害状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを4月15日までに報告する。

※ 県に報告できない場合にあっては国(総務省消防庁)に報告するものとする。
 なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

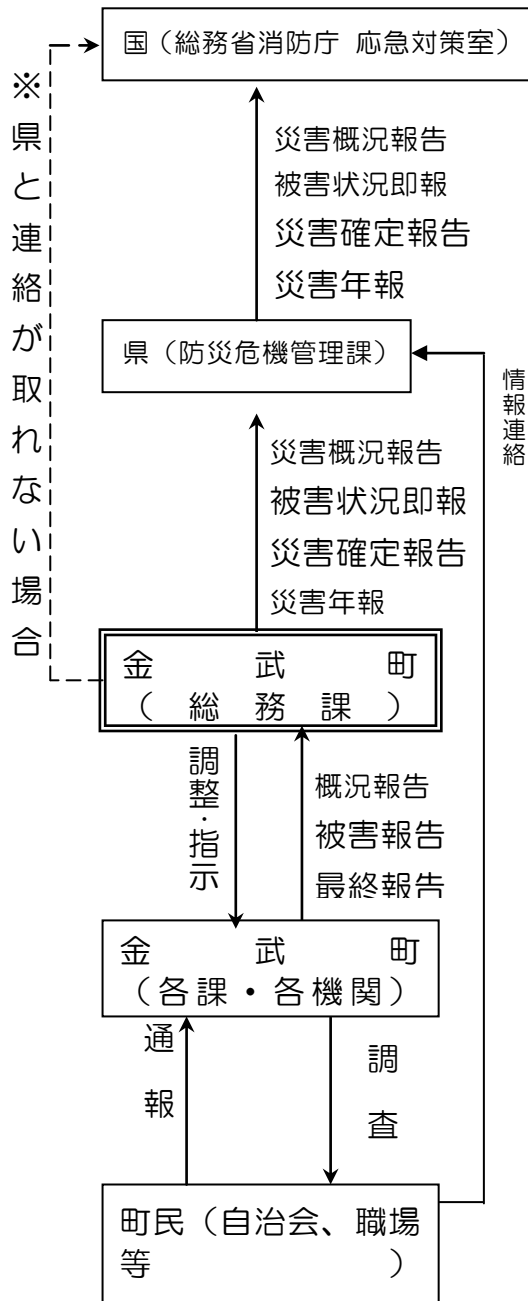
(総務省消防庁：Tel:03-5253-7777 FAX:03-5253-7553)

7. 被害状況の判定基準

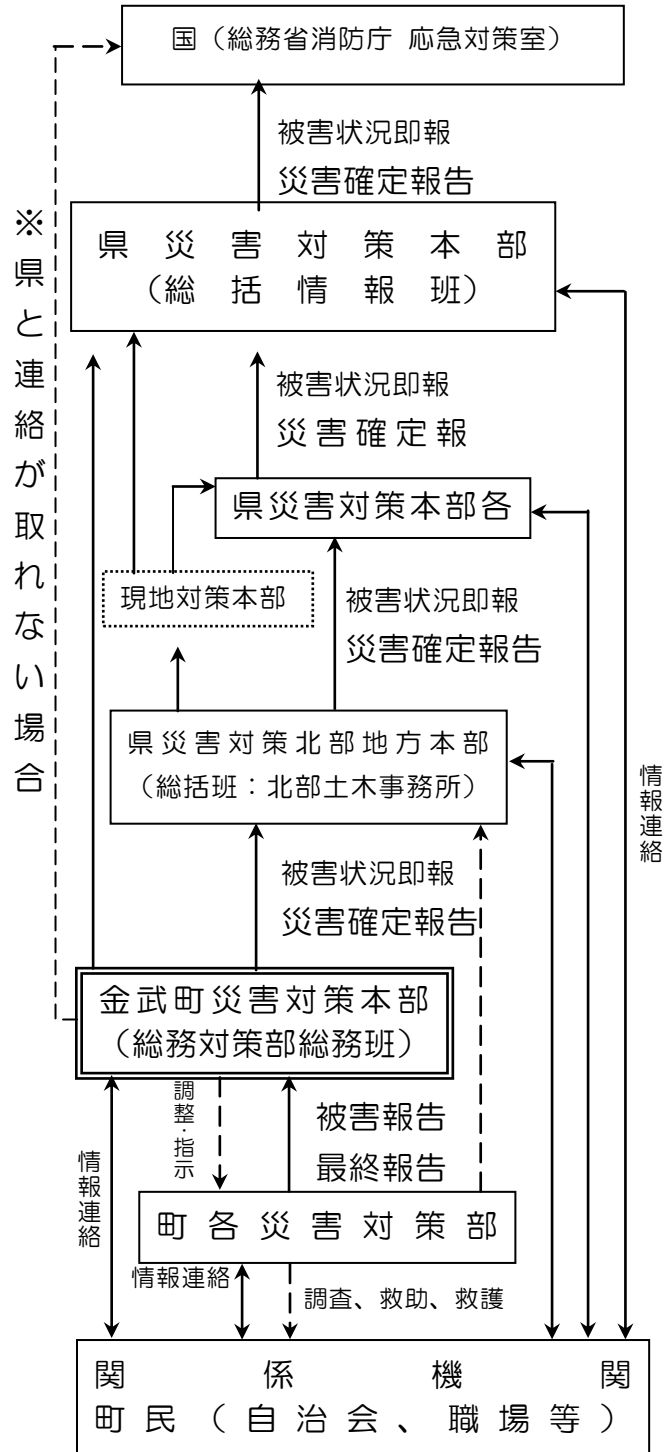
災害により人的及び物的被害を受けた認定は、法令等に特に定めがあるもの以外おおむね資料編の「被害状況判定基準」によるものとする。

《災害情報連絡系統図》

〈県災害対策本部未設置時〉



〈県及び町災害対策本部設置時〉



※ 点線（---）は、各関係対策部との連絡系統を示す。

《防災関係機関の収集する情報》

情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
① 人的被害、住居被害、火災状況	町 → 県北部地方本部（総括班） → 県本部（総括情報班等） ↑ 消防機関 警察本部 ↑
② 道路状況、交通状況	町 → 県北部地方本部（総括班） → 県本部（総括情報班等） 沖縄総合事務局開発建設部 → 土木建築部 ↑ 西日本高速道路株式会社 → 土木建築部 ↑ 地方本部（土木） → 土木建築部 ↑ 警察本部 ↑ 輸送関係機関 →
③ 防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設、滑走路・エプロン等の航空施設の状況	町 → 県北部地方本部（農林） → 農林水産部 ↑ 県北部地方本部（土木） → 土木建築部 ↑ 大阪航空局那覇空港事務所 → 県本部（総括情報班等） ↑ 沖縄総合事務局開発建設部 →
④ ライフライン、輸送機関状況	ライフライン関係機関 → 県本部（総括情報班等） ↑ 輸送関係機関 → 県本部（総括情報班等） ↑ 町（水道） → 福祉保健部 ↑ 企業部 →
⑤ 文教施設関係情報	町 → 教育事務所 → 県本部（総括情報班等） ↑ ↓ 県立文教施設 → 教育部 ↑ 民間文化施設 → 教育部 ↑ 私立学校 → 総務部 ↑
⑥ その他の施設の状況	町 → 所管部 → 県本部（総括情報班等） ↑ 町 → 県北部地方本部（総括班） → 県本部（総括情報班等） ↑ ↑ その他の施設 県有施設 → 所管部 →
2 対策の実施状況	
① 住民避難の状況	町 → 県北部地方本部（総括班） → 県本部（総括情報班等） ↑ 警察本部 ↑
② 救援物資、避難所の運営、ボランティア受入れ状況	町 → 県北部地方本部（総括班） → 県本部（総括情報班等） ↑ 救援部門 ↑
③ その他の対応状況	町 → 県北部地方本部（総括班） → 県本部（総括情報班等） ↑ 関係機関 → 各部 ↑

8. 安否情報の提供

本町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 災害広報計画

住民及び報道機関等に対する災害情報、被害状況等の広報活動について必要な事項を定め、もって災害広報の迅速な実施を図るものとする。なお、その際には、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

1. 実施責任者

町長は、町域における災害情報、被害状況、その他災害に関する広報を行うものとする。

2. 実施要領

(1) 各部の広報

各部において広報を必要とする事項が生じたときは、災害対策本部における広報担当班に、原則として文書でもって通知するものとする。

(2) 広報係

広報係は、総務班との共同体制に基づき各部が把握する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示によりすみやかに住民及び報道機関へ広報するものとする。

また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする。

3. 住民及び観光客等の来訪者（要配慮者）に対する広報の方法

(1) 広報の方法

- ① 町有線放送及び防災行政無線による広報
- ② 報道機関を通じ、テレビ（文字放送等を活用）、ラジオ、新聞等による広報
- ③ 広報車による広報
- ④ 写真、ポスター等の掲示による
- ⑤ 広報誌等の配布、SNS、エリアメール、その他
- ⑥ 手話及び外国語通訳による広報（手話及び外国語通訳の確保）

(2) 住民等からの問い合わせ等への広報

- ① 来庁者に対する広報窓口の設置
- ② 広報車を現地へ派遣しての情報収集及び必要事項の広報活動
- ③ 住民専用電話の設置による広報活動

4. 報道機関に対する情報等の発表の方法

(1) 発表機関

報道機関に対する情報等の発表は、災害対策本部（担当事務局）が情報を収集し、総括したうえ実施する。

(2) 報道機関への要請

情報等の発表に際しては、広報内容（日時、場所、目的等）を予め報道機関と協議・周知させ、報道機関との連携を重視することから、災害時に報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

5. 広報の内容

- | |
|-------------------------------------|
| ① 気象予報・警報等の発表又は解除 |
| ② 災害対策本部の設置又は解散 |
| ③ 災害対策本部への不要で緊急以外の電話を遠慮してもらう旨の協力依頼 |
| ④ 二次災害防止の事前措置 |
| ⑤ 被災者の安否及び空き病院についての情報 |
| ⑥ 被害状況、災害応急対策状況（交通、食糧、生活物資、ライフライン等） |
| ⑦ その他、必要と認める事項 |

《報道機関一覧表》

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
NHK沖縄放送局	那覇市おもろまち 2-6-21	(代) 098 — 865 — 2222
琉球放送（RBC）	那覇市久茂地 2丁目3番1号	(代) 098 — 867 — 2151
沖縄テレビ放送（OTV）	那覇市久茂地 1丁目2番20号	(代) 098 — 863 — 2111
琉球朝日放送（QAB）	那覇市久茂地 2丁目3番1号	098—860—1199
沖縄ケーブルテレビ（OCN）	那覇市松尾 1丁目18番26号	098—863—0077
ラジオ沖縄（ROK）	那覇市西 1丁目4番4号	098—869—2214
エフエム沖縄	浦添市小湾 40番地	(代) 098 — 877 — 2361
沖縄タイムス社	那覇市おもろまち 1丁目3番地 31号	098—860—3000
沖縄タイムス社北部支社	名護市港 2-6-5-2F	0980—53—3611
琉球新報社	那覇市天久 905	098—865—5111
琉球新報社北部支社	名護市港 2-3-1-1F	0980—53—3131

第6節 避難計画

第1款 避難の原則

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、危険区域内の住民等に対して避難のための立退きを勧告又は指示し、人命の安全を確保する。

1. 実施責任者

適切な避難勧告等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現することは、町長の責務である。ただし、状況により、関係法令に基づき避難の為の立ち退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容、保護は、次のものを行うものとする。なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

本町における高齢者や障害者等、要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、一般住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、特に避難行動に時間を要する要配慮者等に対し、早めの避難行動を開始することを求める情報（以下、「避難準備・高齢者等避難開始情報」という。）を伝達する。

(2) 避難の勧告 = 居住者に自主的な避難を促す。

《避難勧告の種類》

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長ができない場合に代行

(3) 避難の指示（緊急） = 危険が目前に迫っているときに避難を指示するもので、避難の勧告よりも拘束力が強い。

《避難指示の種類》

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	町長の委任を受けた消防職員を含む
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	町長から要請がある場合又は町長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	

自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条	

(4) 警戒区域の設定

(強制力があり、従わない場合には罰則がある。)

《警戒区域設定の種類》

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	町長が出来ない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長から要請がある場合又は町長(委任を受けた職員を含む)がその場にいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長(委任を受けた職員を含む)、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	洪水、高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

※ 人命を守るため必要と認めるときに設定するが、強制力があり従わない場合には罰則もあるため、不必要な範囲まで設定しないよう留意する必要がある。

〈警戒区域設定の考慮事項〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害危険の範囲が広範囲で、長期にわたる場合 ② 応急対策上、やむを得ない場合 |
|---|

(5) 知事による避難勧告・指示等の代行（基本法第 60 条）

災害発生により、町が全部及び大部分の応急対策事務の実施が不可能になった場合、知事（総括及び県対策本部情報対策班、県出先機関等）は避難のための立退き勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わり実施する。

(6) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難の勧告・指示、避難準備情報の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(7) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は村長が行うものとし、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として町長が行うものとする。

2. 避難の勧告・指示（緊急）又は警戒区域の設定基準

(1) 避難勧告・指示（緊急）等の種類

避難勧告等の種類は、以下のとおりである。

種類	内容	根拠法
避難準備・高齢者等避難開始	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。	なし
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告する。	災害対策基本法第 60 条
避難指示（緊急）	上記において、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。	
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第 116 条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法第 63 条

(2) 避難準備・高齢者等避難開始

ア 発令時の大まかな状況

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。

イ 発令の目安となる状況

- ① 警報等が発表された場合において、避難に時間を要する避難行動要支援者等の避難行動を開始する必要があると判断されたとき。

[警報の種類：大雨警報、暴風警報、洪水警報、波浪警報、高潮警報]

- ② 一定期間（比較的長い時間）後に危険水位、危険潮位に到達すると予想されるとき。
- ③ 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化等）が発見されたとき。
- ④ 大雨警報（土砂災害対象）が発表され、避難すべき区域で土砂災害が発生するおそれがある場合。
- ⑤ その他、諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。

(3) 避難の勧告

ア 発令時の大まかな状況

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。

イ 発令の目安となる状況

- ① 土砂災害警戒情報が発表されたとき。

[警報の種類：大雨警報、暴風警報、洪水警報、波浪警報、高潮警報]

- ② 破堤につながるような漏水等を発見したとき。
- ③ 一定期間（比較的短い時間）後に危険水位、危険潮位に到達すると予想されるとき。
- ④ 土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）の近隣で前兆現象（溪流付近での斜面崩壊、擁壁、道路等にひび割れが発生等）を発見したとき。

(4) 避難指示（緊急）

ア 発令時の大まかな状況

避難勧告の発令基準から、さらに暴風、大雨、洪水、高潮、その他の災害発生事象が避難勧告の段階より悪化し、災害発生の危険が高くなる又は確実視される場合に避難の指示及び警戒区域を設定する。

または、前兆現象の発生や現在の切迫した状況、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高い状況、もしくは人的被害が発生した状況。

イ 発令の目安となる状況

- ① 特別警報が発表され、以下の②～⑦の状況となった場合
- ② 堤防が決壊、もしくは破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。

- ③ 危険水位や危険潮位に達したとき。
- ④ 土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）の近隣で土砂災害が発生、もしくは、前兆現象（山鳴り、斜面の亀裂等）を発見したとき。
- ⑤ 津波警報を覚知、もしくは強い地震（震度 4 程度以上）、または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めたととき。
- ⑥ その他、人命保護上避難を要すると認められるとき。
- ⑦ 応急対策上、止むを得ないとき。

● 避難準備・高齢者等避難開始、勧告基準・避難指示、警戒区域設定基準
【資料編参照】

3. 避難準備・高齢者等避難開始情報、勧告・指示（緊急）又は警戒区域の伝達方法（設定者の措置）

避難準備・高齢者等避難開始情報、避難勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定者は、次の方法等によってその発した設定情報が迅速に住民に徹底するよう努めるものとする。

そのため、避難勧告等の伝達内容、伝達手段、伝達先のチェックリストとともにあらかじめ具体的に策定しておくものとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始情報、避難の勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定は、次の事項を明らかにして発する。

- ① 発令者
- ② 避難勧告等の発令及び警戒区域の設定理由
- ③ 避難日時、避難先及び避難径路

(2) 避難準備・高齢者等避難開始情報、避難勧告・指示（緊急）、警戒区域の通知・伝達・周知

① 居住者、滞在者、その他の者への伝達・周知

避難準備・高齢者等避難開始情報、避難勧告・指示（緊急）及び警戒区域の設定は、サイレン、警鐘、拡声器、口頭等を用い又は併用し、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に周知伝達の徹底を図るとともに、できる限り不安を生じさせない又はあおらせないように行うものとする。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバー事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を本編の「災害通信計画」に準じて要請する。

② 関係機関への通知

避難の勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定を行った者は、おおむね次のように必要な事項を関係機関へ通知する。

【機関別通知の種類】

勧告・指示者		必要措置（関係機関への通知）
町長の措置		町長 → 知事（防災危機管理課）
知事の措置	災害対策基本法に基づく措置	知事（防災危機管理課） → 町長
	地すべり等防止法に基づく措置	知事（海岸防災課） → 所轄警察署長
警察官の措置	災害対策基本法に基づく措置	警察官 → 所轄警察署長 → 町長 → 知事（防災危機管理課）
	警察官職務執行法（職権）に基づく措置	警察官 → 所轄警察署長 → 県警察本部長 → 知事（防災危機管理課）
自衛官の措置		自衛官 → 町長 → 知事（防災危機管理課）
水防管理者の措置		水防管理者 → 所轄警察署長

③ 住民への周知

避難勧告・指示、警戒区域の設定者は、必要な伝達事項及び伝達方法によりその発した勧告・指示、警戒区域の設定が迅速に住民や本町の滞在者等に通知徹底するよう努めるものとする。

【伝達の実施要領】

伝達事項	伝達方法
ア) 発令者 イ) 避難の勧告・指示、警戒区域の設定の理由 ウ) 避難日時、避難先及び避難経路 エ) 避難にあたっての注意事項 a. 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うこと b. 会社、工場にあっては、浸水その他の災害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の保安措置を講ずること。 c. 避難者は1人当たり3日分程度の食糧、水、日用品及び衣類等を携行すること d. 避難者は、必要に応じ防寒用雨具を携行すること	ア) 町有線放送及び防災行政無線放送による伝達 イ) 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達 ウ) 広報車等の呼びかけによる伝達 エ) 報道機関を通じて行うテレビ及びラジオ等による伝達 オ) <u>各区</u> の広報マイク及び広報車両による伝達 カ) ホームページ等のインターネットによる伝達

※防災行政無線は整備予定である。

避難勧告等の意味合いと判断の目安

	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	<p>【災害共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 切迫した災害の前兆があるとき <p>【浸水想定区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位を超えるとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	<p>【災害共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害の前兆がある場合 <p>【浸水想定区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位を超えるとき <p>【土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<p>【浸水想定区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意水位を超えるとき

④ 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

町長が避難勧告等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要項」(平成 17 年 6 月 28 日)に基づき、作成された様式及び伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達するものとする。

●様式及び伝達ルート

【資料編参照】

(3) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成 17 年 3 月集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難に関する検討会)を踏まえつつ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成することとする。

4. 避難実施の方法

避難の実施・誘導は、避難の勧告、指示、警戒区域の設定者が行うものとする。
次の避難の実施要領から、十分考慮し万全を期して実施にあたるものとする。

《避難の実施要領》

実施事項	実施内容
①避難の順位	避難は、要配慮者（高齢者、幼児、病人、障害者、妊産婦等）を優先する。
②避難者の誘導	<p>避難指示後の避難者誘導は、避難指示者（町長）をはじめ、自主防災組織及び町職員、警察、消防職員、消防団員と協力して行うものとする。</p> <p>ア) 避難にあたり避難誘導員を配置し、避難時の事故防止並びに避難の安全・誘導を迅速に図る。</p> <p>イ) 避難誘導員は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きについて適宜指導をするものとする。</p> <p>ウ) 避難の経路は災害時の状況に応じて適宜定めておき、避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。</p> <p>エ) 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p>
③避難行動要支援者の避難誘導	<p>在宅の避難行動要支援者の避難は、避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、自主防災組織、各区及び民生委員等地域で支援を行い実施する。</p> <p>社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、本町は可能な限り支援を行う。</p>
④避難後の措置	避難した地域において、事後速やかに避難もれや要救出者の有無を確認する。

5. 避難所

避難所の開設及び避難者の収容保護は、町長が行う。

なお、救助法が適用された場合は、県知事の補助機関として行うものとする。
また、町長が避難所を開設したときは、直ちに避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員、開設期間の見込み等）を県知事に報告しなければならない。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として避難所として開設しないものとする。

(1) 避難所の設置

【避難所の設置要領】

避難所の設置事項	実施内容
① 避難所の開設	避難所の設置は、集团的に収容でき炊き出し可能な既存の施設を利用し、その他被害状況等の条件を考慮して、災害対策本部が適切と認めるものを避難所として開設する。 ただし、これらの施設が利用できないときは、野外にバラックを仮設し、又は天幕を借り上げて設置する。
② 避難所が不足する場合	避難所としての施設が不足する場合、次の措置を行う。 ア) 要配慮者に配慮し被災地以外の地域を含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。 イ) 隣接市町村への収用委託、建物・土地の借り上げ等 ウ) 県施設の一時使用要請 エ) 県を通し、一時的に避難施設としての船舶の調達を要請
③ 避難場所の変更	町における避難予定場所を、予め指定しておくものとする。なお、災害の種類及び被害状況等により避難所を変更又は新たに設置し、その旨住民に周知を図るものとする。
④ 避難収容の対象者	避難所に収容し得る者は、災害により現に被害を受けている町民、又は受けるおそれのある町民とする。
⑤ 費用	町が避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費とする。
⑥ 開設の期間	避難所を開設できる期間は、災害発生から7日以内とする。

(2) 福祉避難所の指定及び設置

要配慮者に配慮して福祉施設をはじめ、公共施設（小中学校等）に要援護者優先避難所を開設するとともに、今後、福祉避難所の指定及び整備に向けて検討するものとする。また、民間賃貸住宅や宿泊施設を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(3) 避難者の移送

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、本編の「交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

(4) 避難所の運営管理

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

町は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア、専門性を有したが部支援者等の協力を得て実施することとする。

なお、避難所運営が混乱しないよう、避難所運営に関するマニュアルの作成を検討する。

【避難所の運営管理要領】

管理事項	実施内容
①避難者に係る情報の把握	<p>本町は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。</p> <p>また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。</p>
②避難所の環境	<p>避難所における生活環境は、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等、各視点から配慮し注意を払うこととて、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p> <p>ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>ウ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>エ ペットの同行避難を考慮して、避難所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。</p>
③避難所の統合・廃止	<p>対策本部は、被災地区の状況に応じ、避難所の統合及び廃止を行う。</p>

6. 避難長期化への対策

本町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館等の宿泊施設、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所

の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

7. 県有施設の利用

本町は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、本町から県有施設の一時的な使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

8. 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、本町は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

本町から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

9. 在宅避難者等の支援

本町は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

10. 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

(1) 学校

町教育委員会又は学校長は、避難勧告・指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童生徒の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ次の事項について定めておくものとする。

- ア) 避難実施責任者
- イ) 避難の順位
- ウ) 避難先
- エ) 避難誘導者及び補助者
- オ) 避難誘導の要領
- カ) 避難後の処置
- キ) 事故発生に対する処置
- ク) その他必要とする事項

(2) 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は避難勧告指示権者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるようあらかじめ学校の場合に準じて定めておくものとする。

【避難行動のパターン】

住民へ避難行動を促す場合には、主に以下の4つの行動があり、状況に応じた対応を促すように働きかけるものとする。

特に、避難所等へ避難することが難しい切迫した状況においては、「垂直移動（自宅の2階など）」を促すなど状況に応じた対応が必要となる。

安全確保 行動	避難場所の例		説明
	屋内	屋外	
待避	自宅などの居場所	安全を確保できる場所	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まること
垂直移動	自宅の2階、居住建物の高層階		切迫した状況において、屋内の2階以上に避難すること
水平移動 (一時的)	避難所 知人宅など	公園・広場 高台・高所	その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に待避すること
水平移動 (長期的)	避難所 知人宅など		住居地と異なる場所での生活を前提とし、指定避難所などに長期間避難をすること

第2款 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、本節に前述している対応によるものとする。

1. 実施責任者

津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、本節の「1 実施責任者」のとおりとする。

2. 避難勧告・指示等の発令

避難勧告・指示等の運用については、本節の「2. 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定基準」のとおりとする。

金武町は、「津波避難計画策定指針(沖縄県)」等を基に今後津波避難計画を作成し、その定めにより、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。また、発令基準については、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成27年度内閣府)」を参考に、避難勧告等を発令するものとする。

ア 全国瞬時警報システム(J-ALERT)等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。

イ 強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難勧告・指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

ウ 津波警報・避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

エ 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3. 避難場所

避難先は、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

(1) 避難誘導

ア 住民等の避難誘導

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、水防団員、警察官及び金武町

職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障害者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

イ 米軍基地内への避難

米軍基地内への避難については、基地と連携して、米軍基地へ避難誘導する。

(2) 避難所の開設・収容保護

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容するものとする。避難所の解説・収容保護については、本節の前述のとおりとする。

第3款 広域一時滞在

1 広域一時滞在の協議等

(1) 被災市町村の協議

本町が被災した場合、町長（協議元市町村長）は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村に協議する。

(2) 県知事への報告

町長（協議元市町村長）は、広域一時滞りの協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

(3) 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受け入れ

被災した他市町村から協議を受けた場合、町長（協議先市町村長）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受け入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

(4) 公示及び報告

金武町が被災した場合、町長（協議元市町村長）は受け入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞りの終了

金武町が被災した場合、町長（協議元市町村長）は、広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

(6) 国による広域一時滞りの協議の代行

金武町が被災し、その全部又は大部分の事務等を行うことが出来なくなった場合に、県と協議して被災者の救助・救援活動等を維持する為、急を要する措置及び一時滞りに係る協議を国が代行するものとする。

また、金武町がその大部分の事務を行うことができると認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を国から金武町が引き継ぐものとする。

《避難場所・避難所の設置基準》

区分	分類定義	指定・整備	備考
一時避難場所	広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつ公園、緑地、団地の広場等をいう。	<ul style="list-style-type: none"> 学校のグラウンド、境内、公園緑地、団地の広場等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること 一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること 	
広域避難場所	大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や危険物、建物倒壊等から避難者の生命を保護するために必要な面積を有し、ポラティア等の活動拠点となる公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。	<ul style="list-style-type: none"> 総面積 10ha 以上の公園、緑地、グラウンド、校庭、公共空地等で、市街地火災からの輻射熱に対して安全な面積が確保できること 収容人口は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案して、安全な面積に対し 1 人当たり 1 m²を確保して算定すること 	
避難路	広域避難場所へ通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の住民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難場所に通じる道路又は緑道であること 震災時に一部不通となる場合に備え、代替の避難路にも配慮すること 	
避難所	災害時	<ul style="list-style-type: none"> 火災や危険物等による局地的な災害により、家屋等が現に被害を受けた者又は受けるおそれのある者を、一時的に公民館など既存建物等に収容し保護する所である。 	避難者の範囲：災害・住家被害等を受けた者、受けるおそれのある者で緊急に避難する必要があるときを含む
	大規模災害時	<ul style="list-style-type: none"> 地震等の大規模災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は受けるおそれのある者を、一時的に学校等既存の公共建物等に収容し保護する所である。 	
津波災害時の避難場所	緊急避難ビル・場所	<ul style="list-style-type: none"> 地震後急速に来襲する津波から避難者の生命を一時的に確保するため緊急避難する場所をいう。 	既存の建物や場所から高所を確認
	収容避難場所	<ul style="list-style-type: none"> 津波による災害から、避難者を安全に収容し保護するために必要な面積と施設を有する二次的広域避難場所である。 	

【災害避難の予定場所・避難所一覧 資料編参照】

第7節 観光客等対策計画

1. 実施責任者

観光客対策の実施は、観光施設等の管理者及び金武町とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、本編の「避難計画」のとおりである。

2. 避難情報の伝達及び避難誘導

(1) 金武町の役割

津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。また、町職員、消防団員等により海岸等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来訪者に最寄り高台及び指定避難場所への避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や金武町の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や指定避難場所などの安全な場所に誘導する。なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や金武町の避難情報を把握した交通施設の管理者は、旅客に対し避難を呼びかけ、高台や指定避難場所等の安全な場所に誘導する。なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3. 避難収容（金武町、県、観光施設管理者）

(1) 収容場所の確保

本町は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保するものとする。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

なお、県に対して県有施設の一時使用について要請するとともに、国及び関係団体等に施設の利用を要請するものとする。また、国や県、関係団体の施設はあるものの、町有の施設がない場所（特に億首川周辺）については、避難場所としての一時使用について協議していくものとする。

(2) 安否確認

本町は、観光施設の管理者、観光関係団体、警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

(3) 飲料水・食糧等の供給

本町及び観光施設の管理者は、可能な限り飲料水・食糧等を供給する。

4. 帰宅困難者対策（金武町、県）

(1) 情報の提供

本町及び県は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食糧等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

第8節 要配慮者対策計画

1. 実施責任者

要配慮者対策の実施は、護要配慮者の利用施設等の管理者及び本町とする。
なお、避難計画の基本的な事項は、本編「第6節 避難計画」のとおりである。

2. 要配慮者の避難支援

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、金武町災害時要援護者避難支援計画（全体計画）等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

3. 避難生活への支援

（1）避難時の支援

本町は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、県は、本町の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

（2）応急仮設住宅への入居

本町及び県は、地域のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

（3）福祉サービスの持続的支援

本町は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。県は、本町の要請に基づき必要な体制を支援する。

4. 外国人への支援

本町及び県は、沖縄県国際交流・人事育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第9節 救出計画

災害時における救出活動を、次に定めるものとする。

1. 実施責任

町をはじめとした救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自治会等の組織（自主防災組織）等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2. 救出の方法

被災者の救出は、町においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して救出に必要な器具を借り上げる等、情勢に応じた方法により実施するものとする。

（1）町

- ① 町は、本来の救助機関として救出にあたるものとする。
- ② 町は、当該町のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

（2）警察

警察は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施するものとする。

（3）住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3. 救出用資機材の調達

町内には救出用資機材が備蓄されていないことから、今後防災関係機関との調整を図りながら整備に努めることとし、資機材を保有する建設業界との協定等を図ることで、救出に必要な重機配備を要請・調達する方法などの検討推進していくものとする。

【救出・救助活動の成功のポイント】

- ①要救出・救助現場の早期把握
- ②要救出・救助現場に対する人員の投入
- ③要救出・救助現場に対する資機材の投入
- ④救出・救助従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

※災害救助法が適用された場合

1. 対象者

災害によって早急に救出しなければ生命若しくは身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出を要する者。

なお、救出を必要とする状態にある場合を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 火災の際に火中に取り残されたような場合
- (2) 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- (3) 水害に際し、流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残されたような場合
- (4) 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
- (5) 山津波により生埋めとなったような場合
- (6) 多数の登山者が遭難した場合

2. 救出の費用及び期間

(1) 費用

ア 借上費（救出に直接必要な機械器具の借上費で実際に使用したものの実費）

イ 修繕費（救出に使用した機械器具の修繕費）

ウ 燃料費（機械器具を使用するために必要な燃料費及び照明用の灯油代）

(2) 期間

災害発生の日から3日以内

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

第 10 節 広域応援要請計画

災害時において隣接市町村、県又は指定地方行政機関の職員等の応援により、災害応急活動、応急復旧活動の万全を図るものとする。

1. 実施責任者

この計画による要請は、町長が行う。

2. 派遣要請方法

《応援派遣要請の要領》

①隣接市町村等相互間の応援

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長に対して職員等の応援を求めるものとする。（災害対策基本法第 67 条）

②指定地方行政機関の応援

町長は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行うものとする。（災害対策基本法第 29 条及び 30 条）

- ア) 派遣を要請する理由
- イ) 派遣を要請する職種別人数
- ウ) 派遣を要請する期間
- エ) 派遣される職員の給与、その他勤務条件
- オ) その他職員等の派遣について必要な事項

③県への職員派遣斡旋要請

町長は県に対し、県、指定地方行政機関または他の地方公共団体の職員の派遣について、②の事項を明示して斡旋を求めるものとする。（災害対策基本法第 30 条）

④知事への応援の要求

災害応急対策を実施するため必要があるときは、基本法第 68 条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

3. 広域応援要請

《九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく要請》

町長が県に応援を求め、大規模な災害のため県単独では十分な応急措置が実施できないと知事が認めるときに、知事が応援協定の関係県に直接または幹事県を通して応援要請を求める。

(資料編参照)

4. 米軍その他海外からの支援受入れ

《米軍等の支援受入れ要領》

実施事項	実施内容
① 米軍その他海外からの受入体制	国の非常災害対策本部から、米軍その他海外からの支援受入れの連絡が県へとあった場合、県が支援の受入れの要否を判断し、支援を受け入れる際に町は、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を県と連携の上決定する。
② 撤収要請	本部長は、県知事、警察、消防機関、派遣部隊長との協議の上、災害派遣部隊等の撤収要請を行う。

5. 応援受入れ体制

町長は、町以外への応援を要請する場合には、県及び関係機関と連絡調整を図り、その受入れ体制を準備するものとする。

第 11 節 自衛隊派遣要請計画

大規模な災害の発生により町長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条に基づき災害に際して人命又は財産保護のため、町長が自衛隊の派遣要請を県知事に対して要求する。

1. 災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法（昭和 29 年法律第 163 号）第 83 条に基づく自衛隊災害派遣の要請基準。

- ① 天災地変、その他の災害に際して、人命または財産の保護のため、地元警察、消防等では対処し得ないと認められるとき。
- ② 災害の発生が目前に迫り、これが予防のため自衛隊の派遣が必要であると認められるとき。

2. 災害派遣の要領

（1）実施責任者

- ① 災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」という。）

ア. 知事……………主として陸上災害
イ. 第十一管区海上保安本部長……………主として海上災害
ウ. 那覇空港事務所長……………主として航空機遭難

- ② 災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という。）

ア. 陸上自衛隊第 15 旅団長
イ. 海上自衛隊第 5 航空群司令
ウ. 海上自衛隊沖縄基地隊司令
エ. 航空自衛隊南西航空混成団司令

（2）要請の内容（自衛隊法施行令第 106 条）

県知事は派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急の場合で、文書によるいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

《実施事項》

要請事項	実施内容
① 災害派遣（緊急患者空輸を除く）を要請する場合	ア. 災害の状況及び派遣を要請する事由 イ. 派遣を希望する期間 ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容 エ. その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無）
② 緊急患者空輸を要請する場合	ア. 患者（事故等）の状況、病状及び緊急患者空輸を必要とする理由 イ. 患者の氏名、年齢、職業、性別、住所 ウ. 派遣を必要とする理由 エ. 空輸発地及び空輸着地 オ. 付添え人の氏名、年齢、患者との続柄、職業、住所 カ. 添乗医師等の氏名、年齢、性別、病院名 キ. 入院先病院及び病院への輸送手段 ク. その他参考となるべき事項（地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材）
③ 派遣を要請しないと決定した場合	派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

3. 町長の派遣要請要求等

（1）知事への派遣要請要求

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を依頼し、以後速やかに依頼文書を提出するものとする。

（2）防衛省大臣等への通知

町長は、（1）の要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛庁長官又はその指定する者に通知することができる。

なお、町長は、通知を行った場合、速やかにその旨を知事（防災危機管理課）に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛省大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

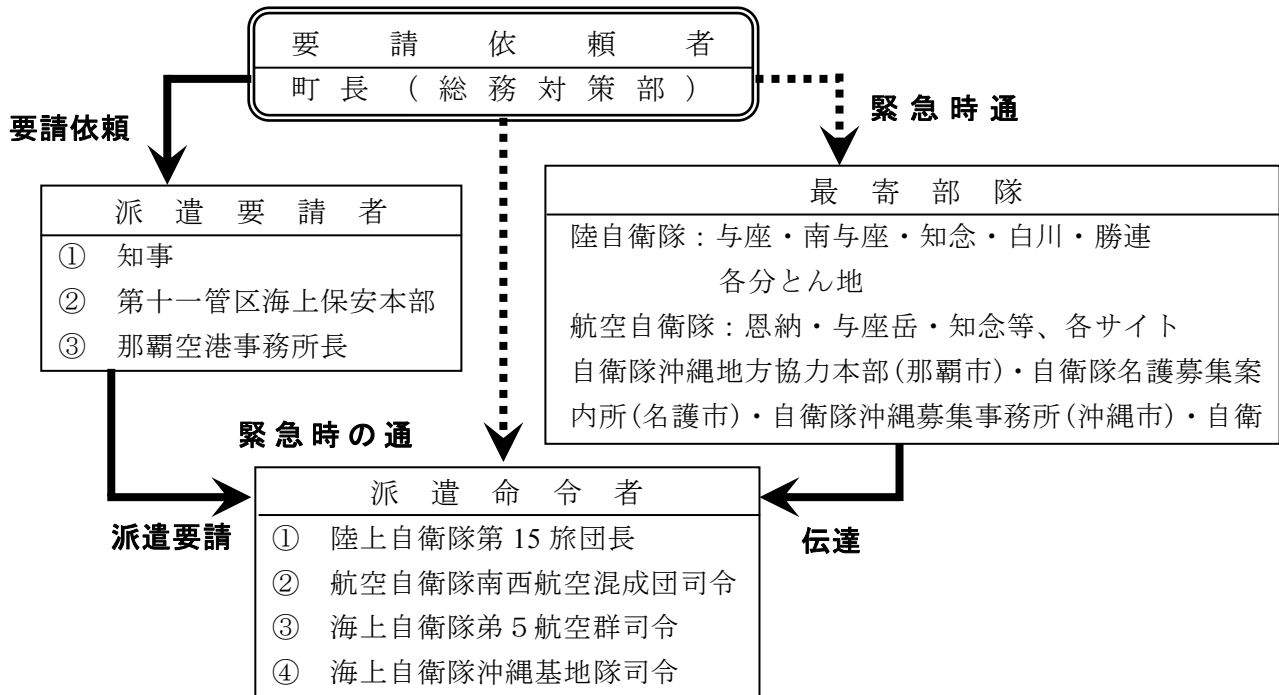
〈自衛隊の連絡場所〉

	あて先	所在地	実務担当 (昼間)		実務担当 (夜間)	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水679	第15旅団司令部第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線276~279 ・切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク *6-552-0123	団本部 当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線308 ・切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク * 6-552-0123
海上自衛隊	第5航空群司令	那覇市当間252	作戦幕僚	857-1191 内線5213	群司令部 当直	857-1191 内線5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連字平敷屋1920	沖縄基地隊本部警備科	978-2342 3453 3454 内線230	隊本部 当直	978-2342 3453 3454 内線244
航空自衛隊	南西航空混成団司令	那覇市当間301	司令部運用課	857-1191 内線2236	SOC 当直幕僚	857-1191 内線2204 2304

注) 急患空輸等の要請先(電話:上記に同じ)

実施事項	連絡先(主担当)	連絡先(副担当)
① 離島の急患及び物資空輸	陸上自衛隊第15旅団	航空自衛隊南混団
② 船舶急患空輸及び海難救助	航空自衛隊南混団	海上自衛隊5空群、海上自衛隊沖基
③ 海上捜索	海上自衛隊5空群、海上自衛隊沖基	航空自衛隊南混団

《自衛隊の災害派遣要請系統図》



4. 町の準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、県及び町は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするよう、これに協力するものとする。

- ① 災害地における作業等に関しては、県（防災危機管理課他関係部署）及び町当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- ② 町側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- ③ 派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設を提供するものとする。
- ④ 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、出来る限り町において準備するものとする。

5. ヘリポートの準備

(1) ヘリポートの設置

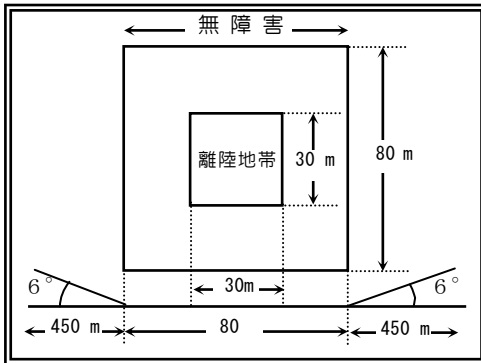
人命の救出（緊急患者空輸を含む）、又は救助物資の空輸（血液、結成リレー含む）を円滑に実施するため、町において次を考慮して地域ごとに適地を選定しておくものとする。

① ヘリポートの設置基準

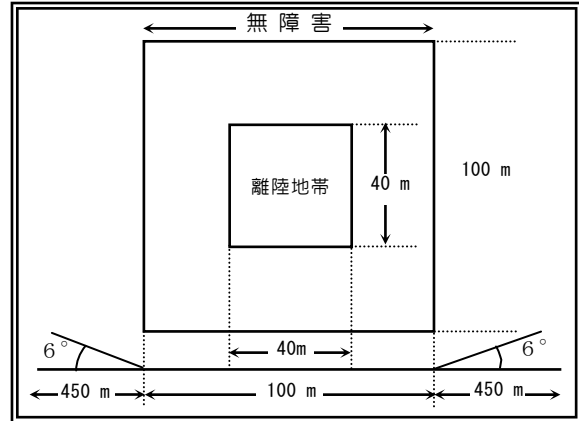
【離陸地点及び無障害地帯の基準】

<小型機 (OH-6) の場合>

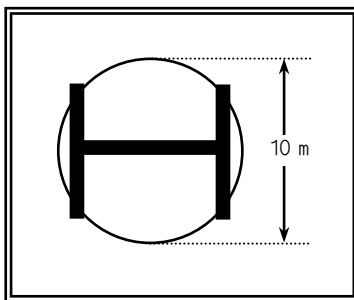
>



<大型機 (V-107、CH-47) の場合>



<ヘリポート>



※ 着陸地点の地盤は堅固で平坦であること。

② ヘリポート点検

ヘリポートの管理者は、年1回以上ヘリポートの離着陸のための点検を実施するものとする。

(2) 受入れ時の準備

- ① 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向き、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- ② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重裏を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6. 連絡員の派遣・撤収

(1) 連絡員の派遣

① 自衛隊

自衛隊は、災害発生時に県又は町に連絡幹部を派遣し、県又は町との調整・連絡に当たる。

② 県又は町の対応

県又は町は、自衛隊の連絡員の派遣にあたり、自衛隊本隊との連絡・調整に必要な施設等の提供を準備するものとする。

また、救援活動が適切かつ効率的に行われるため、知事（防災危機管理課）及び本町と派遣部隊長等との密接な連絡調整を図るものとする。

(2) 派遣部隊の撤収

① 派遣要請者

要請者は、派遣目的を達成した場合、又はその必要がなくなった場合には、派遣要請の要領に準じて撤収要請を行うものとする。

② 派遣命令者

派遣命令者は、派遣の目的を達した場合、又はその必要がなくなった場合は、撤収することができる。この際、撤収に係る市町村長、警察、消防機関等と密接に調整するとともに、その旨県に連絡するものとする。

7. 派遣部隊の活動内容

- ①被災状況の把握（偵察行動）
- ②避難の援助
- ③避難者等の搜索、救助
- ④水防活動（土のう作成、運搬、積込み）
- ⑤消防活動（消防）
- ⑥道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- ⑦応急医療、救護及び防疫
- ⑧人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援物資の緊急輸送、孤立地区に対する人員の吊り上げ、救出又は降下）
- ⑨炊飯及び給水支援
- ⑩救援物資の無償貸付け又は譲与 {総理府令第1号（昭和33年1月1日付け）による}
- ⑪危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- ⑫ その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

8. 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

《自衛官の措置事項》

措置事項	措置内容
① 警察官がその場にはいない場合	緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令 (所轄警察署長への通知)
② 町長、その他市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合	ア. 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び 退去命令(町長へ通知) イ. 他人の土地等の一時使用等(町長へ通知) ウ. 現場の被災工作物等の除去等(町長への通知) エ. 住民等を応急措置の業務に従事させること(町長へ通知)

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、町が補償を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分(法第64条第8項において準用する同条第1項)により通常生ずべき損失② 自衛官の従事命令(法第65条第3項において準用する同条第1項)により応急措置の業務に従事したものに対する損害 |
|---|

9. 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は派遣要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣する。この場合、指定部隊等の長はできるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

〈部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準〉

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
災害に際し、救援の措置が必要と認められる例は次の通り。

- ア. 通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合、町長又は警察署長、その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受けたとき。
- イ. 通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合、部隊等による情報、その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

- ③ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④ その他、上記①～③に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

10. 経費の負担区分等

(1) 要請者の負担

災害派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは県及び町の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定するものとする。

- ① 派遣部隊が、連絡のために宿泊施設等に配置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
- ② 宿泊施設の電気、水道、汚物処理等の料金

(2) その他の経費負担

その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議のうえ協定を行うものとする。

第12節 水防計画

水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、金武町地域における河川等の洪水又は津波等の水害から町民の生命、身体及び財産の保護を図るものとする。

1. 実施責任者

実施は、町長が行う。

2. 水防従事の責任

水防管理者（町）が管轄する区域の河川、海岸等で、水防管理者として水防を必要とするところを警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関と連携し、水防団やその他必要な機関を組織しておくものとする。

3. 水防組織

（1）水防本部（金武町災害警戒本部）の設置

沖縄気象台より、洪水、大雨、津波及び高潮の発生のおそれがある予報・警報（暴風警報を除く）を受けたとき、又は町長が必要と認めたときからその危険が解消するまでは、災害警戒本部及び災害対策本部の必要要員を水防本部として設置するものとする。したがって、金武町災害対策本部が設置された場合、水防本部は同時に災害対策本部組織に統合されるものとする。

（2）水防本部連絡会議

水防本部に連絡会議をおき、本部長、副本部長、本部員、その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。

水防本部連絡会議においての協議は、水害対策の全般に関する事項とする。

（3）水防本部の組織構成

① 本部長	……………	町長
② 副本部長	……………	副町長
③ 本部員	……………	町災害対策本部の配備に準ずる

（4）水防本部の事務分掌

水防本部の事務分掌は、金武町災害対策本部の所掌事務に準ずるものとする。ただし、水防担当班において次の事務所掌を行う。

〈水防担当班の事務分掌〉

- | |
|----------------------------------|
| ① 水防連絡会議に関すること |
| ② 水害に関する気象予報・警報の受理、伝達に関すること |
| ③ 災害情報の受理、伝達に関すること |
| ④ 河川、土木等に関する水害調査及び総務部長への報告に関すること |
| ⑤ 水防に関する応急対策に関すること |
| ⑥ その他、関係機関との連絡調整に関すること |

4. 水防非常配備と出動

通常勤務から水防非常配備体制への切替を確実にを行うため、本部長は災害対策準備体制から災害警戒本部における第1から第2配備を用いて、次の要領により配備を指示するものとする。

(1) 水防非常配備体制の種類

水防非常配備体制の配備内容は、災害対策組織の災害対策本部までの警戒体制基準に準ずるものとする。

(2) 非常登庁

水防対策本部員は常に気象の変化に注意し、非常配備体制の発令が予想される時は進んで所属長と連絡をとり、または自らの判断により登庁するものとする。

5. 水防対策巡視

水防本部及び所管する関係機関は、県からの通報またはその他の方法により気象予報・警報等を知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視しなければならないものとする。

《警戒通報の要領》

通報の種類	通報の方法
①水位の通報	河川及びため池等の水位を逐次建設班、消防本部に報告し、それぞれの管理者との情報交換に努めるものとする。
②潮位の通報	海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位より2㍍以上）に達したときは、直ちに関係対策班、関係機関及び団体等に通報するものとする。

6. 避難のための立ち退き

洪水または高潮等により著しい危険があると認めるときは、水防対策班は水防法第22条に基づき、実施する。

なお、本編における「第5節 災害広報計画」及び「第6節 避難計画」の実施内容を併用するものとする。

第 13 節 土砂災害応急対策計画

土砂災害には、がけ崩れ、山崩れ、地すべり、土石流などの種類があり、これらの危険予想地域には台風や集中豪雨、地震等によって大きな被害を受けることが考えられ、地域ぐるみの十分な注意が必要となる。

本町には、土石流や急傾斜地による崩壊の危険予想区域があり、今後その他の危険が予想される区域調査と現況把握に努め、対策事業の指定を推進するとともに警戒避難体制を定めて被害を軽減し、住民等の安全を図るものとする。

1. 危険が予想される箇所等の概要

本町の土砂災害に関する危険予想及び指定区域は、第 3 編の「土砂災害予防計画」の資料によるところであり、その対策・体制づくりとともに今後予想される危険区域の把握と周知に努めるものとする。

2. 組織及び所掌事務

土砂災害防止体制は本編の「第 1 節 組織動員計画」に基づき、各班が緊密な連携のもとに危険区域の総合的な応急対策を実施する。

3. 情報の収集及び伝達

《情報収集・伝達の実施内容》

実施項目	実施内容
①情報伝達の方法	気象予警報及び危険区域の状況等、災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、本編の「気象予報・警報等の伝達計画」、「災害状況等情報収集・伝達計画」及び「災害広報計画」により、迅速・確実に行うものとする。 なお、危険区域の情報の内容は急傾斜地の地表水、わき水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊、住民及び滞在者の数等を報告するものとする。
②危険区域の情報連絡員	危険区域の異常現象及び災害情報を迅速に把握するため、各区の連絡員と密接な連絡をとるものとする。

4. 危険が予想される箇所等における警戒体制

(1) 危険が予想される箇所等の警戒及び巡視

警戒及び巡視は、建設対策班及び関係機関により行うものとする。

(2) 警戒体制の設置基準

沖縄気象台における予報・警報による雨裏観測結果等を基準に、危険区域の警戒体制をとるものとする。

《警戒体制の基準》

区 分	基 準 雨 量	
第1警戒体制	大雨注意報	1時間雨量 …… 40mm以上（平坦地） 3時間雨量 …… 70mm以上（平坦地） 平坦地以外1時間雨量 … 40mm以上
第2警戒体制	大雨警報	1時間雨量 …… 70mm以上 3時間雨量 …… 110mm以上 平坦地以外1時間雨量 … 70mm以上

(3) 警戒体制の活動内容

《警戒体制の活動内容》

警戒体制別	活 動 内 容
第1警戒体制	危険区域の警戒、巡視及び必要に応じて避難準備を行うように広報するものとする。
第2警戒体制	住民等に対し、警告及び事前措置の伝達（基本法第56条）、避難指示（同法第60条）等の処置を行うものとする。

5. 災害応急対策の実施

(1) 避難及び救助

災害から住民を保護するため避難の必要が生じた場合は、本編「第6節 避難計画」により避難の勧告・指示等の処置を行うものとする。

また、必要に応じ、本町指定の避難場所を開設するものとする。

(2) その他

その他、危険区域の災害応急対策にあたっては、災害応急対策計画の各節に定める計画を総合的に運用し、対策に万全を期すものとする。

第 14 節 消防計画

火災、風水害、地震等の災害から市民の生命・身体及び財産を保護するため、保有消防力の全機能をあげて目的達成に努めるものとする。

また、本計画の他に金武地区消防衛生組合消防本部が定める「消防計画」に準ずるものとする。

1. 実施責任者

実施は、金武地区消防衛生組合消防本部が行う。

2. 消防組織

金武地区消防衛生組合消防本部が定める体制については、平常時事務機構と非常災害時事務機構に分け、平時と緊急災害時に対応している。

3. 消防施設の整備

消防署所の適正配置及び消防機械の効率的な運用を図るため、年次計画により更新整備を行い、恒久的な整備保全を図る。

4. 消防業務の内容

(1) 火災の予防・警戒（火災予防査察等）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①重点的に随時予防査察を実施する
（多数者が勤務又は出入りする建物の他、防火対象物及び危険物の製造・貯蔵・取扱所等）②一般建物等については全国火災予防運動等の実施に努めるものとする。③防火対象物の管理者は、政令に定める防火管理者を定める。④当該防火対象物についての消防計画を作成し、届け出を励行するものとする。⑤「火災予防計画」に規定するもののほか、火災発生の危険除去、人命の危険発見、排除に努め火災の予防・警戒にあたる。 |
|---|

(2) 消防体制・出動の確立

- ① 消防署は 24 時間拘束の 16 時間勤務とし、常に町内の火災発生に備えて何時でも出動できるように待機の体制を保つものとする。
- ② 火災又はその他の災害が予想される警報が発せられた場合、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御にあたる。また、必要に応じて非番員は直ちに現場又は消防署に出動し、勤務に就かなければならない。
- ③ 消防団員は、月例定期訓練を実施し、火災出動、その他の災害発生時にいつ

でも出動できる態勢をとることとする。団員の出動は、サイレン及び電話連絡等をもって行うものとする。

- ④ 火災又は諸災害発生時に対処するため、消防隊の出動は別に定める命令によるものとする。

(3) 救助・救急活動

- ① 指揮者は、まず要救助者の有無を確認し、必要があれば検索を実施する。
- ② 要救助者があれば各隊は協力して救急隊との連携のもと、救助活動に全力を投入する。
- ③ 火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動に優先する。
- ④ 負傷者の搬送及び収容は、原則として救急隊が行うものとし、状況により消防車又は現場付近の車輛をもって行うものとする。

(4) 火災警報

火災に関する警報は、概ね次の事項のいずれかに該当する気象状況において、必要と認めたととき発するものとする。

- ① 実効湿度が60%以下で、最小湿度が50%以下となり、最大風速10m/s以上の見込みのとき。
- ② 平均風速15m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
(降雨中は通報しないこともある。)

(5) 火災原因及び被害調査

火災原因及び被害調査の結果は、町長へ消防長からの報告を確認するものとする。

5. 相互応援要請

火災が延焼拡大し、大火災に進展の様相を呈したとき（実施：消防本部長及び町長）各種支援協定に基づき、近隣市町村に応援を要請するものとする。

- ・「沖縄県消防相互応援援助協定」
- ・「全国消防長会応援計画・受援計画」
- ・在沖米軍との「消防相互援助協約」

6. 山林火災対策

山林火災の発生と拡大を防止するため

「林野火災予防計画」の予防と次の応急対策を講じる。

(1) 異常気象時の警戒態勢

乾燥及び強風時に、火災警報の発表とともに警戒態勢を強化する。

〈警戒態勢の内容〉

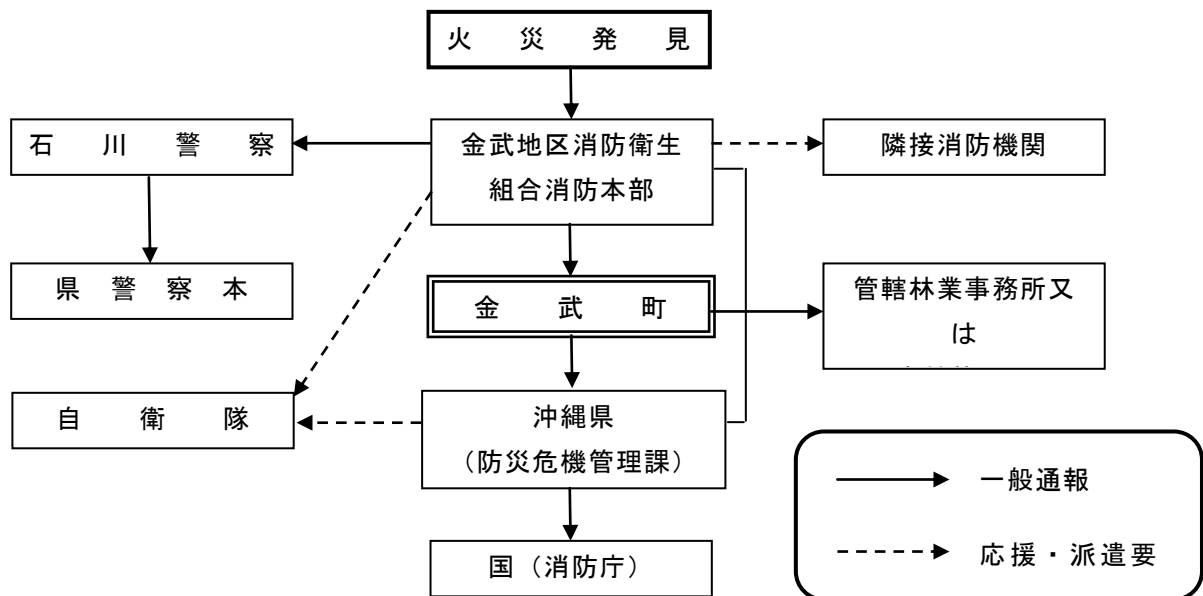
- ① 町有線放送により、火災予防広報を実施する。
- ② 消防車、広報車等により巡回広報を実施する。
- ③ 林野参入者に対する火気注意を徹底する。
- ④ 消防職員による巡回警戒を強化する。
- ⑤ 消防職員、団員の自宅待機、又は一部招集を指令する。

(2) 山林火災の発生（発見時）、拡大についての通報連絡系統

山林火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡等は、次の通りとする。

通報連絡内容：火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、対応措置の概況等

《通報連絡系統図》



(3) 山林火災の消火体制

《消火体制》

実施事項	実施内容
① 現場指揮本部の設置	山林火災時に応援消防隊及びその他消火に協力する者が、統一的な指揮のもとに円滑な消火活動ができる態勢を確立するため、火災の状況に応じ現場指揮本部を設置する。
② 関係者の協力	山林火災が発生したときは、山林、原野の所有者及び付近の住民等は、消防機関に協力するものとする。
③ 消火活動	山林火災の消火活動においては、火勢の状況及び気象状況並びに地理、地勢等に応じた消火活動を行う。

《消火活動内容》

消火活動別	実施内容
① 直接攻撃	火たたき、覆土、撤土、除去による消火、ホップによる注水消火等。
② 間接攻撃	直接攻撃によって防御できない場合、林野の一部を犠牲にして防御線、防火線を築き、火災の延焼を遅らせる。
③ 迎火攻撃	迎火攻撃は指揮者の指示により、人員を十分に配置し、防火線の幅員を充分とり燃焼方向に対して一斉に点火する。その際には、飛火に注意する。
④ 残火処理	残火処理は、焼失線（周囲）から徐々に内面に入り飛火点に向かって処理し、特に老木、根株、空洞木等の着火後を見回り完全に消火する。
⑤ 飛火警戒	飛火による第2、第3火災の発生を防止するもので、防御に当たっては多くの人員を必要とするため地域住民の協力で飛火警戒を行うものとする。
⑥ 空中消火	ヘリコプターによる消火方法であり、消火基地を設け現場指揮本部と密接に情報を交換し、空中消火隊の指揮運用を行う。また、地上消火隊と相互に連携をとり消火にあたる。 なお、ヘリコプターによる消火基地設置等にあたっては、本編の「自衛隊派遣要請計画」に基づいて実施する。

第 15 節 危険物等災害応急対策計画

【実施主体：金武地区消防衛生組合消防本部】

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

1. 石油類

《実施区分別の措置内容》

責任者	実 施 内 容
① 危険物施設の責任者	<p>消防法で定める危険物の貯蔵所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。</p> <p>ア) 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。</p> <p>イ) タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。</p> <p>ウ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。</p>
② 町の措置	<p>町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。</p>
③ 警察の措置	<p>警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。</p>

2. 高圧ガス類

《実施区分別の措置内容》

責任者	措 置 内 容
① 高圧ガス保管施設責任者	<p>高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報する。</p> <p>ア) 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。</p> <p>イ) 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。</p> <p>ウ) 充てん容器等を安全な場所に移す。</p>
② 町の措置	<p>町は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。</p>
③ 県の保安措置	<p>ア) 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる</p> <p>イ) 高圧ガスの製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。</p> <p>ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。</p>
④ 警察の措置	<p>警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出及び避難措置、警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。</p>

第 16 節 災害救助法の適用計画

災害に際して災害救助法を適用し、応急的及び一般的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

1. 実施責任者（町と県が行う救助事項の区分）

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施する。

- ・この場合、町は県（知事）の補助を行うものとする。
- ・知事が、必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる。（災害救助法第 30 条）

《救助の種類》

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難所及び応急仮設住宅の供与② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給③ 被服、寝具その他生活必需品の給与④ 医療及び助産⑤ 被災者の救出⑥ 被災した住宅の応急修理⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与⑧ 学用品の給与⑨ 埋葬⑩ 死体の搜索及び処理⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去 |
|--|

※ 救助法の適用に至らない災害についての被害者の救助は、本計画（金武町地域防災計画）に定めるところにより町長が実施する。

2. 災害救助法の適用基準

《本町における救助法適用基準》

- ① 本町の被害世帯数が 40 世帯以上（総人口：5 千人以上 1 万 5 千人未満の基準）
- ② 県内全域の被害世帯数が 1,500 世帯以上で、うち本町内 20 世帯（①の 1 / 2 世帯）以上
- ③ 県内全域の被害世帯数が 7,000 世帯以上で、本町の被害状況が特に救助を要する状態
- ④ 以下の事項により、知事が特に救助の必要を認めたとき
 - ア) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情（災害が隔絶した地域に発生したものである等）がある場合であって多数の世帯の住家が焼失したとき
 - イ) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じた場合

3. 被害世帯の算定基準

被害世帯とは、住家が全壊（焼）流失等により滅失した世帯の数である。その他の損壊に対しては、次の表による換算基準とする。

なお、被害世帯に対する算出適用の人口基準は、災害直前の国勢調査人口によるものとする。

《被害世帯の算定基準表》

住家損壊内容	被害世帯数1 (滅失世帯)の算定
全壊（焼）・流失等による滅失	1 世帯
半壊・半焼等の著しい損壊	1/2 世帯（2世帯で1）
床上浸水、土砂たい積等による一時的居住不可能な状態	1/3 世帯（3世帯で1）

4. 救助法の適用手続

《適用手続の要領》

区 分	実 施 内 容
① 災害救助法の適用要請	町長は災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みがある場合、直ちに知事へ報告するものとする。
② 災害救助法の適用特例	災害の実態が急迫（知事による救助の実施を待ついとまのない等）な場合、町長は災害救助法に定める救助を行い、直ちに知事に報告する。その後の処置については知事の指揮を受けるものとする。
③ 県（知事）の対応	県知事は、町長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認められたときは、直ちに町長に通知するとともに関係行政機関、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に対し、通知又は報告する。

【災害救助法に基づく救助の概要 資料編】

第17節 医療救護計画

災害時における医療、助産の救護活動等について定める。

1. 実施責任者

災害により、医療及び助産、乳幼児の救護等のみちを失った者に対しては、応急的に医療関係機関の協力を得て町長が実施するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。

2. 医療及び助産救護の実施

(1) 救護班の実施

① 救護班の体制

医療及び助産等の方法は、救護班によるものとする。

《救護班の編成》

班名	機関名	構成員	備考
医療・助産救護班	金武町 北部地区医師会 町内各医療関係機関	医師 助産師又は看護師 保健師 事務職員	・必要により 運転手等 助手を配備
県編成医療班	福祉保健所 県立病院 日本赤十字社 国立病院 他市町村	医師（班長） 保健師、助産師、看護 師（准看護師を含む） 事務員 運転手	

② 救護班以外の協力

救護班による医療及び助産救護が十分でない場合、また災害規模及び患者の発生状況により、日赤沖縄県支部救護班、沖縄県医師会、その他医療関係機関の協力を得て行うものとする。

また、緊急な出産を要する場合、最寄りの助産師によって行う等の措置を図るものとする。

(2) 医療、助産の費用及び期間（災害救助法が適用された場合）

《費用及び期間の基準》

区 分	費 用	実施期間
医 療	① 救護班による場合 薬剤、治療材及び破損した医療器具の修繕費用 の実費 ② 一般の病院又は診療所の場合 社会保険の報酬額以内 ③ 施術者による場合 協定料の額以内	災害発生の日から 14 日以内
助 産	① 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 ② 助産師による場合 慣行料金の 80%以内	分娩した日から 7日以内

(3) 救護所の設置

《救護所の設置基準》

設置区分	設置基準
救護所	診療所、その他医療機関を事前協議の上、救護所として利用 設置するものとする。
臨時救護所	地域被災者の応急救護の拠点として、本部長の指示により避難 場所・避難所（学校、公民館等）のり災者の収容施設、り災 者の通行の多い地点及び、その他適当と認める場所を臨時に設 置するものとする。

(4) その他の救護

① 委託医療機関等による医療

救護班による医療措置ができない者や救護措置が適切でない者は、委託医療機関（県及び国立の公立病院、助産所、近隣市町村の委託医療機関）において救護を行う。

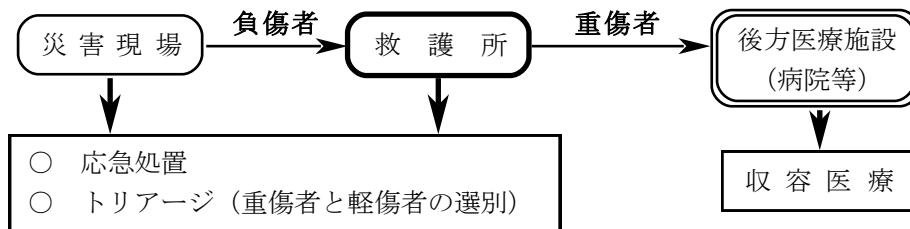
- | |
|--|
| ア) 救助法適用市町村区域内の病院・診療所における入院治療施設
イ) 近隣市町村区域内における病院・診療所における入院治療施設 |
|--|

② 船舶の利用

大規模な災害により、被災地の医療施設が不足する場合を想定し、県（総括情報班）を通し、第十一管区海上保安本部や海上自衛隊等に対し、所有船舶の供用を要請するものとする。

(5) 医療救護の流れと体制確立

① 医療救護の流れ



※ 後方医療施設：救護所では困難な重病・重症患者等の処置、治療を行う。
(常設の公立、救急指定病院)

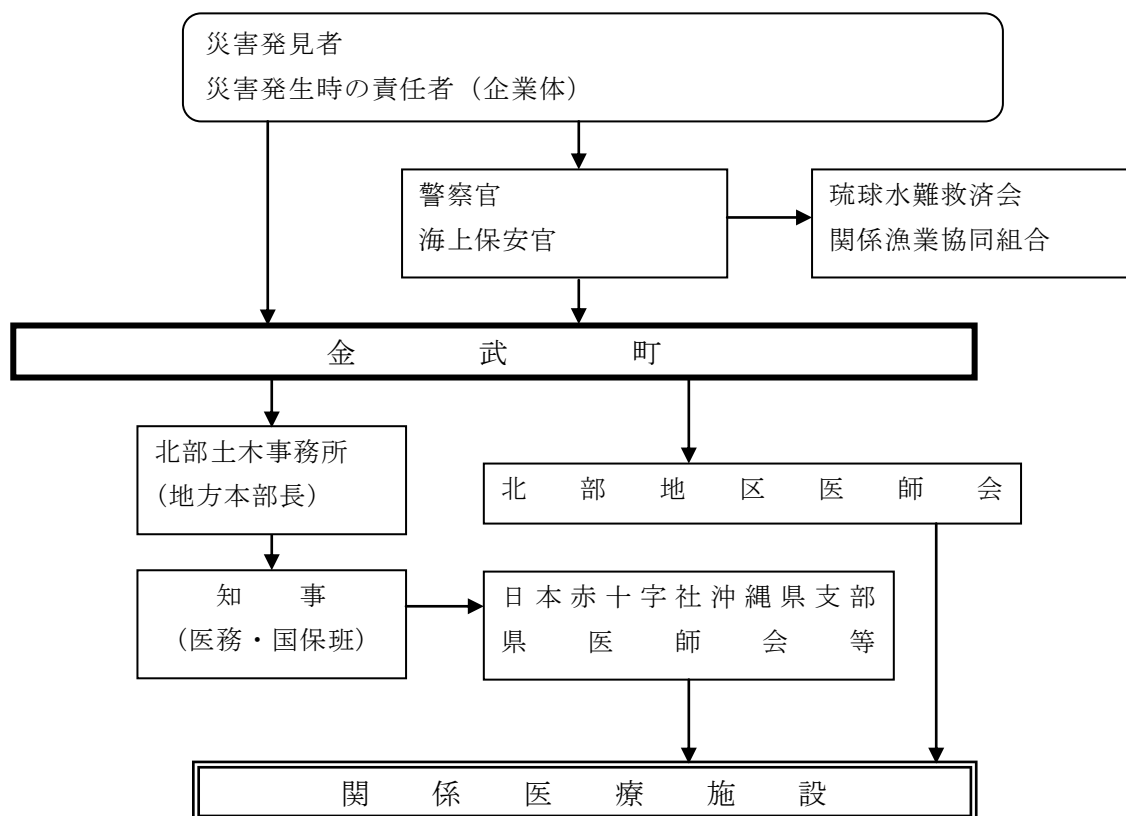
② 救急医療体制の確立

各関係機関の及び団体は、相互間の連絡・協力を万全を期すことで、災害時の救急医療を迅速かつ的確に実施するものとする。

《本町の業務内容》

- ア) 現地における応急的医療施設の設置並びに管理
- イ) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ウ) 日本赤十字地区長、分区長に対する出動要請
- エ) 地区医師会に対する出動要請

《災害発生の通報連絡系統》



- 【 通報内容 】
- ① 事故等発生（発見）の日時
 - ② " の場所
 - ③ " の状況
 - ④ その他、参考事項

3. 医薬品等の調達

(1) 医療、助産活動に必要な携行資材の補給方法

救護所における医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、各編成施設の当該班の所持品、資材を携行し繰替使用するものとするが、携行不能又は不足の場合は北部地区医師会検診センターにおいて補給するものとする。

また、当該地域での調達確保が困難な場合、県（薬務衛生班）において確保・輸送の要請を行う。

(2) 血液製剤の確保

災害時における本町で、輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう県（薬務衛生班）を通し、沖縄県赤十字血液センターへの輸血用血液製剤の確保・要請に努めるものとする。

4. 被災者の健康管理とこころのケア

本町は、県及び関係機関と連携して、避難所等における被災者の健康状態の把握に努めるものとする。なお、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

また、大規模な災害において大多数の被災者が精神的ダメージを受け、本町における“こころのケア”が必要となることが予測されることから、県と連携を図りながら保健所やその他施設に相談窓口を設け、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員等による救護活動を実施するものとする。

【所轄医師会連絡系統図 資料編参照】

5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害等により傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ確かな救急医療活動が実施できるよう組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療を実施できるよう努める。

(1) 救急医療の対象と範囲

本計画に想定され、災害対策基本法に規定する又はこれに準ずる災害・事故等により、傷病者が50人以上に及ぶ災害とする。ただし、災害発生の場所、医療施設の状況等の実情により本町において対象傷病者数の基準を引き下げもしくは引き上げることができる。

(2) 救急医療体制の確立

県、市町村及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等を整備することにより、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援の派遣等を行うよう努める。

- ア) 現地における応急的医療施設の設置及び管理
- イ) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ウ) 日赤地区長、分区長に対する出動要請
- エ) 北部地区医師会に対する出動要請

第 18 節 給水計画

災害により飲料水を得ることができない者に対し、最小限必要な飲料水を供給し、被災者を保護するとともに施設等の応急復旧を行う。

1. 実施責任者

被災者に対する応急飲料水の供給は、町長が行う。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。

2. 給水対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者とする。

救助法が適用された場合、本地域で自力による飲料水確保が不可能であれば、家屋・家財の被害世帯に係わらず給水実施ができる。ただし、被災者であっても自力で近隣より飲料水が確保できれば供給の必要はない。

3. 給水方法

《給水方法の実施内容》

実施事項	実施内容
① 優先供給	必要最小限の生活ができる用水の供給に限る。 また、医療施設、社会福祉施設、避難場所等の施設に対しては、優先的に給水を行うものとする。
② 取水	給水のための取水は水源地を基本とし、他に応急用水として消火栓、配水池、補給水源等から行うものとする。
③ 消毒等	取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、消毒を行うものとする。
④ 供給	被災地への供給は、給水車及び容器による搬送給水等、現地の実情に応じて適当な方法によって行う。
⑤ 広報	給水に際し、広報車又は報道機関等の協力を得て、給水日時、場所、その他必要な事項を町民に広報するものとする。

4. 給水量

被災者に対する給水量は、1人1日2～3ℓを基本とし、補給水源の水量、給水能力及び施設復旧状況等に応じて給水量を増減する。

5. 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を配慮して応急復旧を行い、必要に応じて町水道給水工事指定店の応援を求めるものとする。

第 19 節 食糧供給計画

被災者及び災害応急対策員に対する食糧の給与・供給のための調達、炊き出し及び配給等、迅速かつ確実を図るための対策を定める。

1. 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達及び供給は、町長が行うものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。

2. 食糧の調達方法（災害救助法適用時）

あらかじめ食糧供給計画を定めておき、被災者のための食糧の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

《食糧調達の実施内容》

区 分	調 達 方 法
① 主食	米穀については、町長が知事（流通政策班）に米穀の応急買受申請を行い、知事発行の応急買受許可書により指定業者手持ちの米穀を調達する。 災害用乾パンについては、町長が知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄総合事務局長に売却申請を行い調達するものとする。
② その他の主食、副食及び副食調味料等	町内の販売業者から、事前調整に努め調達するものとする。

3. 応急配給及び炊出し方法

（1）応急配給を行う場合（災害が発生又は発生のおそれがある場合）

町長が必要と認めたときに次の実施基準に基づき行う。

《応急配給の実施基準》

応急配給の実施基準	応急配給数量（1人当り）
① 被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	1日当り 精米 300g
② 被災により、卸売・小売業者の通常販売を行うことができないため、その機関を通さずに配給を行う必要がある場合	1日当り 精米 300g

③ 災害時における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合	1食当り 精米 200g
---	--------------

ア 給与の方法

<p>①炊き出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。</p> <p>②救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。</p> <p>③炊き出しは市町村長が行うものとする。</p> <p>④炊き出し及び食料品の給与のために必要な原材料及び燃料等の確保は、市町村長が行うものとする。</p> <p>⑤炊き出し施設は、可能な限り学校等の給食施設、公民館、寺社等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設けるものとする。</p> <p>⑥炊き出し施設の選定にあつては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておくものとする。</p> <p>⑦炊き出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意するものとする。</p> <p>⑧食料の提供に当たっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。</p>
--

イ 給与の種別、品目及び数量

<p>①種別</p> <p>(ア) 炊き出し（乳幼児のミルクを含む）</p> <p>(イ) 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食料品を支給する）</p> <p>②給与品目及び数量</p> <p>(ア) 給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。</p> <p>(イ) 給与数量は、1人1日精米換算 300g以内とする。乾パン、麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。</p>

(2) 応急配給品目

配給品目は原則として米穀とするが、状況により乾パン又は麦製品とする。

(3) 炊出しの実施

炊出しは、各避難所（補助施設として給食センター：学校給食優先）において行い、必要に応じ各区や婦人会等の地域組織の協力を得て実施するものとする。

4. 炊出し等食糧の給与費用及び期間等（災害救助法適用時）
炊出し、その他の食品給与のための基準を定めるものとする。

《炊出し・食糧等の給与基準》

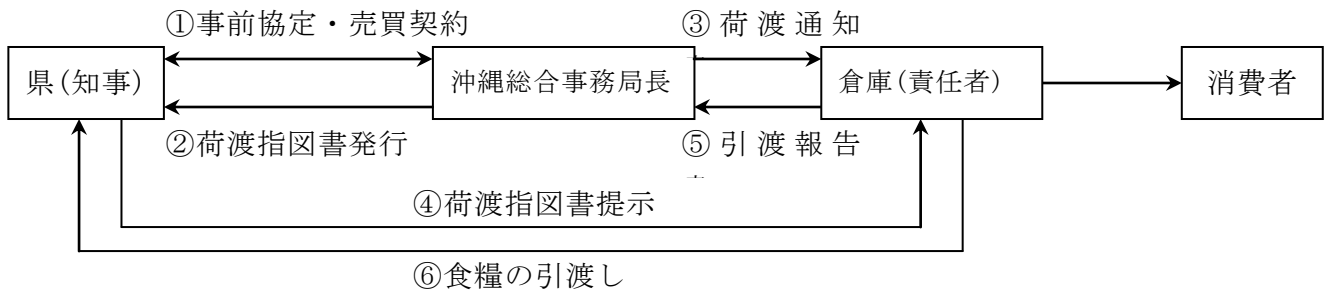
区分	実施内容
① 対象者	ア) 避難所に収容された者 イ) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等のため、炊事のできない者 ウ) 一時縁故地等へ避難する必要がある者 エ) 旅行者、一般家庭の来訪者等で食糧品の持ち合わせがなく、調達できない者
② 費用	炊出し、その他による食品の給与のため支出できる費用は、主食費、副食費及び炊出し等の燃料費とする。 （具体的費用は災害救助法に基づく）
③ 期間	実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。 ただし、住家の被害により被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分の食品等を現物支給するものとする。

5. 要配慮者に配慮した食糧の備蓄
本町は、要配慮者や食物アレルギーに配慮した食糧の備蓄に努めるものとする。

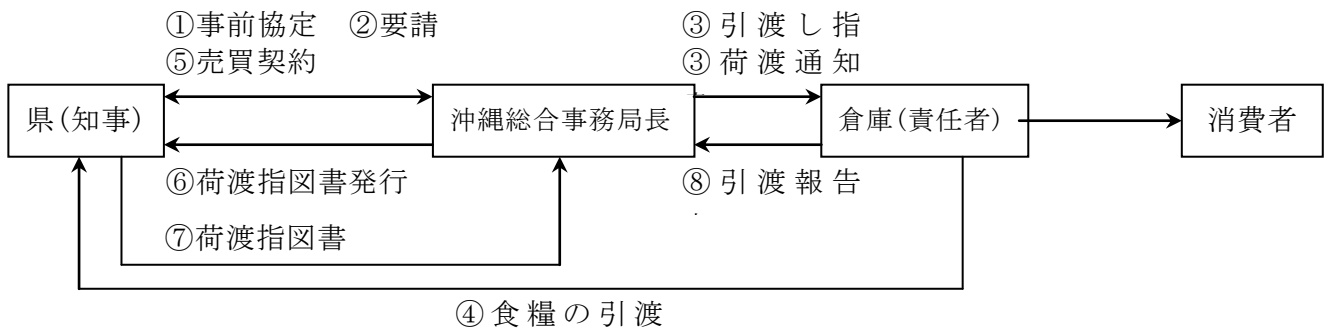
《災害救助用米穀（緊急食糧）の引渡し系統図》

① 県（知事）に対する緊急食糧の売却

a. 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合

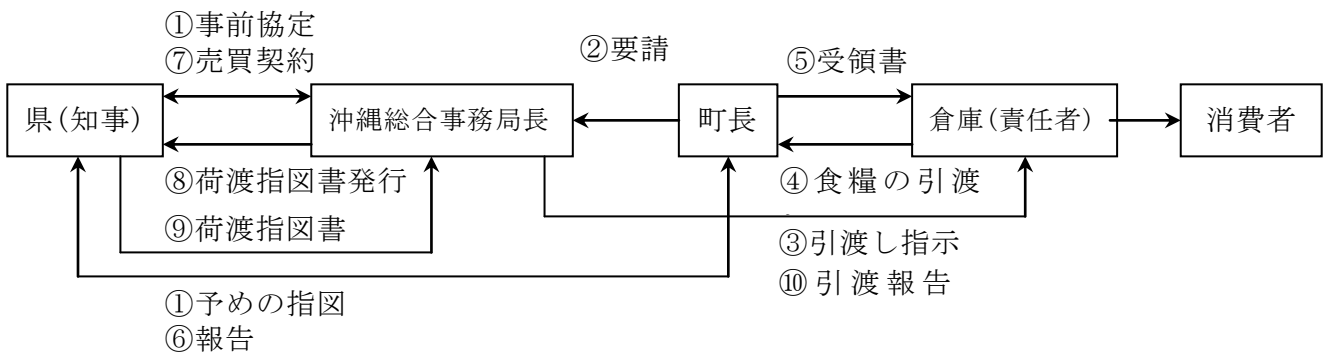


b. 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合

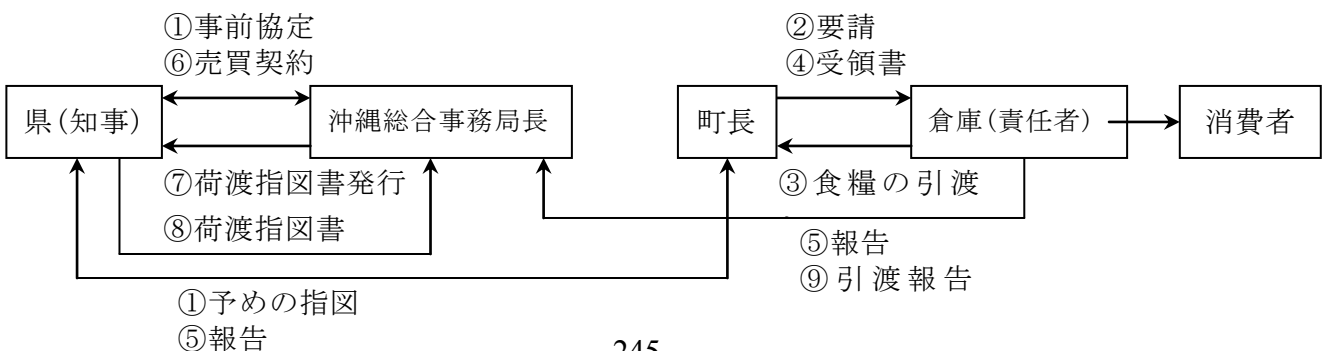


② 町からの緊急食糧引渡しの要請

a. 町長から局長に対して緊急の引渡しを要請する場合



b. 町長から倉庫の責任者に対して緊急の引渡しを直接要請する場合
(総合事務局と倉庫との連絡がつかない場合)



第 20 節 生活必需品供給計画

被災者に対する衣料及び寝具等、生活必需品物資の調達及び給与、貸与に関するものを定める。

1. 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与及び貸与は町長が行う。

また、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。

2. 物資の調達

物資の調達について、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により、物資を調達するものとする。

必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

3. 物資の給与又は貸与

(1) 給与・貸与の方法等

衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与は、本町において救助物資配分計画表により、被害別及び世帯の構成員数に応じて行うものとする。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

《物資給与・貸与の基準（災害救助法を基本とする）》

区 分	給与・貸与の範囲
① 対象者	ア) 災害により住家に被害を受けた者 (住家の被害程度は全・半(焼)、流失、床上浸水等で、直ちに日常生活を営むことが困難な者。) イ) 船舶の遭難等により被害を受けた者 ウ) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失したもの エ) 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者。

② 品 目	<p>給与又は貸与する衣料・物資は、次に掲げる範囲内において現物をもって行う。</p> <p>ア) 被服、寝具及び身のまわり品</p> <p>イ) 炊事用具及び食器</p> <p>ウ) 日用品及び光熱材料</p>
③ 費 用	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たりの費用を算出する。(災害救助法に基づく)</p>
④ 期 間	<p>災害発生の日から、10日以内とする。</p> <p>(ただし、町長が認めた場合期間延長あり)</p>

(2) 住家の被害による対象基準

住家の被害世帯における対象基準は、災害救助法に基づくものとする。

4. 物資の配給方法

世帯構成員別に被害状況を把握し物資の配分計画を立て、被災者のための生活必需品等の確保及び迅速確実な配給に努めるものとする。

5. 救援物資の受入れ

(1) 救援物資の受入れ

本町は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。

本町で救援物資の受入れができない場合は、県へ本町のニーズを報告し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受け入れルールの作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

6. 義援物資及び金品の保管、配分

本町に送られた義援物資及び金品は、受入れた後保管・管理し、配分計画に基づき被災者に支給するものとする。

第 21 節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに被災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送について、交通の危険及び混乱を防止するとともに、安全確保と輸送等を確実に行うものとする。

1. 交通規制

(1) 実施責任者・規制の種別

災害時における交通の規制、緊急輸送等は各範囲の責任者が行うものとし、相互協力を図りながら被災者、応急対策要員及び応急対策物資との緊急輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は、町長が行う。

《実施区分別の規制及び根拠法》

実施責任者	規制種別	根 拠 法
陸上	道路管理者	危険箇所 道路法に基づく規制 [道路法第 46 条] ○災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。
	県公安委員会	危険箇所 道路交通法に基づく規制 [道路交通法第 4 条] ○災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。
	県公安委員会	災害緊急輸送 災害対策基本法に基づく規制 [災害対策基本法第 76 条] ○県公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

海上	海上保安本部	災害緊急輸送	特定港内及び危険箇所	港則法・海上保安庁法に基づく範囲
				[港則法第 37 条、海上保安庁法第 18 条]
				1 船舶交通安全のため必要があると認めるとき
				2 海難の発生、その他の事情により特定港内において、船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき、又は混雑緩和に必要なとき
				3 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき

(2) 規制措置の内容

① 危険箇所における規制

町、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置するものとする。

② 緊急輸送のための規制

災害が発生した場合において、町長及び警察、消防等防災関係機関が災害応急対策に従事する者又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、輸送機関及び県公安委員会は次により適切な措置をとるものとする。

《規制措置の実施内容》

実施機関	措置内容
緊急輸送機関の措置	災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。
公安委員会の措置 (制限の必要を認めたとき)	ア) 緊急車両以外の車両の通行禁止、または制限の対象、区間及び期間を記載した様式 1 による表示及び適当な迂回路の表示を所定の場所に設置するものとする。 イ) 上記の通行禁止、または制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止または制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後

	<p>において速やかに通知するものとする。</p> <p>ウ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p>
--	---

(3) 規制に係わる措置

① 交通規制等の禁止・制限の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させるものとする。

② 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときはあらかじめその規制の対象区間、規制期間及び理由を相互に通知する。

③ 発見者等の通報

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況、又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、すみやかに町長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けたとき（者）は、警察官にあっては町長へ、町長にあってはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知するものとする。

④ 車両運転者の責務

災害対策基本法(第 76 条)の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

《災害時における車両運転者の義務》

規 制 区 分	措 置 内 容
道路区間及び区域に係る通行禁止等が行われた場合	道路区間や区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所に移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
警察官の指示を受けた場合	その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

⑤ 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等

ア) 警察官

警察官は、通行禁止等に係わる区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他物件付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は命ぜられたものが当該措置をとらない時又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ) 自衛官・消防職員による措置命令等

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。なお、措置を命じ、当該措置をとったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

⑥ 道路管理者の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

知事は、必要に応じてこれらの措置をとるべきことを道路管理者である市町村に指示し、緊急通行車両の通行ルートを広域的に確保するものとする。

⑦ 交通施設の応急対策

交通施設の災害応急対策は本編の「公共土木施設応急対策計画」の定めるところとする。

2. 緊急輸送

(1) 緊急輸送の実施責任

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は町長が行う。
ただし、次の場合は県が緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

- | |
|-----------------------------------|
| ① 災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合 |
| ② 輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合 |

(2) 緊急輸送の対象

《優先段階別の輸送対象内容》

優先段階	対象内容
第1段階	ア) 救助・救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ) 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資 ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等 エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	ア) “第1段階”の続行 イ) 生命維持に必要な物資（食糧・水等） ウ) 傷病者、被災者の被災地外への輸送 エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階	ア) “第2段階”の続行 イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ) 生活必需品

(3) 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案し、適当な方法によるものとする。

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずるものとする。

① 道路輸送

ア) 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及び運転者の確保の順位。

- a. 応急対策を実施する機関に属する車両等
- b. 公共的団体に属する車両
- c. 営業用の車両等
- d. 自家用の車両

イ) 緊急通行車両の届出

- a. 緊急通行車両の事前届出**

緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、本町において緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受けるものとする。
県公安委員会は、届出済証を交付した車輛について、緊急通行車両事前届出受理簿の登載を行う。
- b. 緊急通行車両の標章及び証明書**

緊急通行車両の使用者は、知事又は県公安委員会より様式 2 による標章及び様式 3 による証明書の交付を受け、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。
- c. 使用者の申出・証明書等の交付**

緊急輸送に車輛を使用しようとする者は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車輛確認証明書等の交付を申し出、所定の標章（様式 2）及び証明書（様式 3）の交付を受ける。
- d. 標章の掲示**

緊急車両の交付を受けた車両は、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示するものとする。

【資料編参照】

- 車両通行止
- 緊急通行車両標章及び証明書

ウ) 町有車両の確保

町有車両の確保は、総務対策部総務班において行い、各班長は、車両を必要とするときに必要な事項を明示して配車を要請する。

総務班は、各班長から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度を考慮のうえ使用車両を決定し、要請した班へ通知するものとする。

〈必要事項〉

- a. 輸送日時及び輸送区間
- b. 輸送対象の人数、品名及び数量
- c. その他必要な事項

エ) 民間車両（町有車両以外）による輸送

本町において必要な車両確保が困難な場合、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

オ) 費用の基準

- a. 輸送業者による輸送又は車両の賃借料は、通常の料金とする。
- b. 官公署、その他公共機関等の所有車両の使用については、燃料費程度を負担するものとする。

② 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ輸送を実施するものとする。

ア) 県有船舶による輸送

県有船舶による輸送を必要とするときは、県（総括及び情報対策班）に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- a. 災害の状況及び応援を必要とする理由
- b. 応援を必要とする期間
- c. 応援を必要とする船舶数
- d. 応急措置事項
- e. その他参考となるべき事項

イ) 第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等

町長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事（総括情報班）に対し要請及び要請後の措置を行う。

※ 本編「自衛隊災害派遣要請計画」による要領に準ずる

ウ) 民間船舶による輸送

町長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

③ 空中輸送

《空中輸送の実施内容》

実施項目	実施内容
ア) 空中輸送の実施	災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請について実施する。 ※ 本編「自衛隊災害派遣要請計画」により実施する。
イ) ヘリポートの整備	空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。 ※ 本編「自衛隊災害派遣要請計画」によるヘリポート設置基準による。

④ 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討し、地域住民の協力のもと迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。

⑤ 広域輸送拠点の確保

本町は、県が輸送する救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第 22 節 感染症対策、清掃、食品衛生監視及び動物の保護收容計画

1. 実施責任者

災害時における防疫は、県（中部保健所等）の指示を受け、町長が必要な措置を行うものとする。

知事（県）は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下本節において「法」という。）に基づき防疫に必要な措置を行う。

2. 感染症対策班の編成

防疫担当班は、防疫班を編成し、災害地域が広域にまたがるときは、その都度即応体制をとるものとする。

《防疫班編成の実施内容》

担 当	実 施 内 容
調査係	実施責任機関となる県の検病調査班に協力し、情報収集とともに地域の衛生に努める。
感染症対策係	保健所等の指導のもと、清潔方法及び消毒方法の施行、ねずみ族、害虫の駆除等、地域防疫の実施を図るものとする。

3. 感染症対策の指示、命令等

町長は、知事が感染症予防上必要と認め、その範囲及び期間等を定めて指示を発しそれを受けた場合、すみやかに指示事項を実施する。

実施措置については、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、最大限行わなければならない。

〈知事の指示事項〉

- ① 消毒に関する指示（法第 27 条第 2 項及び法第 29 条第 2 項の規定）
- ② ねずみ族及び虫等の駆除に関する指示（法第 28 条第 2 項の規定）
- ③ 生活の用に供する水の供給に関する指示（法 31 条第 2 項の規定）
- ④ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第 6 条第 1 項の規定）

4. 感染症対策の実施

《感染症対策の実施事項》

実施事項	実施内容
① 清潔方法	<p>感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導するものとする。</p> <p>また、本町が管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つよう努める。</p>
② 消毒方法	<p>法施行規則第 14 条から第 16 条までに定めるところにより行うものとする。</p>
③ ねずみ族及び虫等の駆除	<p>法施行令第 15 条によるものとする。</p>
④ 生活の用に供される水の供給	<p>知事（中部保健所）の指示に基づき、すみやかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。</p>
⑤ 臨時予防接種	<p>知事（中部保健所）の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施にあたっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰り上げの実施等を考慮する。</p> <p>ただし、集団避難所で患者もしくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。</p>
⑥ 避難所の防疫措置	<p>避難所を開設したときは、県の指導のもと避難所における防疫の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て防疫に万全を期するものとする。</p> <p>〈防疫指導の重点事項〉</p> <p>ア) 検病調査 イ) 清潔の保持及び消毒の実施 ウ) 集団給食 工) 飲料水の管理 オ) 健康診断</p>

5. 感染症薬剤の調達

防疫薬剤は、対策本部担当において緊急に調達するものとするが、それが可能な場合は、県（中部保健所等）に調達斡旋の要請を行うものとする。

6. 食品衛生監視活動

本町の被災状況から、県が災害時に食品衛生の監視が必要と認めたとき、県の衛生監視班の指導のもと食品衛生監視活動を実施するものとする。

7. 保健衛生

《健康管理の実施事項》

実施事項	実施内容
① 良好な衛生状態の保持	災害による生活環境の激変は、被災者の健康を心身双方に不調をきたす可能性が高く、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等を設けるものとする。
② 要配慮者への配慮	高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じて福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施するものとする。
③ 保健師等による健康管理	保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行うものとする。

8. 清掃対策

被災地におけるゴミ及びし尿の収集処分等、清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図る。

(1) 実施責任者

本町の被災地における清掃計画・実施について、清掃班を組織し町長が行う。

ただし、被害が甚大のため実施できないときは、他の市町村又は県の応援を求めものとする。

(2) 清掃の方法

① ゴミの収集処理の方法

《ゴミ収集の実施事項》

実施区分	実施内容
収集方法	① ゴミの収集は、被災地及び避難所に委任業者の車両を配車してすみやかに行う。 ② ゴミの集積地は、各自治会長と協議して定めるものとする。
処理方法	ゴミ処理は、原則として金武地区清掃センターにおいて処理する。(必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行うものとする。)
清掃用薬剤の調達	清掃用薬剤の調達が必要な場合、本町において担当班が調達する。

② し尿の収集処理方法

《し尿収集の実施事項》

実施区分	実 施 内 容
収集方法	し尿の収集は、被害の規模に応じ許可業者に指示して、集中汲み取りを実施する。
処理方法	し尿の処理は、原則として「中部衛生施設組合」において処理する。必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行うものとする。

③ 仮設便所等のし尿処理

避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

④ 清掃用薬剤の調達

清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施するものとする。

9. 犬等及び特定動物（危険生物）の保護・収容計画

(1) 実施責任者・対策内容

《動物保護・収容の実施事項》

実施区分	責任者	実 施 内 容
① 犬及び負傷動物対策	県(中部保健所等)・町	災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物(犬、猫、小鳥等の愛玩動物)の保護及び収容を行う。 収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。
② 特定動物(危険動物)対策	県(中部保健所等)・町協力機関、町、関係機関	沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する特定動物(危険動物)が逸走した場合には、県の危険動物対策班設置にともない情報収集、関係機関との連絡調整を行う。 また、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。 所有者不明の場合、県の活動とともに本町における警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。

(2) 保護・収容動物の公示

保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。

(3) 動物の処分

《動物処分の実施事項》

区 分	実 施 内 容
① 所有者不明犬等	狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。
② 特定動物 (危険動物)	人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討する。実施にあたり、警察、民間団体に対し必要な協力を求める。

10. ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。

そのため、本町及び県は、指定緊急避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

本町は、指定避難所におけるペットの状況を把握するとともに、指定緊急避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第 23 節 行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理及び埋葬計画

災害により行方不明者になっている者（生存推定者、生死不明者）の捜索を行い、遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

1. 実施責任者

災害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容処理、埋葬等の措置は町長が行う。

また、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。

〈措置別の協力機関〉

措 置 別	実施・協力機関等
行方不明者の捜索	災害対策本部（担当）、警察署、第十一管区海上保安本部、自衛隊
遺体の収容、処理及び埋葬等	災害対策本部（担当）、警察署、住民、事業所等

2. 行方不明者の捜索

《捜索の実施事項》

実施事項	実 施 内 容
① 捜索隊の設置	行方不明者の捜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ消防本部に捜索隊を設置し、行方不明者数及び捜索範囲等の状況を考慮し、消防吏員を中心に各班員をもって編成するものとする。
② 捜索の方法	捜索にあたっては、災害の規模、地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

3. 行方不明者の発見後の収容及び処理

《発見後の収容・処理の実施事項》

実施事項	実施内容
① 負傷者の収容	捜索隊が負傷者及び病人等、救護を要する者を発見したとき、または警察及び第十一管区海上保安本部ら救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。
②医療機関との連携	捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、対策本部（担当）及び医療機関等との連絡を予めとっておくものとする。

4. 遺体の処理

《遺体処理の実施事項》

実施事項	実施内容
①遺体の取扱い	発見された遺体については、死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則）、海上保安庁死体取扱規則（昭和 45 年）の規程により、警察官または海上保安官は、所要の本籍等不明死体調査書を作成した後、遺族又は町長に引き渡すものとする。町長はその後必要に応じて遺体の処理を行うものとする。 本町は、遺体を速やかに適切な場所へ収容するなど、関係機関と協力して処理手続きを行うものとする。
②遺体の処置	本町は、下記の処置を葬儀業者をはじめとする関係機関等の協力を得て実施するものとする。 ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 死体の識別のための処置として行う。 イ) 遺体の一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（寺院等の施設利用又は寺院、学校等の施設に仮設）に集めて埋葬の処理をとるまで保存する。 ウ) 検案 遺体について、死因、その他の医学的検査を行う。

（※ 遺体の処理は、埋葬の実施と一致することを原則とする。）

5. 遺体の埋葬

身元の判明しない遺体、遺族等が判明していても、災害時の混乱で死体を引き取ることができないとき、及び災害時の混乱の際死亡した者等は、埋（火）葬にふすものとする。

- ① 埋葬又は火葬は町長が実施し、それに要する経費は県が負担する。
- ② 納骨は遺族が行うが、遺族の無い者については、町長が実施する。

6. 行方不明者の捜索等の費用及び期間等

被災者の捜索や遺体の処理等についての費用及び期間は次のとおりである。

ただし、災害救助法が適用された場合は、本編の「災害救助法の適用計画」に基づくものとする。

(1) 災害に遭った者の救出

《救出の実施基準》

条件別	基 準 内 容
対象者	災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。
費 用	船艇、その他救出のための機械、器具等の賃借料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常のコ費用とする。
期 間	災害発生の日から3日以内とする。

(2) 遺体の捜索

《遺体捜索の実施基準》

条件別	基 準 内 容
対象者	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
費 用	捜索における船艇、その他捜索のための機械、器具等の賃借料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常のコ費用とする。
期 間	災害発生の日から10日以内とする。

第 24 節 障害物の除去計画及び災害廃棄物の処理計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物が日常生活に著しく支障を及ぼしている場合に備え、除去についての対策を図る。

1. 実施責任者

《実施区分》

区 分	除 去 責 任 者
① 住居又はその周辺の障害物除去	住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、町長（担当班）が行うものとする。 災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。
② 公共的施設・場所における障害物除去	障害物が公共的な施設や場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が除去を行うものとする。

2. 除去の方法

実施者は、自らの応急対策機器材を用い、又は状況に応じて建設業者等の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

《障害物除去の実施内容》

条 件 別	内 容
除去の対象者	居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
対 象 数	住家が半壊及び床上浸水（土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった場合を含む）した世帯数の 15%以内とする。
費 用	ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の賃借料、輸送費及び人夫費とする。
期 間	災害の日から 10 日以内とする。

3. 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、遊休地、公園、広場及びゴミ処理施設（組合処理場等）を利用するものとする。

4. 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理体制の確保

地震等の災害発生時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」に基づき、災害廃棄物処理計画を策定するものとする。また、水害廃棄物についても同様に、国の「水害廃棄物対策指針（平成 17 年 7 月）」に基づき災害廃棄物処理計画の中で位置づけるものとする。

原則として、町内での処理体制を基本として検討を図るものとするが、それが困難な場合には、県と相談の上、広域処理体制の構築について要請するものとする。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

がれきの仮置場及び最終処分地については、町内の遊休地・空地等、最終処分場を利用することを原則するが、それが困難な場合には、県に他市町村での確保について、広域的な調整を要請するものとする。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理にあたっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとする。

(4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去にあたっては、県の指導の技術的な指導のもと、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

第 25 節 住宅応急対策計画

災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理、その他を実施する。

1. 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うものとする。

2. 応急仮設住宅の設置等

《応急仮設住宅の設置要領》

区 分	設 置 内 容
①対象者	住家が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができないと、町長が認めた者。
②設置戸数	設置戸数は、住家が全壊（焼）又は流失した世帯の3割（30%）以内とする。ただし、この範囲内では困難な特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て数の引き上げをすることができる。
③設置場所	設置場所は原則として町有地とするが、やむを得ない場合に限り私有地を借用して設置するものとする。
④規模及び費用	1戸当り規模：29.7㎡（9坪） 構 造：1戸建て、長屋建て又はアパート式等状況に応ずる。 設置費用：整地費、建築費、附帯工事費、人夫費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含めた額。（災害救助法に準ずる額）
⑤着工及び供与期間	応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工するものとする。 また、応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とする。
⑥要配慮者に配慮した仮設住宅	仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した住宅の建設をするものとする。
⑦入居者の選定	入居者の選定にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

⑧ 賃貸住宅借り上げによる収容	本町及び県は、応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。
⑨運営管理	<p>応急仮設住宅は、入居者の状況に応じた適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</p> <p>また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。</p>

3. 住宅の応急修理

《住宅応急修理の実施要領》

区 分	実 施 内 容
①対象者	災害のため住家が半壊（焼）し、そのまま当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住家の応急修理をすることができないと、町長が認めた者。
②戸数	住家が半壊（焼）した世帯数の3割以内とする。（沖縄県の規定に準ずる。）
③規模及び費用	居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない必要最小限の部分に対して行うものとする。本町における修理費用の限度額としては、災害救助法に基づくものとする。
④期間	住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了させるものとする。

4. 公営・民間住宅の確保

《住宅確保の実施要領》

住宅別	実 施 内 容
①公営住宅の確保	<p>町は、町営住宅の応急仮設住宅としての利用・確保に努めるものとする。</p> <p>町営住宅の利用は、災害発生の日から3年間（公営住宅法第24条）に限る。また、一時入居住宅として、正規の入居資格要件の有無を問わない。</p>
②民間住宅の確保	民間の空き家等の賃貸住宅を借り上げ、仮設住宅としての利用確保に努めるものとする。

5. 建物の解体、撤去

町は被災した建物について応急危険度を判定し、「危険」と判断された建築物を優先して住民に解体、撤去の措置を促す。

また、自力で撤去できないものについては、町長が必要と認めた場合において実施する。

6. 被災者台帳の作成

本町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されよう努める。

県は、災害救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する本町から情報提供の求めがあったときは、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

(1) 台帳作成の方法

災害発生時に、個々の被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るために作成する被災者台帳について以下のとおりとする。

①作成主体

町長及び職員が作成するものとする。

②台帳掲載対象者

本町域における災害により被災した者を対象とする。また、本町の住民以外で災害発生時に町内に滞在していた者も対象とする。

③台帳作成に使用する情報

町が保有している情報や被災者からの各種支援制度に係る受給申請等の際に得られた情報等を使用するものとする。また、必要に応じて他市町村等に情報提供を求め、それを使用できるものとする。

(2) 台帳記載内容

①属性に関する内容

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所
- ・連絡先（携帯電話番号、メールアドレス等）
- ・家族構成（同居人の有無、親族の状況）
- ・その他必要事項

- ②被害の状況（住家、その他必要な事項）
- ③り災証明書の交付の状況
- ④各種支援制度による支援の実施状況
- ⑤台帳情報の外部提供（役場内部以外）の同意状況及び提供範囲
- ⑥台帳情報を提供した場合の日時及び提供先
- ⑦その他配慮事項

（3）台帳情報の使用・提供

①町における内部使用

町は被災者の支援の実施に必要な場合、台帳情報を内部使用できるものとする。

②情報の提供

町は台帳情報を被災者本人又は被災者が情報提供に同意した者（社会福祉協議会、民生委員児童委員、NPO団体などの被災者支援団体等）に対して台帳情報を提供できるものとする。

また、被災者の支援に必要な事項を目的とした他市町村からの求めに応じて台帳情報を提供できるものとする。

（4）台帳情報提供に係る申請及び情報の管理

①申請書の提出

台帳情報の提供を受けようとする者（被災者本人含む）は、町長に対し必要事項を記載した申請書を提出しなければならない。

②情報の管理

台帳情報については、被災者支援に関する目的以外の使用をしないことをはじめ、情報管理についても、個人情報保護の観点から十分に配慮し、適正に管理するものとする。

【資料編参照】

- ・被災者台帳様式（例）

第 26 節 二次災害の防止計画

1. 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、本町が実施するものであり、県は本町に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2. 被災建築物の応急危険度判定

本町は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

本町は、判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援（応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等）を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3. 被災宅地の危険度判定

本町は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要綱」により実施する。

本町は、判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援（宅地判定士の派遣及び資機材の提供等）を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告等の必要な措置をとる。

4. 降雨等による水害・土砂災害の防止

本町は、災害の発生に備え避難対策を実施するものとする。

5. 高潮、波浪等の対策

本町は、災害の発生に備え避難対策を実施するものとする。

第 27 節 労務供給計画

災害時における応急対策実施のため、各実施機関における職員動員等では十分に対応できない困難な事態が発生した場合に、労務者及び職員等の確保について定める。

1. 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、それぞれ応急対策実施機関において行う。

しかし、確保困難な場合の必要な労務者の雇用は、町長が行うものとする。

2. 職員の派遣・幹旋（相互応援協力計画）

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、町長は次の機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請するものとする。

（1）職員の派遣要請

- ① 指定地方行政機関の長（基本法第 29 条第 2 項）
- ② 他の市町村長（地方自治法第 252 条の 17）

（2）職員の派遣幹旋

- ① 知事に対し指定地方行政機関の職員派遣について幹旋要求（基本法第 30 条第 1 項）
- ② 知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による職員派遣について幹旋要求（基本法第 30 条第 2 項）

（3）派遣要請・幹旋の手続き

職員の派遣・要請に関する文書は、必要事項を記載したものとする。

〈派遣・要請に必要な事項〉

- ① 派遣を必要とする理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を要請する期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

3. 一般労働者供給の方法

《一般労働者救急の実施要領》

供給方法	実施内容
① 供給手続	町長は、沖縄公共職業安定所長（ハロー・ワーク）に対し、次の事項を明示して労務者の供給を依頼するものとする。 ア) 作業内容（目的又は救助種目） イ) 必要労務者数 ウ) 労働期間・時間 エ) 就労場所 オ) 賃金 カ) その他必要な事項（人夫雇上げ理由等）
② 賃金の基準	賃金の基準は、金武町臨時職員の賃金を基準とし、災害時の事情等を勘案して決定するものとする。
③ 賃金の支払い	賃金の支払い事務は、金武町臨時職員の任用、給与、服務及び勤務条件等に関する規則に準じて、その担当班の所属課が行うものとする。
④ 労務者の輸送方法	労務者の輸送は、原則として町の車両によって行うものとする。

4. 従事命令、協力命令

災害応急対策の実施に伴う人員不足に対し、町長及び知事（県）が必要であると認められた場合は、従事命令、協力命令を発するものとする。

（1）人的公用負担の要領

① 命令の種類と執行者

《命令の種類別・執行者》

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	町長
		// 第65条2項	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法第4条	警察官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	// 第8条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条1項	知事
	協力命令	// 第71条2項	町長 (委任を受けた場合)
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員

水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、水防団 長、消防機関の長
------	------	-----------	-----------------------

※ 知事（知事が町長に権限を委任した場合の町長を含む。）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

② 命令対象者

《命令区分別の対象者》

命 令 区 分 (作業対象)	対 象 者
ア) 災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	a. 医師、歯科医師又は薬剤師 b. 保健師、助産師又は看護師 c. 土木技術者又は建築技術者 d. 土木、左官、とび職 e. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 f. 地方鉄道業者及びその従業者 g. 軌道経営者及びその従業者 h. 自動車運送業者及びその従業者 i. 船舶運送業者及びその従業者 j. 港湾運送業者及びその従業者
イ) 災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
ウ) 災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
エ) 警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
オ) 消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
カ) 水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者、又は水防の現場にある者

(2) 物的公用負担

〈公用負担の種類と執行者〉

対象物	公用負担の種類	根拠法	執行者
消防対象・土地	使用、処分、使用制限	消防法 第29条第1項	消防吏員 消防団員
土地	一時使用	水防法 第21条第1項	町長
土石、竹材、その他の資材	使用、収用		
車両、その他の運搬具・器具	使用		
必要物資の生産集荷配給、保管、運送の業者	保管命令	災害救助法 第23条の2第1項 災害対策基本法 第78条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定行政機関の長 ・ 指定地方行政機関の長
必要な物資	収用		
病院、診療所、助産所、旅館、飲食店	管理	災害救助法 第26条第1項 災害対策基本法 第71条第2項	知事 (町長)
土地、家屋、物資	使用		
必要物資の生産集荷配給、保管、運送の業者	保管命令		
必要な物資	収用		
他人の土地、建物、その他の工作物	一時使用	災害対策基本法 第64条第1項	町長 警察官
土石、竹材、その他の物件	使用、収用		
災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障になるもの	除去、その他の必要な措置	災害対策基本法 第64条第2項	海上保安官

(3) 補償等

① 傷害等に対する補償（災害対策基本法第 84 条第 1 項）

町は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により、町長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、もしくは疾病となったときは、基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

② 損失等に対する補償（災害対策基本法第 82 条第 1 項）

町又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。

【資料編参照】

- ・ 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（様式）

第 28 節 民間団体協力計画

大規模災害時には、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体の協力を図る。

1. 実施責任者

民間団体への活用要請を町長又は町教育委員会が行う。

また大規模な被害、もしくは広範囲にわたる災害が発生等により、本町において処理できない場合、被災をまぬがれた隣接市町村、知事又は県教育委員会に協力を要請して行うものとする。

2. 協力要請対象団体

- | |
|---------|
| ① 各行政区 |
| ② 婦人会 |
| ③ 青年会 |
| ④ 民間事業所 |
| ⑤ 各種団体 |

3. 協力の要請

《協力要請の実施内容》

区 分	実 施 内 容
① 要請の方法	協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請を行うものとする。 ア) 協力を必要とする理由 イ) 作業の内容 ウ) 期間 エ) 従事場所 オ) 所要人数 カ) その他必要な事項
② 協力を要する作業内容	ア) 災害現場における応急措置と患者等の搬出、危険個所の発見及び連絡等の奉仕 イ) 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者等の世話等の奉仕 ウ) 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕 エ) 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、 オ) 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕 カ) その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第 29 節 ボランティア受入れ計画

大規模な災害時には、本町及び防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想され、関係諸団体との連携のもと民間ボランティアの参加を求めるとともに、受入れ体制を整備する。

1. ボランティア受入れ体制の整備

本町は町社会福祉協議会、県、日本赤十字社、その他関係機関との連携を図りながら、ボランティア活動が円滑に実施できるように受入れ体制を整備するものとする。

受入れに際しては、ボランティアの登録を行い老人介護や外国語能力等、ボランティアの技能支援が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等の支援に努めるものとする。

2. ボランティア活動内容と協力要請

ボランティアの活用には、ボランティア活動の内容に即し、協力を求めるものとする。

〈ボランティア活動内容〉

種 別	活 動 内 容
① 専門 ボランティア	ア) 医療救護（医師、看護師、助産師等） イ) 無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線通信技術者） ウ) 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者） エ) 住宅の応急危険度判定（建築士等） オ) その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
② 一般 ボランティア	ア) 炊き出し イ) 清掃及び防疫 ウ) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 エ) 被災地外からの応援者に対する地理案内 オ) 軽易な事務補助 カ) 危険を伴わない軽易な作業 キ) その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 ク) 避難所の管理・運営支援

3. ボランティアの活動支援

(1) ボランティア活動場所の提供

〈活動拠点の役割〉

区 分	活動拠点の場所	役割
①本 部	・町立体育館、町立中央公民館、又は他の公共施設	ア) ボランティアの活動方針の検討 イ) 全体の活動状況の把握 ウ) ボランティアニーズの全体的把握 エ) ボランティアコーディネーターの派遣調整 オ) 各組織間の調整（特に行政との連絡調整） カ) ボランティア活動支援金の募集、分配
②地区活動	・各小学校 ・金武町陸上競技場 ・社会福祉施設 ・その他公共施設	ア) 避難所等のボランティア活動の統括 イ) 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡） ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル） エ) ボランティアの派遣 オ) ボランティアニーズの受け皿、掘り起こしとコーディネーション カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等、町長が必要と認め、かつ本町において提供可能な資機材とする。

(3) 情報の提供

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。

また、ボランティア組織の必要情報とともに、住民に対する災害関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティアの保険

ボランティア保険の加入に際し、金銭面の支援を検討する。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報するなどして、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減することに努める。

第 30 節 教育対策計画

教育施設又は児童生徒及び園児の被災により、通常の教育を行うことができない場合に、応急教育の確保を図るものとする。

1. 実施責任者

災害時の教育に関する実施責任者を定めるものとする。

《責任者別の実施内容》

実施責任者	実 施 内 容
町長	①町立の小中学校、その他の文教施設の災害復旧 ②救助法による教科書、教材及び学用品支給について知事の補助機関として行う
町教育委員会	①町立の小中学校、児童生徒に対する応急教育 なお、救助法が適用されたとき、又は実施が困難な場合、県知事又は県教育委員会が関係機関の協力を求めて適切な措置をとる
県知事	①救助法の適用事項
県教育委員会	①県立学校、その他の文教施設の災害応急復旧 ②県立学校の生徒に対する応急教育
各学校長	①災害発生時の学校内の応急措置

2. 応急教育対策

(1) 学校施設（小・中学校）の確保

《被害規模別の対応内容》

被 害 規 模	利用施設等の対応策
① 校舎の一部が使用不能	特別教室、屋内体育館等の施設を利用する。 不足時には、二部授業等の方法を図る。
② 校舎の全部又は大部分	公民館等の公共的施設、又は隣接学校の校舎等を利用。
③ 特定の地区が全体的な被害	避難先の最寄りの学校、又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用。 利用すべき校舎がない場合、応急仮校舎の建設を実施。
④ 本町域内に適当な施設がない場合	町教育委員会は、県教育事務所を通じ県教育委員会に対し、施設斡旋を要請する。

(2) 教育職員の確保

県教育委員会が、県教育事務所及び町教育委員会との密接な連携を図り、教職員の確保に努め、応急教育実施の支障をきたさないよう適切な教育を行うこととする。

(3) 教科書、教材及び学用品の支給方法

《支給方法の実施内容》

実施区分	実 施 内 容
① 被害状況の調査報告 (被災児童生徒・教科書等)	町長は、被災した児童生徒、災害によって滅失した教科書及び教材の状況を県教育委員会に報告する。
② 支 給 (斡旋された現品等)	ア) 救助法適用世帯の児童生徒 ・ 給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。 ・ 教科書は、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。 ・ 文房具、通学用品は、前期給与対象人員に基づいた学用品購入(配分)計画表により購入配分する。 イ) 救助法適用世帯以外の児童生徒の支給について、町又は本人の負担とする。

(4) 被災児童生徒の転校、編入

被災児童生徒の転校、編入については、教育長が定める。

3. 学校給食対策

町教育委員会及び各学校長は、応急給食について、県教育委員会、県学校給食会、保健所と協議の上実施するものとする。

4. 社会教育施設等の対策

(1) 公民館等の施設

公民館等の施設は、本町の災害応急対策のために利用されることから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設・設備等の応急修理等をすみやかに実施する。

(2) 文化財対策

金武町教育委員会は、被災文化財について、県文化財審議委員専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。

5. り災児童・生徒の保健管理

り災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

第 31 節 治安警備計画

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を目的に対策を図ることとする。

1. 災害地における警察の任務

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害被害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、本町における社会秩序の維持に当たるものとする。

2. 災害時における警備体制

災害時における災害警備活動は、次によるものとする。

(1) 警察

本町において、警察が行う災害警備活動は「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備実施要綱」、「石川警察署災害警備実施要綱」によるものとする。

(2) 町 長

《町長の措置内容》

町長の措置	措 置 内 容
① 災害応急措置	町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力するものとする。
② 協力要請	町長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行うものとする。
③ 出動要請	町長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。

第 32 節 ライフライン（公益事業等施設） 応急対策計画

災害によるライフライン（電気、通信、ガス、上・下水道）の応急対策について、迅速、適切な対応を図るものとする。

1. 電力施設災害応急対策計画

（1）実施方針

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力株式会社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施するものとする。

（2）関係機関との協力関係

金武町域の被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力株式会社は電力施設復旧の処理に当たっては、金武町と十分連絡をとるとともに必要に応じ県災害対策本部と協議して措置するものとする。

2. ガス施設災害応急対策計画（液化石油ガス施設）

ガス施設に関する災害応急対策は、金武町管轄の各ガス関係業者が定める保安規定により各業者が実施するものとする。

なお、同規定は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して安全を確保し、かつ災害、その他非常時にとるべき措置等について定めるものとする。

（1）連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時にLPガス協会の支部長、消防機関、警察に連絡する。

休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

(2) 出動体制

《対応種別の実施内容》

対応の種類	担当	実施内容
① 消費者等からのガス漏れの通報等	販売店	直ちに現場に急行し、応急措置を行う。
② 通報通知による対応ができない場合(特別な事情等)、又は現場到着までに時間を要するとき	販売店	事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
③ 事故の状況による消防機関の出動、さらなる応援の必要要請	供給販売店	所轄の消防機関に出動を要請し、さらに必要な応援は支部長に応援出動を要請及び適切な対応によりガス漏れを止める。
④ 供給販売店等から要請を受けた場合	支部長	直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
⑤ 他販売店から応援出動の依頼又は支部長から出動指示があった場合	販売店	何時でも出動できるよう、あらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

(3) 出動条件

- ① 出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有する者(有資格者等)とする。
- ② 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- ③ 出動の際には、必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏(手おち等)のないようにする。

(4) 事故の処理

- ① 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。
- ② 整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

3. 上水道施設災害応急対策計画

水道事業者等は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用など、すみやかに緊急給水を実施する。

(1) 復旧の実施

《施設別の実施内容》

施設別	実施内容
①取水・導水施設の復旧	浄水活動に大きな支障を及ぼす取水・導水施設の被害は、最優先で復旧を行う。
②浄水施設の復旧	浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
③管路の復旧	管路の復旧にあたっては随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき被害の程度や復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧を行う。
④給水装置の復旧	ア) 公道内の給水装置 公道内の給水装置の復旧は、配水管復旧及び通水と平行して実施する。 イ) 一般住宅等の給水装置 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕の申し込みがあったものについて実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を必要とする変電所等を優先して実施する。

(2) 広域支援の要請

町は災害の状況により必要な要請を県に行い、県は水道事業者等による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に関する調整を行う。

また、水道管理者は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行うものとする。

(3) 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努めるものとする。

4. 下水道施設応急対策計画

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から準じ復旧を図るものとする。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先し、その後枝線管渠、取付管等の復旧を行うものとする。

《施設別の実施内容》

施設別	実 施 内 容
①処理場・ポンプ場の復旧	処理場・ポンプ場において停電が発生した場合は、各所で保有する非常用発電機等により配水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図るものとする。
②管渠施設の復旧	管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努めるものとする。

5. 電気通信施設被害応急対策計画

電気通信関係機関は、本町域における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

第 33 節 農林水産物応急対策計画

災害時における農水産物及び家畜の災害応急対策を行い、これら農水産経営の安定を図る。

1. 実施責任者

災害時における農水産物の応急対策は、町長が行う。

2. 災害事前・事後対策の体制

本町において県が実施する事前対策及び事後対策に基づき、各関係機関への周知徹底及び指導を行う。

《対策の実施事項》

区 分	実 施 事 項
①事前対策	町は、農水産物に被害を及ぼす災害発生又は発生するおそれのあるとき、直ちに事前措置を樹立し、広報車を通じて周知徹底を図るとともに、農漁協、各自治会長並びに関係団体を通じて事前対策について指導を行うものとする。
②事後対策	町は、災害発生により農水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに再生産対策を樹立し、農漁家を対象とした督促に努めるほか、農協、漁協、各自治会並びに関係団体の相互協力のもとにその対策を実施する。

3. 農産物応急対策

(1) 種苗対策

災害により農作物が被害を受け、種苗供給の必要がある場合は、種苗確保の計画樹立と、農業協同組合への要請・協力とともに県へ報告し、供給措置を実施する。

(2) 病虫害防除対策

災害による病虫害の異常発生から農作物が被害を受けた場合、県の病虫害緊急防除対策及び具体的指示に従い、本町における「病虫害防除計画」を樹立し、農業協同組合と連携した緊急防除を実施し、農作物に対する管理指導を行う。

4. 家畜応急対策

《対策別の実施内容》

対策種別	実施内容
①家畜の管理	<p>浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとする。</p> <p>この場合の避難場所の選定、避難の方法について、必要に応じ町は事業者と事前調整を図っておく。</p>
②家畜の防疫	<p>家畜伝染病に対処するため、町は県や獣医師会と協力の上、必要な防疫措置を実施するものとする。</p> <p>死亡家畜については県に届けるとともに、死体処理の指示に従うものとする。</p> <p>特に、水害による予防注射又は畜舎消毒の必要が認められた場合、関係機関と連携し予防注射又は緊急消毒措置及び被災畜舎の消毒指導を行う。</p>
③飼料の確保	<p>災害により飼料確保が困難となった場合、本町は農業協同組合を通じ必要量の調査把握を行い、確保調整のうえ県に要請するものとする。</p>

5. 水産物応急対策

《対策別の実施内容》

対策種別	実施内容
①水産養殖用の種苗・飼料等の確保	<p>災害により水産養殖種苗の供給、補給の必要を生じた場合、町長は県に要請を行い確保する。</p>
②魚病等の防除指導	<p>災害による水産養殖物に、魚病発生のおそれがある場合又は発生まん延防止のため、町長は県に要請するとともに水産試験研究機関の指導を受け対策を図るものとする。</p>

第 34 節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾・漁港施設等、公共土木施設の応急対策を定めるものとする。

- ・河川施設は本編「水防計画」による。
- ・急傾斜地の危険予想区域等の法面施設は本編「土砂災害応急対策計画」の各応急対策によるものとする。

1. 実施責任者

災害時における道路、港湾・漁港施設等の応急対策は、それぞれの管轄機関及び管理者が行うものとする。本町は各施設管理者等と調整を図るものとする。

2. 施設の防護

(1) 道路施設

- ① 本町内の道路に被害が発生した場合は、所管庁（北部土木事務所長及び北部国道事務所長）に報告するものとする。

〈報告内容〉

- | |
|--|
| ア) 被害の発生した日時及び場所
イ) 被害の内容及び程度
ウ) 迂回道路の有無 |
|--|

- ② 自動車の運転者や地区の住民等が、決壊崩落土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに警察及び消防機関に通報し、町長に報告されるよう常時指導・啓発しておくものとする。

(2) 港湾施設等

町長は、護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、各機関との調整及び所管庁（北部土木事務所長）に報告するものとする。

〈報告内容〉

- | |
|---|
| ア) 被害の発生した日時及び場所
イ) 被害の内容及び程度
ウ) 泊地内での沈没船舶の有無 |
|---|

3. 応急措置

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に優先度を考慮のうえ、全力上げて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、交通の確保を図るものとする。

(2) 港湾施設等

港湾管理者は、災害が発生した場合は全力を挙げて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家等を防護するものとする。

4. 応急工事

(1) 応急工事体制

《体制別の実施内容》

実施区分	実施内容
① 要員及び資材の確保	応急工事実施責任者による必要な事前措置 ア) 応急工事に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法 イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達方法
② 応援又は派遣の要請	応急工事実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて応急工事の緊急実施を図る。

(2) 応急工事の実施

① 道路施設

被害の状況に応じた仮工事等により、交通確保を図る。また、救助活動及び災害応急対策に必要な道路を重点的に実施する。

〈工事内容〉

- ア) 排土作業又は盛り土作業
- イ) 仮舗装作業
- ウ) 障害物の除去
- エ) 仮道、栈道、仮橋等の設備設置

② 港湾施設等

ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は補強工作を行い、堤防の破壊又は決壊した場合、潮止め工事、拡大防止応急工事を施工するものとする。

イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂等によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

ウ) 繫留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い破壊拡大を防止するものとする。

5. 主要交通の途絶予想箇所及び代替道路の状況

本町域において、災害時における主要道の交通途絶予想箇所及び代替え道路等については、災害想定を踏まえた整備を図るものとする。

第 35 節 海上災害応急対策計画

災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設もしくは船舶からの大裏の石油類等の危険物の海域への流出、その他の海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関が緊密な連携を保ち、相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、流出油の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じて住民に及ぼす被害の局限及び拡大防止対策を図る。

1. 応急対策

(1) 災害対策連絡調整本部の設置

防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、中城湾海上保安署に災害対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、金武町災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連絡を保ちながら災害対策を隊行するものとする。

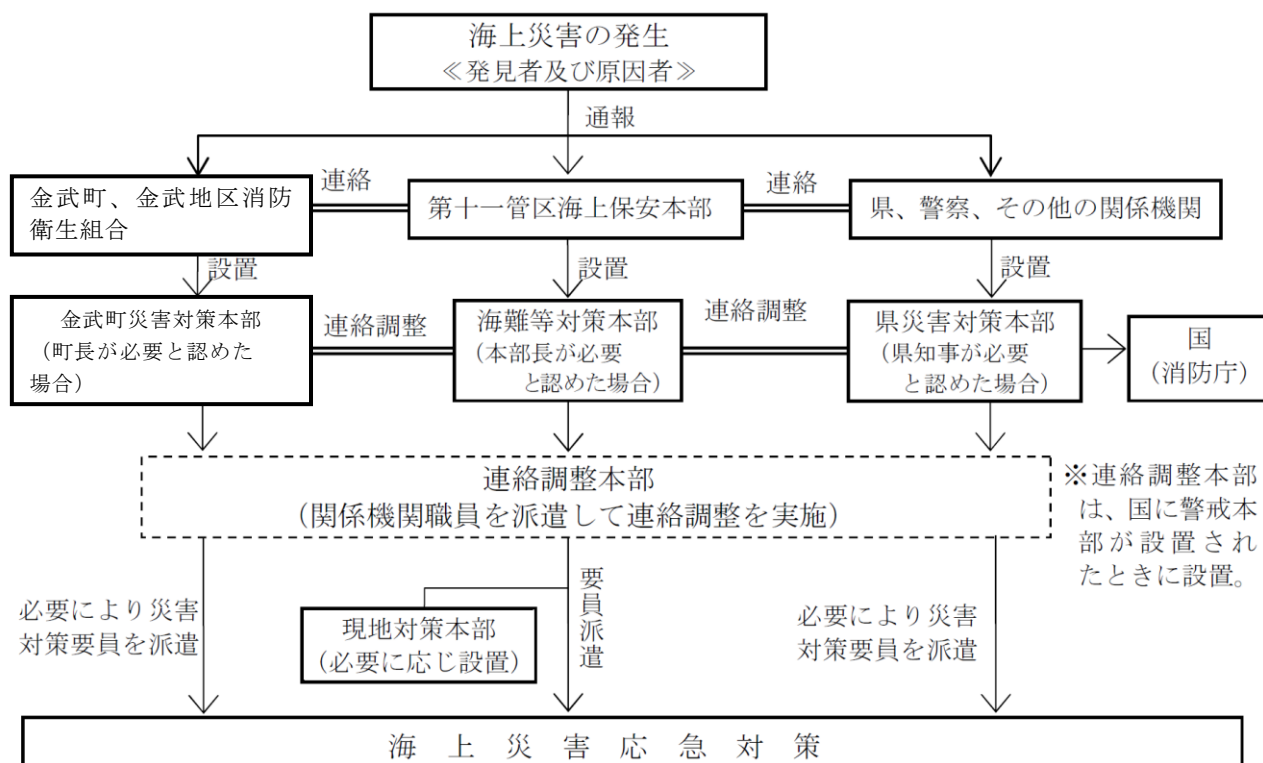
また、関係機関は調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図るものとする。

なお、調整本部の設置時期については、中城湾海上保安署に大規模海難対策本部が設置されたときとする。

(2) 実施機関

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| ① 中城湾海上保安署 | ⑩ 金武町及び近隣市町村 |
| ② 第十一管区海上保安本部 | ⑪ 金武地区消防衛生組合消防本部及び近隣消防本部 |
| ③ 沖縄総合事務局 | ⑫ 日本赤十字社沖縄県支部 |
| ④ 沖縄気象台 | ⑬ 近隣漁業協同組合 |
| ⑤ 陸上自衛隊第 15 旅団 | ⑭ 指定海上防災機関 |
| ⑥ 海上自衛隊沖縄基地隊 | ⑮ 事故関係企業 |
| ⑦ 沖縄県 | ⑯ その他関係機関及び団体 |
| ⑧ 沖縄県警察本部 | |
| ⑨ 石川警察署及び各関係警察署 | |

(3) 海上災害発生時の通報系統



2. 海上保安本部の実施（災害応急対策）事項

(1) 非常体制の確立

- ① 管内を非常配備とする。
- ② 大規模海難等対策本部を設置する。
- ③ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。
- ④ 巡視船艇・航空機等により被害状況調査を実施する。
- ⑤ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達措置を図る。

《伝達状況別の措置内容》

伝達状況	措置内容
① 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき	航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。
② 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき	速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
③ 大量の油の流出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき	航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

災害が予想される又は発災後について、関係機関等と密接な連絡をとるとともに巡視船艇等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

《災害情報の収集事項》

災害が予想されるとき	発災後
① 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等）	① 海上及び沿岸部における被害状況
② 船舶交通のふくそう状況	② 被災地周辺海域における船舶交通の状況
③ 船だまり等の対応状況	③ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
④ 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況	④ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
⑤ 港湾等における避難者の状況	⑤ 水路、航路標識の異常の有無
⑥ 関係機関等の対応状況	⑥ 港湾等における避難者の状況
⑦ その他災害応急対策の実施上必要な事項	⑦ 関係機関等の対応状況
	⑧ その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

《事故・火災別の活動内容》

事故、火災別	活動内容
① 船舶の海難、人身事故等が発生したとき	速やかに巡視船艇・航空機等によりその捜索救助を行う
② 船舶火災又は海上火災が発生したとき	ア) 速やかに巡視船艇等によりその消火を行う イ) 必要に応じ地方公共団体に協力を要請する
③ 危険物が排出されたとき	その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う

(5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇等の活用について配慮するものとし、輸送対象の想定を行う。

《段階別の輸送対象》

段階別	時期	輸送対象
第1段階	①避難期	ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送 オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	②輸送機能確保期	ア) 上記（第1段階）の続行 イ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資 ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	③応急復旧期	ア) 上記（第2段階）の続行 イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ) 生活必需品

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付や譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和 30 年運輸省令第 10 号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障がない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動等について支援するものとする。

(8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、防除活動に関しては、流出油の拡散及び性状の変化の状況についての的確な把握に努めて状況に応じた防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施できるよう留意するものとする。

《流出油の措置別内容》

措 置 別	措 置 内 容
① 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的にする措置	ア) 巡視船艇等により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行うとともに出動を要請する イ) 必要に応じ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（第 41 条の 2）に基づき、関係行政機関の長又は地方公共団体の長、その他の執行機関に対し、必要な措置を講ずることを要請する。
② 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるとき	防除措置を講ずべきことを命ずる

③ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるとき	ア) 巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する イ) 必要に応じ海上災害防止センターに防除措置を依頼する
--	--

(9) 海上交通安全の確保（措置事項）

《安全確保の措置内容》

安全確保の必要状況	措置内容
① 船舶交通のふくそうが予想される時	当該海域において必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。 (この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努める)
② 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるとき	必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する
③ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるとき	速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する
④ 船舶交通の混乱を避ける必要があるとき	災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う
⑤ 水路の水深に異状を生じたとき	ア) 必要に応じ検測を行う イ) 応急標識を設置する等により水路の安全を確保する
⑥ 航路標識が損壊し、又は流出したとき	速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、「基本法第 63 条第 1 項及び同条第 2 項」の定めるところによる警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- ② 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置についての措置を講ずる。

- ① 危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限もしくは禁止を行う。
- ② 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ③ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

3. 町の対応

(1) 災害予防

《災害予防の実施内容》

区分	実施内容
① 防災訓練	防災業務を迅速かつ的確に実施するため、被害想定を明らかにした様々な条件を設定した実践的な訓練を関係機関を含め実施していくものとする。
② 啓発活動	職員及び海上で業務に従事する関係者を対象に、中城海上保安署及び関係機関等と協力して地震、津波等の災害に対応するための基礎知識や災害が発生したときに具体的に取るべき行動等、防災思想の普及高揚を図るものとする。
③ 調査研究	防災業務を総合的かつ効果的に実施するため、関係機関と常に資料、情報等を共有し、被害を未然に防止するものとする。

(2) 海上災害防止対策

港内または港の境界付近の船舶及び漁港施設等の災害防止のため、災害発生のおそれがある場合、町は港内を巡視し、船舶及び関係者に対する関連情報の迅速な伝達、早期避難勧告や荒天準備の指導等、必要な措置を講じる。

また、応急対策の必要がある場合は、町長が中城湾海上保安署に要請し、同署の行う応急対策に協力して活動する。

〈在港船舶の被害防止措置事項〉

- ① 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- ② 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- ③ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
- ④ 沿岸及び地先海面の警戒
- ⑤ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- ⑥ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- ⑦ 消火作業及び延焼防止作業
- ⑧ 防除資機材及び消火資機材の整備
- ⑨ 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置の指導
- ⑩ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
- ⑪ その他海上保安官署等の行う応急対策への協力

(3) 在港船舶の対策

町及び関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に緊密な連携のもとに次の措置を講ずるものとする。

〈船舶の被害防止対策〉

- ① 港内停泊船は安全な海域に移動させる。
- ② 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- ③ 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- ④ 航行中の船舶は、早めに安全な海域に避難するよう勧告する。
- ⑤ 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

(4) 災害時の対応

総務対策部 総務班及び消防対策部（担当）は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救護について、中城海上保安署と協力して実施する。また、中城海上保安署に協力し、密接な連携をとりながら流出危険物の防除について応急措置を講ずる。

消防団は、災害に伴う海上における治安維持のため、中城海上保安署及び警察機関と協力し、緊密な連絡を保ちながら各種犯罪の情報収集、犯罪の防止、捜査、犯人の検挙あるいは暴動・騒乱の予防、鎮圧その他治安維持に必要な措置をとる。

(5) 流出油汚染事故等対策

《対策別の実施内容》

対策別	実 施 内 容
① 油防除	ア) 油汚染事故等に際して、海上保安庁長官（中城海上保安署長）から「排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の除去その他の海洋汚染を防止するため必要な措置」の要請があった場合は、町が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応する。 イ) 油汚染事故等の緊急措置については、本町において港湾法及び漁港法に基づき「油濁防止緊急措置マニュアル」を作成し、油防除資材等を設置する。
② 漂着油除去	ア) 漂着油の除去作業は、原因者等の防除活動のみでは十分な対応ができない場合、町が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応するものとし、原因者不明の漂着油に関しても同様とする。 イ) 応急対策用資機材については、町で確保するほか、不足するものについては協力者に持参するよう求めるとともに、国や県と密接に連携し、適切な技術指導・協力を求め、迅速な除去に努めるものとする。

4. 災害復旧・復興対策

災害による地域の社会経済活動が低下する状況を踏まえ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等と連携を図りつつ被災の復旧・復興対策を講ずる。

《対策別の実施内容》

区 分	実 施 内 容
① 海洋環境の汚染防止	がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。

<p>② 海上交通 安全の確保</p>	<p>災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>ア) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理指導を行う。</p> <p>イ) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、工事関係者に対し、工事施行区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。</p>
-------------------------	--

5. その他

- | |
|--|
| <p>① 各機関は、機会のある毎に海上防災思想の普及に努める</p> <p>② 各機関は、海汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、「指定海上防災機関」の海上災害のための措置に関する訓練事業を活用するなどして人材の育成に努めるものとする。</p> |
|--|

第 36 節 航空機事故対策計画

本町においては、米軍基地が所在していることから、本町の町域及び周辺における航空機事故を対象とし、速やかな救助・応援等の対策活動を実施する。また、民間の航空機事故等が発生した場合においても同様の活動を実施するために本節では以下の対策を示す。

1. 米軍及び自衛隊航空機事故が発生した場合

航空機事故が発生した場合には、米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会が定める「米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領(以下「緊急措置要領」)」により、主務機関（警察や消防、海上保安本部、防衛局、自衛隊、県）への援助協力機関としての役割を担うものである。

(1) 町の役割等

本町の町域及び周辺において航空機事故が発生した場合には、主に「捜索活動」「消防救助活動」「現場対策」「その他住民への対策」に分けられ、本町が主務機関となって行う取り組みは、住民への広報活動となっている。その他の対応及び主務機関等は以下のとおりである。

任務内容	主務機関	援助協力	備考
捜索活動	警察、中城海上保安部	本町、県、消防、自衛隊等	
消防救助活動	消防、中城海上保安部	本町、県、警察、自衛隊等	
現場対策	消防、中城海上保安部、警察	本町、県、自衛隊等	
その他住民への対策（住民への広報活動）	本町	県	住居被害者への仮住居のあっせんや、生活必需品の支給は、防衛局が主務機関となる。

※自衛隊機による事故の場合は、「現場対策」「その他住民への対策」の主務機関は自衛隊となる。

(2) 緊急措置要領

ア 緊急通報の内容等

連絡責任者は、航空機事故を知ったときは、直ちに関係機関に通報するものとする。

次に掲げる事項について判明の都度行うものとする。

- ①事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- ②事故発生の日時、場所
- ③事故機の種別、乗員数、積載燃料の種類、量及び爆発物もしくは危険積載の有無
- ④事故現場の状況
- ⑤被害の状況
- ⑥その他必要事項

イ 現地連絡所の設置

- ①航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。
- ②米軍機事故の場合は、沖縄防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所が、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。
また、この場合においては、他の関係機関は可能な限り協力するものとする。

■米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会関係機関

区 分	関 係 機 関
県	沖縄県
市町村	名護市 うるま市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 那覇市 糸満市 豊見城市 南城市 金武町 嘉手納町 北谷町 西原町 与那原町 八重瀬町 南風原町 与那国町 久米島町 国頭村 東村 宜野座村 恩納村 読谷村 北中城村 中城村 伊平屋村 渡名喜村 伊江村 渡嘉敷村 座間味村 北大東村
消 防	国頭地区消防組合消防本部 名護市消防本部 金武地区消防衛生組合消防本部 うるま市消防本部 沖縄市消防本部 ニライ消防本部 中城北中城消防組合消防本部 宜野湾市消防本部 浦添市消防本部 那覇市消防本部 豊見城市消防本部 糸満市消防本部 東部消防組合消防本部 島尻消防清掃組合消防本部
警 察	沖縄県警察本部
海 保	第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
米 軍	第 18 航空団 在沖米海兵隊 在沖米艦隊活動司令部
自衛隊	陸上自衛隊第 15 旅団 海上自衛隊第 5 航空群 航空自衛隊第 83 航空隊
内閣官房	沖縄危機管理官
防衛省	沖縄防衛局

2. 町の組織体制

(1) 災害対策本部の設置

町内及び町周辺での航空機の墜落及び町内への航空機からの落下物による事故等の第一報が町に入った時点で、「災害対策本部」を設置し配備体制について検討する。

町周辺への航空機からの落下物による事故など、町内に直接の被害がない事故等の場合には、航空機事故等に対応する班（総務課及び企画課）を組織し、情報収集活動を行う。

(2) 航空機事故等に対応する班の組織と活動

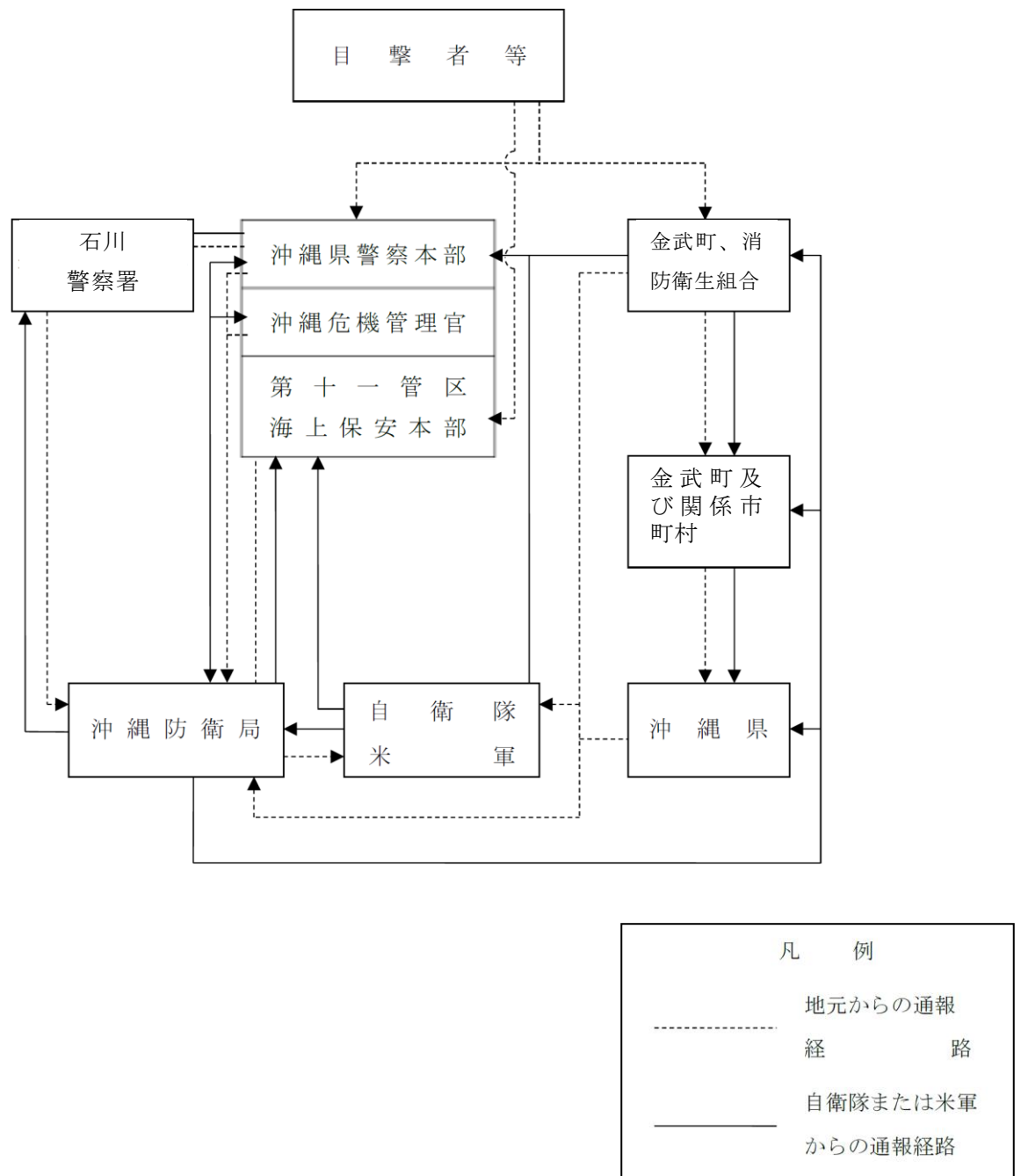
航空機事故等に対応する班の班長は、総務課長をもってあてる。総務課長が不在の場合には、企画課長を代理とする。

班での活動については、総務課及び企画課（基地渉外）での対応を基本とするが、必要に応じて他の課からの応援を要請し、対応を行うものとする。

3. 情報連絡体制

米軍または自衛隊の航空機事故等による場合の通報経路は以下のとおりである。

【米軍・自衛隊航空機事故等に係る通報経路図】



4 災害対策本部応急対策活動

(1) 対応活動

ア 町職員を沖縄防衛局または米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要綱による現場連絡所に派遣して情報収集にあたる。また、必要に応じて、警察署、消防にも職員を派遣して情報収集にあたる。

イ その他の活動

- ① マスコミ対応
- ② 現地確認と可能な限りの写真撮影
- ③ 県との緊密な連絡
- ④ テレビ報道の録画及び新聞等の切り抜きなど、事故等に関する記録

ウ 町周辺に航空機からの落下物による事故等があった場合は、総務課及び企画課（基地渉外）を中心として、関係機関からの情報収集にあたる。

(2) 住民対応活動

ア 必要に応じ、住民に対する広報活動を実施する。

イ 町内に航空機が墜落した場合には、必要に応じ災害現場から安全な距離を置いた場所に速やかに避難所を開設する。

ウ 被害の拡大により町内の避難所だけでは対応できない場合には、近隣市町村に住民の一時避難のための施設の提供を求める。

エ 本町が住民に対する避難勧告等を発令した場合には、本編の「避難計画」に準じた方法により住民の避難誘導にあたる。

(3) ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等を相互に緊密な情報連絡をとり、町民生活の早期回復に努める。

(4) 消防団活動

航空機の墜落等により、町内に住宅火災などが発生した場合には、消火救助活動にあたるとともに、消防の活動の広報支援にあたる。

【民間航空機事故等が発生した場合】

上記の「1.米軍及び自衛隊航空機事故が発生した場合」の町の役割等及び町の組織体制、連絡体制を基本とした対応を行うものとする。

第 37 節 米軍との相互応援

1. 町

県の相互応援体制に基づいて、町における体制等の整備を図る。

また、前述の予防計画をふまえ、関係機関と協議した具体的な避難方法に基づき、避難を実施するとともに、すでに締結している「消防相互援助協約」による相互応援を実施するものとする。

《実施要綱》

- ・「米軍との相互応援体制」、「消防相互援助協約」等に基づき実施する。
- ・災害の種別、規模、態様の情報収集および伝達に努める。
- ・迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第 38 節 林野火災応急対策計画

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1. 金武町の活動

ア 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。

イ 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。

ウ 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。

エ 火災の規模が大きく地元市町で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。

オ 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。

カ 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。

キ 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第39節 台風災害応急対策計画

1. 目的

本計画は、台風の常襲地帯となっている本県において、台風の接近及び接近のおそれがある場合の組織体制等を特別に掲げ、迅速な台風対策を行い、被害軽減を図ることを目的とする。

2. 台風の事前対策（準備段階→台風接近前）

（1）町民への台風対策の周知

事前の台風対策が重要なことから、以下の事項を基本として各担当課等が周知に努める。

- ①気象情報に関すること：総務課、消防団
- ②台風に関する知識の周知：総務課、消防団
- ③暴風時等の危険場所に関する注意喚起：総務課、消防団、建設課、農林水産課、商工観光課、教育委員会、こども支援課、保健福祉課、住民生活課など
- ④一時避難場所に関すること：総務課
- ⑤町民への協力事項（飛来物の事前片付けやごみ収集）：総務課、住民生活課

3. 災害対策警戒体制

台風の進路が沖縄本島地方に影響を及ぼすものと予想される場合には、台風対策会議を開催（各課長等で構成）し、各課における台風対策の確認を行うとともに、警戒要員（待機要員）を配置し、災害対策警戒体制（第二配備）をとるものとする。

（1）会議での確認事項

- ア 台風接近の見通し
- イ 各課の連絡・応援体制等の確認
- ウ 執務の要否等、台風接近時における職員勤務の見通し
- エ 各課における台風対策（避難所の設置、人員など含む）
- オ その他台風に関する事項

※暴風域から抜けたあとも町域における停電や断水等のライフラインが復旧していない場合においては、「避難所の継続開設」及び「住民への給水活動」などの必要な対応を検討するとともに、迅速な実施に努めるものとする。

(2) 各課における主な分掌事務

課名	主な事務内容
総務課	①有線放送、防災行政無線放送 ②各課間の連絡調整 ③台風被害状況の把握 ④関係機関との連絡調整 ⑤職員の執務状況の把握 ⑥庁舎の保全対策
各課	①所管する施設（道路の排水、倒木等、その他危険箇所など）に関する対策及び災害情報の伝達
農林水産課 商工観光課	①農家、漁協、観光客への対応
保健福祉課	①要配慮者への連絡及び支援
総務課、消防等	①暴風警報発表について住民への広報活動 ②各地区における巡回活動
住民生活課	①避難所の開設、管理
その他の課	①所管する施設、事業等に対する対策及び事務

(3) 災害警戒要員（待機要員）

災害警戒要員については、本編「第1節組織動員計画」の「金武町災害対策組織体制及び所掌事務」のとおりとする。

(4) 災害警戒要員の解除

台風による危険が解消され、警戒の必要がなくなると認める場合には災害警戒要員を解除するものとする。なお、引き続き台風対策を行う必要がある課においては、その要員が解消されるまでとする。

4. 災害警戒本部の設置

本編「第1節組織動員計画」のとおりとする。

5. 災害対策本部の設置

本編「第1節組織動員計画」のとおりとする。

第 5 編 災害復旧復興編

第5編 災害復旧復興編

第1章 災害復旧復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

本町における被災した公共施設は、災害に対する各種の特性と原因を速やかに検討し、その被害程度に応じて復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧と合わせて再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図るものとする。

1. 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

2. 計画の種類

復旧計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討してその都度作成実施するものとするが、その主な計画は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 河川公共土木災害復旧計画② 道路公共土木災害復旧計画③ 地すべり防止施設復旧事業計画④ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画⑤ 海岸施設復旧事業計画⑥ 港湾施設復旧事業計画 |
|---|

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

(3) 上下水道施設災害復旧事業計画

(4) 住宅災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(7) 学校教育施設災害復旧事業計画

(8) 社会教育施設災害復旧事業計画

(9) その他、災害復旧事業計画

3. 町及び県における措置

区 分	実 施 内 容
① 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進	著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、町又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。
② 緊急災害査定促進	災害が発生した場合、町及び県は被害状況を速やかに調査把握し緊急に災害査定が行われるために、公共施設の災害復旧事業を迅速に実施するよう努めるものとする。
③ 災害復旧における財源確保	町及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、この負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。
④ 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等	災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分に把握しておき、これらの特別措置等を勘案し、迅速な復旧を図るものとする。
⑤ 復旧工事の代行	本町において、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等があり、かつ復旧に向けた工事の実施体制等が整わず迅速な工事の推進が困難な場合は、県に本町に代わって復旧工事の代行を要請するものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

被災者が抱える多種多様な相談や問い合わせに対して、町の相談窓口「住民サポートセンター（仮称）」を開設するなど、総合的な対応としての機能を発揮させるものとする。

第1款 災害相談

1. 住民サポートセンターの開設

本町における被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、沖縄県の「県民サポートセンター」を主体とし、国及びその他関係機関と連携した「住民サポートセンター（仮称）」を開設するものとする。

2. 相談内容

「住民サポートセンター（仮称）」における相談内容の事例は、次のとおりである。

- ① 倒壊家屋の解体・撤去、危険度判定
- ② 各種資格証の再発行等手続（年金証書、健康保険証等）
- ③ り災証明の発行手続
- ④ 仮設住宅の入居
- ⑤ 災害援護資金
- ⑥ 被災に伴う税金の減免措置
- ⑦ 医療、保健
- ⑧ その他

3. 設置場所

「住民サポートセンター（仮称）」は、町役場及び被災状況及びその地域において、日頃から活用されている公共施設等の施設に設置する。

第2款 り災証明書の発行

本町は、県から技術的・人的支援や必要な研修を受けて、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。

第3款 住宅の復旧計画

災害時における住宅の復旧対策を図る。

1. 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅資金

町及び県は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄復興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金融帳が早急に行われるよう、町においてり災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

- | |
|---------------|
| ① 災害復興住宅資金 |
| ② 地すべり等関連住宅資金 |
| ③ 宅地防災工事資金 |

(2) 個人住宅（特腹貸付）建設資金

町長は、災害による住宅の被害が発生した場合においては、り災者に沖縄復興開発金融公庫による個人住宅（特腹貸付）建設資金の災害り災者貸付制度の内容を周知させるものとする。なお、り災者が借入れを希望する際には「り災者証明書」を交付するものとする。

2. 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法第8条第1項による）は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低所得被災世帯者に賃貸するため国庫補助を受けて建設するものとする。

(1) 適用災害の規模

災害種別	基準内容
① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による場合。	ア) 被災全域の滅失戸数が500戸以上のとき。 イ) 本町区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。 ウ) 本町区域内の滅失戸数が、その住宅戸数の1割以上のとき。
② 火災による場合	ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。 イ) 本町区域内の滅失戸数が、その区域内住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 建設及び管理者

災害公営住宅は、町が建設し、管理することとする。

ただし、災害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理することとする。

第4款 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

1. 災害見舞金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）による災害援護資金

① 実施主体	金武町（条例の定めるところにより実施。）
② 対象災害	自然災害であって、県内において救助法が適用される市町村が1以上ある場合の災害とする
③ 貸付対象	‘②’により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
④ 貸付限度額	350万円 ○被害の種類、程度により区分（世帯主の1か月以上の負傷 150万円、家財の3分の1以上の損害 150万円、住居の半壊 170万円、住居の全壊 250万円、住居の全体が滅失若しくは流失 350万円）※原則
⑤ 所得制限	前年の所得が市町村民税の課税標準で730万円（4人世帯の場合）未満
⑥ 利率	年3%（据置期間中は無利子）
⑦ 据置期間	3年（特別の場合5年）
⑧ 償還期間	10年（据置期間を含む）
⑨ 償還方法	年賦又は半年賦
⑩ 貸付原資負担	国（3分の2）、県（3分の1）

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付ける資金である。

① 貸付限度	1,500,000円
② 据置期間	貸付の日から1年以内
③ 償還期限	7年以内
④ 貸付利子	3%

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子・父子・寡婦及び関係福祉団体に対して、その経済的自立の女性、生活意欲の助長、児童福祉の増進を図るための貸付資金である。

①事業開始資金	②事業継続資金	③修学資金	④技能習得資金
⑤修業資金	⑥就職支度資金	⑦医療介護資金	⑧生活資金
⑨住宅資金	⑩転宅資金	⑪就学支度資金	⑫結婚資金

(4) 国民金融公庫資金

- | |
|----------------|
| ① 更生資金 |
| ② 恩給担保貸付金 |
| ③ 遺族国債担保貸付金 |
| ④ 引揚者国庫債券担保貸付金 |

2. 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- (1) 法の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (3) 母子福祉資金の住宅資金

3. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

(1) 災害弔慰金の支給

① 実施主体	金 武 町
② 対象災害	いわゆる自然災害（法第2条）であって、住家の滅失した世帯が町内で5世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害等
③ 支給対象	‘②’により死亡した者の遺族に対して支給する
④ 弔慰金の額	ア) 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ) その他の者が死亡した場合 250万円
⑤ 費用の負担	国（2分の1）、県（4分の1）、町（4分の1）

(2) 災害障害見舞金の支給

① 実施主体	金 武 町
② 対象災害	いわゆる自然災害（法第2条）であって、住家の滅失した世帯が町内で5世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害等
③ 支給対象	‘②’により、精神又は身体に次に掲げる障害を受けた者に対して支給する ア) 両眼が失明した者 イ) そしゃく及び言語の機能を廃した者 ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者

	才) 両上肢をひじ関節以上で失った者 力) 両上肢の用を全廃した者 キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者 ク) 両下肢の用を全廃した者 ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
④ 見舞金の額	ア) 生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 イ) その他の者が障害を受けた場合 125 万円
⑤ 費用の負担	国 (2分の1)、県 (4分の1)、町 (4分の1)

4. 災害義援物資、義援金の募集及び配分

(1) 義援物資の受入れ

本町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

(2) 義援金の受入れと配分

県、市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア 義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。

イ 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

ウ 県、市町村、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。

エ 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。

オ 受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

5. 租税の徴収猶予及び減免等

(1) 地方税の特別措置

県、本町は、税条例等に基づき、以下の特別措置を行う。

ア 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について一部軽減又は免除する。

イ 徴収の猶予

県及び本町は、災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

ウ 期限の延長

県及び本町は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

6. 職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、本町と連携して以下の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

第5款 被災者生活再建支援

1. 被災者生活再建支援法の適用計画

(1) 目的

災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 計画内容（支援法の適用要件等）

1) 支援法の適用

区 分	基 準 内 容
ア) 対象となる自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～②に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
イ) 支給対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

2) 住宅の被害認定

被害認定は、認定基準「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日 内閣府政策統括官（防災担当）通知）により町が行い、県がその取りまとめを行うこととする。

3) 支援金の支給条件

ア 支給金額

世帯主の年収、年齢等	世帯種別	支給限度額	イの対象 ①～④	イの対象 ⑤～⑧
年収≤500万円の世帯	複数世帯(2人以上)	300万円	100万円	200万円
	単数世帯(1人)	225万円	75万円	150万円
・世帯主が45歳以上又は要援護世帯で 500万円<年収≤700万円 ・世帯主が60歳以上又は要援護世帯で 700万円<年収≤800万円	複数世帯(2人以上)	150万円	50万円	100万円
	単数世帯(1人)	112.5万円	37.5万円	75万円

イ 支援金の対象経費

- ①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
- ②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
- ③住居の移転費又は移転のための交通費
- ④住宅を賃借する場合の礼金
- ⑤民間賃借住宅の家賃・仮住まいのための経費(50万円が限度)
- ⑥住宅の解体(除去)・撤去・整地費
- ⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
- ⑧ローン保証料、その他住宅の建替え等にかかる諸経費

(注)大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象(100万円が限度)

(注)長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

(注)他の都道府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2

4) 町の事務体制

町の事務体制は次の表のとおりとする。また、県・被災者生活再建支援基金の事務体制は県防災計画に基づくものとする。

〈町の事務体制〉

事 務 分 掌		
必要な事務	各団体で行う事務	委託を受けて行う事務
① 制度の周知 (広報)	① 住宅の被害認定	① 支援金の支給(被災者の口座振入による場合を除く)
② その他各事 務に係る付 帯事務	② り災証明書等必要書類の発行	② 支援金の返還に係る請求書の交付
	③ 被災世帯の支給申請等に係る窓 口業務	③ 支援金の納付に係る請求書の交付
	④ 支給申請書の受付・確認等	④ 加算金の納付に係る請求書の交付
	⑤ 支給申請書等のとりまとめ	⑤ 延滞金の納付に係る請求書の交付
	⑥ 使途実績報告書の受付・確認等	⑥ 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに 基金への送金

5) 収入額の算定等

収入額の算定、支援金支給申請の手続き、その他については、県の指導に基づき被災者生活再建支援法・同施行令、同施行規則、内閣府政策統括官(防災担当)通知等に基づき行うものとする。

6) 補助金の交付

被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助する。

2. 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、本町及び県等はそれらの制度の普及促進に努める。

第3節 農林漁業及び中小企業等への支援計画

災害時の被災農林漁業者及び中小企業者に対する融資対策は、次によるものとする。

主に県や金融機関が実施主体となって取り組む以下の融資対策等について、本町においては、町内の現状把握を行うとともに、各種関係機関との調整を行うものとする。

1. 農林業関係

災害により農業者及び林業者が被害を受け経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融資することによって、農林業経営の安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

したがって、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

沖縄振興開発金融公庫の農業関係資金のうち、災害復旧事業を対象とするものに農業基盤整備資金、農林漁業施設資金（共同利用施設資金及び主務大臣指定資金）、自作農維持資金がある。その他に「沖縄県農業災害資金利子補給事業補助金交付規程」に基づく災害資金があるので、これらの災害金融制度の活用を図るよう推進する。

なお、天災融資法を適用されない災害に対しては、県単独の「沖縄県農業災害資金利子補給事業補助金交付規程」を適用して、低利の資金を融帳して農業経営の維持安定を図るよう推進する。

2. 水産関係

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設、又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、漁業協同組合（同連合会）の系統金融の活用を図るよう指導推進する。

〈農林漁業関係の融資〉

- ① 天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
- ② 農林漁業金融公庫資金による災害資金
- ③ 自作農維持資金

3. 中小企業関係

町商工会と協力して金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。

被害を受けた中小企業に対する融資及び斡旋は次のとおりである。

- ① 沖縄振興開発金融公庫資金
- ② 商工組合中央金庫資金
- ③ 沖縄県融資制度（中小企業セーフティネット資金）

第4節 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものである。

1. 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において被災地域やの再建を速やかに実施するため復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

また、住民の意向を尊重しつつ、協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進するものとする。

2. がれき処理

災害によるがれきの処理方法を確立（広域処理を含む）するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集・分別、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。なお、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため適切な措置等を講ずるものとする。

3. 防災まちづくり

防災まちづくりにあたっては、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる河川道路、農村公園、河川、港湾・漁港等骨格的な基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性貯水槽の設備基本的な目標とするものである。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

4. 特定大規模災害時の復興方針等

本町が、大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要となる人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

【資料編】

金武町防災会議条例

昭和59年12月28日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、金武町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 金武町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 沖縄県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 沖縄県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長
- (7) 消防団長又は消防副団長のうちから町長が任命する者
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) その他町長が必要と認め任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ2人、2人、1人、7人、1人及び2人とする。

7 第5項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第12号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第21号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

金武町災害対策本部条例

昭和59年12月28日

条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第6項の規定に基づき、金武町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

金武町防災会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、金武町防災会議条例（昭和59年金武町条例第31号）第5条の規定に基づき、金武町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長において必要と認めたとき又は委員の3分の1以上の要求があったとき会長が召集する。

- 2 防災会議の議長は、会長をもってあてる。
- 3 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 委員は、止むを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 5 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会長の専決処分)

第3条 会長は、防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集する暇がないとき、その他止むを得ない事情により防災会議に出席できないときは、防災会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 防災対策本部の設置について、町長に対する意見具申
- (2) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項
- (3) その他軽易と認められる事項

2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(会議録)

第4条 会長は、職員をして出席委員の氏名、会議の概要等必要な事項を記載した会議録を作成させ保管しなければならない。

(異動報告)

第5条 委員又は幹事の異動等により変更があったときは、後任者はその職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、昭和63年3月24日から実施する。

九州・山口 9 県災害時相互応援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口 9 県」という。）において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口 9 県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

(応援項目)

第 2 条 応援項目は、次のとおりとする。

- 一 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(協定の運用体制)

第 3 条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県をおく。

- 2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。
- 3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県は別に定める九州・山口 9 県の輪番によるものとし、その任期は 1 年とする。
- 5 各件は本協定の運用に関する総合連絡各担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、災害が発生した時は、総合連絡担当部局を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援要請手続等)

第 4 条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県に通知するものとする。
- 3 前 2 項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、第 2 条各号に定める応援項目ごとに別に定める。
- 4 被災県は、第 1 項の規定により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがない時は、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。
- 5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けた時は、速やかに各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。
- 6 被災県以外の県は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第 1 項又は第 4 項の要請ができない状況にあると判断される時は、動向の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、動向の要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮等)

第 5 条 応援部隊は、応急措置の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。

- 2 応援を受けるべき被災県がしき不能の場合は、応援部隊は幹事県の調整の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

- 2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の各県の任務)

第7条 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。

- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡先により、それらを更新し、各県へ提供すること。
二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
三 他の広域応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
四 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。

- 2 第3条5項に定める各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は、平成7年11月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、各県知事記銘押印のうえ、各1通を保管する。

平成7年11月8日

福岡県知事
大分県知事

佐賀県知事
宮崎県知事

長崎県知事
鹿児島県知事

熊本県知事
沖縄県知事

九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時相互応援協定（以下「協定」という。）の運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

(幹事県及び副幹事県等)

第2条 協定第3条第4項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表第1のとおりとする。

2 幹事県及び副幹事県が共に被災した場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに次期幹事県又は副幹事県を臨時の幹事となる県として選定するものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第5項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第2のとおりとする。

2 前項の総合連絡担当部局は、協定第2条第6号に定める事項を併せて担当することとする。

(応援要請に係る手続等の細目)

第4条 協定第4条各号（第3項除く。）の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

2 協定第4条第3項の規定に基づく応援要請に係る手続等の細目は、協定第2条第1号から第5号までに規定するものについては、応援内容ごとに別に定める実施要領等による。

3 被災県は、協定第2条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

一 協定第2条第2号から第5号までの応援項目以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、必要とする物質、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、必要とする応援の具体的内容

4 前項の要請を受けた関係者は、次の各号に掲げる事項を明らかにして被災県に対して通知を行うものとする。

一 その他の物的応援を実施しようとする場合にあっては、提供、貸与等の対象となる物質、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他物的応援以外の応援を実施しようとする場合にあっては、応援の具体的内容

(経費の負担基準)

第5条 協定第6条第1項の規定に基づき応援を受けた件が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

2 協定第6条第2項の規定に基づき応援をした件が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げないものとする。

(職員の公務災害補償)

第6条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法(昭和42年法律第122号)の定めるところによるものとする。

附則

この要領は、平成7年11月8日から施行する。

別表第1 幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任期	幹事県	副幹事県
平成7年度	福岡県	長崎県
平成8年度	佐賀県	熊本県
平成9年度	長崎県	大分県
平成10年度	熊本県	宮崎県
平成11年度	大分県	鹿児島県
平成12年度	宮崎県	沖縄県
平成13年度	鹿児島県	山口県
平成14年度	沖縄県	福岡県
平成15年度	山口県	佐賀県

注) 平成16年度以降は、上記輪番を繰り返すものとする。

別表第2 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部	消防防災安全課
佐賀県	総括本部	消防防災課
長崎県	総務部	危機管理・消防防災課
熊本県	総務部	消防防災課
大分県	生活環境部	消防防災課
宮崎県	総務部	危機管理局
鹿児島県	危機管理局	危機管理防災課
沖縄県	知事公室	防災危機管理課
山口県	総務部	消防防災課

(別添)

**災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への
限定された立入りについての現地実施協定**

この現地実施協定（以下「協定」という。）は、正式に合衆国政府の権限を与えられた代表者としての米海兵隊太平洋基地司令官及び金武町長（以下「申請者」という。）との間で作成され、署名の日に効力を発する。

日本国政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）の規定に従って、在日合衆国軍隊（以下「在日米軍」という。）が一定の施設及び区域（以下「在日米軍の施設及び区域」という。）を使用することを認めている。

米海兵隊太平洋基地司令官は、2007 年 4 月 27 日に合意された都道府県又は他の地方公共団体の当局による災害準備と災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りについての合同委員会覚書の権限の下、申請者に対し、この協定の署名の日から 2022 年 9 月 1 日まで、災害準備及び災害対応のため、下記に掲げられた施設及び区域の一部への限定的な立入りを許可することを決定した。また、米海兵隊太平洋基地司令官は、上記の合同委員会覚書のパラグラフ 3 に規定された人員に対し、立入りを許可することを決定した。本協定の更新は、米海兵隊太平洋基地司令官の裁量による。

施設及び区域番号
FAC6011

施設及び区域名
キャンプ・ハンセン

第 A 部 在日米軍は、次の条件に従って、災害準備のための限定された立入りを申請者に認めることに同意する。

1 申請者は、災害準備のための限定された立入りが、米海兵隊太平洋基地司令官及びキャンプ・ハンセン司令官の全般的な監督の下に置かれ、また、現地の在日米軍の規則の適用を受けることに同意する。合衆国政府又はその指定された代表者のいずれも、在日米軍の施設及び区域への立入りに関連するいかなる費用又は経費も負担しない。

1.1 災害準備のための訓練を行うため、申請者は米海兵隊太平洋基地司令官に対し、立入りのための公式の申請を少なくとも実施の 30 日間前までに送付する。

1.2 申請者は、災害準備のために指定された区域にいかなる臨時の設備を設置する場合にも、事前に米海兵隊太平洋基地司令官の承認を得る。これらの臨時の設備は、申請者の費用

負担で設置される。災害準備のための行事の終了時には、全ての臨時の設備が撤去される。申請者は、在日米軍の施設及び区域においてより恒常的な設備を造ること又は災害準備のための物資を備蓄することを望む場合、日米地位協定第 2 条 4 (a) に基づく共同使用の合意を実行する必要がある。

1.3 申請者に許可された立入りに起因して合衆国政府の財産へのいかなる損害が生じた場合も、申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された代表者が受け入れることができるような形で当該損害を迅速に修理するか又は修理させる。

2 災害準備のための限定された立入りは、在日米軍の活動を妨げないものとし、また、別添の位置図に示される区域に制限される。

3 在日米軍は、米海兵隊太平洋基地司令官によって決定された優先的使用権を有する。

4 保安、安全、通行、出入、及びその他の管理措置は、米海兵隊太平洋基地司令部憲兵隊との間で調整され、承認される。

5 申請者は、国、都道府県及び現地の環境、安全、通行、防火及び衛生に関する規則及び法令を遵守する。在日米軍は、右の遵守に関し責任を負わない。申請者は、全ての現地の在日米軍の規則を遵守する。

6 上記パラグラフ 4. 及び 5. の規定に従って、申請者は、在日米軍の施設及び区域への立入りを許可された人員の行動に対し責任を有する。

7 申請者は、申請者の行動に起因し、又は付随して生じる人又は財産に対するいかなる傷害又は損害に対しても責任を負うものとし、合衆国政府はこのような傷害又は損害に責任を負わない。申請者は、このような傷害又は損害について、合衆国政府又は第三者に補償しなければならない。このことは日米地位協定第 18 条の関連条項に影響を及ぼすものではなく、またそのように解釈してはならない。

8 申請者は、キャンプ・ハンセンの立入りに関して、権限ある軍事当局によって発布された全ての適法な命令、指示及びその他の要請事項を遵守する。

9 申請者（及び日本国政府）がこの協定に規定された立入条件を遵守しない場合、立入りは、米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された代表者により終了され得る。

第8部 在日米軍は、以下の条件に従って、災害対応のための限定された立入りを申請者に認めることに同意する。

1 申請者は、災害対応のための限定された立入りが、米海兵隊太平洋基地司令官及びキャンプ・ハンセン司令官の全般的な監督の下に置かれ、また、現地の在日米軍の規則の適用を受けることに同意する。合衆国政府又はその指定された代表者のいずれも、在日米軍の施設及び区域への立ち入りに関連するいかなる費用又は経費も負担しない。

1.1 自然災害に対応するための立入許可を得るため、申請者は米海兵隊太平洋基地司令官又はキャンプ・ハンセン司令官に連絡を取る。

1.2 申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、災害対応のための立入りに際して必要とされる十分な健康及び安全、ユーティリティ、食料、水、医療、避難場所、保安並びに他のニーズのための計画及び供給を行う責任を有する。

1.3 申請者は、災害対応のために指定された区域にいかなる臨時の設備を設置する場合にも、事前に米海兵隊太平洋基地司令官の承認を得る。これらの臨時の設備は、申請者の費用負担で設置される。災害対応のための行事の終了時には、全ての臨時の設備が撤去される。申請者は、在日米軍の施設及び区域においてより恒常的な設備を造ること又は災害対応のための物資を備蓄することを望む場合、日米地位協定第2条4(a)に基づく共同使用の合意を実行する必要がある。

1.4 申請者に許可された立入りに起因して合衆国政府の財産へのいかなる損害が生じた場合も、申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された代表者が受け入れることができるような形で当該損害を迅速に修理するか又は修理させる。

1.5 災害対応の立入期間が30日を超える場合、申請者は、立入期間延長のための正式の申請を米海兵隊太平洋基地司令官に送付する。

2 災害対応のための限定された立入りは、在日米軍の活動を妨げないものとし、また、別添の位置図に示される区域に制限される。

3 在日米軍は、米海兵隊太平洋基地司令官によって決定された優先使用权を有する。

4 保安、安全、交通、出入、及びその他の管理措置は、米海兵隊太平洋基地司令部憲兵隊との間で調整され、承認される。

5 申請者は、国、都道府県及び現地の環境、安全、通行、防火及び衛生に関する規則及び法令を遵守する。在日米軍は、右の遵守に関し責任を負わない。申請者は、全ての現地の在日米軍の規則を遵守する。

6 パラグラフ 4. 及び 5. の規定に従って、申請者は、在日米軍の施設及び区域への立入りを許可された人員の行動に対し責任を有する。

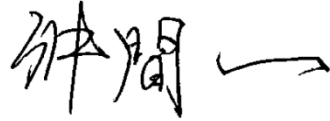
7 申請者は、申請者の行動に起因し、又は付随して生じる人又は財産に対するいかなる傷害又は損害に対しても責任を負うものとし、合衆国政府はこのような傷害又は損害に責任を負わない。申請者は、このような傷害又は損害について、合衆国政府又は第三者に補償しなければならない。ただし、重大な過失等の不法行為及び犯罪行為によって生じた傷害又は損害については、当該傷害又は損害を与えた当事者がその責務を負う。なお、その場合においては、傷害又は損害を与えた者に対する請求権について、申請者と米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された者とが協議し定めるものとする。このことは日米地位協定第 18 条の関連条項に影響を及ぼすものではなく、またそのように解釈してはならない。

8 申請者は、キャンプ・ハンセンの立入りに関して、権限ある軍事当局によって発布された全ての適法な命令、指示及びその他の要請事項を遵守する。

9 申請者（及び日本国政府）がこの協定に規定された立入条件を遵守しない場合、立入りは、米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された代表者により終了され得る。

別添：限定された立入り区域の位置図

申請者



(署名)

金武町長

仲間 一

平成29年9月/日

合衆国政府のために



(署名)

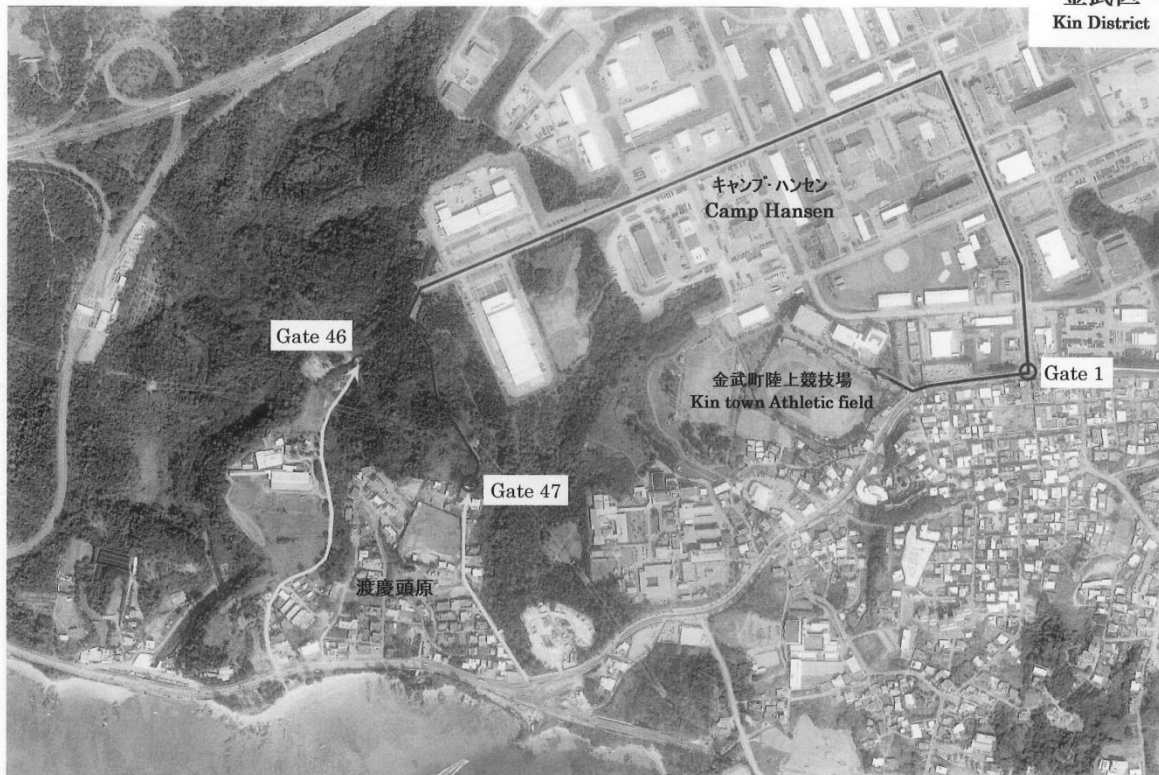
米海兵隊准将

米海兵隊太平洋基地司令官

ポール・J・ロック

年月日 01SEP17

金武区
Kin District



この図面は参考図ですから、証明関係については法務局の地図が必要です。

0m 125m 250m

伊弉区
Igei District



この図面は参考図ですから、証明関係については法務局の地図が必要です。

0m 100m 200m

●金武町現況資料

【指定区域等】

二級河川
(北部土木事務所)

番号	水系名	河川名	指定区域	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	指定年月日
35	億首川	億首川	左岸 金武町字金武喜瀬武原8903番地先から海に至る	5,681	10.4	平成4年10月20日
			右岸 金武町字金武喜瀬武原8902番地先から海に至る			
36	億首川	幸地川	左岸 金武町字金武幸地原9187番地先から億首川合流点に至る	1,595	2.2	"
			右岸 "			

資料：沖縄県水防計画書

国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域

所轄	番号	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指定告示 番号	備考
北部土木事務所	22	浜田海岸	金武町金武	560	昭和48年6月11日	168	

資料：沖縄県水防計画書

農林水産省農村振興局所管海岸保全区域

所属	番号	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指定告示 番号	備考
北部農林水産復興センター	28	金武	金武町金武	690	昭和63年3月11日	204	重複

資料：沖縄県水防計画書

国土交通省港湾局所管海岸保全区域

所轄	番号	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指定告示 番号	備考
北部土木事務所	31	金武港湾	金武町金武先謝原	928.95	平成28年6月10日	331	新規指定
	32	"	金武町金武	560.00	昭和48年6月11日	163	重複
	33	"	金武町伊芸	1,441.25	平成10年3月3日	182	指定変更
	34	"	金武町屋嘉地区の一	935.00	昭和55年11月6日	667	指定変更
				1,868.00	平成15年5月6日	390	
	35	"	金武町屋嘉	1,360.00	平成14年11月1日	928	指定変更
	36	"	金武町金武	1,993.40	昭和61年9月19日	657	
	37	"	金武町金武	499.00	平成2年6月8日	503	
38	"	金武町字屋嘉	1,105.30	平成10年8月28日	665	指定変更	

資料：沖縄県水防計画書

※「重複」とは、海岸法第5条第3項に基づく重複指定のことである。

【危険予想区域】

砂防指定区域

所轄	番号	河川名	溪流名	位置		面積 (ha)	被害対策			指定年月日	指定告示 番号
				市町村	大字		人家	耕地	公共施設		
北部土木事務所	130	クラ川	クラ川	金武町	屋嘉	2.46	15	1	道路	平成元年10月11日	1736
〃	131	クラ川	クラ川	金武町	屋嘉	1.68	3	0.26	道路	平成4年3月13日	632

資料:沖縄県水防計画書

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

<自然斜面>

所轄	水防管理 団体名	番号	位置			地形			保全対策			急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定	箇所番 号
			市・町・村	大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的建物	公共施設		
北部土木事務所	金武町	322	金武町	金武	浜田原	48	115	14.8	9		町道(220m)	無	I-341

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ:被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ:被害想定区域内に人家が1~4戸ある箇所。

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ:被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

資料:沖縄県水防計画書

崩壊土砂流出危険地区

地区番号	位置		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	保全対象施設		
	市・町・村	字				人家 (戸)	公共施設	道路
10	金武町	屋嘉	有	2.52	一部既成	12		国道
20	〃	〃	有	2.16	既成	12		〃

資料:沖縄県地域防災計画(資料編)

山腹崩壊危険地区

地区番号	位置		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	保全対象施設		
	市・町・村	字				人家 (戸)	公共施設	道路
10	金武町	屋嘉	無	1.6	無			町道

資料:沖縄県地域防災計画(資料編)

重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)

番号	所轄	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想 される 危険	予想される被害の程度			
					流路 延長	区域	流路 延長	区域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
17	北部土木事務所	金武町	徳首川	徳首川	5.7	金武町喜瀬武原~河口	5.7	左同	溢水	-	-	-	-

資料:沖縄県水防計画書

重要水防区域内で危険と予想される区域(海岸)

番号	所轄	水防管理 団体名	沿岸名	海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想 される 危険	予想される被害の程度		
					延長 (m)	区域	延長 (m)	区域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	面積 (ha)
7	北部土木事務所	金武町	琉球諸島沿岸	金武港湾	2,109	伊芸地区、村内原地区	2,109	伊芸地区、村内原地区	越波	292	14.2	28.6

※危険と予想される区域(海岸)については、上記重要水防区域の他、海岸法第3条「海岸保全区域」の指定区域を含む。

資料:沖縄県水防計画書

土石流危険渓流

土石流危険渓流(Ⅱ)

所轄	水防管理 団体名	番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概要			保全対策		溪流番号
						郡・市	町・村	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪床 勾配(°)	人家戸数 (戸)	公共施設等	
北部土木事務所	金武町	41	徳首川			国頭郡	金武町	喜瀬武原	0.38	0.06	4	3		314-B22-02

土石流危険渓流Ⅰ:土石流危険区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある場合の当該区域に流入する渓流。

土石流危険渓流Ⅱ:土石流危険区域内に人家が1~4戸ある場合の当該区域に流入する渓流。

土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ:土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流。

※全ての土石流危険渓流が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に該当することを意味するものではない。

資料:沖縄県水防計画書

【消防機関の設備】

消防自動車等保有状況

車両種別	台数
水槽付ポンプ自動車	4
はしご付ポンプ自動車	1
水槽車	3
指揮車	1
広報車	1
資機材搬送車	3
救急車	4
救助工作車	1
その他の車両	6
合計	24

※「その他の車両」に総務課事務車両（普通乗用車1台）と2年前に老人ホームから譲り受けたマイクロバス1台（12人乗り）が含まれています。

※ 「資機材搬送車」3台の内1台は3月末日で抹消予定。「その他車両」6台の内1台で暫定利用。

消防水利等

消火栓	170	基
防火水槽	10	基

字名	消火栓	防火水槽等
中川区	21	8
金武・並里	112	2
伊芸区	19	0
屋嘉区	18	0
合計	170	10

※「中川区」 中川小学校プールを含む（「防火水槽等」として計上）

※「金武・並里」 金武小学校プールを含む（「防火水槽等」として計上）

※「中川区」の防火水槽等の7基は「ギンバル跡地」に整備されている

主な救助用資機材装備状況

資機材別	台数
油圧切断機	1
油圧スプレッダー	1
エンジンカッター	4
空気呼吸器	25
潜水器具一式	15
空気式救助マット	1
チェーンソー	5
救命策発射銃	0

※「救命策発射銃」は去年破棄

●消防水利現況・災害時の原水確保（補給水源の種別及び水量等）

①災害時の原水確保（消防水利）

地下水、大川、慶武田川、石川川、美徳川（伊芸）、前田川（屋嘉）、渡久比那川（屋嘉）

②災害時の原水確保（飲料水）

浄水場	場所	量
	金武	1,720m ³
	並里	740m ³
	屋嘉	60,000m ³
	中川	400m ³
	伊芸	500m ³
	喜瀬武原	60m ³

●応急給水用（運搬）車両（給水タンク車等資機材）の現況

①給水タンク車 なし

②給水袋（6リットル） 現在なし（平成31年度に2,000袋購入）
※毎年度定期的に購入予定

【町内の医療・福祉施設】

医療機関

施設名	所在地	電話番号
国立病院機構 琉球病院	字金武7958-1	968-2133
金武町診療所	字金武94	968-2145

資料：タウンページ

福祉施設

施設名	所在地	電話番号
金武町総合保険福祉センター	字金武1842	968-5932
介護老人保健施設 信愛の丘	字屋嘉2724	965-6655
光が丘特別養護老人ホーム	字伊芸1292-1	968-4486

資料：タウンページ

【町所有の資機材等の現況】

①町有車両保有状況

平成30年10月19日更新

車両種別	台数
一般自動車	54
マイクロバス	7
広報スピーカー付車両	4
その他	51
合計	116

資料:金武町役場

②災害時のゴミ収集車両及び作業員・清掃工場(ゴミ収集処理施設)の現況

ゴミ収集車両	2台
作業員	4名

③清掃工場の現況(金武地区清掃センター)

敷地面積	7,201㎡
処理トン数	18t

④町所有防疫機材の現況

消毒車	1台
作業員	1名

【町内の危険物取扱施設】

危険物施設調査

区 分	平成27年度 金武町 合計	平成28年度 金武町 合計	平成29年度 金武町 合計	平成30年度 金武町 合計	平成31年度							恩納村	宜野座村		
					合計	金武町									
						小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類			第6類	
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	0	0	0	0	5	0				0			5	0
	屋内タンク貯蔵所	0	0	0	0	4	0				0			2	2
	屋外タンク貯蔵所	5	5	5	5	15	5				5			9	1
	地下タンク貯蔵所	5	4	4	4	26	4				4			18	4
	移動タンク貯蔵所	2	2	2	2	25	2				2			13	10
	簡易タンク貯蔵所	0	0	0	0	5	0				0			5	0
	屋外貯蔵所	0	0	0	0	0	0				0			0	0
小計	12	11	11	11	80	11				11			52	16	
取 扱 所	給油取扱所	営業用	5	5	5	4	11	4			4			4	3
		自家用	0	0	0	0	10	0			0			8	2
		船舶	1	1	1	1	3	1			1			1	1
	販売取扱所	0	0	0	0	0	0				0			0	0
	移送取扱所	0	0	0	0	0	0				0			0	0
	一般取扱所	4	4	4	4	26	4				4			16	6
小計	10	10	10	9	50	9				9			29	12	
製造所	0	0	0	0	0	0				0			0	0	
合計	22	21	21	20	130	20				20			81	28	

過去の災害履歴

年月日	原因	一般被害				土木関係 被害 (箇所)	農林水産 関係被害 (千円)	その他の被害 及び 被害額等	気象値	備考
		人		住家(棟)						
		死亡	負傷	全・半壊	浸水					
昭和53. 5. 14	豪雨				床下7	道路4 河川6 崖崩れ5	農産被害 466千円 畜産被害 928千円	公共土木施設 1,500千円 ビニールハウス 1,338千円	総降水量 169.0mm 最大日降水量 169.0mm 最大風速 21.5m 瞬間最大風速 36.4m 総降水量 203.5mm	
昭和53. 8. 15	台風 11号					道路1	農産被害 93千円	公共土木施設 1,500千円		
昭和54. 8. 22、23	台風 11号			一部破 損1	床上1		農産被害 14,291千円	その他の公共 施設 854千円		
昭和54. 9. 27	台風 16号						農産被害 235千円	その他の公共 施設 356千円		
昭和54. 10. 18	台風 20号						農産被害 4,977千円	その他の公共 施設 415千円		
昭和55. 10. 12、13	台風 19号						農産被害 8,991千円 水産被害 850千円	公共土木施設 158千円 その他の公共 施設 178千円		
昭和56. 8. 30	台風 18号						農産被害 13,797千円	効率文教施設 158千円 公共土木施設 26,000千円 その他の公共 施設 1,528千円		
昭和56. 10. 21	台風 24号						農産被害 12,378千円	その他の公共 施設 2,338千円		
昭和58. 9. 24、25	台風 10号						農林水産 業施設 2,700千円 農産被害 40,719千円	その他の公共 施設 395千円	最大風速 16.3m 瞬間最大風速 18.3m 総降水量 170.3mm	
昭和59. 8. 18、19	台風 10号						農産被害 4,722千円	公共土木施設 3,000千円 その他の公共 施設 562千円	最大風速 18.4m 瞬間最大風速 16.0m 総降水量 370.5mm	
昭和62. 8. 25、26	台風 13号			一部破 損2			農林水産 業施設 1,500千円 農産被害 25,252千円 畜産被害 100千円	その他の公共 施設 504千円		
昭和62. 8. 29、30	台風 12号			半壊1 一部破 損1			農林水産 業施設 1,410千円 農産被害 7,232千円	商工被害 200千円 その他の公共 施設 642千円		

年月日	原因	一般被害				土木関係被害 (箇所)	農林水産 関係被害 (千円)	その他の 被害及び 被害額等	気象値	備考
		人		住家(棟)						
		死亡	負傷	全・半壊	浸水					
平成17.6.17	豪雨					2	20,011	10,875		道路1箇所 がけ崩れ1 箇所
平成19.7.13	台風 4号						19,764	13,860		河川1箇所
平成23.5.26	台風 2号								公共施設	
平成23.8.4 ~8.6	台風 9号					道路1箇 所			公共施設	
平成24.9.29	台風 17号		1	全壊2 半壊3		法面1箇所			公共施設	
平成26.7.7 ~7.9	台風 8号			一部破 損1					公共施設	
平成26.10.10 ~10.12	台風 19号								公共施設	
平成30.9.28 ~9.30	台風 24号						豚舎屋根 破損1箇所		公共施設	断水

資料:金武町役場

火災発生件数と出火率の推移

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	件数	出火率	件数	出火率	件数	出火率	件数	出火率	件数	出火率
金武町	14	12.4	12	10.5	9	7.9	18	15.7	11	9.6
恩納村	5	4.8	10	9.3	8	7.4	11	10.2	14	12.8
宜野座村	1	1.7	11	18.9	3	5.1	9	15.3	4	6.8

資料:消防防災年報

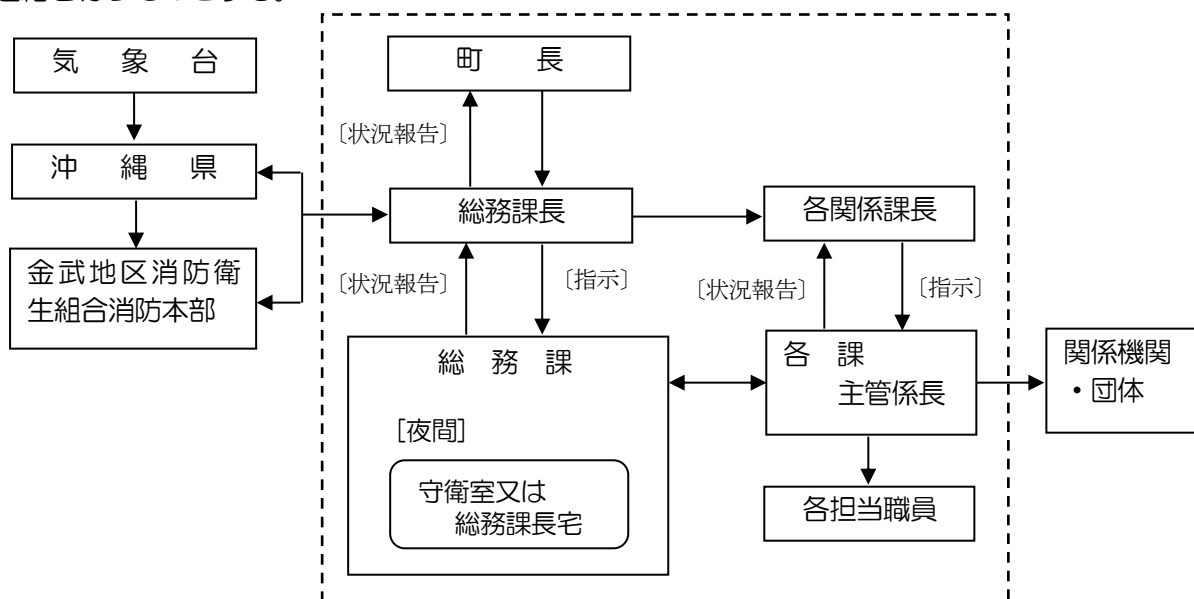
火災状況(平成28年中)

	出火件数							死傷者		焼損面積			焼損棟数計					り災世帯数				り災人員		
	合計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	死者	負傷者	建物(m)		林野(a)	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	合計	全損	半損	小損			
										床面積	表面積													
金武町	11	1	6	2	0	0	2	0	0	25	0	364	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恩納村	14	3	7	2	0	0	2	0	0	10	7	113	3	0	1	2	0	1	0	0	1	11		
宜野座村	4	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料:消防防災年報

●金武町の組織連絡系統

災害時における庁内の連絡系統は、以下の図のとおり、基本的に総務課を通して関係各課に連絡を行うものとする。



●避難勧告・指示、警戒区域の設定等の基準

① 町の避難準備・勧告基準

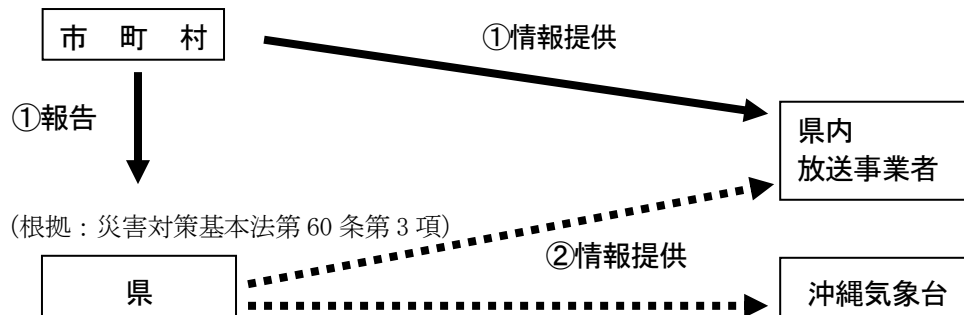
災害の種類	基準
土砂災害	①土砂災害の前兆現象（斜面のはらみ、擁壁。道路等にクラック発生）が発見された場合 ②土砂災害警戒情報が発表され、避難すべき区域で土砂災害の危険が高まった場合
浸水	大雨警報等の発表や、短時間に浸水等による危険が予想される場合。
河川等の氾濫	洪水警報の発表や、平均水位を超え河川の氾濫が予想される場合。

② 町の避難指示（緊急）、警戒区域設定基準

災害の種類	基準
土砂災害	①土砂災害が発生した場合。 ②土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）が発見された場合。 ③降雨指数値が土砂災害発生を目安となる線に到達し、引き続き降雨が見込まれる場合。
浸水	大雨警報（1時間降水量が80mm以上、あるいは土壌雨量指数166を超えたような場合）の発表や、災害の発生が予想される、又は災害が発生し警戒区域の拡大が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合。
河川の氾濫	豪雨等によりさらに増水が予想され、河川の氾濫が相当差し迫った場合、又は氾濫が起こる恐れが予想される段階に至った場合 また、河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が迫ったとき
暴風	暴風警報（平均風速25m/s以上）等が発表され、さらに勢力が強まっていくと予想される場合。短時間の後に家屋倒壊のおそれ等が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合。
地震発生による危険建物	大規模な地震が発生し、建物の倒壊の危険が予想される場合や、又は倒壊する前兆現象が発見され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合。
津波の場合	強い地震（震度4以上）、もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を求める場合、あるいは津波警報を覚知した場合には、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示する。
その他の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 ・警戒体制が続き周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきた場合、または人命保護上避難を要すると認められるとき。 ・その他応急対策上、やむを得ないとき。

《避難勧告等情報の伝達ルート及び手段》

1. 伝達ルート



- ア) 原則、市町村から県及び放送局双方へ同時に情報を伝達することができるよう伝達ルートを確認する。
- イ) 直接、市町村から放送局への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由した伝達ルートを確認する。
- ウ) 県は市町村から避難勧告等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、市町村から報告があったことについて、情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。
- エ) 避難勧告の指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者に情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。

2. 伝達手段

- ア) 原則として、伝達手段はFAX及び電話とする。
- イ) 市町村は、迅速にFAX送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者のFAX番号等をFAXに登録しておき、一斉送信できるようにしておく。
- ウ) 県は、市町村から避難勧告等の報告をFAXにより受けた場合は、県から放送事業者に対して、その旨を速やかに電話により連絡する。
- エ) 市町村及び県は、災害時の状況によりFAXでの伝達手段が困難な場合は、電話による伝達も可能とする。
- オ) 県は上記エにより市町村の情報を伝達した場合は、同一情報を速やかにFAXで放送局に提供しなければならない。

[通信回線]

- ①沖縄県総合行政情報通信ネットワーク
- ②公衆回線
- ③非常通信ルート

避難勧告等発令情報（市町村用）

_____ 市 ・ 町 ・ 村

送付日時： _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

1 避難情報の別（番号を○印で囲む）

① 避難準備・高齢者等避難開始（根拠：地域防災計画等）

「避難勧告」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

② 避難勧告（根拠：災害対策基本法第 60 条）

「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為。

③ 避難指示（緊急）（根拠：災害対策基本法第 60 条）

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。

2 発令日時 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

3 対象地域等

No.	対象地域 (字・区)	世帯数、人数	(フリガナ) 避難場所	避難理由 ※ 1 (①～⑦)
1		世帯 人		
2		世帯 人		
3		世帯 人		
4		世帯 人		
5		世帯 人		

※ 1 避難理由（該当理由がある場合は、該当の数字分記入すること）

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①大雨による浸水の危険があるため | ②大雨による土砂災害の危険があるため |
| ③地震による土砂災害の危険があるため | ④地震による家屋崩壊の危険があるため |
| ⑤地震による津波発生のおそれがあるため | ⑥地震による津波警報が発表されたため |
| ⑦その他（ _____ ） | |

発信者の課・職・氏名 _____

電話（公衆回線） _____ FAX（公衆回線） _____

電話（防災無線 ※ 2） _____ FAX（防災無線） _____

※ 2 防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

放送による伝達例文

避難準備・高齢者等避難開始

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）……から避難準備・高齢者等避難開始が出されました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

避難勧告

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）……から避難勧告が出されました。直ちに最寄りの指定避難場所に避難してください。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

避難指示（緊急）

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）……から避難指示（緊急）が出されました。大変に危険な状況です。避難中の方は直ちに指定避難場所への完了を行ってください。十分な時間が無い方は近くの安全な建物に避難してください。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

< 特別警報に関する基準等（平成 25 年 8 月 30 日から運用） >

● 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧による大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

● 津波・地震に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

● 気象警報等発表時における町及び住民の対応例

	気象警報等の種類					町の対応	住民の行動
	大雨		暴風	高潮	波浪		
	(土砂災害)	(浸水害)					
特別警報 (重大な災害のおそれ著しく大きい)	大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ 特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに命を守る行動をとる(避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる)
警報 (重大な災害の起こるおそれ)	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	高潮警報	波浪警報	<ul style="list-style-type: none"> 避難の呼びかけ 必要地域に避難勧告・指示 応急対応態勢確立 必要地域に避難準備(要援護者避難)情報 避難場所の準備、開設 警報の住民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 早めの自主避難又は町の勧告・指示による避難 暴風警報については、安全な場所に避難 日頃と異なったことがあれば、役所へ通報 危険な場所に近づかない 避難の準備をする
注意報 (災害の起こるおそれ)	大雨注意報 (土砂災害)	大雨注意報 (浸水害)	強風注意報	高潮注意報	波浪注意報	<ul style="list-style-type: none"> 警戒すべき区域の巡回 注意呼びかけ 気象情報や雨量の状況を収集 担当職員の連結態勢確立 	<ul style="list-style-type: none"> 非常持出品の点検 避難場所の確認 窓や雨戸など家の外の点検 テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報入手 気象情報に気をつける

●災害報告様式

災 害 概 況 即 報

災害即報様式第1号

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死傷	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
<p>*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。</p> <p>被害集中地域 …</p>											
応 急 対 策 の 状 況											

災害報告様式第1号補助表5

農産物被害

1. 農作物被害 (市町村名())

農作物等名	総栽培面積 ha	被害面積 ha	被害減収量 t	単価 円	被害金額 千円	備考
計						

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額 千円	備考

注 1. 「施設被害名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

災害報告様式第1号補助表7

畜産被害

1. 家畜等 (市町村名 ())

家畜等	被害数量	単価	被害金額	備考
			千円	
計				

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えは畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水 産 被 害

市町村名 ()

1. 漁船被害

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えは養殖施設等を記入する。

災害名		発生年月日									計	
区分												
人的被害	死者	人										
	行方不明者	人										
	負傷者	重傷	人									
		軽傷	人									
住家被害	全壊	棟										
		世帯										
	半壊	棟										
		世帯										
	一部破損	棟										
		世帯										
床上浸水	棟											
	世帯											
床下浸水	棟											
	世帯											
非住家	公共建物	棟										
	その他	棟										
田	流失・埋没	ha										
	冠水	ha										
畑	流失・埋没	ha										
	冠水	ha										
その他	文教施設	箇所										
	病院	箇所										
	運路	箇所										
	掘りょう	箇所										
	河川	箇所										
	港灣	箇所										
	砂防	箇所										
	滑槽施設	箇所										
	崖くずれ	箇所										
	鉄道不通	箇所										
	被害船舶	隻										
	水道	戸										
	電話	回線										
	電気	戸										
	ガス	戸										
ブロック塀等	箇所											
火災発生	建物	件										
	危険物	件										
	その他	件										
り災世帯数	世帯											
り災者数	人											
公立文教施設	千円											
農林水産業施設	千円											
公共土木施設	千円											
その他の公共施設	千円											
その他の被害	農産被害	千円										
	林産被害	千円										
	畜産被害	千円										
	水産被害	千円										
	商工被害	千円										
その他	千円											
被害総額	千円											
災害対策本部	設置	月日時分										
		月日時分										
災害救助法適用	有・無	月日時分										
		月日時分										
消防職員出勤延人数	人											
消防団員出勤延人数	人											

【別表1】

《災害即報様式第1号の記入要領》

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況。
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況。
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況。	
被害の状況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。	
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村（消防機関を含む）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。	

《災害即報様式第2号の記入要領》

各被害欄		原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」及び「ガス」については、報告時点の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災害対策本部設置の状況		本部設置の有無及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする。
避難の状況		避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応援要請		応援を要請した市町村、人員、作業内容の概要、時間その他必要な事項について報告するものとする。
応急措置の概要		消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
救助活動の概要		被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種類、災害経過
	消防機関の活動概況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

【別表 2】

《被害状況判定基準》

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主家より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度の者とする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水した者及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

被害区分		判定基準
3 非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が入居しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園等における教育の用に供する施設とする。
	病院	院療法（昭和23年法律205）第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	河岸	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道の断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止になった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

被害区分		判定基準
5 その他の被害	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(従事命令、協力命令)

従事第 号	
公 用 令 書	
住 所 氏 名	
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。	
年 月 日	
処分権者 氏名	
印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(保 管 命 令)

保管第 号				
公 用 令 書				
住 所 氏 名				
災害対策基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者 氏名				
印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(管理、使用、収用)

保管第 号							
公 用 令 書							
住 所 氏 名							
災害対策基本法第 71 条 第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり							管理 を使用する。 収用
年 月 日							
処分権者 氏名							印
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(変 更)

保管第 号							
公 用 変 更 令 書							
住 所 氏 名							
災害対策基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第 号) に 係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、 これを交付する。							
年 月 日							
処分権者 氏名							印
変更した処分の内容							

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(取 消)

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法 ^{第 71 条}
第 78 条第 1 項の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)に
係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

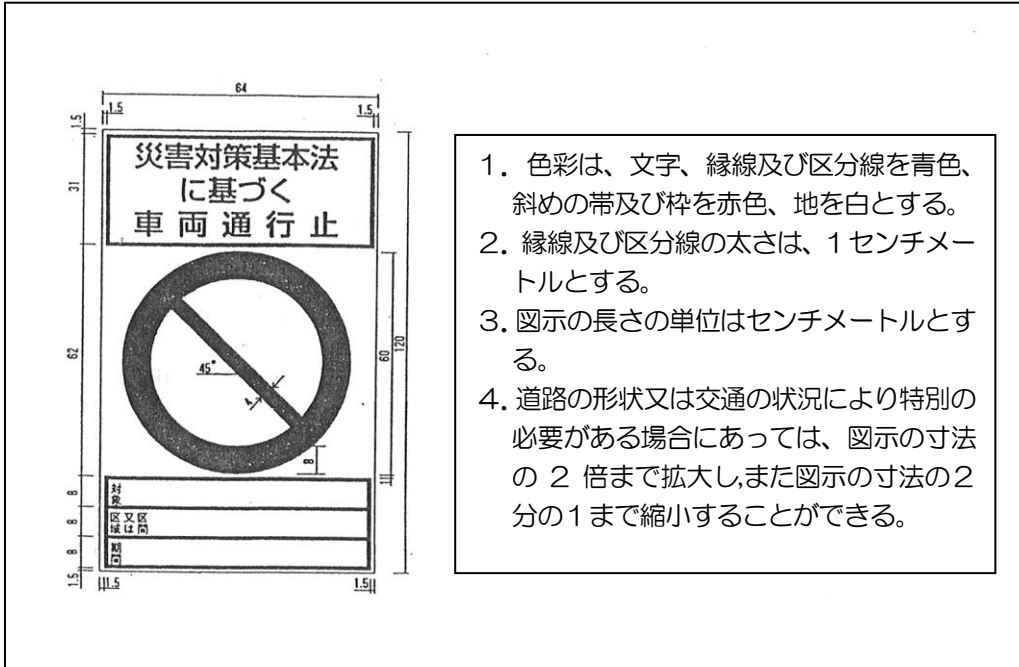
印

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

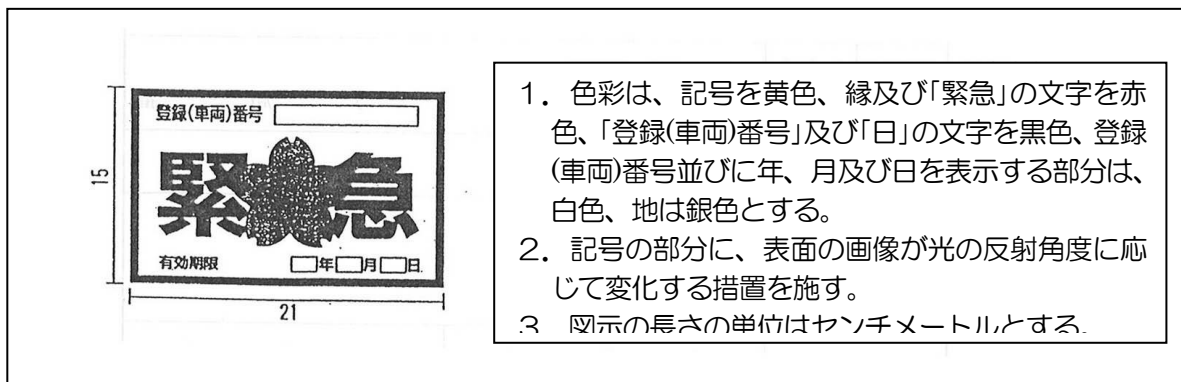
【様式・基準等】

〈車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書〉

[様式1]



[様式2]



[様式3] (証明書)

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
知 事 印 公安委員会 印			
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

〈気象庁震度階級関連解説表〉

■使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更する。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

用 語	意 味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
用 語	意 味
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	伝統などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少しゆれる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■木造建物（住宅）の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、高速道路などで、安全確認のため、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域のよって異なる。）

電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

〈災害救助法に基づく救助の概要一覧表〉

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,516,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,516,000円以内であればよい。 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		
炊き出しその他による食品の 給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
			冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
		半壊 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
冬	9,800		12,700	18,000	21,400	27,000	3,500		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当りの限度額 574,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 210,200円以内 小人（12歳未満） 168,100円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,100円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

被災者台帳様式（例）

被災者台帳様式		台帳No	
1	フリガナ		
2	氏名		
3	生年月日	性別	男・女
4	住所		
5	現在の居所		
6	連絡先	携帯電話：	メールアドレス：
7	家族構成	同居者の有無：	世帯人員：
8	被災年月日	平成 年 月 日	
9	被災場所		
10	被害の状況	住家被害：全壊・全焼・流失・半壊・半焼・床上浸水・床下浸水	
		人的被害：死亡（ ）人、重傷（ ）人、軽傷（ ）人	
11	り災証明書の 交付状況		
12	各種支援制度 による支援の 実施状況		
13	要配慮者であ る場合の該当 事由		
14	その他配慮事 項		
15	被災者台帳情 報の提供	日時：	提供先：

役所確認欄

※本人確認の証明書

運転免許証 ・ 保険証 ・ その他身分証明書（ ）
上記以外の確認手段：

被災者台帳情報外部提供同意の様式（例）

被災者台帳様式		台帳No
フリガナ		
氏名		
生年月日	性別	男 ・ 女
住所		
連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）		
電話番号	FAX番号	
携帯電話番号	メールアドレス	
外部提供先 及び 提供可能情報	<p>①公共料金等減免</p> <p><input type="checkbox"/>電力会社（沖縄電力）</p> <p><input type="checkbox"/>ガス会社</p> <p><input type="checkbox"/>水道料金（金武町上下水道課）</p> <p><input type="checkbox"/>下水道料金（金武町上下水道課）</p> <p><input type="checkbox"/>NHK</p> <p><input type="checkbox"/>NTT</p> <p><input type="checkbox"/>携帯電話会社（会社名・支店名）</p> <p>連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒</p> <p>電話番号：</p> <p>メールアドレス：</p> <p>担当者：</p> <p><input type="checkbox"/>その他（）</p> <p>連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒</p> <p>電話番号：</p> <p>メールアドレス：</p> <p>担当者：</p> <p>※上記料金減免に必要な情報の提供</p> <p>※市区町村に対するもの（税、保育料等）については、外部ではないため、本様式による同意は不要です</p> <p>②被災者支援団体等への提供</p> <p><input type="checkbox"/>民生委員</p> <p><input type="checkbox"/>社会福祉協議会</p> <p><input type="checkbox"/>各自治会</p> <p><input type="checkbox"/>消防団</p> <p><input type="checkbox"/>その他（民間事業者、NPO、ボランティア団体等）</p>	

団体等名称：_____

団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：

住所：〒_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

担当者：_____

提供を同意する情報（_____）

※別添から番号を記入ください

提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

③被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供

社会福祉協議会（再掲）

国（官署名：_____）

被災者生活再建支援法人

独立行政法人住宅金融支援機構

その他

団体等名称：_____

団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：

住所：〒_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

担当者：_____

提供を同意する情報（_____）

※別添から番号を記入ください

提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

④その他

提供を同意する団体名：_____

提供を同意する理由：_____

団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：

住所：〒_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

担当者：_____

提供を同意する情報（_____）

※別紙から番号を記入ください

提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

※同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳掲載情報を提供いたします。

指定管理者が管理している施設（2019年1月現在）

No	施設名	住所	指定管理者名	担当課	備考
1	金武町立屋嘉地区体育館	金武町字屋嘉360番地1	屋嘉区	社会教育課	台風時避難所
2	金武町立並里地区民広場	金武町字金武12421番地の1	並里区	社会教育課	指定緊急避難場所
3	金武町立屋嘉地区運動場	金武町字屋嘉2026番地	屋嘉区	社会教育課	指定緊急避難場所
4	ネイチャーみらい館	金武町字金武11818番地2	NPO雄飛ソーリズムネットワーク	商工観光課	
5	土地(漁業施設用地)	金武町字金武4363番地7	金武漁業協同組合	農林水産課	
6	船溜場	金武町字金武4363番地7	金武漁業協同組合	農林水産課	
7	水産物荷さばき施設	金武町字金武4363番地7	金武漁業協同組合	農林水産課	
8	漁村総合センター	金武町字金武4363番地7	金武漁業協同組合	農林水産課	
9	漁場監視船	金武町字金武4363番地7	金武漁業協同組合	農林水産課	
10	漁船保全修理施設及び巻場施設	金武町字金武4363番地7	金武漁業協同組合	農林水産課	
11	金武町立屋嘉地区共同作業施設	金武町字屋嘉329、330-1、332-1、334-1番地	屋嘉区	農林水産課	
12	金武町特産品物産センター	金武町字金武4086番地1	金武町観光協会	商工観光課	
13	金武町研修施設	金武町字金武4088番地	金武町観光協会	商工観光課	
14	金武町商工業研修等施設	金武町字金武4090番地	金武町商工会	商工観光課	
15	金武町公共駐車場	金武町字金武7737番地1	金武町商工会	商工観光課	
16	伊芸地区農業集落排水処理施設	金武町字伊芸1020番地の1	伊芸区	商工観光課	
17	大川児童公園	金武町字金武565番地	並里区	上下水道課	指定緊急避難場所
18	トムスズ緑地公園	金武町字金武126番地	金武区	建設課	
19	屋嘉西児童公園	金武町字屋嘉599番地1	屋嘉区	建設課	指定緊急避難場所
20	大川長命の泉公園	金武町字金武641番地2	並里区	建設課	
21	モーシヌ森公園	金武町字金武856番地	並里区	建設課	指定緊急避難場所
22	金武児童公園	金武町字金武438番地	金武区	建設課	指定緊急避難場所
23	中川近隣公園	金武町字金武10531番地	中川区	建設課	指定緊急避難場所
24	中川児童公園	金武町字金武10541番地12	中川区	建設課	指定緊急避難場所
25	大川西公園	金武町字金武658番地1	並里区	建設課	
26	伊芸地区公園	金武町字伊芸907番地1	伊芸区	建設課	指定緊急避難場所
27	ティダカ-森林公園	金武町字金武3558番地	金武区	建設課	
28	上ヌ毛公園	金武町字金武226番地2	金武区	建設課	指定緊急避難場所
29	ふれあいの森公園	金武町字金武10366番地1	中川区	建設課	指定緊急避難場所
30	伊芸地区簡易水道施設	金武町字伊芸713番地	伊芸区	住民生活課	
31	金武町伊芸地区集会所	金武町字伊芸957番地	伊芸地区集会所運営委員会	総務課	指定避難所
32	金武地区学習等供用施設	金武町字金武151番地	金武区	社会教育課	
33	並里地区学習等供用施設	金武町字金武714番地の1	並里区	社会教育課	
34	伊芸地区学習等供用施設	金武町字伊芸778番地の1	伊芸区	社会教育課	
35	金武町立並里地区公民館	金武町字金武714番地の1	並里区	社会教育課	指定緊急避難場所 指定避難所
36	金武町立伊芸地区公民館	金武町字伊芸778番地の1	伊芸区	社会教育課	指定緊急避難場所 台風時避難所
37	金武町立屋嘉地区公民館	金武町字屋嘉360番地1	屋嘉区	社会教育課	指定緊急避難場所 台風時避難所
38	金武町立中川地区公民館	金武町字金武10543番地の1	中川区	社会教育課	指定緊急避難場所 指定避難所
39	金武町立金武地区公民館	金武町字金武436番地の1	金武区	社会教育課	
40	金武町並里地区青年・婦人会館	金武町字金武712番地	並里区	社会教育課	
41	喜瀬武原地区農民集会所	金武町字金武8909番地	金武区	農林水産課	指定緊急避難場所 指定避難所
42	金武町立診療所	金武町字金武94番地	医療法人きんクリニック	保健福祉課	
43	金武公会堂前広場	金武町字金武138番地	金武区	建設課	指定緊急避難場所
44	伊芸海浜公園	金武町字伊芸1021番地8	伊芸区	建設課	
45	がじまる公園	金武町字伊芸33番地	伊芸区	建設課	
46	金武町立伊芸地区運動場	金武町字伊芸778番地の1	伊芸区	社会教育課	指定緊急避難場所
47	仲畑慶原公園	金武町字金武5312番地	並里区	建設課	指定緊急避難場所
48	金武町フィットニングセンター	金武町字金武10914番地	株式会社佐喜真義肢	保健福祉課	
49	金武町海洋療法児童リハビリセンター	金武町字金武10915番地	学校法人智晴学園	保健福祉課	



【関係機関】

① 指定行政機関

機関名	防災担当課	所在地	電話番号
消防庁	総務課	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-7521
	消防・救急課	〃	03-5353-7522
	予防課	〃	03-5253-7523
	危険物保安室	〃	03-5253-7524
	防災課	〃	03-5253-7525
	防災情報室	〃	03-5253-7526
	応急対策室	〃	03-5253-7527
	特殊災害室	〃	03-5253-7528
	救急企画室	〃	03-5253-7529
内閣官房	内閣官房副長官補 (安全保障、危機管理担当)付	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
内閣府	政策統括官付参事官 (防災統括担当)	東京都千代田区永田町 1-2-2	03-3593-3311

② 指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
九州管区警察局	公安部 災害対策官	福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	総務部総務課	沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号	098-866-0059
第十一管区海上保安本部	救難課	那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
沖縄気象台	業務課	那覇市樋川 1-15-15	098-833-4283
沖縄労働局	総務部企画室	那覇市おもろまち 2-1-1	098-868-4403
那覇空港事務所	空港保安 防災課	那覇市安次嶺 531-3	098-857-1101
沖縄防衛局	業務課	嘉手納町字嘉手納 290-9	(代表) 098-921-8131
九州厚生局沖縄分室	庶務課	那覇市前島 1-15-15	098-853-7350
沖縄総合通信事務所	総務部総務課	那覇市東町 26-29 4F	098-865-2301
那覇産業保安監督事務所	保管監督課	那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-6474
沖縄森林管理署	次長	那覇市久米 2-5-7	098-868-8829

③ 自衛隊

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 15 旅団	司令部第 3 部	那覇市鏡水 679	098-857-1155

④ 指定公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
(株)NTT 西日本 沖縄支店	設備部 サービス マネジメント部門 災害対策担当	浦添市城間 4-35-1	098-871-2820 FAX:098- 871-2896
(株)NTT ドコモ九州支社 沖縄支店	技術サービス部	那覇市久茂地 1-12-12	098-862-4736
日本銀行那覇支店	総務課	那覇市松山 1-2-1	098-869-0136
日本赤十字社沖縄支部	事業推進課	那覇市古波蔵 3-7-25	098-835-1180
日本放送協会沖縄放送局	企画総務	那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
沖縄電力株式会社 うるま支店	配電サービス グループ	うるま市江洲 358-2	098-973-1236
西日本高速道路株式会社 九州支社沖縄管理事務所	維持課	浦添市字西原 4-41-1	098-876-8950
KDDI 沖縄株式会社	総務課	那覇市東町 4-1	098-864-0077
日本郵政公社沖縄事務所	企画部総務課	那覇市東町 26-29	098-865-2208

⑤ 指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
沖縄県医師会	事務局	浦添市字当山 422	098-877-0666
沖縄県看護協会	事務局	南風原町与那覇 460	098-888-3155
沖縄県バス協会	事務局	那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉球海運株式会社	事務局	那覇市西 1-24-11	098-868-8161
(社) 沖縄県高圧ガス保安協会		那覇市小録 1831-1	098-858-9564
沖縄県婦人連合会		那覇市大道 172	098-884-5333

⑥ 県教育委員会、県警察本部・管轄署、市町村代表、消防関係機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
沖縄県教育委員会	総務課	那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2705
沖縄県警察本部	警備第二課	〃	098-862-0110
石川警察署		うるま市石川東山本 町 1-1-1	098-964-4110
沖縄県市長会	事務局	那覇市旭町 116-37 (南部合同庁舎 6 階)	098-963-8616
沖縄県町村会	事務局	那覇市旭町 116-37 (南部合同庁舎 5 階)	098-963-8651
沖縄県消防長会 (消防庁代表)	事務局 (那覇市 消防本部)	那覇市銘苅 2-3-8	098-867-0119
沖縄県消防団長会 (消防団代表)	事務局 (那覇市 消防本部)	〃	098-867-0911

⑦ 沖縄県機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
知事公室	防災危機管理課	那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2143
〃	秘書課	〃	098-866-2080
〃	広報課	〃	098-866-2020
〃	基地対策課	〃	098-866-2460
企業局	総務課	〃	098-866-2803
病院事業局	県立病院課	〃	098-866-2832
教育庁	総務課	〃	098-866-2705

⑧ 県出先機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
北部土木事務所	庶務班	名護市大南 1-13-11 (北部合同庁舎)	0980-53-1255
北部農林水産 振興センター		名護市大南 1-13-11 (北部合同庁舎)	0980-53-7187
中部保健所	総務福祉班	沖縄市美原 1-6-28	098-938-9886
名護県税事務所		名護市大南 1-13-11 (北部合同庁舎)	0980-52-2170
県立北部病院	総務課	名護市大中 2-12-3	0980-52-2719
県立中部病院	総務課	うるま市宮里 281	098-973-4111

⑨ 報道機関等

機関名	所在地	電話番号
NHK沖縄放送局	那覇市おもろまち 2-6-21	(代)098-865-2222
琉球放送 (RBC)	那覇市久茂地 2丁目3番1号	(代)098-867-2151
沖縄テレビ放送 (OTV)	那覇市久茂地 1丁目2番20号	(代)098-863-2111
琉球朝日放送 (QAB)	那覇市久茂地 2丁目3番1号	098-860-1199
沖縄ケーブルテレビ (OCN)	那覇市久茂地 1丁目2番20号	098-863-4141
ラジオ沖縄 (ROK)	那覇市西 1丁目4番8号	098-869-2211
エフエム沖縄	浦添市小湾 40番地	(代)098-877-2361
沖縄タイムス社	那覇市久茂地 2丁目2番地2号	(代)098-860-3000
琉球新報社	那覇市天久 905	(代)098-865-5111

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(市町村)

地 区	市町村名	代表部署	端末局 グループ	NW専用 電話番号	NTT電話
北部地区	名護市	総務課	端末局A	9921	0980-53-1212
	国頭村	総務課	端末局A	9922	0980-41-2101
	大宜味村	総務課	端末局A	9923	0980-44-3001
	東村	総務財政課	端末局A	9924	0980-43-2201
	今帰仁村	総務課	端末局A	9925	0980-56-2101
	本部町	総務課	端末局A	9926	0980-47-2101
	恩納村	総務課	端末局A	9927	966-1200
	宜野座村	総務課	端末局A	9928	968-5111
	金武町	総務課	端末局A	9929	968-2111
	伊江村	企画総務課	端末局A	9930	0980-49-2001
	伊平屋村	総務課	端末局A	9931	0980-46-2001
	伊是名村	総務課	端末局A	9932	0980-45-2001
中部地区	うるま市	防災基地涉外課	端末局A	9933	979-6760
	宜野湾市	総務行政係	端末局A	9934	893-4411
	浦添市	防災危機管理室	端末局A	9935	876-1234
	沖縄市	防災課	端末局A	9936	939-7773
	読谷村	総務課	端末局A	9937	982-9201
	嘉手納町	総務課	端末局A	9938	956-1111
	北谷町	交換手	端末局A	9939	936-1234
	北中城村	総務課	端末局A	9940	935-2233
	中城村	総務課	端末局A	9941	895-2131
	西原町	総務課	端末局A	9942	945-5011
南部地区	那覇市	市民防災課	端末局A	9943	861-1102
	糸満市	市民生活環境課	端末局A	9944	840-8111
	豊見城市	総務課	端末局A	9945	850-0024
	八重瀬町	総務課	端末局A	9946	998-2200
	南城市	総務課	端末局A	9947	948-7111
	与那原町	企画総務課	端末局A	9948	945-2201
	南風原町	総務課	端末局A	9949	889-4415
	久米島町	総務課	端末局A	9950	985-7121
	渡嘉敷村	総務課	端末局A	9951	987-2321
	座間味村	総務課	端末局A	9952	987-2311
	栗国村	総務課	端末局A	9953	988-2016
渡名喜村	総務課	端末局A	9954	989-2002	
大東地区	南大東村	総務課	端末局A	9955	09802-2-2001
	北大東村	総務課	端末局A	9956	09802-3-4001
宮古地区	宮古島市	総務課	端末局A	9957	0980-72-3751
	多良間村	総務課	端末局A	9958	0980-79-2011
八重山地区	石垣市	防災危機管理室	端末局A	9959	0980-82-1216
	竹富町	総務課	端末局A	9960	0980-82-6191
	与那国町	固定資産室	端末局A	9961	0980-87-2241

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(消防機関)

地区	消防本部名	代表部署	端末局グループ	NW専用電話番号	NTT電話
北部地区	名護消防	通信室	端末局B	600	0980-52-2121
	国頭消防	指令室	端末局A	9526	0980-41-5100
	本・今消防	通信室	端末局B	602	0980-47-7119
	金武消防	通信室	端末局B	603	968-2020
中部地区	沖縄消防	通信指令室	端末局B	604	929-0900
	宜野湾消防	通信指令室	端末局B	605	892-2299
	浦添消防	通信室	端末局B	606	875-0105
	うるま市消防	署事務室	端末局B	607	973-4838
	ニライ消防	警備事務室	端末局B	608	956-2424
	中・北消防	通信指令室	端末局B	609	935-4748
南部地区	那覇消防	通信指令室	端末局B	610	868-9911
	糸満消防	通信指令室	端末局B	611	992-3661
	豊見城消防	通信室	端末局B	612	850-3105
	島尻消防	通信指令室	端末局B	613	948-2512
	東部消防	通信指令室	端末局B	614	945-2200
	久米島消防	通信指令室	端末局B	615	985-3281
宮古地区	宮古島市消防		端末局B	616	0980-72-0943
八重山地区	石垣消防	通信指令室	端末局B	617	0980-82-4047

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(県出先関係機関)

地区	県出先機関名	代表部署	端末局グループ	NW専用電話番号	NTT電話
北部地区	北部土木事務所	維持管理班	端末局A	9911	0980-53-1787
	北部保健所	総務企画班	端末局B	640	0980-52-2714
	北部病院	総務課	端末局B	660	0980-52-2719
中部地区	中部土木事務所	維持管理班	端末局A	9912	
	中部病院		端末局B	661	973-4111
南部地区	南部土木事務所	維持管理班	端末局A	9913	
	南部保健所		端末局B	641	889-6351
	南部医療センター	総務課	端末局B	662	888-0123
宮古地区	宮古事務所	総務課	端末局A	9914	0980-72-2551
	宮古保健所		端末局B	642	0980-72-2420
	宮古病院		端末局B	663	0980-72-3151
八重山地区	八重山事務所	総務課	端末局A	9915	0980-82-3040
	八重山病院	総務課	端末局B	664	0980-83-2525

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(防災関係機関)

地区	防災関係機関名	代表部署	端末局グループ	NW専用電話番号	NTT電話
南部地区	沖縄気象台	予報課	端末局B	680	833-4285
	第十一海保	救難課	端末局B	681	867-0118
	NHK沖縄		端末局B	683	865-3641
	日赤沖縄		端末局B	684	835-1177
	沖縄電力		端末局B	685	877-2341
	陸自衛隊(可搬型)	第3科防衛班	端末局B	682	857-1155

NW専用電話

県合庁、市町村ではNW専用電話が防災担当課に設置されています。

消防、病院、保健所、防災関係機関ではNW専用電話がSG(総合行政)ネット担当課に設置されています。



<災害避難の予定場所・避難所一覧>

■金武町指定緊急避難場所一覧

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	想定収容人数	想定収容人数算定方法
1	中川地区公民館	字金武10543-1	中川区 098-968-2407	448	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人
2	中川近隣公園	字金武10531	中川区 098-968-2407	7,672	1.0㎡で1人
3	ふれあいの森公園	字金武10366-1	中川区 098-968-2407	9,400	1.0㎡で1人
4	中川小学校グラウンド	字金武10154	町 098-968-2111	7,952	1.0㎡で1人
5	金武ダムホール	字金武9959	北部ダム統合管理事務所 0980-53-2442		
6	金武ダム公園	字金武9959	北部ダム統合管理事務所 0980-53-2442		
7	並里区民広場（パーパー森）	字金武12421-1	並里区 098-968-2102	19,320	1.0㎡で1人
8	モーシヌ森公園	字金武856	並里区 098-968-2102	6,509	1.0㎡で1人
9	オランダ森緑地公園	字金武5547	町 098-968-2111	4,384	1.0㎡で1人
10	芳魂の塔	字金武5548-1	町 098-968-2111		
11	仲畑慶原公園	字金武5312	並里区 098-968-2102		
12	大川児童公園	字金武565	並里区 098-968-2102	4,354	1.0㎡で1人
13	並里地区公民館 （ウフマシチャ）	字金武714-2	並里区 098-968-2102	820	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人
14	金武町役場公用車駐車場	字金武99	町 098-968-2111	804	1.0㎡で1人
15	金武小学校グラウンド	字金武549	町 098-968-2111	12,150	1.0㎡で1人
16	金武中学校グラウンド	字金武3504	町 098-968-2111	33,968	1.0㎡で1人
17	金武町総合保健福祉センター	字金武1842	町 098-968-2111	1,432	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人
18	金武児童公園	字金武438	金武区 098-968-2108	6,264	1.0㎡で1人
19	金武公会堂前広場	字金武138	金武区 098-968-2108		
20	上ヌ毛公園	字金武226-2	金武区 098-968-2108		
21	金武アクティブパーク	字金武4263-2	町社交飲食業組合 098-968-3578		
22	スポーツ広場	字金武4118-1	町 098-968-2111	3,740	1.0㎡で1人
23	町営住宅浜田団地	字金武4208-1	町 098-968-2111		
24	浜田原公園	字金武4234-11	金武区 098-968-2108	4,300	1.0㎡で1人
25	金武町陸上競技場	字金武7758	町 098-968-2111		
26	金武地区公園	字金武7801	町 098-968-2111	34,516	1.0㎡で1人
27	第46ゲート前	渡慶頭原地内	沖縄防衛局 098-921-8131		
28	第47ゲート前	渡慶頭原地内	沖縄防衛局 098-921-8131		
29	23班高台（町道金武204号線）		町 098-968-2111		

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	想定収容人数	想定収容人数算定方法
30	石川原高台（町道金武224号線）		町 098-968-2111		
31	喜瀬武原地区農民集会所	字金武8909	金武区 098-968-2108	60	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人
32	第42ゲート前（レンジ4入口）	字伊芸1529-7	沖縄防衛局 098-921-8131		
33	ユイニー高台	字伊芸339-7	町 098-968-2111		
34	伊芸地区公民館	字伊芸778-1	伊芸区 098-968-2147	617	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人
35	伊芸地区運動場	字伊芸778-1	伊芸区 098-968-2147		
36	伊芸地区公園（さくまつ公園）	字伊芸907-1	伊芸区 098-968-2147		
37	伊芸SA上り線レストラン海側芝生地	字伊芸1261	西日本高速道路 098-968-3553		
38	沖縄自動車道「杣山第二橋」北側		町 098-968-2111		
39	大前鉢物生産組合	字屋嘉2018-582	大前鉢物生産組合 098-964-4119		
40	屋嘉西児童公園	字屋嘉599-1	屋嘉区 098-964-2040	4,800	1.0㎡で1人
41	屋嘉地区公民館	字屋嘉360-1	屋嘉区 098-968-2040	550	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人
42	屋嘉地区運動場	字屋嘉2026	屋嘉区 098-968-2040	10,290	1.0㎡で1人
43	屋嘉浄水場	字屋嘉2018	町 098-968-2111		
44	小浜原高台（土地改良区入口）		町土地改良区 098-968-3944		
45	屋嘉区12班高台（町道屋嘉62号線）		町 098-968-2111		

■金武町指定避難所一覧

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	想定収容人数	想定収容人数算定方法	備考
1	中川地区公民館	字金武10543-1	中川区 098-968-2103	448	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
2	中川小学校体育館	字金武10154	町 098-968-2111	260	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
3	金武ダムホール	字金武9959	北部ダム統合管理事務所 0980-53-2442			
4	並里地区公民館・体育館	字金武714-2	並里区 098-968-2102	820	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
5	金武小学校体育館	字金武549	町 098-968-2111	502	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
6	総合保健福祉センター	字金武1842	町 098-968-2111	1,432	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	台風時避難所
7	町立武道館	字金武1832	町 098-968-2111	449	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
8	町立体育館	字金武7758	町 098-968-2111	1,794	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
9	中央公民館	字金武7758	町 098-968-2111	1,035	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
10	喜瀬武原地区農民集会所	字金武8909	金武区 098-968-2108	60	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
11	伊芸地区公民館・体育館	字伊芸778-1	伊芸区 098-968-2147	617	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	台風時避難所
12	伊芸地区集会所	字伊芸957	伊芸地区集会所運営委員会 098-968-5361	235	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
13	屋嘉地区公民館・体育館	字屋嘉360-1	屋嘉区 098-964-2040	550	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	台風時避難所

■ 「要配慮者の避難受入れ協定」を締結している施設一覧

NO	施設名	住所	協定先・施設管理者	受入れ可能人数 (想定)	協定締結日
1	小規模多機能ホームハウス虹の里	字金武790	社会福祉法人金武あけぼの会	13	平成27年2月
2	認知症対応グループホームくぼの里	字金武4196-28	有限会社くぼの里	1	平成27年2月
3	障害者支援施設松原園	字金武4231	社会福祉法人松原福祉会	75	平成27年2月
4	有料老人ホーム風雅	字金武4836-7	医療法人おくまクリニック	3	平成27年2月
5	特別養護老人ホーム光が丘	字伊芸1292-1	社会福祉法人金武あけぼの会	502	平成27年2月
6	介護老人保健施設信愛の丘	字屋嘉2724	医療法人信愛の丘	50	平成27年2月